

令和6年度

高松市包括外部監査報告書

公認会計士 内橋 翔

令和6年度包括外部監査報告書

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3 事件(監査テーマ)を選定した理由	1
4 外部監査の方法	1
5 外部監査の実施期間及び対象	2
6 外部監査人並びに補助者の氏名及び主な資格	2
7 利害関係	2
8 指摘事項の記載方法	2
9 その他	2
第2 監査対象の概要	4
1 使用料等の意義	4
2 使用料等の種類と規模	14
3 利用料金制度	21
4 市における指定管理者制度の導入・運用の現状	22
5 対象とした使用料の特徴	24
第3 使用料設定の現状と課題	27
1 受益者負担の現状	27
2 高松市受益者見直し基準	28
3 受益者負担のポートフォリオの現状の整理(目標と現状の整理)	33
4 目的外使用について	38
5 発見事項	39
第4 手数料設定の現状と課題	43
1 手数料の設定と種類	43
2 住民票等の発行手数料について	44
3 督促手数料について	44
第5 使用料等の減免措置	46
1 減免措置の適用状況	46
第6 他自治体との比較	48
1 住民一人当たりの資産額と負債額	48
2 歳入額対有形固定資産比率(年)と有形固定資産減価償却比率(%)	49
3 将来世代負担比率と受益者負担割合	49
4 住民一人当たり資産額と行政コスト	50

第7 監査結果の要約	52
1 監査における主な指摘事項	52
第8 個別事項	57
1 交通政策課	57
2 文化芸術振興課	99
3 スポーツ振興課	139
4 こども未来館	178
5 観光交流課	192
6 政策課	218
7 市民やすらぎ課	226
8 市営住宅課	251
9 市場管理課	269

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1) 外部監査の対象

使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について

(2) 監査対象期間

原則として令和5年度(必要に応じて、過年度等についても対象とした。)

3 事件(監査テーマ)を選定した理由

地方公共団体が徴収する使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)は、特定の行政サービスを利用する者が、その受益の範囲内で対価を負担するものである。そのため、住民負担の公平性確保の観点や受益者負担の原則に立ち、適正な負担額を設定する必要があり、長期的な視点に立った受益者負担の適正化を行う必要がある。また、使用料等の設定過程のほか、使用料等の減額や免除の手続が公平かつ公正に行われているかについても市民の関心が高いものと思われる。

市では、令和4年6月に改定された「高松市受益者負担見直し基準」(以下「見直し基準」という。)に基づいて使用料の適正化を図っているところである。提供するサービスの内容や利用者数の想定によって、その使用料等の設定単価の多寡が変動し、最終的には歳入額に影響する。そのため、施設の利用実態及びサービス内容が市民ニーズと合致しているか等の検討過程について、第三者としての立場により監査する意義があるものとする。また、利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制度を導入している施設では、指定管理者における管理運営経費と利用料金が相殺されるため、利用料金が市の使用料収入として計上されず、運営実態が把握しづらい側面がある。そこで、使用料と同様に、受益者負担の適正化や公平性、透明性の確保の観点から、利用料金についても監査対象とする。

4 外部監査の方法

(1) 監査の視点

- ① 使用料等の設定に係る事務の執行及び手続等が関係法令及び条例等に基づき適正に行われているか。
- ② 使用料等が適切な設定・水準となっているか。
- ③ 使用料等の定期的な分析及び見直しが行われているか。
- ④ 使用料等を徴収していないが、本来は徴収すべき施設又は業務はないのか。
- ⑤ 使用料等の徴収・収納事務が関係法令及び条例等に基づき適正に行われているか。

- ⑥ 使用料等の減額や免除の手続は適切に行われているか。
- ⑦ 使用料等の納付方法として利便性が確保されているか。
- ⑧ 使用料等の未収債権管理と不納欠損に関する規程が整備され、適切に運用されているか。

(2) 主な監査手続

- ① ヒアリング
- ② 関係書類の閲覧・照合
- ③ 関連法規・条例等の整合性チェック
- ④ 分析、比較
- ⑤ 視察、現況確認

5 外部監査の実施期間及び対象

令和6年4月1日から令和7年1月 31 日まで

6 外部監査人並びに補助者の氏名及び主な資格

包括外部監査人	内橋 翔(公認会計士)	
補助者	藤田 武俊(弁護士)	矢野 基樹(公認会計士)
	石川 たか子(税理士)	川田 浩史
	御園 友貴	山本 恭子

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8 指摘事項の記載方法

合規性に問題があるもの、手続上の不備、誤謬、政策目的から著しく乖離した業務実施等について、監査の指摘として記載し、経済性・効率性・有効性の観点から課題のあるもの、また市民間の公平性に課題のあるもの、市の政策目的実施のために実施方法の改善が望まれるものについては意見として記載することとした。

9 その他

- ・ 当報告書上の団体・法人・個人名等の記載方法、掲載の可否については、高松市情報公開条例及び高松市個人情報の保護に関する法律施行条例に従って判断している。
- ・ 当報告書上に掲載したデータについては、可能な限り出典を記載しているが、高松市から入手した資料については、出典を記載していないものがある。

数値については、単位未満を四捨五入して表示している表があり、表の合計欄の数値と、表の数値の合計は必ずしも一致しない。

第2 監査対象の概要

1 使用料等の意義

(1) 使用料等とは

「使用料」は施設を利用した場合に、「手数料」は特定の者のために役務を提供した場合に、実費負担的な意味で受益者から徴収するものとされている(地方自治法第 225 条、第 227 条)。使用料等に関する事項については、条例で定めなければならない(地方自治法第 228 条第1項)とされている。手数料については、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について手数料を徴収する場合においては、政令に定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない(地方自治法第 228 条第1項、地方公共団体の手数料の標準に関する政令)。

使用料等の算定にあたっては、施設の維持管理費などサービス提供に要する費用を明らかにし、一定の考え方に基づいて受益者負担額を算定することによって、負担する内容の透明性を高め、受益者となる市民の理解を得るよう努める必要がある。

また、受益者負担が過大にならないよう、適正な職員配置や事務事業の見直しなどによって、サービス提供に要する費用の縮減に努めることが重要である。

市は、算定方法の明確化及び経費削減の取組の見える化の観点から、使用料等の算定の基本的な考え方を示し、これに基づいて、受益者負担の内容が適正であるか検証するとともに、見直しによって受益者負担の適正化を図ることとしている。

【参考】

(使用料)

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規則及び罰則)

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(標準事務)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。(以下、省略)

(出典：地方自治法より一部抜粋)

(2) 使用料等と消費税

地方公共団体が受領する使用料等の対象は、多岐にわたり、設定の考え方も多様である。令和5年 10 月から消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が始まり、市においても財務会計システム上での債権者登録作業や請求書様式の改定などの対応を行った。また、消費税法施行令第 72 条で一般会計とみなされる特別会計の事業以外の特別会計で適格請求書発行事業者登録を行った事業は、申告義務が発生する。

地方公共団体が受領する使用料等については、消費税の課税対象取引とされるものもあれば、非課税対象取引とされるものもある。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付及び役務の提供の4つの要件を全て満たす取引に課せられるものであり、多くの使用料は課税取引となっている。

一方、地方公共団体が法令に基づいて行う一定の事務に係る役務の提供で、法令に基づいて徴収される手数料(登記、登録、特許、免許、許可、検査、検定、試験、証明、公文書の交付など)は非課税となっている(消費税法施行令第 12 条)。

本監査にあたり、消費税の課税区分の検討状況について、使用料等を徴収している所管課に対して質問を実施した。

【参考】

【国、地方公共団体等の役務の提供から除外されるものの範囲等】

1 法別表第二第五号イに規定する政令で定める役務の提供は、次に掲げる事務に係る役務の提供とする。

① 検査、検定、試験、審査及び講習(以下この号において「特定事務」という。)のうち次のいずれにも該当しないもの

～略～

② 前号に掲げる事務に係る証明並びに公文書の交付(再交付及び書換交付を含む。)、更新、訂正、閲覧及び謄写

2 法別表第一第五号ロに規定する政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。

① 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国又は地方公共団体の委託又は指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料その他の料金の徴収が法令に基づくもの

～略～

② 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国又は地方公共団体の委託又は指定を受けた者が法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供

イ 登録、認定、確認、指定、検査、検定、試験、審査及び講習(以下この号において「登録等」という。)のうち次のいずれかに該当するもの

～略～

- 証明並びに公文書及び公文書に類するものの交付（再交付及び書換交付を含む。）、更新、訂正、閲覧及び謄写（イに掲げる事務以外の事務に係るものを除く。）
- ③ 国又は地方公共団体が、法令に基づき行う他の者の徴収すべき料金、賦課金その他これらに類するものの滞納処分について、法令に基づき当該他の者から徴収する料金に係る役務の提供

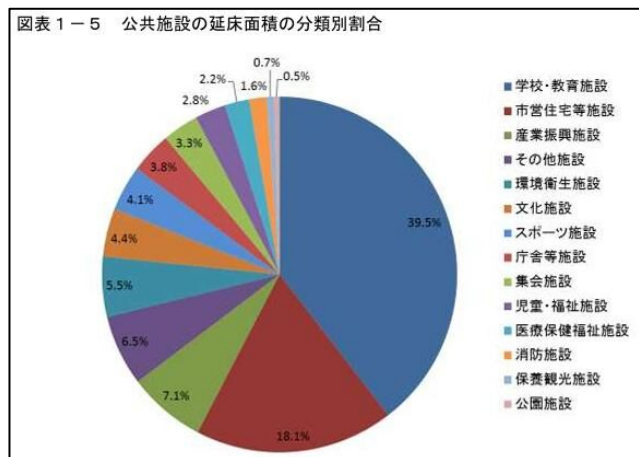
（出典：消費税法施行令第 12 条より一部抜粋）

（3）使用料等とファシリティマネジメント

使用料の多くは、公の施設の利用に関するものである。市が保有する主な施設として、市道、都市公園、公営住宅、教育施設、文化施設、スポーツ施設、社会福祉施設、ごみ処理施設、水道、公共下水道、公営公衆浴場という 11 の施設類型を有している（高松市公共施設等総合管理計画）。当然のことながら、それぞれの施設の利用状況により歳入（使用料収入等）金額も影響する。使用料の算定は、基本的に単価×数量となるため、「単価」ないし「数量」が増減要因となる。受益者負担の検討は、「単価」に重きを置く傾向があるが、公の施設であることを前提とすると、目標となる「数量」にも着眼して事業に当たることが肝要である。

【図表 1】公共施設保有状況

施設類型	総施設数	延床面積（㎡）
庁舎等施設	38	68,138
集会施設	113	48,843
文化施設	23	66,462
スポーツ施設	33	77,597
医療保健福祉施設	48	35,175
保養観光施設	16	9,151
産業振興施設	9	102,899
市営住宅等施設	51	242,714
消防施設	118	25,831
児童・福祉施設	99	52,632
学校・教育施設	128	576,063
公園施設※	121	4,276
その他施設	98	97,268
廃止施設	15	7,164
環境衛生施設	24	71,052
合計	934	1,485,265



（出典：高松市公共施設等総合管理計画 2頁）

（出典：高松市公共施設有効活用・再配置等方針 高松市 10 頁）

使用料収入の実績を把握することは、利用需要の変化を的確に捉えることにつながる。

そのため、現時点に加え、今後の人口の動きを予測し当該使用料への影響を検討していくことが市民サービスの持続可能性の確保の観点から重要である。人口の動きは、①人口減少（数）、②地域ごとの人口の低密度化（エリア）、③少子高齢化（年齢構成）という3つの観点で捉える必要がある。この点、市は公共施設再編整備計画において、ICT（Information and Communication Technology の略。以下「ICT」という。）を活用し、人口メッシュ分析（※1）

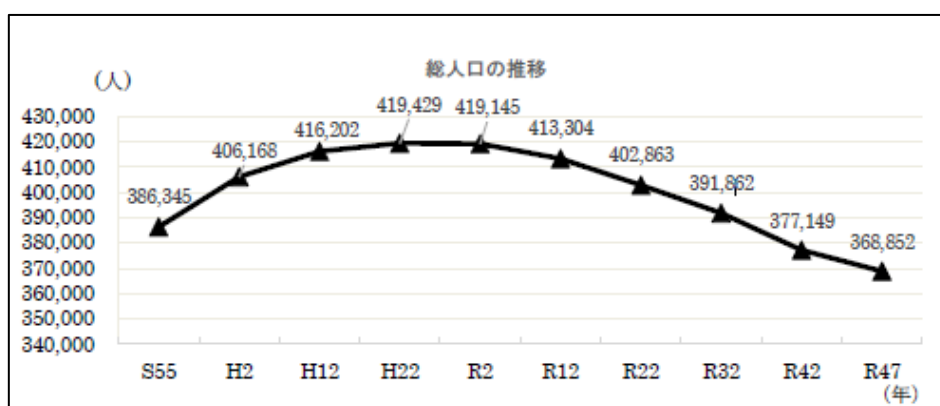
やパーソントリップ調査(※2)などから今後の利用需要を予測するとともに、施設の再配置等の検討を行う予定としている。

今から40年先の令和47年の市の人口は368,852人と見込まれており、令和6年10月1日時点住民基本台帳登録者417,868人と比べると49,016人(約11.7%)減少することになる。

※1「人口メッシュ分析」とは、高齢者世帯や子育て世帯など世帯や特性情報を活用した分析。

※2「パーソントリップ調査」とは、都市における人の移動に着目した調査。

【図表2】人口推移



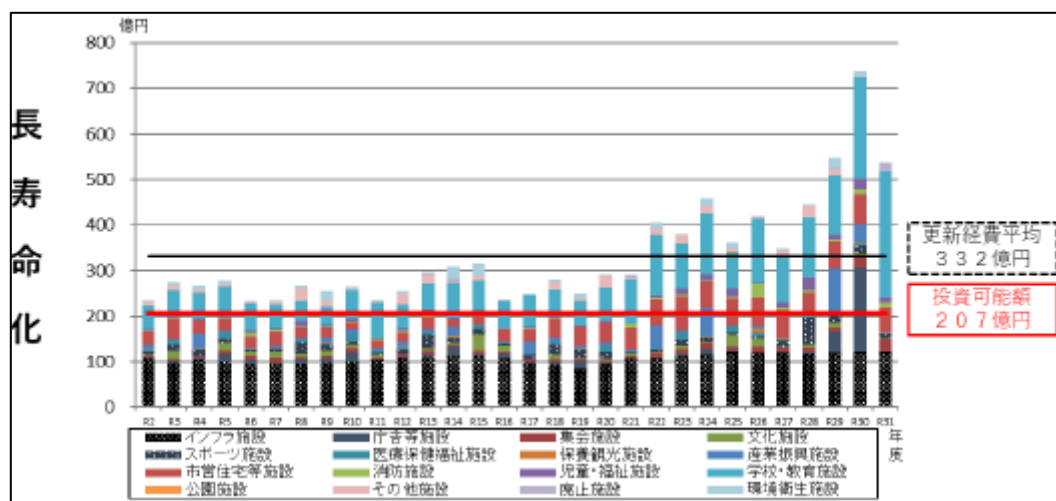
（出典：たかまつ人口ビジョン（令和元年度改訂版））

仮に人口の減少に比例して、利用者数が減少すれば、自主財源である使用料収入が減少することになる。

公共施設等総合管理計画には、「将来の修繕・改修などの費用増に備え、施設整備基金などの基金を適切に運用するとともに、歳出全般の大幅な抑制や積極的な自主財源の確保などの取組が必要不可欠です。」と記載されており、持続的な行政運営を行うため、将来の状況も踏まえた中長期的な視点から提供サービスの在り方や総量縮減を検討し、意思決定を行っていかねばならない時代に突入している。

市が作成した公共施設等の更新予測（長寿命化）によると、投資可能額 207 億円／年に対して更新経費平均 332 億円／年となっており、財源が約 125 億円／年不足している状況にある。単純計算で約3分の1は財源不足により更新できないこととなる。そのため、厳しい財政状況を念頭に、10年先、20年先を見通した賢い投資が求められている。

【図表3】公共施設の更新経費予測(資産種類別)



(出典:高松市公共施設等総合管理計画 9頁)

使用料等の受益者負担の適正化は、主として財政負担軽減を図るための検討であるが、公共施設等総合管理計画や個別管理計画等とも有機的なものであり、使用料を徴収する所管課においては、一体的な検討を進めていく必要がある。つまり、使用料等の適正化と長寿命化等の計画の両面から行政改革を進めていくことになる。

また、近年、国が進めている官民連携による手法を用いた検討など、行政のみで検討するのではなく、民間も交えて様々な観点からより良い方策を検討し、官民のリスク分担を明確にして課題を解決していくという取組が活発化してきている。市においては、Park-PFI、卸売市場の再整備における余剰地の活用、下水道施設のウォーターPPP の導入などの取組が進められている。

令和5年度に実施された市の公共施設再編整備実施計画は、以下のとおりである。

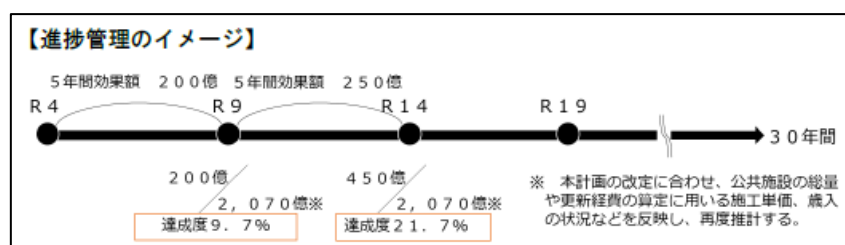
No.	施設所管課	再整備前の施設名称	再編整備 実施計画	見込まれる効果	
				延床 面積	コスト削減※ (単位:千円)
1	地域振興課	旧太田出張所 旧太田コミュニティセンター	廃止	481.03 m ²	214,208
2	国保高齢者医療課	元国民健康保険女木看護師宿舎	廃止	65.62 m ²	8,794
3	こども保育教育課	旧男木保育所	廃止	129.03 m ²	439
4	こども保育教育課	旧浅野幼稚園	廃止	688.63 m ²	137,683
5	市営住宅課	上之町(C)団地	廃止	1,966.30 m ²	870,861
6	消防局総務課	旧屋島分団第1部消防屯所	用途変更	43.2 m ²	7,829
合計				3,334.93 m ²	1,239,814

(出典:市のホームページ掲載情報「高松市公共施設再編整備実施計画」をもとに監査人が作成)

※コスト削減は、15年間のコストを算出しているとのことである。

さらに、高松市公共施設再編整備計画では、進捗管理として5年ごとに金額ベースでの達成度を測定することとしており、そのイメージは【図表4】のとおりである。

【図表4】進捗管理のイメージ



(出典:高松市公共施設再編整備計画 7頁)

直近5か年の再編整備実施計画は以下のとおりであり、着実に歩みを進めている。

再編整備 実施計画	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
廃止	2	1	4	7	5
用途変更	2	4	2	—	1
移転	1	—	—	—	—
合計	5	5	6	7	6

(出典:市のホームページ掲載情報「高松市公共施設再編整備実施計画」をもとに監査人が作成)

現在、総務局等が各所管課からの情報を横串しで客観的な視点で情報を集約し、所管課との対話や助言を通じて、効率的かつ効果的な行政運営の調整を図る組織体制は整備されている。

使用料収入及び対応コストにかかる情報の総括部署等は以下のとおりである。

検討	主にコスト面の検討	主に収入面の検討
総括部署	財政局 ー財産経営課ファシリティマネジメント推進室	総務局 ー人事課行政改革推進室
基本方針 基本計画等	高松市ファシリティマネジメント推進基本方針(平成 26 年4月)→高松市公共施設等総合管理計画(令和5年1月) 高松市公共施設長寿命化指針(平成 27 年3月) →長寿命化計画／中期保全計画 高松市公共施設有効活用・再配置等方針(平成 27 年 10 月)→再編整備計画実施計画	受益者負担の見直し基準(令和4年6月改定・令和5年1月～基準改定に伴う見直しの実施) →庁内利用算定シート
取組主題	資産活用の効率化 長寿命化等の対策 施設の維持更新に係る経費の縮減と平準化	使用料の適正化
計画等の検討 周期	5年ごとの計画見直し	3年に1度
基礎データ (インプット元)	各課)財務会計データ 各課)保有データ 財政課)固定資産台帳等	各課)財務会計データ 各課)保有データ 財政課)固定資産台帳 資産税課)固定資産税評価額データ 等

上記の基礎データ(インプット元)は電子データが用いられているが、高松市公共施設等総合管理計画においては、「システムの構築」として以下のように記載されている。

ア 情報システムの構築

本市の公共施設を対象として、次の情報を整理し、一元化、共有化を図ることにより、公共施設マネジメントシステムとしてデータベース化します。このことにより、各施設の劣化状況や経営状況等を評価することが可能となり、全庁横断的に総合的な管理を推進します。

- 施設情報(施設概要、建築年次、構造等)
- 機能情報(修繕履歴、劣化状況等)
- 管理情報(維持管理費、光熱水費等)
- 利用状況(利用率、利用内容等)

～略～

4章 推進体制

1 推進体制の構築

(3) 情報管理・共有化の必要性

公共施設等の総合的なマネジメントを推進するためには、全ての施設情報を一元的に管理し、全庁的な共有化を図る必要があります。現状では、ファシリティマネジメントの取組として、公共施設の情報は一元化されており、その情報を基に、施設の集約化や統廃合に取り組んでいます。

しかし、インフラ施設のデータは、所管部署ごとに個別に保有・管理されており、そのデータベース化や全庁的な共有方策が課題となっています。

今後は、固定資産台帳等の公会計情報の活用やインフラ施設を含めた全庁的なデータベースの構築についても、検討を進めることとします。

(出典：高松市公共施設等総合管理計画 18 頁、25 頁、26 頁より一部抜粋、下線部は監査人による)

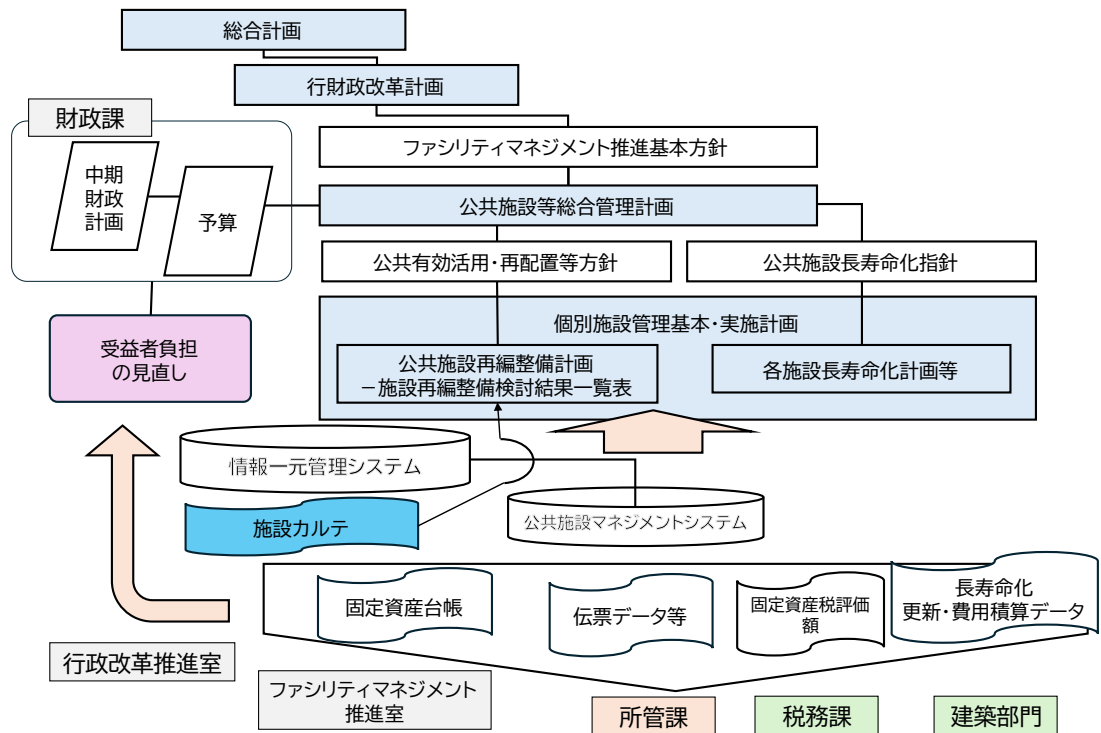
本監査において、所管課における「見直し基準」に基づく計算などの作業を確認したところ、所管課でのデータ集計が自動化されていないなど非効率な点も見受けられた。

各所管課での作業に加え、財務部門が策定している高松市ファシリティマネジメント推進基本方針や高松市公共施設有効活用・再配置等方針に沿って集約化しているデータに、総務部門が取り纏めているデータを集約する点など一連の業務フローを見直し、ICT を活用したシームレスな環境のもと、全庁的な事務効率向上につながる取組に投資を行っていくべきである。

横浜市では、多くの職員が利用している財務会計システム等の現状の課題を整理し、業務やプロセスを改善・改革するため、令和2年5月に「横浜市新たな財務会計システムの構築に向けた基本構想」を策定しシステム構築における基本的な考え方等を整理し、データマネジメント環境を整えるとしている。

高松市が作成している各種計画と受益者負担の見直しの位置付け、並びにこれらを検討・作成する基礎データの源泉をまとめると【図表5】のとおりとなる。

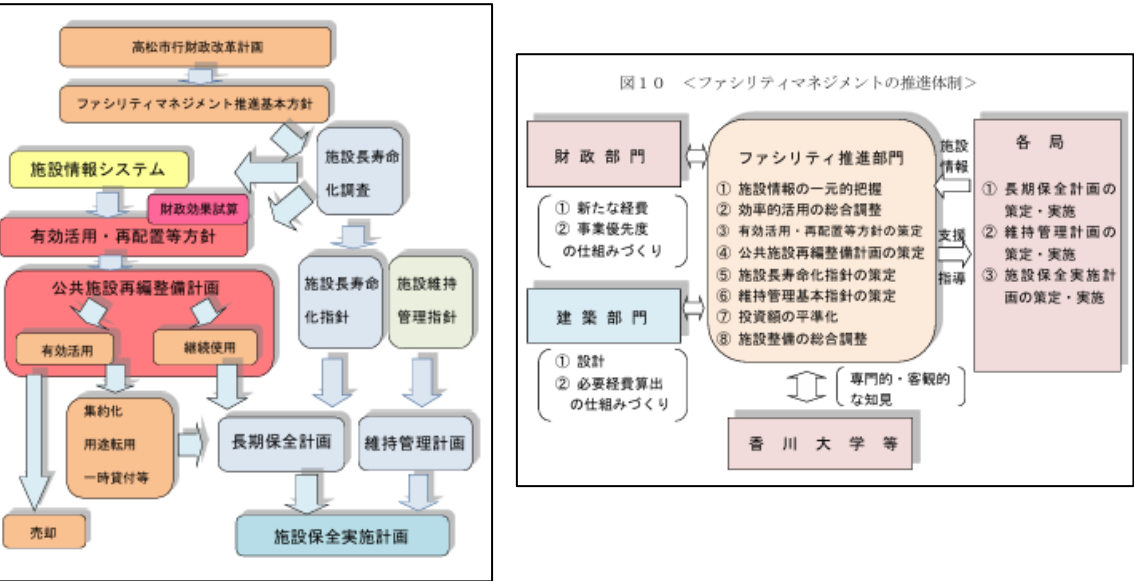
【図表5】受益者負担の見直しを含むファシリティマネジメント推進の体系図



(出典：市公表資料及びヒアリングした内容を踏まえて監査人が作成)

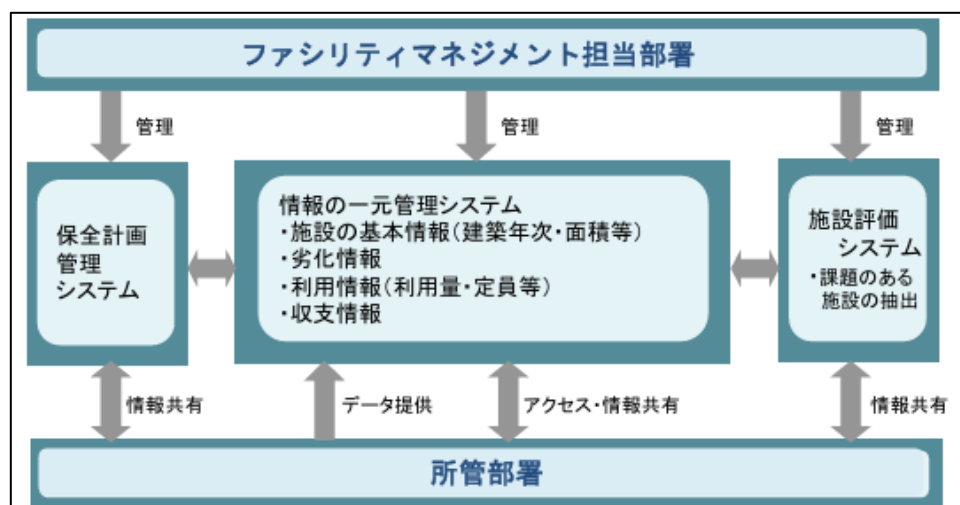
一方、市の基本フローは以下のとおりであり、財政部門中心の整理にとどまっている。

【図表6】ファシリティマネジメントの基本フローとファシリティマネジメントの推進体制



(出典：高松市ファシリティマネジメント推進基本方針(平成 26 年4月) 16 頁、18 頁)

【図表7】情報の一元管理



(出典：高松市公共施設有効活用・再配置等方針(平成 27 年 10 月) 11 頁)

【図表8】施設評価の実施にあたっての評価観点及びポートフォリオ分析

図表 2-2 一次評価項目と評価観点及びポートフォリオ分析

評価項目	評価の観点
品質 (建物の劣化状況)	・経過年数からみた劣化状況はどうか ・当初の施設性能は維持できているか ・規模は適切か ・未利用又は無駄なスペースはないか
供給 (サービス提供状況)	・サービスの内容は適切か ・効率的に利用されているか ・利用しやすい施設となっているか ・施設へのニーズはあるか
財務 (コストの状況)	・使用年数とライフサイクルコストの試算⇒あと何年使用するのがコスト的に有利か ・当面必要とする修繕経費があるか ・維持管理経費は適切な水準にあるか ・利用料金の水準は適切か

(出典：高松市公共施設有効活用・再配置等方針(平成 27 年 10 月) 12 頁)

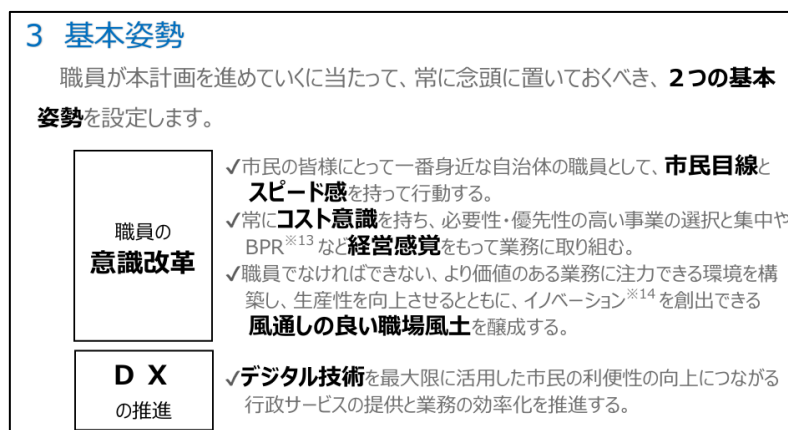
使用料の適正化及びファシリティマネジメントの推進・強化に向けて、市の組織全体として、総括部署が発信していることが所管課に正確に伝達され、総括部署から所管課へのアドバイスが行われ、機能していくためには、ICT を積極的に活用し、報告のための事務作業を軽減させ、改善事項の検討や戦略の考案のための時間を確保すべきである。

本来、受益者負担割合を正確に把握する意義は、使用料に対してのサービス水準の妥当性を確認するプロセスであると同時に、対象サービスにかかる経費を洗い出し、改善取組を

検討するプロセスである。

市の行財政改革計画の基本姿勢にもあるように、『コスト意識』や『経営感覚』といった意識の醸成を図る上では、毎年の行政サービスを定量的な情報で整理し、施設のライフサイクルも踏まえて10年、20年先の利用を想定し、中長期的な課題も抽出していくプロセスが肝要である。

【図表9】行財政改革の基本姿勢



（出典：第9次高松市行財政改革計画 10 頁）

『誰のための行政サービスか』、『適正な利用水準となっているのか』、『なっていないとしたら何が課題であるか』といった定量的な情報等をもとに行動の振り返りを図り、運営課題を洗い出し、改善及び改革の検討と実行につなげることが肝要である。

このためにも、意思決定上用いるべきデータが効率よく集計される仕組みに改善していく必要がある。例えば、使用料等の適正化の検討に用いるデータの集計作業が、予算科目体系の見直しや日常業務による伝票入力の仕方を工夫することによってスムーズに抽出可能となることが挙げられる。この点については、埼玉県和光市や熊本県宇城市といった先行した取組を行っている自治体の例も参考にすべきである。

本監査では、現役世代のみならず、将来世代の受益者である市民等へのサービスの継承の視点から、世代間負担の公平性の観点も踏まえて監査を実施した。

2 使用料等の種類と規模

令和5年度における市の歳入状況及び使用料等の金額は下記のとおりである。各会計の歳入を単純合算した合計は3,088億円であり、使用料・手数料収入は36億円(1.2%)となっている。

(単位:百万円)

会計名	歳入	(a) 使用料	(b) 手数料	(a)+(b) 合計	%
一般会計	186,409	1,254	1,744	2,998	1.6
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	41,262	—	4	4	0.0
国民健康保険事業特別会計 (直営診療施設勘定)	28	0	0	0	0.0
後期高齢者医療事業特別会計	7,077	—	1	1	0.0
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	43,110	—	6	6	0.0
介護保険事業特別会計 (介護サービス事業勘定)	159	—	—	—	—
母子福祉資金等貸付事業特別会計	155	—	—	—	—
食肉センター事業特別会計	348	—	—	—	—
競輪事業特別会計	27,203	—	—	—	—
卸売市場事業特別会計	2,538	238	0	238	9.4
中小企業勤労者福祉共済事業特別会計	116	—	—	—	—
駐車場事業特別会計	416	395	—	395	95.0
合 計	308,821	1,887	1,755	3,642	1.2

令和5年度の使用料の総額は約 18 億 8,700 万円となっており、180 種類、48 部署ある。

【図表 10】及び【図表 11】は、使用料名別・部署別の収入金額を集計した一覧である。

なお、一般会計については種類が多いため、100 万円以下の使用料については合算した。

【図表 10】使用料一覧(収入金額の大きい順に記載)

使用料名	部 署	収入金額(円) (令和5年度)	根拠法令	最終改定時期 (消費税率の 改定時除く)
市営住宅使用料	市営住宅課	485,779,179	公営住宅法第 16 条	令和5年 10 月 1 日
診療収入 (夜間急病診療所使用料)	保健医療政策課	179,532,138	高松市夜間急 病診療所条例	
道路占用料	道路管理課	141,821,957	道路法	平成8年4月1 日
斎場公園使用料	市民やすらぎ課	93,982,586	高松市斎場条 例	平成 18 年1月 10 日

使用料名	部 署	収入金額(円) (令和5年度)	根拠法令	最終改定時期 (消費税率の 改定時除く)
授業料(高等学校使用料)	高松第一高等学校事務局	93,149,100	高松市学校条例	
平和公園墓園使用料	市民やすらぎ課	23,400,000	高松市墓地公園条例	平成 24 年 10 月 1 日
市営住宅駐車場使用料	市営住宅課	20,614,940	地方自治法第 238 条の4第4 項	平成 9 年 6 月 26 日
やすらぎ苑使用料	市民やすらぎ課	19,546,727	高松市斎場条例	平成 18 年 1 月 10 日
レンタサイクル使用料	交通政策課	18,146,270	高松市レンタサイクル条例	令和 4 年 4 月 1 日
港湾施設使用料	河港課	14,861,319	港湾法	
夜間急病診療所駐車場使用料	保健医療政策課	14,212,200	高松市夜間急病診療所条例	
フィンランドライフスタイル展観覧料	美術館美術課	13,527,840	高松市美術館条例	※年度ごとに 特別展観覧料 を決定
美術館施設等使用料	美術館美術課	10,975,917	高松市美術館条例	令和 6 年 4 月 1 日
川瀬巴水展観覧料	美術館美術課	9,979,320	高松市美術館条例	※
墓地使用料	市民やすらぎ課	9,091,500	高松市墓地条例	平成 18 年 10 月 1 日
法定外公共物使用料	土地改良課	8,887,398	高松市法定外公共物管理条例	
温泉水使用料	観光交流課	7,871,040	高松市塩江温泉水給水施設条例	
パークアンドライド駐車場使用料	交通政策課	7,513,300	高松市パークアンドライド駐車場条例	平成 30 年 6 月

使用料名	部 署	収入金額(円) (令和5年度)	根拠法令	最終改定時期 (消費税率の 改定時除く)
多目的ホール等使用料	生涯学習センター	7,493,898	高松市生涯学 習センター条例	令和 6 年 4 月 1 日
上田薫展観覧料	美術館美術課	6,322,560	高松市美術館 条例	※
公園施設等使用料	公園緑地課	5,712,846	都市公園法	
国立美術館巡回展観覧料	美術館美術課	4,996,080		※
漁港施設使用料	河港課	4,439,147	漁 港 及 び 漁 場 の 整 備 等 に 関 する法律(第 35 条	
庁舎使用料	財産経営課	4,341,362	地方自治法第 225 条及び 228 条(目的外)	
こども未来館プラネタリウム観覧 料	こども未来館	3,619,250	高松市こども未 来館条例	平成 28 年 11 月
多目的スタジオ等使用料	文化芸術振興課	3,585,346		
常設展観覧料	美術館美術課	2,853,520	高松市美術館 条例	昭和 63 年 4 月 1 日
ふれあい福祉センター勝賀入浴 料	長寿福祉課	2,692,290	高松市ふれあ い福祉センター 条例	令和 5 年 10 月 1 日
法定外公共物使用料	河港課	2,603,499	高松市法定外 公共物管理条 例	
六ツ目公園墓園使用料	市民やすらぎ課	2,400,000	高松市墓地公 園条例	平成 16 年度
市営住宅用地使用料	市営住宅課	2,008,172	地方自治法第 225 条及び 228 条(目的外)	
庵治斎場使用料	市民やすらぎ課	1,902,570	高松市斎場条 例	平成 18 年 1 月 10 日

使用料名	部 署	収入金額(円) (令和5年度)	根拠法令	最終改定時期 (消費税率の 改定時除く)
市民活動センター会議室等使用料	男女共同参画・協働推進課	1,764,326	高松市市民活動センター条例	
公園占用料	公園緑地課	1,308,820	都市公園法	
体育施設使用料	スポーツ振興課	1,283,048	高松市スポーツ施設条例	令和3年3月 30日
福岡会館会議室等使用料	市民やすらぎ課	1,205,060	高松市福岡会館条例	
国分寺会館会議室等使用料	国分寺総合センター	1,104,640	高松市地域交流会館条例	
玉藻公園園地使用料	文化財課	1,103,625	都市公園法	
国分寺総合センター庁舎使用料	国分寺総合センター	1,008,433	国有財産特別措置法(目的外)	
その他百万円以下使用料 (112種類)合計		16,992,077		
一般会計合計		12,533,633,300		
卸売業者等市場使用料	市場管理課	91,076,727	高松市中央卸売市場業務条例及び高松市公設花き地方卸売市場業務条例	昭和46年12月26日
業者事務所使用料		43,725,186	高松市中央卸売市場業務条例	平成2年4月
関連事業者売場使用料		26,772,250		
仲卸業者売場使用料		22,680,072		
卸売業者売場使用料		20,248,224		
買荷保管所・積込所使用料		12,384,174		
倉庫使用料		8,258,832		
屋上駐車場等使用料		8,200,780		
土地使用料		2,081,712		
福利厚生施設使用料		1,419,840		
定温倉庫使用料		892,308		

使用料名	部 署	収入金額(円) (令和5年度)	根拠法令	最終改定時期 (消費税率の 改定時除く)
バナナ発酵室使用料		198,936		
会議室使用料		5,209		
卸売市場事業特別会計 合計		237,944,250		
診療施設用地使用料	国保・高齢者医療課	4,500	電 気 通 信 事 業 法 又 は 電 気 事 業 法	
国民健康保険事業特別会計(直営診療施設勘定)合計		4,500		
高松駅前広場地下駐車場使用 料	交通政策課	114,197,728	駐車場法	平成 18 年8月
中央駐車場使用料		83,036,379	道路法	
美術館地下駐車場使用料		55,617,965	駐車場法	
瓦町駅地下駐車場使用料		43,739,263		
高松シンボルタワー地下駐車場 使用料		40,165,443		
高松駅南交通広場駐車場使用 料		22,637,850		
南部駐車場使用料		19,863,058	道路法	平成 18 年8月
杣場川駐車場使用料		16,063,567	駐車場法	
駐車場事業特別会計 合計		395,321,253		

【図表 11】部署別の使用料種類の数、収入金額計

局 名	部 署 名	種類数	収入金額(円) (令和5年度)
市民政策局	男女共同参画・協働推進課	2	2,402,242
	地域振興課	3	258,216
	市民やすらぎ課	11	152,806,014
	人権啓発課	3	44,360
	牟礼総合センター	7	181,516
	香川総合センター	7	250,126
	国分寺総合センター	7	2,159,795
	仏生山総合センター	1	31,929
	山田総合センター	1	21,472

局 名	部 署 名	種類数	収入金額(円) (令和5年度)
財政局	財産経営課	3	4,348,154
健康福祉局	国保・高齢者医療課	1	4,500
	長寿福祉課	8	4,363,360
	子育て支援課	1	3,000
	こども保育教育課	3	212,644
	こども未来館	4	3,858,762
	こども女性相談課	1	6,000
	生活衛生課	1	646,420
	保健医療政策課	7	194,932,147
	健康づくり推進課	2	375,200
	地域包括支援センター	1	25,272
環境局	環境業務課	1	21,000
	環境施設対策課	2	1,680
	南部クリーンセンター	1	111,346
	西部クリーンセンター	1	3,000
	衛生センター	1	7,500
創造都市推進局	産業振興課	1	477,960
	観光交流課	8	8,266,563
	農林水産課	7	646,070
	土地改良課	1	8,887,398
	市場管理課	15	237,944,250
	文化芸術振興課	4	4,957,686
	文化財課	11	2,596,799
	スポーツ振興課	1	1,283,048
	美術館美術課	7	48,697,477
都市整備局	交通政策課	12	421,043,647
	道路管理課	4	143,246,662
	道路整備課	1	3,000
	河港課	7	23,014,885
	公園緑地課	2	7,021,666
	市営住宅課	3	508,402,291
消防局	消防局総務課	2	209,274
教育局	教育局総務課	4	969,559

局 名	部 署 名	種類数	収入金額(円) (令和5年度)
	保健体育課	1	21,000
	生涯学習課	2	195,940
	生涯学習センター	1	7,493,898
	中央図書館	3	1,285,975
	総合教育センター	1	3,000
	高松第一高等学校事務局	2	93,159,600
合計		180	1,886,903,303

3 利用料金制度

上記の使用料には、指定管理者が収受する利用料金は含まれていない。

地方公共団体は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる」（地方自治法第244条の2第3項より一部抜粋。）とされており、収受される収入の帰属先によって、「使用料」と呼ばれたり、「利用料金」と呼ばれたりする。利用料金制度は、利用者が支払った使用料を指定管理者の収入とする制度のことを言い、市の収入とならない。一方、収納代行制度は、指定管理者が代行して収納し、地方公共団体の収入とする制度である。

利用料金制度は、「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としている（総務省『指定管理者制度について』より）。

使用料制度と利用料金制度の違いは【図表12】のとおりである。

【図表12】使用料制度と利用料金制度の比較

	使用料制度	利用料金制度
運営主体	地方公共団体、公共的団体、出資法人に限定	法人その他の団体であれば、特段の制限なし
施設の使用許可	地方公共団体	指定管理者
期間	定めなし	契約期間の定めあり
料金設定	地方公共団体	指定管理者（条例の範囲内）
料金の収納先	地方公共団体	指定管理者
収納額の増減による影響	市の歳入が増減する	指定管理者の収入が増減する（特例を除き赤字補填なし）

市は、利用料金制度の導入について、「施設使用の対価(使用料)を徴収している施設については、原則として、設置条例に規定した上で、それを指定管理者の収入とする利用料金制度を導入する。利用料金制度の導入は、指定管理者の経営努力を促す効果とともに、本市の施設使用料収納事務を効率化できる点でメリットがある。」としている。

指定管理者が管理を行うために必要な経費の賄い方法については、施設の性質・目的に応じて、以下のいずれかの方法によっている。

- (1) 全ての利用料金等の収入で賄う
- (2) 一部を指定管理料で、残りを収入で賄う
- (3) 全てを指定管理料で賄う

4 市における指定管理者制度の導入・運用の現状

市では、『高松市指定管理者制度運用基本指針』を平成 16 年9月に策定し、令和5年4月に第4版として改定している。

指定管理者制度の適用にあたっては、『公の施設の設置目的が効果的に達成できる』ことを前提条件としている。また、施設所管課は、効率的な運用が図られるように管理運営方法が適切であるかの検証を行うとともに、適宜、見直しを行う必要があると記載されている。

一方で、横浜市のように指定管理者制度を施設の設置目的(ミッション)達成のための手法と捉えている団体もある。高松市においても施設の管理に加えて、価値創出に向けた取組を行うために、指定管理制度を導入している所管課は、市としての施設の設置目的やビジョン・ミッションを明確にした上で、相互に情報共有を行い、管理者に対して行政目的の理解のための助言を行うなど、課題解決に向けて協働していく必要がある。

【参考】

(1) 指定管理施設のマネジメントシステムの確立(9頁)

直接的な利用者に対する「サービスの向上」や「経費の節減」のみでは必ずしも十分とは言えない。

単に「(建物としての)施設の管理を行う」ということではなく、明確化された目的の達成を目指すための手法として指定管理者制度を位置づけ、運用していくことを基本姿勢とする。

(2) パートナーシップに基づく「共創」の実現(9頁)

お互いの持つ強みに基づき適切に分担された役割を果たすことによって、新たな価値の創出という共通の目的の達成を目指す「パートナーシップ」として位置づけられる。

「異なる価値観の積極的相互作用を通じて新たな価値を創出し、行政と民間で『公』を共に創っていくこと(共創)」を、「公の施設の管理運営」という過程を通じて具体化していく取組としてとらえるものである。

(出典：横浜市指定管理者制度 運用ガイドライン 第 17 版より一部抜粋)

なお、令和5年度時点で、市において指定管理者制度を導入している施設、指定管理者及び施設所管課は【図表 13】のとおりである。

【図表 13】指定管理者制度を導入している施設、指定管理者及び施設所管課一覧

施設名称	指定管理者	施設所管課
仏生山交流センター	あなぶき・ことでんコンソーシアム	仏生山総合センター
やすらぎ苑	株式会社五輪	市民やすらぎ課
屋島ファミリーホーム	社会福祉法人未知の会	こども女性相談課
夜間急病診療所	一般社団法人高松市医師会	保健医療政策課
庵治ほっとぴあん	株式会社オクト	
茜町会館	高松市茜町会館管理委員会	農林水産課
岡の上農村公園ほか 13 公園	有限会社溝渕造園	
香南アグリーム	有限会社香南町農業振興公社	
鬼ヶ島おにの館	特定非営利活動法人瀬戸内・女木アイランド振興会	観光交流課
純愛の聖地庵治・観光交流館	JR 四国不動産開発株式会社	
道の駅源平の里むれ	株式会社四国にぎわいネットワーク	
屋島山上交流拠点施設及び屋島山上観光駐車場	株式会社イースト	
文化芸術ホール	公益財団法人高松市文化芸術財団	文化芸術振興課
国分寺ホール	日本管財・JTB コミュニケーションデザイン共同事業体	
総合体育館ほか 33 施設	公益財団法人高松市スポーツ協会	スポーツ振興課
東部運動公園		
りんくうスポーツ公園		
屋島レクザムフィールド	四電エグループ	
ループしおのえ	シンコースポーツ・四電ビジネスグループ	
瓦町地下自転車駐車場、栗林公園駅前自転車駐車場、端岡駅前自転車駐車場	高松市立駐車場等管理共同企業体	交通政策課
中央駐車場、南部駐車場、美術館地下駐車場、杣場川駐車場、瓦町		

施設名称	指定管理者	施設所管課
駅地下駐車場		
仏生山公園ほか3公園	香川県造園事業協同組合	公園緑地課
牟礼中央公園ほか5公園		
亀水中央公園		
市営住宅朝日町団地ほか 29 団地	日本管財株式会社	市営住宅課

指定管理料は、指定管理者募集時に提示した上限額の範囲内で提案を求める。指定管理者が施設の効率的運用に努めた等の理由により、協定で定めた委託費と管理費に差額が生じた場合は、指定管理者の収益とする。なお、指定管理者の年度ごとの収支に損失が発生している場合は、災害等の特別な事情がある場合を除き、補填は行わないとしている。

5 対象とした使用料の特徴

本監査にあたって、市の 48 部署 180 種類の使用料について下記の内容についてアンケートを実施し各部署から回答を得た。

No.	質問内容
1	部署名
2	ご担当者名(役職)
3	使用料・手数料名
4	(徴収)根拠法令有無
5	(徴収)根拠法令名称
6	(徴収)根拠条例有無
7	(徴収)根拠条例名称
8	使用料・料金体系…主なもの
9	使用料・手数料の料金改定の有無(令和以降 ※消費税改正除く)
10	使用料・手数料の料金改定の有無(令和以降 ※消費税改正に伴うもの)
11	最終料金改定年月日
12	現行料金の算定根拠が分かる資料をご提示ください。また具体的な根拠資料がない場合は、令和5年度時点の当該事業に係るコストを概算で算出し、ご提出下さい。
13	改定の検討の有無
14	有りの場合:改定の検討資料をご提示ください。無しの場合:理由をご教示ください。
15	改定要否の検討の実施サイクル(毎年、3年ごと、不定期、等)
16	料金に係る消費税課税区分
17	インボイス発行の有無

No.	質問内容
18	発行有の場合には、インボイス(領収書等)のひな形をご提示ください。
19	令和5年度:上記使用料・手数料現年度調定額
20	令和5年度:上記使用料・手数料現年度収納額
21	令和5年度:上記使用料・手数料現年度不納欠損額
22	令和5年度:上記使用料・手数料過年度調定額
23	令和5年度:上記使用料・手数料過年度収納額／利用件数・処理件数
24	令和5年度:上記使用料・手数料過年度不納欠損額／件数
25	令和5年度:上記使用料・手数料の過年度収納未済額のうち最も古い債権の発生年度
26	令和5年度:使用料・手数料の減免の有無
27	令和5年度:減免額／件数 減免事由別の件数等詳細資料ございましたらご提示ください。
28	減免に関する規程(要領・要項等)の有無
29	有りの場合:規程等をご提示ください。
30	納付方法について、現金收受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他(具体的に)で該当があるもの全てご記入ください。
31	徴収事務に関する事務処理マニュアル等(事務引継書面など)の有無
32	有りの場合:マニュアル等をご提示ください。
33	令和5年度:事務処理誤りの有無(Ex)現金過不足
34	有りの場合:具体的な内容(要因)、講じられた改善・是正策、ないし現状の課題についてご教示ください。
35	事務事業評価実施の有無
36	有りの場合:直近の評価内容をご提示ください
37	使用料・手数料収入の経年比較の実施有無
38	有りの場合:要因検証の実施有無
39	有りの場合:検証内容の分かる資料をご提示ください。
40	利用者アンケート(意向)調査を実施しているか。
41	有りの場合:内容の分かる資料をご提示ください。
42	その他運営上の課題等ございましたら入力ください。

上記の質問に対する主な回答結果は以下のとおりであった。

No.	質問内容	回答内容
13	料金改定の検討の有無	有:75 種類／無:45 種類／無回答:61 種類※ ※目的外使用を含む。
15	改定要否の検討の実施サイクル (毎年、3年ごと、不定期、等)	無回答:88 種類 3年ごと:67 種類 不定期:22 種類 5年ごと(指定管理契約に合わせる):1 種類 毎年:1 種類 根拠法令改定時:1 種類 他の使用料改定時:1 種類
16	料金に係る消費税課税区分	課税:94 種類／非課税:17 種類／不課税:8 種類 ※／不明:1 種類※／無回答:61 種類※ ※消費税に関する知識・認識不足があった。
17	インボイス発行の有無	有:69 種類／無:45 種類／無回答:67 種類
26	令和5年度:使用料・手数料の減免の有無	有:67 種類／無:52 種類／無回答:62 種類
28	減免に関する規程(要領・要項等)の有無	有:91 種類／無:29 種類／無回答:61 種類
31	徴収事務に関する事務処理マニュアル等(事務引継書面など)の有無	有:26 種類／無 94 種類／無回答:61 種類
37	使用料・手数料収入の経年比較の実施有無	有:28 種類／無:92 種類／無回答:61 種類
40	利用者アンケート(意向)調査を実施しているか	有:30 種類／無:89 種類／無回答:62 種類

現状、受益者負担の見直しの検討状況を管理するための使用料別の一覧化したデータはあるものの、インボイス課税区分や根拠法令及び条例については集約化されていなかった。

第3 使用料設定の現状と課題

1 受益者負担の現状

(1) 過去の監査指摘

平成 26 年度の使用料に係る監査指摘は以下のとおりである。なお、指摘内容については監査人が要約・加工している。

【指摘①】見直し作業の実施状況の全庁的な管理の必要性

受益者負担見直し基準が、所管課にとって合理的な負担で効果的に運用されるように事務を改善する必要がある。

すなわち、全ての使用料及び手数料を定期的な見直しの対象とするのではなく、金額的な重要性や緊急性等の観点から、見直し対象かどうか判断し、その上で所管課が行う見直し作業の実施状況をモニタリングする部署・委員会を設ける等の工夫が必要と思われる。

さらに、受益者負担割合は0%か 50%か 100%かのいずれかには限られず、使用料の目的や従来の改定の経緯等によってそれ以外の負担割合も考えられ、慎重な検討が必要である。

【指摘②】「高松市受益者負担見直し基準」自体の見直しの実施

「施設または事務を行うために必要な経費」に含まれる人件費を算定するための標準モデルの年間平均給与が平成 15 年度のものから更新されていなかったり、指定管理者制度が導入された施設に対応した記述になっていないなど、内容が現状にそぐわないものがある。現状に応じた見直しを随時行う必要がある。

なお、受益者負担見直し基準では、減価償却費は原価に含めず公費で賄う範囲とされているが、本来サービスを提供するための原価は減価償却費を含めたフルコストで算出し、その上でサービスの提供を受けた者がどの程度のコストを負担するべきかを検討する必要がある。現在整備が進められている新地方公会計でも減価償却費まで含めたフルコストの考え方が示される等、減価償却費まで原価に含める考え方が一般的になってきており、基準の見直しにあたっては原価の範囲に減価償却費を含めることもあわせて検討されたい。

(2) 指摘に対する措置状況

上記(1)記載の指摘については、いずれも令和5年3月に措置済みとしている。

具体的には、高松市総務局人事課行政改革推進室が「見直し基準」を令和4年6月に改定し、使用料及び手数料を徴収している各所管課に、新基準に則った見直しを行うように通知している。また、第9次行財政改革計画『【基本方針1】将来を見据えた持続可能な財政運営』の実施項目の一つに受益者負担の適正化を掲げ、毎年検証し、見直しの実施及び進捗確認を行うこととしている。

【図表 14】行財政改革における実施項目

② 受益者負担の適正化		【所管課：人事課（行政改革推進室）、財政課】			
取組内容	受益者負担 [※] の適正化を図るため、毎年度、予算編成過程で「高松市受益者負担見直し基準」に基づく見直しを行うことを全庁的に求めるとともに、当該基準に基づき、3年に1度の見直しサイクルで使用料の適正化を図る。	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		▶ 予算編成時における随時見直しの実施 ▶ 検証・見直しの実施と進捗確認			
数値目標	使用料等の検証・見直し一覧における検証済の割合【R5実績見込み値】100%	100%	100%	100%	100%
効果年額度		-	-	-	-

（出典：第9次高松市行財政改革計画 実施項目一覧 8頁）

2 高松市受益者見直し基準

「見直し基準」の具体的な内容は以下のとおりとなっている。

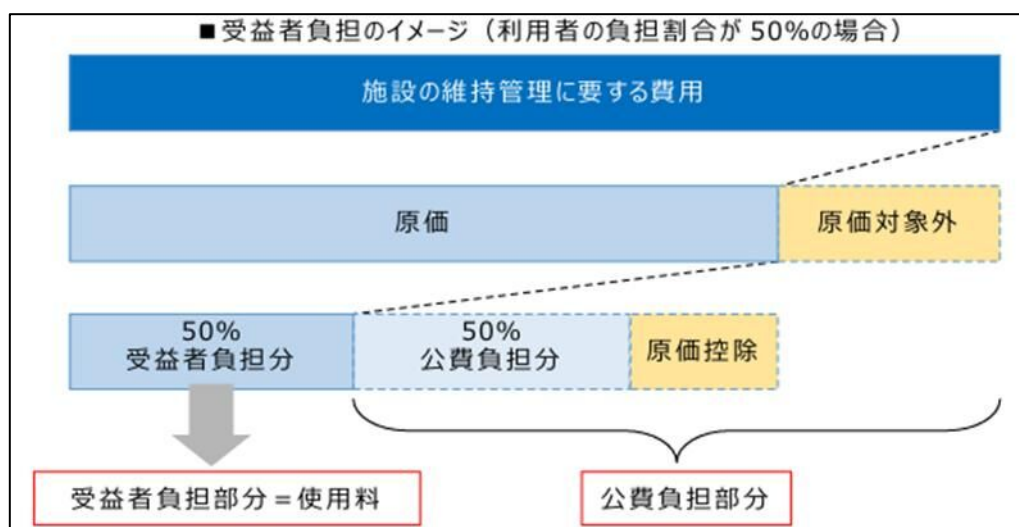
(1) 受益者負担のイメージと基本式

【図表 15】基本式

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

（出典：「見直し基準」 3頁）

【図表 16】受益者負担のイメージ



（出典：「見直し基準」 3頁）

原則として使用料は、その使用料を得るために要した原価と受益者が負担すべき使用料の割合(受益者負担割合)を掛け合わせて算出する。

例えば、【図表 16】のイメージであれば、受益者負担割合が 50% の場合、受益者の負担する使用料は原価の 50% となる。

(2) 原価の対象とする経費

原価に含める経費は、人件費、物件費、維持補修費、補助費等、公債費及び施設整備費としている。

人 件 費	報酬	正規職員の人件費は、行政評価時に使用している単価を使用します。 会計年度任用職員の人件費単価は、報酬の実額を使用します。
	給料	
	職員手当等	
	共済費	
物 件 費	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	電話料、通信運搬費等
	委託料	施設管理に係る業務の委託料
	使用料及び賃借料	建物借上料、機器借上料等
	備品購入費	備品の購入費(減価償却費で計上するものを除く。)
	その他	当該施設の管理・運営に要する経費
維持補修費		施設・設備の修繕料等
補助費等		保険料、謝礼金、補助金、負担金など施設の管理・運営に必要な経費
公債費		主に施設整備に伴い発行した市債の償還金利子分
施設整備費		建物等建設費・高額備品の減価償却費の当該年度分

原価の対象外とする経費

① 土地の取得に係る経費

経過に伴い価値が減少しない資産であり、減価償却資産ではないため。借地使用料は除く。

② 臨時的な対応に伴う経費

災害等、臨時的に提供するサービスに係る費用は、本来、提供するサービスとは目的が異なるため。

③ 受益者が特定されている費用

施設で実施する講座等で使用する教材・テキストなどの費用は、利用者が実費負担するもののため。

なお、施設整備費については、「開始時簿価及びそれ以降の簿価により、定額法で算定する」としているが、実務上は、市財政局財政課が毎年作成している「統一的な基準による地方公会計の固定資産台帳」情報に基づき算出するよう、行政改革推進室が各所管課に通知している。

また、受益者負担以外の収入についても原価から控除するよう記載されている。この点、原価から控除する財源として整備補助金等が記載されているが、各年度で算定される減価償却費は、当該補助金を財源とした部分も含めた金額となっている点に配慮が必要と思われる。

原価から控除する財源

① 運営費補助金等

運営費など原価を対象として交付される補助金等は、原価から補助金交付（収入）額を控除する。

② 整備補助金等

建物や備品などの償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金等は、その同額を原価から控除する。

③ その他の収入

ネーミングライツに伴う命名権料等の受益者負担金以外の収入は、原価から控除する。

④ その他

受益者負担金以外の収入が、原価の対象費用と対象外費用のどちらに当たるのか明確でない場合は、按分して算出する。

(3) 受益者負担割合の設定

市場性と必需性の基準により、受益者が負担する割合（受益者負担割合）を定め、それに基づき、施設ごとの使用料等を設定している。受益者負担割合は「100%」「75%」「50%」「25%」「0%」の5段階となっている。

■ 性質別分類による受益者負担割合

【市場性分類】

区分	性質分類
非市場的	民間による提供が困難(ない)
中間	民間による提供の余地がある
市場的	民間による提供が期待できる

【必需性分類】

区分	選択的	中間的	必需的
性質分類	・特定の市民や団体が対象 ・生活や余暇を充実させるために利用	・法的に設置が義務付けられている ・日常生活を営む上で必要となる ・広く市民に必要とされる	

図 1-1-1 市民生活の質を高めるための民間参入のあり方

また、「見直し基準」の別紙では、施設種類ごとの受益者負担割合が例示されている。

非市場的 ↑ ↓ 市場的	A	A-3 50% 観光施設（交流館・拠点施設） 文化施設（美術館・ホール※会議室除く） 学校跡運動施設（運動場、体育館） スポーツ施設（体育館、運動場、陸上競技場） こども未来館（プラネタリウム）	A-2 25% 文化施設（資料館等）	A-1 0% 児童館 公園（会議室を除く） こども未来館（プラネタリウム・貸室を除く）
	B	B-3 75% スポーツ施設（ヨット競技場、プール） 観光施設（キャンプ場、バーベキュー場）	B-2 50% 墓地 浴場施設 各施設の会議室・集会場等	B-1 25% 福祉施設（障がい者福祉）
	C	C-3 100% 駐車場、駐輪場 レンタサイクル スポーツ施設（トレーニング室、庭球場）	C-2 75% 新場（式場）	C-1 50% 福祉施設（高齢者福祉）
公共性 弱		3	2	1
		選択的 ←————→ 必需的		

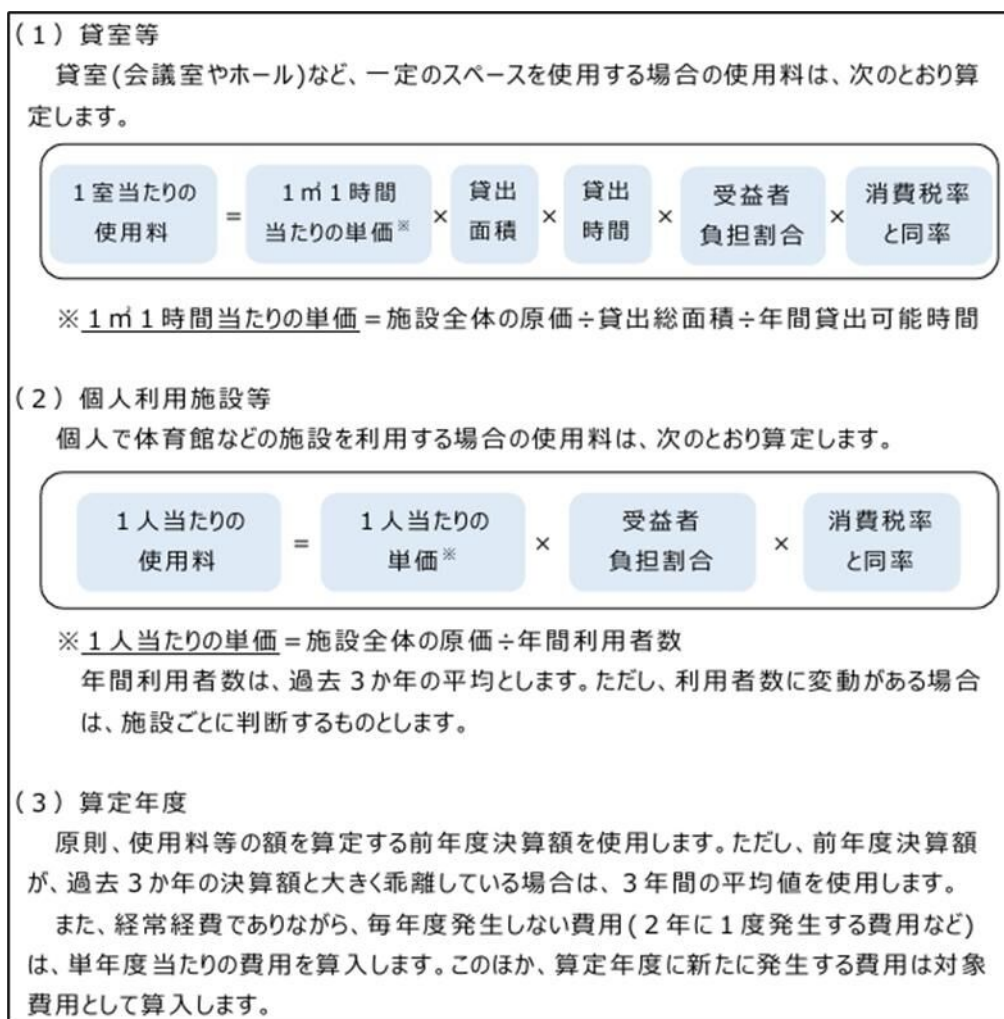
31

(4) 使用料の算定

受益者負担とすべき経費の総額が算出されたのち、具体的な使用料の算定を実施する必要がある。しかしながら、施設によって貸室使用料や駐車場使用料等の面積を基礎とすべきものと、レンタサイクル使用料や斎場使用料等の1利用(人)当たりの経費を基礎とするものなどに分かれる。

このため、「見直し基準」には【図表 19】のとおり、それらの考え方を分けて記載している。

【図表 19】使用料算定の考え方

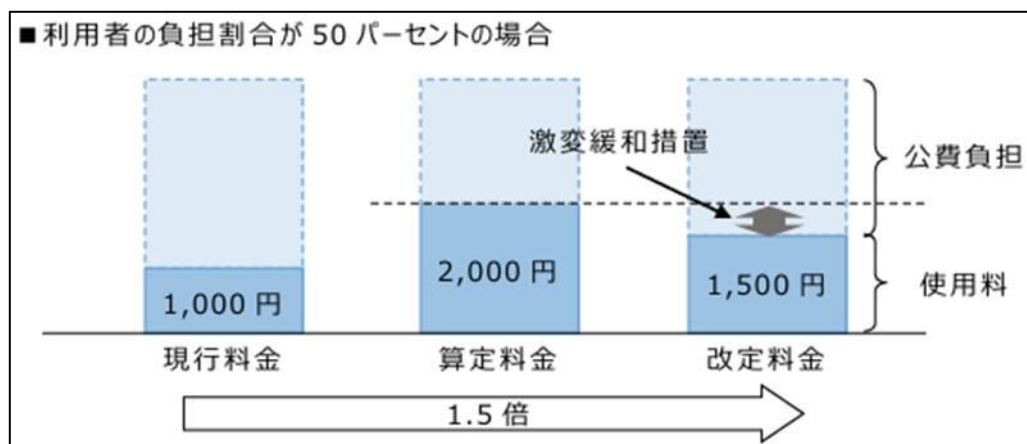


(出典:「見直し基準」6頁)

(5) 激変緩和措置について

受益者負担の見直しや性質分類による負担割合の考えや減免制度の見直し等により、現行料金と比べて大幅に増額となる場合には、利用者の急激な負担の増加と利用率の低下を防ぐため、原則、現行料金の1.5倍を改定上限として対応している。

【図表 20】激変緩和措置の考え方



(出典:「見直し基準」12 頁)

3 受益者負担のポートフォリオの現状の整理(目標と現状の整理)

監査人が検討すべきと判断した使用料に対して、部門横断的に対象を選定し、「見直し基準」に係る所管課の取組が全庁的に適正に実施されているかを検討することとした。

選定した使用料を含む所管部署、施設及び受益者負担の状況は以下のとおりである。

下表内の性質別分類一覧は【図表 18】での分類であり、実際の受益者負担割合は令和5年度の収入÷収入見合いのコストにて算定したものである。

所管部署 局・課	施設名	主な使用料	性質別分 類一覧 (市場性・ 選択性)	施設種類名	目標の 受益者負 担割合	実際の 受益者負 担割合
観光交流 課			A－3（非 市場的／ 選択的）	観 光 施 設 （交流館・拠 点施設）	50%	
文化芸術 振興課	文化芸術ホ ール	ホール等使用 料 器具等使用料		文 化 施 設 （美術館・ホ ール※会議 室除く）		2.6%
	国分寺ホー ル	ホール等使用 料 器具等使用料				15.6%
	瓦町アートス テーション	瓦町アートステ ーション 器具 等使用料				10.9% （令和3年 度）

所管部署 局・課	施設名	主な使用料	性質別分 類一覧 (市場性・ 選択性)	施設種類名	目標の 受益者負 担割合	実際の 受益者負 担割合
		多目的スタジオ等使用料				
スポーツ 振興課	屋島レクザム フィールド	主競技場専用 ／個人使用料 室内競技場専 用／個人使用 料など		スポーツ施 設(体育館・ 運動場・陸 上競技場)		6.3%
こども未 来館	こども未来館	プラネタリウム 観覧料		こども未来 館(プラネタ リウム)		16%
スポーツ 振興課	ヨット競技場	屋外ヨット置き 場使用料 艇庫内ヨット置 き場使用料な ど	B-3(中 間的／選 択的)	スポーツ施 設(ヨット競 技場・プー ル)	75%	34%
	ループしおの え	プール使用料				14.7%
交通政策 課	パークアンド ライド駐車場	駐車場使用料	C-3(市 場的・選 択的)	駐車場・駐 輪場	100%	57.4%
	瓦町駅地下 駐車場					20.0%
	高松シンボル タワー地下駐 車場					97.7%
	高松駅前広 場地下駐車 場					40.6%
	高松駅南交 通広場駐車 場					424.6%
	中央駐車場					58.4%
	南部駐車場					30.0%

所管部署 局・課	施設名	主な使用料	性質別分 類一覧 (市場性・ 選択性)	施設種類名	目標の 受益者負 担割合	実際の 受益者負 担割合
	美術館地下 駐車場					103.4%
	杣場川駐車 場					140.9%
	自転車駐車 場（瓦町地 下・栗林公園 駅前・高松駅 前地下・端岡 駅前）	駐輪場使用料				60.2%
市民やす らぎ課	福岡会館	福岡会館会議 室等使用料	B－２（中 間的・中 間的）	各施設の会 議室・集会 場等	50%	7.3%
こども未 来館	こども未来館	多目的室等使 用料				14%
市民やす らぎ課	斎場公園	火葬施設使用 料 式場等使用料	B－１（中 間的・必 需的）	斎場（火葬・ 式場）	25%	39.2%
	やすらぎ苑				75%	31.9%
	牟礼斎場					4.3%
	庵治斎場					16.6%

他団体においては、下記のとおり、受益者負担に関する情報開示を毎年行い、検討する体制を構築している。

(参考例1)郡山市

郡山市においては、効率性や適正性を分析する必要がある事業を選定し、施設の有形固定資産減価償却率(老朽化比率)や受益者負担割合などの指標の設定や、各個別事業についてのコスト情報を把握して、コスト分析などを行い、事業改善にも活用する観点から、事業別等財務諸表を作成し公表を行っている。

4 定期的な見直し

受益と負担の公平性を確保し、適正な受益者負担を維持するため、使用料等の見直しは、指定管理者の切替年度等を考慮し、概ね5年ごとに実施することとします。ただし、著しく算定基準額が変わる等、特別な事情が生じたときは、その都度見直すこととします。また、受益と負

見直しにあたっては、毎年、7月にサービス原価を算定し、各サービス区分に応じた受益者負担割合であるかを確認し、乖離がある場合には、次年度予算に向けて、その解消に向けた見直しを行います。類似のサービスの対価を参考にしているものについては、民間や近隣自治体の類似サービスにおける受益者負担額と比較し、乖離がある場合には、次年度予算に向けて、その解消に向けた見直しを行います。また、サービス原価に基づく受益者負担割合（3カ年分）を毎年9月に市ホームページで公表します。

（出典：町田市「受益者負担の適正化に関する基本方針」より一部抜粋、下線部は監査人による）

【図表 22】町田市 2023 年度施設別受益者負担割合一覧

■2023年度施設別受益者負担割合一覧表																	
2020年度及び2021年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、施設閉鎖や運営時間の変更があり、使用料収入が減少した結果、多くの施設において受益者負担割合が低下しました。 このため、2023年度受益者負担割合(3カ年平均)の算定については、従来の直近3カ年である2021年度から2023年度ではなく、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない2019年度、2022年度、 2023年度の3カ年平均に変更します。																	
No.	施設名称	運営方法	主な料金	延床面積 (㎡)	2023年度 サービス原価(千円)※1			2023 年度 使用料 等収入 (千円) ※2	各サービス区 分に応じた 受益者負担 割合※3 (1: 0%、 2: 50%、 3: 100%)	受益者負担割合(実績)※4				2023年度 稼働率	受益者負担割合 の適正化に 向けた今後の 取り組み	所管課	
					人件費	物件費等	減価償却 費			2023 年度	2022 年度	2019 年度	3カ年 平均				
1	総合体育館 (メインアリーナ、サブアリーナ等)	指定管理	施設利用料 印刷による専用利用 3時間 メインアリーナ(1,72席) 3,030円～18,220円 サブアリーナ(12席) 2,000円～12,510円 個人利用 トレーニング室利用料3時間 大人330円、高齢者(満65歳以上の者)240円、障がい者100円 スポーツ以外に利用する場合 3時間 メインアリーナ(1,72席) 92,760円～158,480円	29,194	337,029	4,936	226,644	105,446	68,429	77(100%)	20.3%	17.4%	22.3%	20.1%	86.1%	サービス原価の 引き下げ	スポーツ振興課
2	総合体育館 (駐車場)	指定管理	駐車場利用料 130分まで 無料 230分を超え2時間まで 100円 32時間を超え18時間まで ②の金額に2時間を超える部分について30分までごとに100円を加えた金額 6時間を超え18時間まで 300円	4,297	16,515	0	979	15,536	24,215	77(100%)	146.8%	135.3%	192.2%	158.1%	※5 -	現状維持	スポーツ振興課
3	サン町田総合公園	指定管理	アリーナ(全面) 4,810円 アリーナ(1/2面) 2,400円 会議室 1,040円 トレーニング室(個人) 310円 ※すべて3時間あたりの料金	2,070	95,624	412	63,050	32,162	24,883	77(100%)	26.0%	22.3%	31.8%	26.7%	86.0%	サービス原価の引 き下げ	公園緑地課
4	市立室内 プール・トレーニング 室、多目的 室	指定管理	プール利用料1回 大人450円 子ども(小学生及び6歳未満)150円 高齢者(満65歳以上の者)150円、障がい者150円 トレーニング室利用料3時間 大人330円、高齢者(満65歳以上の者)100円、障がい者100円 スポーツ以外に利用する場合 3時間 プール 314,280円～510,000円 トレーニング室1回 大人・高齢者(満65歳以上の者)700円 子ども(小学生及び6歳未満)350円 多目的室1回(18時間) 1,500円 多目的室2回(18時間) 1,000円 多目的室3回(18時間) 300円	21,130	89,677	2,796	67,642	19,237	66,256	77(100%)	73.9%	13.9%	※6 -	54.7%	87.7%	サービス原価の引 き下げ	スポーツ振興課

市の公共施設等の更新経費の推計は、標準的なソフトによる試算であり、中長期的な経費の見込みの精緻化の観点から固定資産台帳を活用していくことが望ましい。

【参考】

四 地方公会計(固定資産台帳等)の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管

理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

(出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」総務省自治財政局財務調査課長通知 令和5年10月より一部抜粋。下線部は監査による)

4 目的外使用について

市が徴収している使用料の内、本来の施設利用の目的からは外れた利用に対する使用料がある。主には電柱や自動販売機の設置に対する使用料などである。

地方自治法第238条の4第7項で「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」とされており、下記のとおり高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例が定められている。

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可に係る使用料の徴収については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2条 使用料の種別及び額は、別表のとおりとする。

第3条 使用料は前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

第4条 既納の使用料は変換しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第5条 市長が特別の理由があると認めるときは、第2条に規定する使用料を減額し、又は免除することが出来る。

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

上記条例に基づいて、「行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準」が定められている。当該使用料の算定方法は、【図表23】のとおりである。

【図表 23】行政財産の目的外使用料の算定方法

8 使用料の算定方法	
(1) 使用料の算定式は次によるものとする。	
ア 土地のみを使用させる場合（年額使用料）	
$\begin{array}{l} \text{土地の固定資産税} \\ \text{課税標準額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{使 用} \\ \text{面 積} \end{array} \times \frac{4}{100}$	
（1㎡あたりの価）	
※ 使用期間が1月に満たない場合は、消費税率と同率を乗じる。	
イ 土地及び建物を使用させる場合（年額使用料）	
(ア) 建物が平屋建の場合	
$\begin{array}{l} \text{土地の固定資産税} \\ \text{課税標準額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{使 用} \\ \text{面 積} \end{array} \times \frac{4}{100}$	
（1㎡あたりの価額）	
$\begin{array}{l} \text{建物の固定資産税} \\ \text{課税標準額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{使 用} \\ \text{面 積} \end{array} \times \frac{6}{100}$	
（1㎡あたりの価額）	
} × 消費税率と同率	
(イ) 建物が複数階建の場合	
$\begin{array}{l} \text{土地の固定資産税} \\ \text{課税標準額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{建 物 の} \\ \text{建築面積} \end{array} \times \frac{\text{使用面積}}{\text{建物の延床面積}} \times \frac{4}{100}$	
（1㎡あたりの価額）	
$\begin{array}{l} \text{建物の固定資産税} \\ \text{課税標準額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{使 用} \\ \text{面 積} \end{array} \times \frac{6}{100}$	
（1㎡あたりの価額）	
} × 消費税率と同率	

（出典：行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準 5頁）

5 発見事項

「見直し基準」を確認し、所管課へのヒアリングを実施して発見した指摘・意見事項は以下のとおりである。

No.1 【指摘】	「見直し基準」の内容だけでは対応できない使用料が存在する。
内容	使用料の改定検討については、「見直し基準」に基づき各所管課で実施するよう庁内にて要請されているところである。 このため、各所管課においては当該基準の考え方に基づいて受益者負担割合の設定、原価の算定を実施するが、当該基準はあくまで改定の考え方を示したものであり、細かな算出式は使用料によって異なるケースがあるため、当該基準に記載されている算出式では対応できない使用料も存在する。 例えば、貸館使用料においては、その貸し出すスペースの面積で使用料を算出するため、まず1㎡当たりの使用料を求める必要がある。当該基準においては、この際に、原価総額を『貸出面積』で除す旨が示されているが、以下のように『総面積』で除すべきものもある。

	(例)貸出スペースが一部だけの複合施設の考え方 前提①)総面積 1,000 m²の 50%のみ貸出対象 前提②)今回の原価は減価償却費のみとする 前提③)施設建物部分の減価償却費を 10,000,000 円とする ≪貸出面積で除した場合≫ 減価償却費 10,000,000 ÷ 500 m² = 20,000 円 / m² ≪総面積で除した場合≫ 減価償却費 10,000,000 ÷ 1,000 m² = 10,000 円 / m² 貸出面積で除した場合、1 m²当たりの減価償却費が 20,000 円となってしまう、受益者負担を求めるべきではない 50%部分のコストも算入されてしまうこととなる。 なお、このような基準で示した算式以外で検討すべきケースにおいては、個別に Q&A を作成し、方向性を示している。
改善事項	「見直し基準」をあらゆるケースを想定し、網羅的なものとするべきである。 市にて徴収している使用料は多岐にわたるが、当該基準に沿って検討されるべき使用料は特定されており、考え方のパターンは複数必要にはなるものの、限定される。 このため、各使用料が、どの受益者負担割合に該当するか、どの計算式を使用するか、も必然的に決まることとなる。 基本的には「見直し基準」を確認すれば、適切な検討が図られる、という環境を構築すべきである。 また、庁内で情報共有している Q&A については、当該基準を補完する役割として、回答日やどの使用料についての項目なのかを明確にし、各所管課の担当者が円滑に情報を検索できるように工夫すべきである。

No.2 【指摘】	「見直し基準」の考え方の周知・理解が不十分である。
内容	「見直し基準」は令和4年6月に改定され、その内容が行政改革推進室より各所管課に周知されている。 しかしながら、各所管課に監査を実施する中で、「見直し基準」の考え方に対する理解が十分ではないことが判明した。 • 受益者負担割合の設定 本来は使用料収入に紐づくコストに対し、それを受益者が負担する割合を設定すべきであるが、されていない所管課が散見された。 • 原価の対象とする経費の計上漏れ 人件費が原価に算入されていない課が存在した。また、減価償却費を

	原価計算に含めていない課も散見された。 考え方を理解している所管課も存在し、行政改革推進室は各所管課から受けた質問をとりまとめ、Q&A 集も作成しているが、以上のような行政改革推進室による周知不足、各所管課の理解不足と考えられる事象が発生している。
改善事項	Q&A の内容を「見直し基準」に反映させ、研修等の定期的な周知の場を設けるべきである。

No.3 【指摘】	改定検討状況のモニタリングが不十分である。
内容	令和4年度に「見直し基準」が改定され、続いて各所管課に対して使用料見直しの検討を通知しているが、その後の各所管課における検討状況を取りまとめ部署である行政改革推進室が把握していない。 このため、誤った考え方で見直しの検討を実施している所管課も存在し、そのままの状態となっている。誤った情報のもとでの誤った意思決定となつては本来の趣旨を損なう恐れがある。 また、本来は使用料を改定すべきものについても、十分な根拠がなく改定がなされていないケースも存在している。
改善事項	誤った算定を防止する観点から、算定の計算式の類型パターンを整理し、各課がどのパターンで整理したのかを確認できるようにし、取りまとめ部署である行政改革推進室で管理・確認をすべきである。 その結果、検討の誤り又は不十分であると判断した使用料については、再検討を促すべきである。

No.4 【意見】	激変緩和措置を一律 1.5 倍までとしている。
内容	「見直し基準」においては、利用者の急激な負担増加と利用率の低下を防ぐために、改定率を現行の 1.5 倍までと定めている。 しかしながら、例えば現行の使用料金水準があるべき受益者負担額と比較して著しい乖離が認められる場合、激変緩和措置の倍率が低いと何度も改定を行う必要がある。 「見直し基準」では、『原則 1.5 倍まで』と示しているため、1.5 倍を超える改定も想定されている。その結果、レンタサイクル使用料金は令和4年度に2倍に改定している。 しかしながら、1.5 倍と明記することにより、心理的な要因でその水準に収めようという意識が働く可能性も拭えない状況となっている。
改善事項	激変緩和措置の上限は、使用料の状況に応じて柔軟に対応できるよう、その記載方法を検討することが望ましい。

No.5 【意見】	面積の多寡によらずに、一律で使用料が決定されている。
内容	使用料の算定にあたって、面積を原価の算出根拠としているものが存在するが、その面積規模や用途によっては、調整を行わないと過度な利用者への負担を求めることになりかねない。 例えば、体育館とコミュニティセンターの会議室を比較した場合、広さは異なるが、想定される利用人数はその面積の比率ほど差異がない場合も存在する。 しかしながら、現行の「見直し基準」ではこのような視点が加味されていない。
改善事項	使用面積の規模や用途に応じて、調整率を設定することが望ましい。

No.6 【意見】	目的外使用料の算定プロセスに非効率な点がある。
内容	目的外使用料の算定は、各課において以下フローで実施している。 ① 目的外使用料徴収案件の発生 ② 財産経営課より「行政財産目的外使用料算定書」フォーマットを取得 ③ 資産税課に固定資産税課税標準額を照会 ④ 取得した情報をもとに使用料算定を実施 ⑤ 算定結果を財産経営課に送付。確認を受ける（新規使用料の場合） 目的外使用料には毎年度反復継続して発生するものがあり、その使用料については財産経営課の確認を経ることなく、資産税課から情報取得をすれば算定可能であり、極めてシンプルに算定できる。 しかしながら、その固定資産税課税標準額を照会するプロセスが非効率である。各課から資産税課に決裁を取って照会をかけ、資産税課から各課への回答も決裁を経て実施している。
改善事項	反復継続する可能性の高い目的外使用料徴収対象物件については、照会のプロセスを経ることなく情報取得できるようにすることが望ましい。 具体的には、そのような物件をリスト化し、資産税課によって情報が更新されたタイミングで各課に通知し、各課がそれを確認する。このようにすれば資産税課及び各課における工数が削減され则认为る。

第4 手数料設定の現状と課題

1 手数料の設定と種類

手数料の見直し基準は、基本的な考え方は使用料と同様である。

地方公共団体が特定の者のために行う役務に対して、その費用を賄うために徴収する料金であることから、原則として1件当たりの経費の100%を受益者の負担としている。

1分当たりの人件費に処理時間をかけたものと、物件費と減価償却費を年間処理件数で除したものを合算して、1件当たりの経費を算出している。

使用料と異なる点は、減価償却費を当該事務に使用する高額備品の減価償却費に限定し、庁舎等の建物や大規模なシステム本体及び運用経費の減価償却費は含まれていない。

【図表 23】手数料一覧(金額の大きい順に記載)

手数料名称	部署	収入金額(円) (令和5年度)
一般廃棄物処理手数料	ゼロカーボンシティ推進課	449,699,050
西部クリーンセンター焼却処理手数料	西部クリーンセンター	441,969,580
南部クリーンセンター焼却処理手数料	南部クリーンセンター	333,861,230
住民票写し交付等手数料	市民課	62,840,400
戸籍謄抄本交付等手数料		59,469,800
西部クリーンセンター破碎処理手数料	西部クリーンセンター	59,413,320
狂犬病予防注射等手数料	生活衛生課	55,558,820
印鑑登録証明書交付等手数料	市民課	36,660,250
南部クリーンセンター再生処理手数料	南部クリーンセンター	35,333,260
一般廃棄物処理手数料	環境業務課	29,342,260
食品営業許可等手数料	生活衛生課	26,273,000
高松駅前地下自転車駐車場駐車料	交通政策課	22,511,300
租税公課等証明手数料	納税課	22,217,050
屋外広告物許可申請等手数料	都市計画課	16,658,250
開発指導手数料	建築指導課	14,906,350
平和公園墓園清掃手数料	市民やすらぎ課	12,831,500
建築指導手数料	建築指導課	11,641,050
市税督促手数料	納税課	8,186,399
端岡駅前自転車駐車場駐車料	交通政策課	7,541,000
と畜検査手数料	生活衛生課	6,287,460
保険料督促手数料	国保・高齢者医療課	4,375,500
医薬品販売業許可等手数料	生活衛生課	4,218,000

手数料名称	部署	収入金額(円) (令和5年度)
危険物許認可等手数料	消防局総務課	3,876,300
産業廃棄物処理業許可申請等手数料	環境指導課	3,676,000
介護サービス事業者等指定更新申請手数料	介護保険課	3,440,000
瓦町地下自転車駐車場駐車料	交通政策課	2,870,400
環境諸営業許可等手数料	生活衛生課	2,262,000
介護予防・生活支援サービス事業者指定更新申請手数料	介護保険課	2,090,000
墓地清掃手数料	市民やすらぎ課	1,658,950
栗林公園駅前自転車駐車場駐車料	交通政策課	1,553,400
入学金	高松第一高等学校事務局	1,474,650
動物飼養許可等手数料	生活衛生課	1,287,000
土地課税台帳等閲覧手数料	納税課	1,039,500
その他百万円以下使用料(36 種類)合計		7,784,020
合計		1,754,807,049

2 住民票等の発行手数料について

市の住民票等の発行手数料は、市役所や出張所などでの窓口交付に比べコンビニ交付の手数料が 100 円安く設定されている。

コンビニ交付は、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストア等のマルチコピー機から取得できるサービスであり、待ち時間がなく、市役所などが休みの日でも利用できるというメリットがある。愛知県一宮市では、マイナンバーカードの普及促進と利活用につなげるため、また市役所や出張所の窓口の混雑緩和のため、期間限定で 200 円の割引としている団体もある。

コンビニ交付の普及状況(件数ないしは割合)なども市のホームページに掲載し、利用促進を図るための情報を充実させる等の取組を行うべきである。

3 督促手数料について

市税等の督促手数料は、令和5年度の調定額 13,498,599 円に対して収納額は 13,495,499 円となっている。市のホームページにおいて、令和7年4月から「督促手数料を廃止します」とあるが、期日に納付した者にとっては一見理解し難いものであり、廃止に至った理由を説明するとともに、延滞金が発生する旨の注意喚起の記載も行うべきである。

他団体のホームページにおいては、FAQ が公表されていた。

【図表 24】督促手数料の廃止通知

督促手数料を廃止します 更新日：2024年10月8日 督促手数料を廃止します 市の条例改正により、令和7年4月1日以降に納期限が到来する歳入に係る督促手数料を廃止します。 ただし、令和7年3月31日以前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、従来どおり督促手数料の納付が必要です。 なお、令和7年4月1日以降についても、各納期限までに納付されない場合には督促状は発送されます。 督促手数料を廃止する市税等 <table><tr><th>督促手数料を廃止する主な歳入</th><th>督促手数料の問い合わせ先</th></tr><tr><td>市税（個人市民税・法人市民税・軽自動車税・固定資産税など）</td><td>納税課（℡：839-2222）</td></tr><tr><td>国民健康保険料</td><td>国保・高齢者医療課（℡：839-2311）</td></tr><tr><td>後期高齢者医療保険料</td><td></td></tr><tr><td>介護保険料</td><td>介護保険課（℡：839-2326）</td></tr><tr><td>保育料</td><td>こども保育教育課（℡：839-2358）</td></tr><tr><td>その他市が徴収する分担金・負担金・使用料・手数料など</td><td>納入通知書発行課へ</td></tr></table>	督促手数料を廃止する主な歳入	督促手数料の問い合わせ先	市税（個人市民税・法人市民税・軽自動車税・固定資産税など）	納税課（℡：839-2222）	国民健康保険料	国保・高齢者医療課（℡：839-2311）	後期高齢者医療保険料		介護保険料	介護保険課（℡：839-2326）	保育料	こども保育教育課（℡：839-2358）	その他市が徴収する分担金・負担金・使用料・手数料など	納入通知書発行課へ	更新日：2023年1月20日 FAQ)督促手数料を廃止することで、市税等の徴収が効率的・効果的になるのはなぜですか？ 質問・意見 督促手数料を廃止することで、市税等の徴収が効率的・効果的になるのはなぜですか？ 回答 大きく以下の3つの理由により、市税等の徴収が効率的・効果的になります。 1 問い合わせや苦情が大幅に減ります。 「当初の納税通知書（取課通知）が届いていないのに、いきなり督促状が届いて督促手数料も支払えとはどういうことか。」という内容の苦情が督促状を発送する度に多数発生しています。 地方税法において、「取課徴収にかかる書類は普通郵便で送付し、返戻がなければその書類は到達したものと推定される」という規定があり、数万通にのぼる納税通知書を記録郵便で送付することは現実的でないことから合理的な規定と言えます。 しかし、当初の納税通知書（取課通知）が届いていないとの証言である市民の方にとっては行政に都合のよい規定でしかなく、丁寧な説明を尽くしてもご理解いただけないのが実情です。 2 督促手数料のみを請求する納付書の再発行が必要なくなります。 督促状が届いているのに当初の納付書で納付するなど督促手数料のみが未納となる場合があります。その場合は別途80円の納付書を再発行しています。しかし、この再発行にも人件費、紙票代、印刷代、郵便代、封筒代などの費用が督促状の発送とは別に発生しますが、これらの費用は滞納者の方に請求することが法律上できませんので、結果的に督促手数料80円を上回る費用をかけてこれまで徴収していましたが、その必要がなくなります。 3 督促手数料のうち請求すべきものと請求すべきでないものの判断が不要となります。 金融機関等でご納付いただいてから市に収納されるまでに一週間から十日かかります。つまり、督促状が届いた時にはすでに納付済みという場合があります。その場合、市としては督促状を発送しているため督促手数料が未納となりますが、法律上請求できないことになっています。 そのため、督促手数料の徴収にあたり、常に請求してよいものかどうかを、ご本人の納付日をシステムで確認しながら徴収業務を行っています。その確認作業が不要となります。
督促手数料を廃止する主な歳入	督促手数料の問い合わせ先														
市税（個人市民税・法人市民税・軽自動車税・固定資産税など）	納税課（℡：839-2222）														
国民健康保険料	国保・高齢者医療課（℡：839-2311）														
後期高齢者医療保険料															
介護保険料	介護保険課（℡：839-2326）														
保育料	こども保育教育課（℡：839-2358）														
その他市が徴収する分担金・負担金・使用料・手数料など	納入通知書発行課へ														
(出典:高松市ホームページ)	(出典:芦屋市ホームページ)														

第5 使用料等の減免措置

1 減免措置の適用状況

(1) 令和5年度の減免措置の状況

使用料等の減免措置を行った金額及び件数は以下のとおりであった。

なお、減免額が不明な使用料については空欄にしている。

使用料	減免額	件数
夜間急病診療所駐車場使用料	60,580,500 円	83,845 件
市営住宅使用料	25,364,800 円	159 件
研修集会施設使用料	7,583,780 円	2,782 件
瓦町健康ステーション会議室等使用料	5,362,230 円	324 件
港湾施設使用料	5,067,341 円	20 件
漁港用地使用料	4,141,062 円	62 件
保健所庁舎駐車場使用料	3,670,500 円	12,235 件
体育施設使用料	2,918,912 円	5,202 件
漁港施設使用料	2,440,120 円	10 件
ホール等使用料(高松市国分寺ホール)	1,223,020 円	19 件
こども未来館多目的室等使用料	1,158,290 円	19 件
こども未来館プラネタリウム観覧料	1,140,000 円	6,372 件
多目的スタジオ等使用料(瓦町アートステーション)	957,320 円	27 件
地域保健活動センター施設使用料	762,395 円	3件
ふれあい福祉センター勝賀会議室等使用料	743,090 円	378 件
国分寺会館会議室等使用料	599,820 円	541 件
ふれあい福祉センター勝賀庭球場使用料	569,950 円	512 件
石の民俗資料館常設展観覧料	511,400 円	2,557 件
牟礼南会館会議室等使用料	466,150 円	372 件
器具等使用料(瓦町アートステーション)	452,030 円	17 件
福岡会館会議室等使用料	444,410 円	383 件
多目的ホール等使用料	434,960 円	8件
男女共同参画センター会議室等使用料	427,450 円	139 件
常設展観覧料	306,300 円	1,532 件
菊池寛記念館観覧料	289,200 円	1,446 件
茜町会館会議室等使用料	278,050 円	504 件
農村公園等施設使用料	264,704 円	4件
福家会館会議室等使用料	244,200 円	222 件
図書館視聴覚ホール等使用料	202,590 円	17 件

使用料	減免額	件数
香南歴史民俗郷土館施設使用料	114,280 円	61 件
讃岐国分寺跡資料館施設使用料	104,550 円	12 件
讃岐国分寺跡資料館観覧料	66,500 円	665 件
卸売市場 市場使用料	30,856 円	9件
市民活動センター会議室等使用料	29,420 円	13 件
器具等使用料(高松市国分寺ホール)	23,840 円	3件
瓦町駅前広場使用料	14,314 円	1件
深間ふれあいセンター集会室等使用料	4,790 円	9件
国分寺会館用地使用料	4,412 円	2 件
石の民俗資料館施設使用料	3,390 円	1 件
庵治やすらぎ会館会議室等使用料	2,120 円	1 件
男木交流館使用料	1,660 円	6件
保健センター駐車場使用料	934 円	
郷東海浜公園グラウンド用地使用料	13 円	1 件
常設展観覧料		21,015 件
上田薫展観覧料		4,355 件
フィンランドライフスタイル展観覧料		3,895 件
国立美術館巡回展観覧料		1,735 件
川瀬巴水典観覧料		1,735 件
法定外公共物使用料		218 件
高松市民防災センター大ホール等使用料		171 件
斎場公園使用料		1 件
高松市屋島ファミリーホーム敷地使用料		1 件
道路占用料		

上表を見ると、「夜間急病診療所駐車場使用料」については、受診者に係る駐車場使用料であり、最も多くなっている。

その他、「第5 個別事項」の検討対象となった使用料については、減免事由の確認を行った。

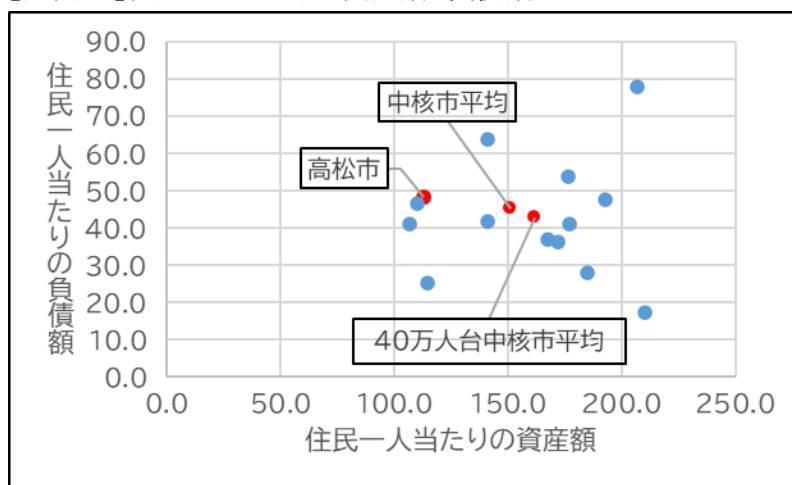
第6 他自治体との比較

令和4年度一般会計等の決算数値(統一的な基準による財務書類)をもとに他自治体との比較を行った。比較対象は、高松市を除く中核市 60 市の平均値及び人口 40 万人台の中核市 13 市とその平均値である。

1 住民一人当たりの資産額と負債額

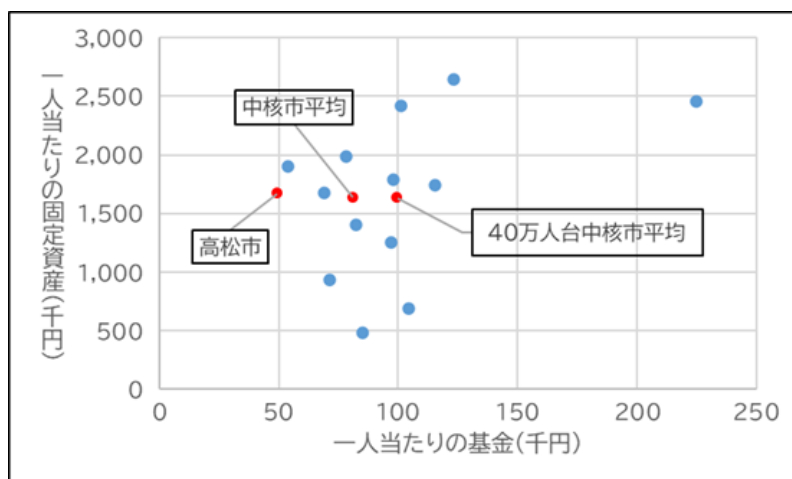
高松市が保有する資産及び負債の合計額を住民基本台帳人口で除して、住民一人当たりの資産及び負債額を表した指標である。

【図表 25】住民一人当たりの資産額と負債額



市は、他の中核市と比較すると一人当たりの資産額が小さく、負債額は平均よりやや高くなっている。資産額が小さい主な要因は、基金少ないためである。40 万人台中核市の半分ほどの基金しか保有できておらず、固定資産の建て替えなどに対する備えが乏しい状態である。

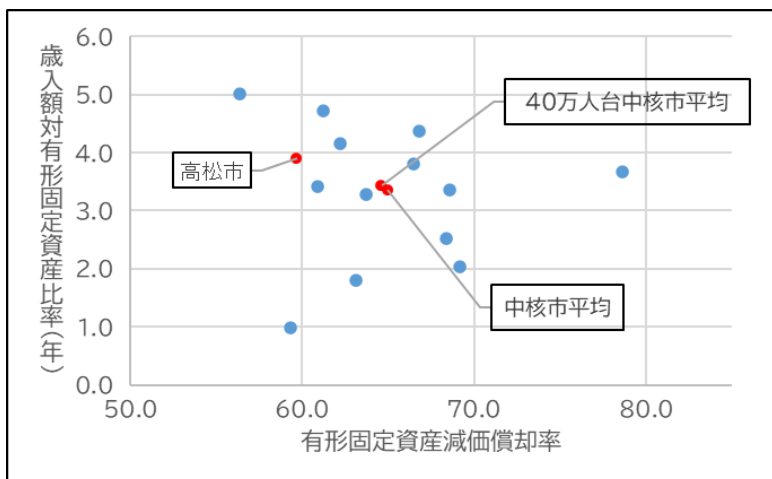
【図表 26】住民一人当たりの固定資産額と基金額



2 歳入額対有形固定資産比率(年)と有形固定資産減価償却比率(%)

歳入額対有形固定資産比率(年)とは、これまでに形成されたストックとしての有形固定資産が、歳入の何年分に相当するかを表す指標である。また、有形固定資産減価償却比率(%)とは、有形固定資産がどの程度老朽化しているかを表す指標である。

【図表 27】歳入額対有形固定資産比率(年)と有形固定資産減価償却比率(%)

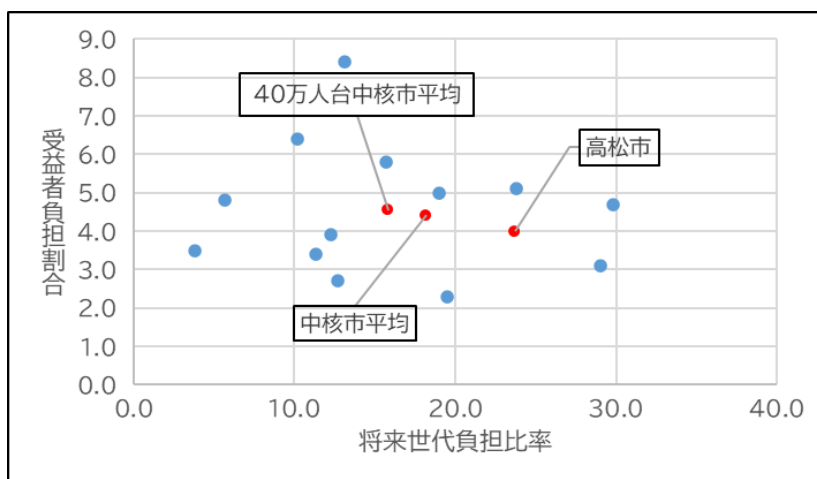


市は、歳入額に対する有形固定資産比率が大きく、有形固定資産の老朽化はやや低い水準である。

3 将来世代負担比率と受益者負担割合

将来世代負担比率とは、有形固定資産などの社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を表す指標である。受益者負担割合とは、行政サービスの提供に対する受益者の直接的な負担の割合を表した指標である。

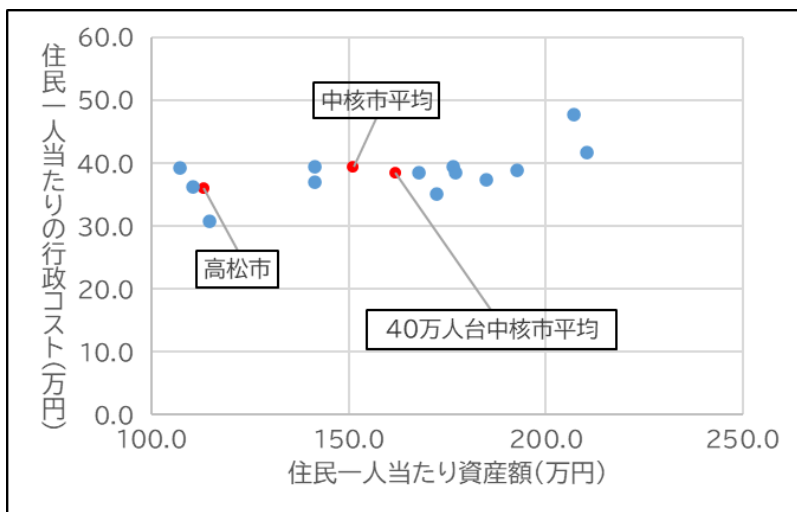
【図表 28】将来世代負担比率と受益者負担割合



市は、将来世代負担比率は高く、受益者負担割合は平均より低い。現在の負担率が低く、将来世代の負担率が高くなることが予想される。将来世代の負担を少しでも平準化するためにも、現在の使用料の在り方が重要である。

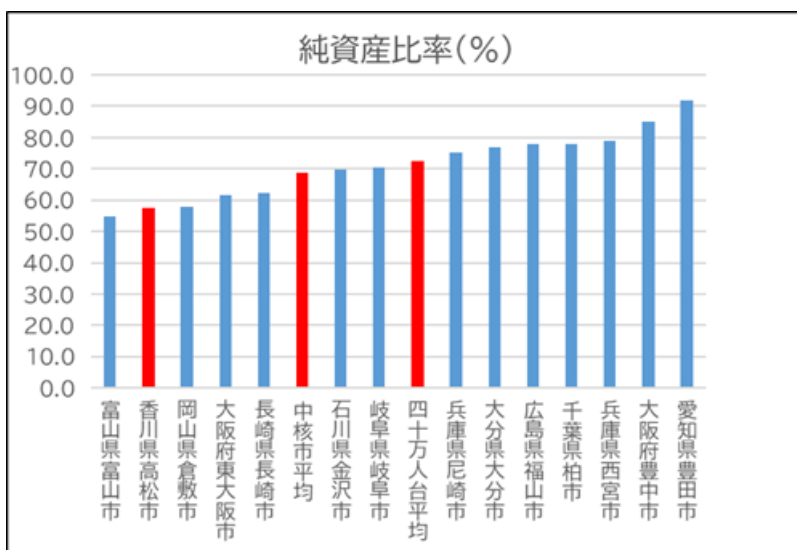
4 住民一人当たり資産額と行政コスト

【図表 29】住民一人当たり資産額と行政コスト



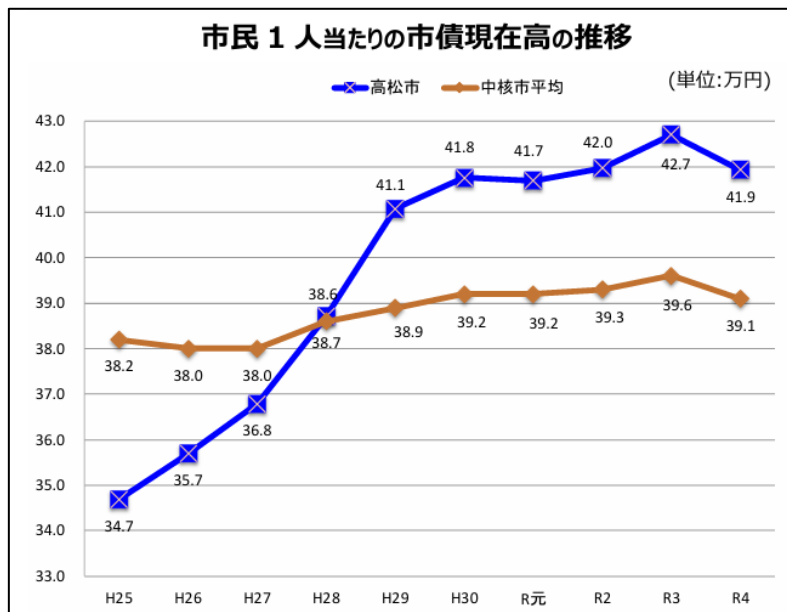
市は、前述のように基金額が小さいため、資産額は小さいが行政コストは平均的にかかっている。

【図表 30】純資産比率



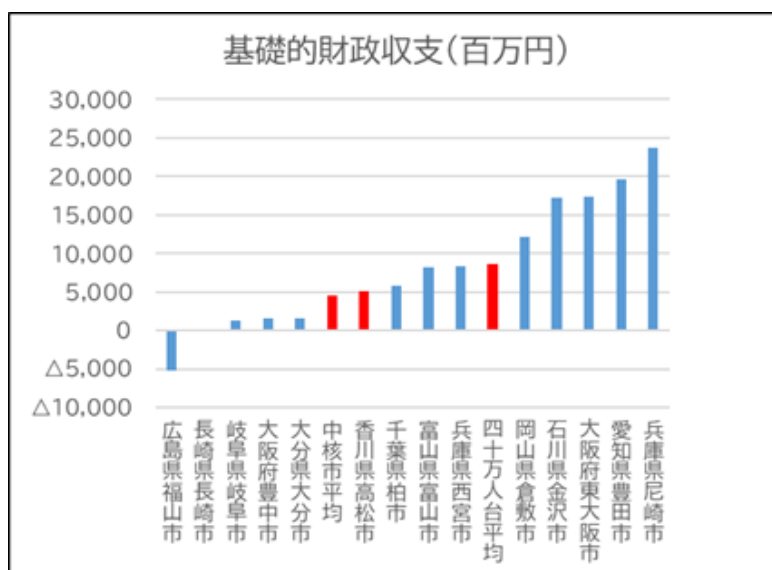
純資産比率は低い方に位置する。これは上述のとおり、基金が小さく、市債残高が大きいことも起因している。

【図表 31】市民1人当たりの市債残高の推移



(出典:第9次高松市行財政改革計画 5頁)

【図表 32】基礎的財政収支



基礎的財政収支(プライマリー・バランス)とは、税収・税外収入と、国債費を除く歳出との収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費(社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費)を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標である。(財務省ホームページより)

市は、中核市の平均値よりわずかに高いが、40 万人台の中核市の平均の 60%ほどしかない。

第7 監査結果の要約

1 監査における主な指摘事項

(1) 使用料等の設定に係る事務の執行及び手続等に関する指摘及び意見

使用料等の設定に係る事務の執行及び手続等に関する指摘及び意見は、指摘が9件、意見が6件の合計 15 件あり、その概略は以下のとおりである。

指摘・意見No. ()内:頁	所管課	指摘 意見	内容
No.1(39 頁)	行政改革推進室	指摘	「見直し基準」の内容だけでは対応できない使用料が存在する。
No.2(40 頁)	行政改革推進室	指摘	「見直し基準」の考え方の周知・理解が不十分である。
No.3(41 頁)	行政改革推進室	指摘	改定検討状況のモニタリングが不十分である。
No.4(41 頁)	行政改革推進室	意見	激変緩和措置を一律 1.5 倍までとしている。
No.5(42 頁)	行政改革推進室	意見	面積の多寡によらずに、一律で使用料が決定されている。
No.6(42 頁)	行政改革推進室 財産経営課	意見	目的外使用料の算定プロセスに非効率な点がある。
No.7(63 頁)	交通政策課	指摘	減価償却費がコストに含まれていない。
No.8(65 頁)	交通政策課	意見	共通費の各施設への按分が均等按分となっている。
No.13(98 頁)	交通政策課	意見	改定をしていない根拠が残されていない。
No.14(114 頁)	文化芸術振興課	指摘	受益者負担の計算に誤りがある。
No.18(128 頁)	文化芸術振興課	指摘	自己利用の実績集計がされていない。
No.20(128 頁)	文化芸術振興課	指摘	減価償却費が固定資産台帳と異なっている。
No.24(137 頁)	文化芸術振興課	指摘	備品の減価償却費がコストに含まれていない。
No.39(189 頁)	こども未来館	指摘	使用料の見直しに関する算定に誤りがあった。
No.64(302 頁)	市場管理課	意見	本来の用途とは異なる使用をしている事業者が存在する。

(2) 使用料等の設定・水準に関する指摘及び意見

使用料等の設定・水準に関する指摘及び意見は、指摘が7件、意見が3件の合計 10 件あり、その概略は以下のとおりである。

指摘・意見No. ()内:頁	所管課	指摘 意見	内容
No.12(90 頁)	交通政策課	意見	受益者負担割合が 100%を大きく下回っている。
No.23(137 頁)	文化芸術振興課	指摘	実際の受益者負担割合があるべき割合を大きく下回っている。
No.28(152 頁) No.31(167 頁)	スポーツ振興課	指摘	周辺類似施設に倣った料金設定となっている。
No.34(176 頁)	スポーツ振興課	指摘	利用料が安価に設定されている。
No.40(190 頁)	こども未来館	意見	周辺類似施設に倣った料金設定となっている。
No.50(222 頁)	行政改革推進室 政策課	指摘	使用料の見直しに関する算定誤りがあった。
No.54(250 頁)	市民やすらぎ課	指摘	面積が明らかに異なる会議室にも関わらず、同額の使用料が設定されている。
No.55(261 頁)	市営住宅課	指摘	大規模修繕等による補正が1年間限りとなっている。
No.57(262 頁)	市営住宅課	意見	利便性係数の上限が市の定めることのできる上限に達していない。
No.58(268 頁)	市営住宅課	指摘	使用料と近傍同種の民間の駐車料金が著しく乖離している駐車場が存在する。

(3) 使用料等の定期的な分析及び見直しに関する指摘及び意見

使用料等の定期的な分析及び見直しに関する指摘及び意見は、指摘が3件、意見5件の合計8件あり、その概略は以下のとおりである。

指摘・意見No. ()内:頁	所管課	指摘 意見	内容
No.10(84 頁)	交通政策課	意見	平成 18 年度以降使用料が改定されていない。
No.16(116 頁)	文化芸術振興課	意見	備品利用実績について指定管理者から報告を受けていない。
No.32(168 頁)	スポーツ振興課	意見	稼働率の高低に関わらず、経費が一定となっている。
No.38(184 頁)	こども未来館	意見	稼働率が低く、積極的な活用取組がなされていない。

指摘・意見No. ()内:頁	所管課	指摘 意見	内容
No.43(200 頁)	観光交流課	指摘	「見直し基準」に基づく使用料改定の検討が行われていない。
No.44(200 頁)	観光交流課	意見	使用料に関する経年比較の実施・検証を行っていない。
No.47(216 頁)	観光交流課	指摘	料金改定の検討を行っていない。
No.59(296 頁)	市場管理課	指摘	投資財政計画等の計画と実績の対比が行われていない。

(4) 使用料等の徴収及び収納事務に関する指摘及び意見

使用料等の徴収及び収納事務に関する指摘及び意見は、指摘が4件、意見が2件の合計6件あり、その概略は以下のとおりである。

指摘・意見No. ()内:頁	所管課	指摘 意見	内容
No.19(128 頁)	文化芸術振興課	指摘	指定管理業務と自主事業が同一口座で管理されている。
No.30(167 頁)	スポーツ振興課	指摘	事務徴収マニュアルがない。
No.35(177 頁) No.37(183 頁)	スポーツ振興課 こども未来館	指摘	業務マニュアルが未作成であった。
No.41(194 頁) No.42(197 頁) No.45(203 頁) No.46(211 頁)	観光交流課	意見	適格請求書(インボイス)を交付できる準備ができていない。
No.56(261 頁)	市営住宅課	指摘	債権管理マニュアルが機能していない。
No.63(301 頁)	市場管理課	意見	請求書(インボイス)発行事務を改善することが望ましい。

(5) 使用料等の減額や免除の手続に関する指摘・意見

使用料等の減額や免除の手続に関する指摘及び意見は、指摘が1件のみであり、その概略は以下のとおりである。

指摘・意見No. ()内:頁	所管課	指摘 意見	内容
No.36(177 頁)	スポーツ振興課	指摘	減免額の詳細を把握していない。

(6) 使用料等の納付方法に関する指摘・意見

使用料等の納付方法に関する指摘及び意見は、意見が2件あり、その概略は以下のとおりである。

指摘・意見No. ()内:頁	所管課	指摘 意見	内容
No.22(129 頁)	文化芸術振興課	意見	決済方法の選択肢が少ない。
No.48(216 頁)	観光交流課	意見	事前精算機の利用促進を検討することが望ましい。

(7) 使用料等の未収債権管理と不納欠損に関する指摘・意見

使用料等の未収債権管理と不納欠損に関する指摘及び意見は、指摘が2件あり、その概略は以下のとおりである。

指摘・意見No. ()内:頁	所管課	指摘 意見	内容
No.27(148 頁)	スポーツ振興課	指摘	利用料金の滞納が発生している。
No.62(301 頁)	市場管理課	指摘	滞留債権について事務処理要領が想定していないケースが存在する。

(8) 経営の効率化と強化に関する指摘・意見

経営の効率化と強化に関する指摘及び意見は、指摘が4件、意見が12件の合計16件あり、その概略は以下のとおりである。

指摘・意見No. ()内:頁	所管課	指摘 意見	内容
No.9(84 頁)	交通政策課	指摘	財政収支計画がキャッシュベースのみで作成されている。
No.11(85 頁)	交通政策課	意見	南部駐車場の廃止時期が指定管理者への委託期間によって決定されている。
No.15(114 頁)	文化芸術振興課	指摘	長期的な保全計画を策定していない。
No.17(116 頁)	文化芸術振興課	意見	事務処理誤り等の問題が必ずしも全て報告されていない
No.21(129 頁)	文化芸術振興課	意見	指定管理期間が5年で固定されている。
No.25(137 頁)	文化芸術振興課	意見	利用推進に向けた広報活動が不十分である。
No.26(141 頁)	スポーツ振興課	意見	長寿命化計画が作成できていない。
No.29(153 頁)	スポーツ振興課	意見	施設目標の達成及び利用者増加を視野に入れたアンケート内容となっていない。

指摘・意見No. ()内:頁	所管課	指摘 意見	内容
No.33(169 頁)	スポーツ振興課	意見	指定管理者との目標共有及び協働が希薄となっている。
No.49(217 頁)	観光交流課	意見	駐車場の混雑時には市が運営する近隣施設と連携することを検討することが望ましい。
No.51(223 頁)	政策課	意見	利用促進がされてない。
No.52(238 頁)	市民やすらぎ課	意見	受益者負担割合が低い斎場が存在する。
No.53(246 頁)	市民やすらぎ課	意見	納骨壇(合葬式墓地)新規整備の際には、納骨壇使用者の入れ替わりを想定に入れて、将来のあるべき姿を検討することが望ましい。
No.60(298 頁)	市場管理課	指摘	経営戦略の更新が適時に行われていない。
No.61(300 頁)	市場管理課	指摘	再整備にあたり長期的な維持管理コストに係る財源見通しが立てられていない。
No.65(302 頁)	市場管理課	意見	公会計情報を利活用することが望ましい。

第8 個別事項

1 交通政策課

(1) 使用料徴収施設と管理体制

交通政策課にて使用料を徴収している施設は以下のとおりとなっている。駐車場の使用料科目としては9つであるが、パークアンドライド駐車場は、JR 国分駅前・ことでん仏生山駅前・ことでん空港通り駅前の3箇所を指しているため、施設数としては合計 11 箇所となる。また、駐輪場については、下表の4箇所となっている。

【駐車場】

施設名称	運営体制	指定管理期間
パークアンドライド駐車場	直営 ※一部委託	—
瓦町駅地下駐車場	指定管理	令和4～8年度
高松シンボルタワー地下駐車場	指定管理	令和3～7年度
高松駅前広場地下駐車場	指定管理	令和3～7年度
高松駅南交通広場駐車場	指定管理	令和3～7年度
中央駐車場	指定管理	令和4～8年度
南部駐車場	指定管理	令和4～8年度
美術館地下駐車場	指定管理	令和4～8年度
杣場川駐車場	指定管理	令和4～8年度

【駐輪場】

施設名称	運営体制	指定管理期間
瓦町地下自転車駐車場	指定管理	令和4～8年度
栗林公園駅前自転車駐車場	指定管理	令和4～8年度
高松駅前地下自転車駐車場	指定管理	令和3～7年度
端岡駅前自転車駐車場	指定管理	令和4～8年度

また、その他の使用料収入としては、レンタサイクル使用料・自転車等駐車場施設使用料・交通政策課所管用地使用料を徴収している。

(2) パークアンドライド駐車場

ア 施設の概要

使用料名	パークアンドライド駐車場使用料
所在地	JR 国分駅 ことでん空港通り駅 ことでん仏生山駅
所管部署	交通政策課
根拠法令	—
根拠条例	高松市パークアンドライド駐車場条例
条例に定める施設の目的	通勤、通学等をする市民の利便を図り、公共交通機関の利用を促進することにより、交通の混雑の緩和及び環境への負荷の低減に資するため(高松市パークアンドライド駐車場条例第1条)
施設の営業時間	24 時間 365 日営業
施設カルテの更新状況	未作成

イ 施設の利用状況(各年度末における状況)

【JR 国分駅】定期利用のみ

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間使用料(円)	399,000	399,000	480,000	636,000	558,000
年間件数(件)	117	131	146	212	186
年度末区画数(区画)	22	22	20	20	20
年間利用率※	48.8%	54.6%	60.8%	88.3%	77.5%

【ことでん空港通り駅】定期利用のみ

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間使用料(円)	1,176,000	2,154,000	1,738,500	1,923,000	2,151,000
年間件数(件)	530	491	634	641	717
年度末区画数(区画)	109	109	109	109	109
年間利用率※	56.7%	47.9%	48.5%	52.4%	58.6%

【ことでん仏生山駅】

○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間使用料(円)	3,545,600	3,104,000	3,228,000	2,972,000	3,100,000
年間件数(件)	648	788	827	743	775
年度末区画数(区画)	116	116	116	116	116
年間利用率※	46.6%	56.6%	66.3%	64.6%	68.1%

○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間使用料(円)	—	906,100	930,400	1,155,300	1,444,000
年間件数(件)	—	2,656	2,933	3,550	4,427

※利用率は、年間における定期利用÷契約数区画数で算出している。また、ことでん仏生山駅駐車場における一時利用の枠は、総区画数から定期利用契約数を差し引いた区画数となる。

JR 国分駅及びことでん空港通り駅駐車場は定期利用のみで、ことでん仏生山駅駐車場は定期利用に加えて一時利用も受け入れている。定期利用の総区画数は 245 区画で、令和5年度における全体の利用率は 64.6%となっている。

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	いずれの駐車場も3年ごとに「見直し基準」に則って改定の検討を実施している。 なお、改定を実施したのは、平成 30 年6月の JR 国分駅のみとなっている。	
料金体系		
	施設	料金
	JR 国分駅	定期利用: 3,000 円/月
	ことでん空港通り駅	定期利用: 3,000 円/月
	ことでん仏生山駅	定期利用: 5,000 円/月 一時利用: (ことでん利用有) 300 円/日 (ことでん利用無) 100 円/25 分 ※20 分未満無料
使用料の内訳	駐車料金のみ	

消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税区分は課税であり、インボイスを発行している。 インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。																																																																								
納付方法について (現金収受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	令和5年度決済方法別の収納状況 【JR 国分駅】 (金額単位:千円) <table><tr><th>方法</th><th>現金</th><th>振込</th><th>カード</th><th>電子マネー</th><th>QRコード</th></tr><tr><td>金額</td><td>—</td><td>477</td><td>45</td><td>—</td><td>36</td></tr><tr><td>件数</td><td>—</td><td>159</td><td>15</td><td>—</td><td>12</td></tr><tr><td>割合</td><td>—</td><td>85.5%</td><td>8.1%</td><td>—</td><td>6.5%</td></tr></table> 【ことடன்空港通り駅】 (金額単位:千円) <table><tr><th>方法</th><th>現金</th><th>振込</th><th>カード</th><th>電子マネー</th><th>QRコード</th></tr><tr><td>金額</td><td>—</td><td>1,572</td><td>486</td><td>—</td><td>93</td></tr><tr><td>件数</td><td>—</td><td>524</td><td>162</td><td>—</td><td>31</td></tr><tr><td>割合</td><td>—</td><td>73.1%</td><td>22.6%</td><td>—</td><td>4.3%</td></tr></table> 【ことடன்仏生山駅】 (金額単位:千円) <table><tr><th>方法</th><th>現金</th><th>振込</th><th>カード</th><th>電子マネー</th><th>QRコード</th></tr><tr><td>金額</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4,544</td><td>—</td></tr><tr><td>件数</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>5,202</td><td>—</td></tr><tr><td>割合</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>100.0%</td><td>—</td></tr></table>	方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード	金額	—	477	45	—	36	件数	—	159	15	—	12	割合	—	85.5%	8.1%	—	6.5%	方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード	金額	—	1,572	486	—	93	件数	—	524	162	—	31	割合	—	73.1%	22.6%	—	4.3%	方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード	金額	—	—	—	4,544	—	件数	—	—	—	5,202	—	割合	—	—	—	100.0%	—
方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード																																																																				
金額	—	477	45	—	36																																																																				
件数	—	159	15	—	12																																																																				
割合	—	85.5%	8.1%	—	6.5%																																																																				
方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード																																																																				
金額	—	1,572	486	—	93																																																																				
件数	—	524	162	—	31																																																																				
割合	—	73.1%	22.6%	—	4.3%																																																																				
方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード																																																																				
金額	—	—	—	4,544	—																																																																				
件数	—	—	—	5,202	—																																																																				
割合	—	—	—	100.0%	—																																																																				
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	有 事務フローを記載した資料を作成している。																																																																								

エ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合) ※令和4年度検討数値を使用

本課にて実施している各施設における項目ごとの原価及び原価を踏まえた徴収すべき必要使用料の試算状況は下表のとおりである。なお、人件費に関しては3施設に対して均等按分を実施している。また、併せて監査人により、原価を下表の数値とした場合における実際の受益者負担割合を算出した。

【JR 国分駅】

項目	金額	貸出総面積	250.00 m ²
人件費	777,879 円	年間貸出時間	8,760.0 時間
物件費	0円	1 m ² 1時間当たり単価	0.80 円
維持補修費	967,500 円	1 区画面積	12.50 m ²
補助費等	0円	1 区画1時間当たり単価	10 円
公債費	0円	1 区画1か月当たり原価	7,200 円
減価償却費	0円	受益者負担割合設定値	100%
合計	1,745,379 円	必要使用料(消費税込)	7,920 円

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	37.0%
-------------------	-------

【ことでん空港通り駅】

項目	金額	貸出総面積	1,275.00 m ²
人件費	777,879 円	年間貸出時間	8,760.0 時間
物件費	1,318,176 円	1 m ² 1時間当たり単価	0.19 円
維持補修費	0円	1 画面積	12.50 m ²
補助費等	582 円	1 区画1時間当たり単価	2.38 円
公債費	0円	1 区画1か月当たり原価	1,713.6 円
減価償却費	0円	受益者負担割合設定値	100%
合計	2,096,637 円	必要使用料(消費税込)	1,885 円

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	99.6%
-------------------	-------

【ことでん仏生山駅】

項目	金額	貸出総面積	1,450.00 m ²
人件費	777,879 円	年間貸出時間	8,760.0 時間
物件費	1,971,972 円	1 m ² 1時間当たり単価	0.22 円
維持補修費	0円	1区画面積	12.50 m ²
補助費等	0円	1区画1時間当たり単価	2.75 円
公債費	0円	1区画1カ月当たり原価	1,980 円
減価償却費	0円	受益者負担割合設定値	100%
合計	2,749,851 円	必要使用料(消費税込)	2,178 円

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	173.8%
-------------------	--------

各表右下の必要使用料はコストを考えた際に最低限徴収すべき金額であるが、JR 国分駅については 7,920 円のコストに対して月額使用料 3,000 円でありコスト分を回収できていないが、ことでん空港通り駅及びことでん仏生山駅は必要使用料以上の使用料を徴収できている。

また、実際の収入合計と支出合計割合で求めた受益者負担割合については、ことでん仏生山駅のみ 100%を確保(＝黒字)しているという結果となった。

(ア) 施設使用料(収納)の状況(令和5年度)

①現年度調定額	7,513,000 円	③過年度調定額	—
②現年度収納額	7,513,000 円	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

現年度の調定額に対する収納率は 100%となっており、収納未済は発生していない。これは、定期利用は前払制となっていること、一時利用については清算が完了しないとゲートが開かない仕組みとなっているためである。

(イ) 減免の状況(令和5年度)

令和5年度において、減免事案は発生しておらず、該当はない。

ただし、高松市パークアンドライド駐車場条例施行規則第8条において、減免について以下のとおり要件は存在する。

【参考】

(使用料の減額)

第8条

条例第8条第4項に規定する使用料の減額を必要と認める場合は、次に掲げる者が公共交通機関を利用して通勤、通学等をする場合において、その者又はその者の介護人(市長において介護人を必要と認める場合に限る。)が、定期駐車により駐車場を使用するときとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- 2 前項の場合においては、使用料の2分の1を減額するものとする。
- 3 第1項の規定により使用料の減額を受けようとする者は、第3条第1項又は第5項第1号の申請書の提出の際、第1項各号に掲げる手帳のうち該当するものを提示しなければならない。

(出典:高松市パークアンドライド駐車場条例施行規則より一部抜粋)

オ 発見事項

No.7 【指摘】	減価償却費がコストに含まれていない。																		
内容	各駐車場には舗装等の減価償却資産が紐づいているため、コストに減価償却費を含めるべきであるが、現状ではそれが加味されていない。 市が令和4年度地方公会計で作成している固定資産台帳情報によると、本使用料に係る償却資産は以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>内容</th><th>年間償却額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR 国分駅</td><td>駐車場舗装</td><td>99,000 円</td></tr> <tr> <td rowspan="5">ことடன் 仏生山駅</td><td>駐車場舗装</td><td>1,917,648 円</td></tr> <tr> <td>標識等(2明細)</td><td>286,524 円</td></tr> <tr> <td>管制設備</td><td>2,592,000 円</td></tr> <tr> <td>照明灯</td><td>1,065,096 円</td></tr> <tr> <td>駐車場整備(造成等)</td><td>541,675 円</td></tr> </tbody> </table> なお、ことடன்空港通り駅に関しては、償却済みであるためか償却資産の登録は確認されなかった。		施設	内容	年間償却額	JR 国分駅	駐車場舗装	99,000 円	ことடன் 仏生山駅	駐車場舗装	1,917,648 円	標識等(2明細)	286,524 円	管制設備	2,592,000 円	照明灯	1,065,096 円	駐車場整備(造成等)	541,675 円
施設	内容	年間償却額																	
JR 国分駅	駐車場舗装	99,000 円																	
ことடன் 仏生山駅	駐車場舗装	1,917,648 円																	
	標識等(2明細)	286,524 円																	
	管制設備	2,592,000 円																	
	照明灯	1,065,096 円																	
	駐車場整備(造成等)	541,675 円																	
改善事項	固定資産台帳に記載されている各駐車場に係る減価償却資産を紐づけし、減価償却費をコストに見込むべきである。																		

なお、以上の視点を反映した必要使用料及び実際の受益者負担割合を監査人が試算したところ、以下の結果となった。

【JR 国分駅】

項目	金額	貸出総面積	250.00 m ²
人件費	190,501 円	年間貸出時間	8,760.0 時間
物件費	0 円	1 m ² 1 時間当たり単価	0.574 円
維持補修費	967,500 円	1 区画面積	12.50 m ²
補助費等	0 円	1 区画 1 時間当たり単価	7.175 円
公債費	0 円	1 区画 1 カ月当たり原価	5,166 円
減価償却費	99,000 円	受益者負担割合	100%
合計	1,257,001 円	必要使用料(消費税込)	5,683 円

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	51.3%
-------------------	-------

【ことでん空港通り駅】

項目	金額	貸出総面積	1,275.00 m ²
人件費	1,038,230 円	年間貸出時間	8,760.0 時間
物件費	1,318,176 円	1 m ² 1 時間当たり単価	0.211 円
維持補修費	0 円	1 区画面積	12.50 m ²
補助費等	582 円	1 区画 1 時間当たり単価	2.638 円
公債費	0 円	1 区画 1 カ月当たり原価	1,899.4 円
減価償却費	0 円	受益者負担割合	100%
合計	2,356,988 円	必要使用料(消費税込)	2,090 円

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	88.6%
-------------------	-------

【ことでん仏生山駅】

項目	金額	貸出総面積	1,450.00 m ²
人件費	1,104,906 円	年間貸出時間	8,760.0 時間
物件費	1,971,972 円	1 m ² 1時間当たり単価	0.746 円
維持補修費	0 円	1 区画面積	12.50 m ²
補助費等	0 円	1 区画1時間当たり単価	9.325 円
公債費	0 円	1 区画1カ月当たり原価	6,714 円
減価償却費	6,402,943 円	受益者負担割合	100%
合計	9,479,821 円	必要使用料(消費税込)	7,386 円

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	50.4%
-------------------	-------

また、試算した必要使用料と現在の定期利用料金を比較したところ、以下のとおりとなった。

施設	必要使用料	定期利用料金	過不足	受益者負担割合
JR 国分駅	5,683 円	3,000 円	△2,683 円	52.8%
ことでん空港通り駅	2,090 円	3,000 円	+910 円	143.5%
ことでん仏生山駅	7,386 円	5,000 円	△2,386 円	67.7%

ことでん空港通り駅を除いて使用料設定時点で受益者負担割合が100%を下回っている。一方で、近隣で民間が運営する駐車場の相場価格や、交通渋滞緩和等の政策的効果も見込めることから、現状の料金設定としていることは理解できる。

しかしながら、コストを正確に算出しなければ、これらの政策のためにいくら投じているか把握出来ないため、今後は正確なコスト算出を行った上で、見直し要否の検討を実施すべきである。

No. 8【意見】	共通費の各施設への按分が均等按分となっている。
内容	使用料見直し時において、各駐車場のコストを算出しているが、このうち人件費相当部分の按分を規模に関わらず、3施設均等としている。このため、駐車場ごとのコストが正確に算出されておらず、必要使用料が適正に把握できていない。
改善事項	共通経費は、各駐車場の台数など規模に応じて按分することが望ましい。

(3) 駐車場

ア 施設の概要

使用料名	① 瓦町駅地下駐車場施設使用料 ② 高松シンボルタワー地下駐車場使用料 ③ 高松駅前広場地下駐車場使用料 ④ 高松駅南交通広場駐車場使用料 ⑤ 中央駐車場使用料 ⑥ 南部駐車場使用料 ⑦ 美術館地下駐車場使用料 ⑧ 杣場川駐車場使用料
所在地	① 高松市常磐町一丁目 ② 高松市サンポート ③ 高松市浜ノ町 ④ 高松市浜ノ町 ⑤ 高松市番町一丁目 ⑥ 高松市観光通一丁目 ⑦ 高松市紺屋町 ⑧ 高松市城東町一丁目
所管部署	交通政策課
根拠法令	駐車場法(①②③④⑦⑧) 道路法(⑤⑥)
根拠条例	高松市駐車場条例(①②③⑦⑧) 高松市立高松駅南交通広場駐車場条例(④) 高松市道路附属物自動車駐車場条例(⑤⑥)
条例に定める施設の目的	道路交通の円滑化及び自動車の利用者の利便を図る。(高松市駐車場条例第1条)
施設の営業時間	後掲「料金表」に記載
施設カルテの更新状況	平成 28 年度に作成以降、更新はしていない。 ※高松駅南交通広場駐車場以外は作成している。

イ 施設の利用状況(各年度末における状況)

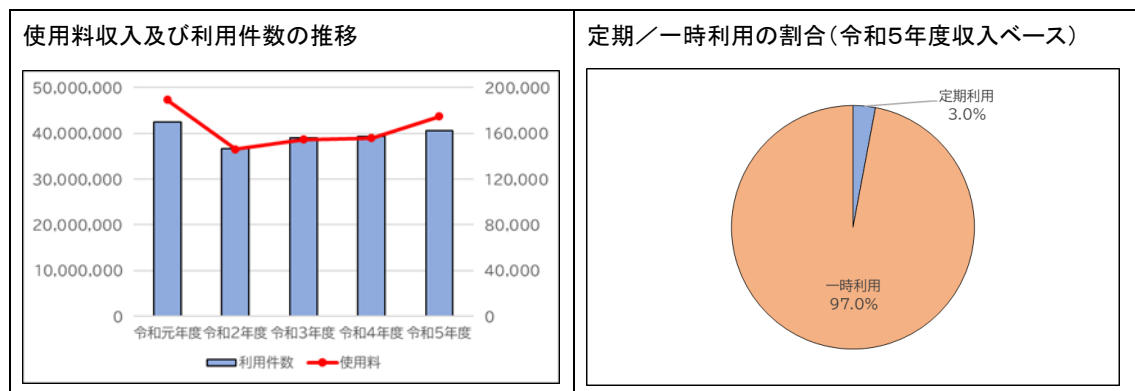
(ア) 瓦町駅地下駐車場 448 区画

○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	328,000 円	776,000 円	1,284,000 円	1,688,000 円	1,296,000 円
件数(年間)	146 件	696 件	1,051 件	1,477 件	1,295 件

○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	46,973,316 円	35,750,579 円	37,376,763 円	37,215,320 円	42,401,846 円
件数(年間)	169,488 件	145,882 件	154,972 件	155,680 件	161,122 件



使用料収入及び利用件数は、微増の傾向にあるが新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度の水準を下回っている。また、定期利用はほとんどなく一時利用が97%を占めている。

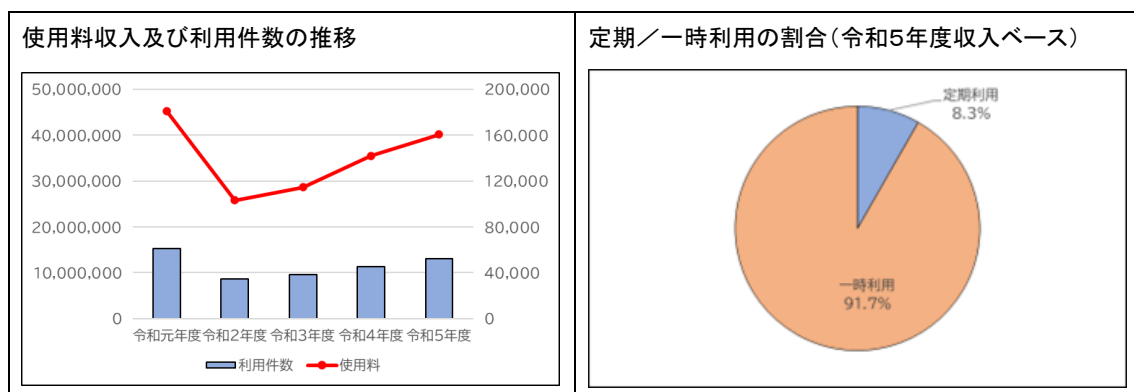
(イ) 高松シンボルタワー地下駐車場 139 区画

○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	1,942,681 円	2,237,713 円	2,227,471 円	2,818,962 円	3,319,406 円
件数(年間)	2,246 件	2,540 件	2,608 件	3,202 件	3,780 件

○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	43,368,465 円	23,551,543 円	26,414,003 円	32,641,620 円	36,837,357 円
件数(年間)	58,847 件	32,233 件	36,027 件	42,086 件	48,621 件



使用料収入及び利用件数は、瓦町駅地下駐車場と同じく微増の傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度の水準を下回っている。また、定期利用はほとんどなく一時利用が 91.7%を占めている。

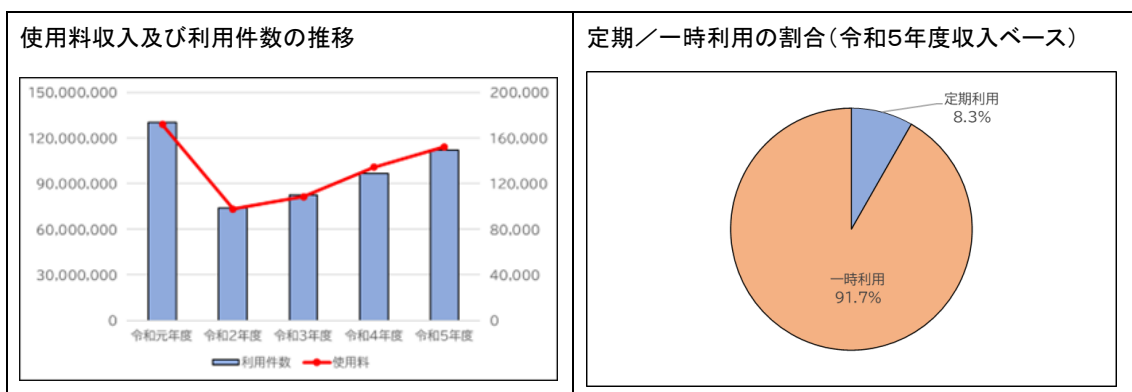
(ウ) 高松駅前広場地下駐車場 396 区画

○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	5,521,305 円	6,359,817 円	6,330,703 円	8,011,786 円	9,434,102 円
件数(年間)	6,294 件	7,215 件	7,406 件	9,098 件	10,747 件

○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	123,257,743 円	66,935,947 円	75,071,395 円	92,770,920 円	104,695,651 円
件数(年間)	167,255 件	91,615 件	102,398 件	119,620 件	138,187 件

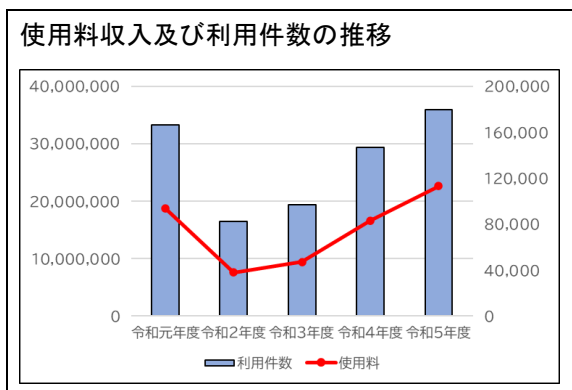


使用料収入、利用件数及び割合ともに近隣のシンボルタワー地下駐車場と同様の推移となっている。

(エ) 高松駅南交通広場駐車場 36 区画

○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	18,793,350 円	7,617,000 円	9,431,250 円	16,606,350 円	22,637,850 円
件数(年間)	166,348 件	82,049 件	96,511 件	146,410 件	179,634 件



使用料収入及び利用件数ともに令和元年度を上回っている。

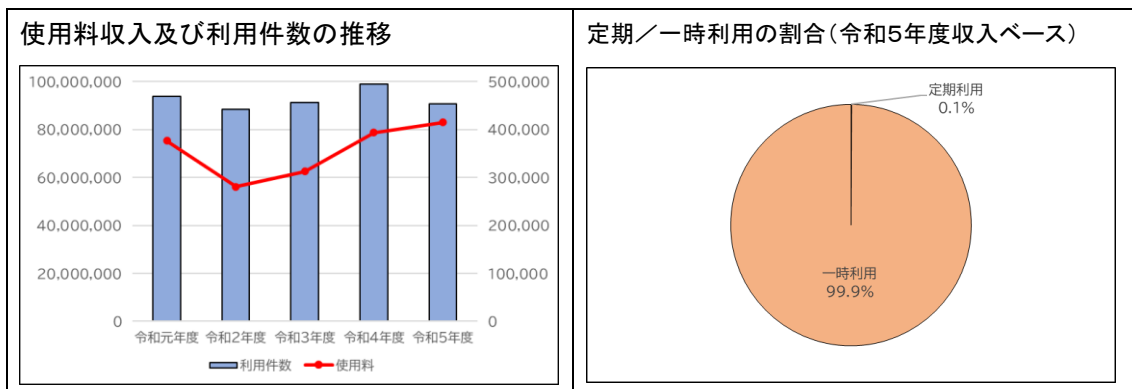
(オ) 中央駐車場 321 区画

○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	88,560 円	22,140 円	0円	44,280 円	66,420 円
件数(年間)	95 件	35 件	0件	5件	129 件

○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	75,150,812 円	56,038,717 円	62,527,290 円	78,637,078 円	82,934,793 円
件数(年間)	469,332 件	442,545 件	456,927 件	494,291 件	453,794 件



使用料収入及び利用件数ともに横ばいであり、利用は一時利用が 99.9%を占めている。

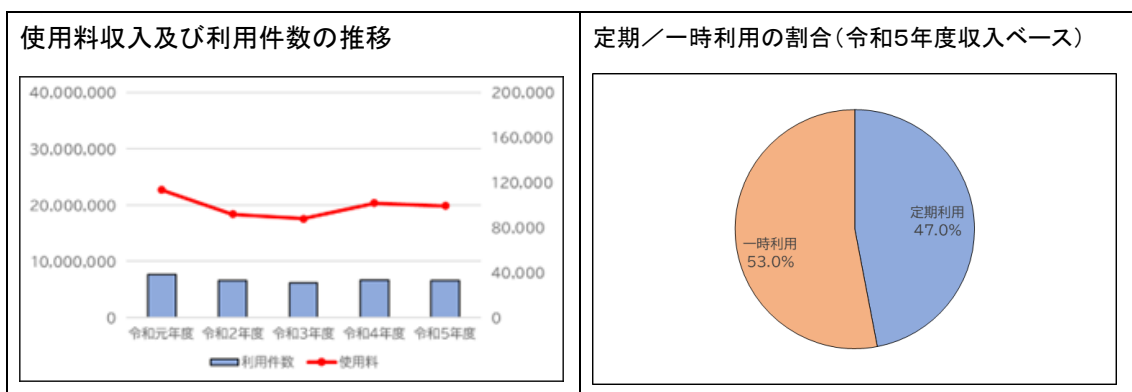
(カ) 南部駐車場 408 区画

○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	11,572,800 円	10,260,400 円	8,773,400 円	9,500,400 円	9,332,600 円
件数(年間)	11,108 件	10,567 件	8,685 件	8,886 件	8,320 件

○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	11,125,881 円	8,111,860 円	8,764,809 円	10,833,997 円	10,529,527 円
件数(年間)	27,429 件	22,017 件	22,131 件	24,476 件	24,125 件



使用料収入及び利用件数ともに横ばいであり、当該駐車場に関しては、他の駐車場と比べて定期利用の割合が多く、47.0%となっている。

(キ) 美術館地下駐車場 144 区画

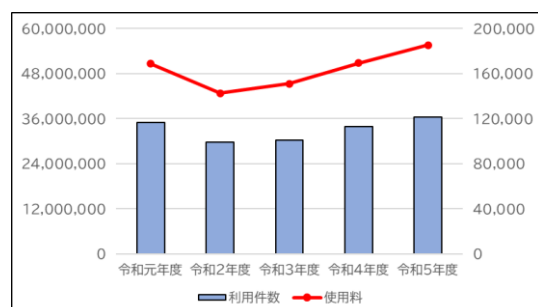
○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	8,088,400 円	8,855,400 円	11,558,400 円	10,720,000 円	10,976,200 円
件数(年間)	11,494 件	11,393 件	14,001 件	13,601 件	14,557 件

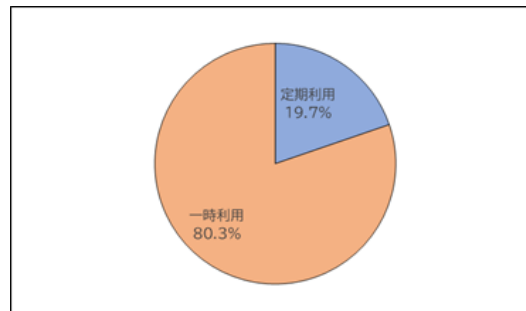
○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	42,557,329 円	33,876,311 円	33,689,481 円	40,072,184 円	44,628,347 円
件数(年間)	105,277 件	87,680 件	87,118 件	99,332 件	106,745 件

使用料収入及び利用件数の推移



定期／一時利用の割合(令和5年度収入ベース)



新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和元年度から令和2年度にかけて大きく利用件数が減少している。これは、美術館が閉館となった日数に影響していると考えられる。

また、利用者の割合としては、一時利用が全体の 80.3%を占めている。

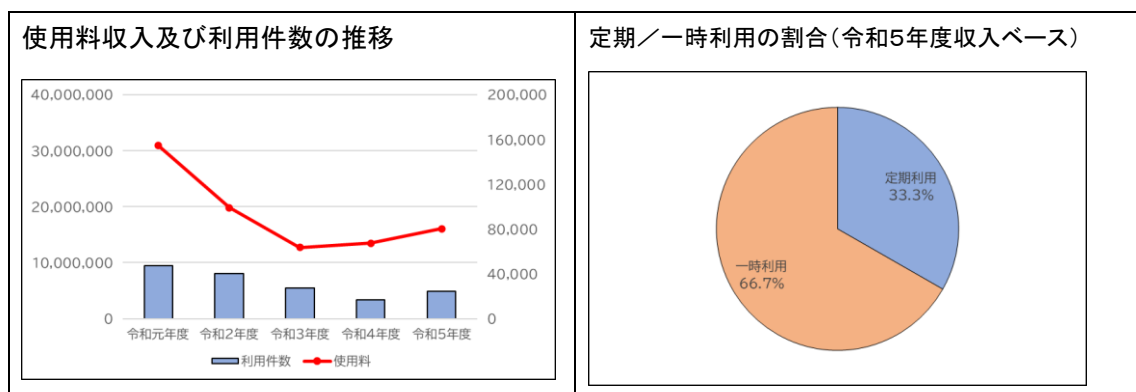
(ク) 杣場川駐車場 227 区画

○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	21,340,000 円	17,391,000 円	9,914,300 円	6,899,200 円	5,341,600 円
件数(年間)	40,294 件	37,456 件	24,023 件	10,571 件	14,349 件

○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(年間)	9,583,800 円	2,460,700 円	2,801,200 円	6,560,500 円	10,721,100 円
件数(年間)	7,309 件	2,705 件	3,157 件	6,053 件	9,835 件

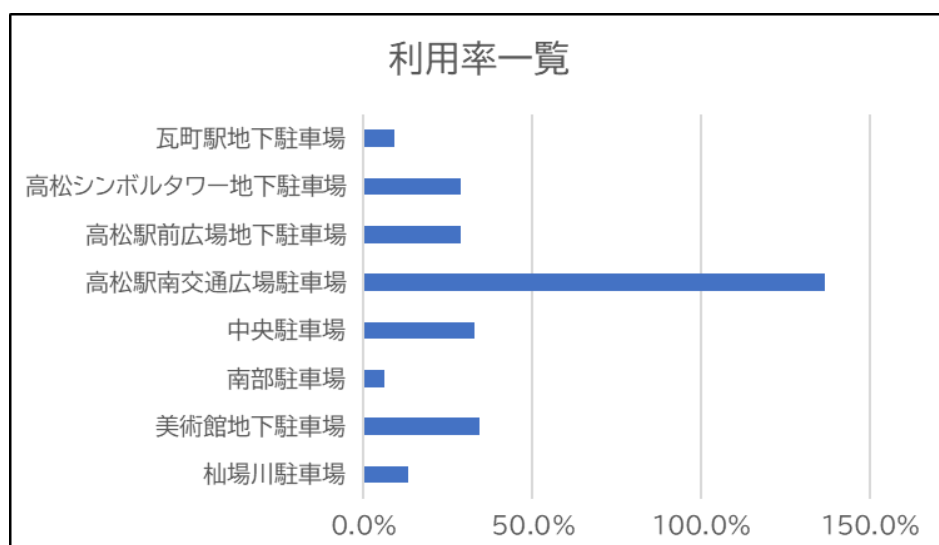


他の駐車場に比べて、使用料収入については令和3年度以降の回復が緩やかとなっている。しかしながら、当該駐車場は大型バスを駐車できるスペースがあるため、新県立アリーナの開業以降はバス駐車の見込めると考えられる。

ウ 利用率及び使用料収入の一覧(令和5年度)

駐車場名	区画数	利用率	使用料収入
瓦町駅地下駐車場	448	9.1%	43,697,846 円
高松シンボルタワー地下駐車場	139	28.8%	40,156,763 円
高松駅前広場地下駐車場	396	28.7%	114,129,753 円
高松駅南交通広場駐車場	36	136.7%	22,637,850 円
中央駐車場	321	33.0%	83,001,213 円
南部駐車場	408	6.1%	19,862,127 円
美術館地下駐車場	144	34.3%	55,604,547 円
杣場川駐車場	227	13.2%	16,062,700 円

【図表 33】利用率一覧



利用率とは、年間利用件数を年間総区画数(区画数×営業日数)で除した数値であり、1日平均でどれだけの区画が稼働したかを示している。利用件数は「入庫・駐車・出庫」で1件のカウントとするため、一時利用が多く回転数が多ければ、利用率が100%を超えることもある。

市営駐車場については、高松駅南交通広場駐車場だけが100%を超えており、その他の駐車場はいずれも50%を下回っている。特に瓦町駅地下駐車場と南部駐車場は10%を割っており、利用率が非常に低い状況にある。

エ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	いずれの駐車場使用料も3年ごとに改定の検討を実施しているが、平成 18 年度以降改定はされていない。 ※平成 18 年度以降に開業した駐車場においては、開業以降使用料改定はしていない。					
料金体系	下記「料金表」のとおり。					
使用料の内訳	駐車料金のみ					
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税区分は課税であり、インボイスを発行している。 インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。					
納付方法について (現金収受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QR コード決済、その他)	令和5年度決済方法別の収納状況(金額単位:千円)					
	方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード
	金額	393,032	—	—	2,121	—
	件数	1,168,310	—	—	6,930	—
	割合	99.5%	—	—	0.5%	—
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	有 事務フローを記載した資料を作成している。					

【図表 34】料金表

駐車場名	※ 中央 	※ 南部 	※ 美術館地下 	高松駅南交通広場
所在地	番町一丁目11-22	観光通一丁目1-15	紺屋町10-4	浜ノ町1番31号
駐車台数	321台	408台	144台	36台
構造	地下1層自走式	地上5階6層自走式	地下2層自走式	平面自走式(フラップ)
営業開始日	S43.9.1 S58.4.1	S62.1.14	S63.4.8	H25.10.1
入出場時間	7時30分～22時00分	0時00分～24時00分 (24h)	7時30分～23時00分	0時00分～24時00分
料金	単位時間 25分ごと 100円 25分ごと 100円 25分ごと 100円 30分ごと150円(20分未満無料)			
長時間割引	昼特 夜特 全日	(土・日曜日、祝日)7時30分～18時00分まで最大1,200円 7時30分～18時00分まで 最大1,200円 18時00分～翌日8時00分まで 最大800円	7時30分～18時00分まで 最大1,200円 7時30分～18時00分まで 最大1,200円 18時00分～翌日8時00分まで 最大800円	
定期	全日 平日 夜間	1ヵ月 20,000円 3ヵ月 54,000円 18時00分～翌日9時00分 1ヵ月 8,200円 3ヵ月 22,140円	1ヵ月 20,000円 3ヵ月 54,000円 (月)7時30分～(金)23時00分 平日終日(土・日曜日、祝日除く) 1ヵ月 20,000円 3ヵ月 54,000円 18時00分～翌日9時00分 1ヵ月 8,200円 3ヵ月 22,140円	
回数券(注)	11枚 1,000円 60枚 5,000円 100枚 8,000円	11枚 1,000円 60枚 5,000円 100枚 8,000円	11枚 1,000円 60枚 5,000円 100枚 8,000円	
カード式回数券(注)	60回分 5,000円券 100回分 8,000円券	60回分 5,000円券 100回分 8,000円券	60回分 5,000円券 100回分 8,000円券	
駐車できる自動車の大きさ等(m)	長6.0×幅2.0×高2.0	長4.8×幅2.0×高2.0	長4.8×幅2.0×高2.0	長5.0×幅2.0
指定管理者	高松市立駐車場等管理共同企業体	高松市立駐車場等管理共同企業体	高松市立駐車場等管理共同企業体	シンボルタワー開発(株)
T E L	(087)862-2285	(087)837-0500	(087)823-1721	(087)821-0400

駐車場名	旭場川	※ 瓦町駅地下 	高松駅前広場地下 (サンポート地下駐車場)	シンボルタワー地下 (サンポート地下駐車場)
所在地	城東町一丁目5-12	常盤町一丁目3-1	浜ノ町1-17	サンポート2-1
駐車台数	227台	448台	396台	139台(全体で218台 : 79台県営駐車場)
構造	大型14,普通194,軽19	地下2層自走式	地下2層自走式	地下2層自走式
営業開始日	S63.4.8	H9.4.15	H13.5.13	H16.3.30
入出場時間	0時00分～24時00分 (24h)	7時30分～22時00分	6時30分～24時00分	
料金	単位時間 30分ごと 100円(普通) 30分ごと 500円(大型) 25分ごと 100円 20分ごと(2時間まで) 30分ごと(2時間を超える時間が対象) 100円 100円			
長時間割引	昼特 夜特 全日	(普通) 24時間以内 7時30分～18時00分まで 最大1,200円 (大型) 15時00分～翌日 18時00分～翌日8時00分 まで 最大800円	12時間以内 最大1,400円 24時間以内 最大2,200円	
定期	全日 平日 夜間	(普通) 1ヵ月 11,000円 (普通) 3ヵ月 29,700円 (普通) 6ヵ月 52,800円 1ヵ月 20,000円 3ヵ月 54,000円 18時00分～翌日9時00分 1ヵ月 8,200円 3ヵ月 22,140円	(月)6時30分～(金)24時00分 平日終日(土・日曜日、祝日除く) 1ヵ月 18,000円 3ヵ月 48,600円 17時30分～翌日9時00分 1ヵ月 10,000円 3ヵ月 27,000円	
回数券(注)	11枚 1,000円 60枚 5,000円 100枚 8,000円	11枚 1,000円 60枚 5,000円 100枚 8,000円	11枚 1,000円 60枚 5,000円 100枚 8,000円 300枚 22,500円	
カード式回数券(注)	60回分 5,000円券 100回分 8,000円券	60回分 5,000円券 100回分 8,000円券	60回分 5,000円券 100回分 8,000円券	
駐車できる自動車の大きさ等(m)	(普通) 長 5.5×幅2.0	長4.8×幅2.0×高2.0	長5.0×幅2.0×高2.1	
指定管理者	高松市立駐車場等管理共同企業体	高松市立駐車場等管理共同企業体	シンボルタワー開発(株)	
T E L	(087)823-2585	(087)862-2295	(087)821-0400	

オ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合) ※令和4年度検討数値を使用

本課にて実施している各施設における項目ごとの原価及び原価を踏まえた徴収すべき必要使用料の試算状況は下表のとおりである。なお、人件費に関しては3施設に対して均等按分を実施している。

また、あわせて監査人により、原価を下表の数値とした場合における実際の受益者負担割合を算出した。

(ア) 瓦町地下駐車場

項目	金額	貸出総面積	4,300.80 m ²
人件費	0円	年間貸出時間	5,292.5 時間
物件費	47,330,189 円	1 m ² 1時間当たり単価	9.60 円
維持補修費	0円	1 区画面積	9.60 m ²
補助費等	125,806 円	1 区画1時間当たり単価	92.16 円
公債費	2,895,979 円	1 区画1カ月当たり原価	40,090 円
減価償却費	168,125,651 円	受益者負担割合設定値	100%
合計	218,477,625 円	必要使用料(消費税込)	44,099 円

	受益者負担割合	計算式等
時間貸し	236.7%	$(100 \text{ 円} \times 2.4 \times 1) \div (92.16 \text{ 円} \times 1.1)$
定期利用	45.4%	$20,000 \text{ 円} \div 44,099 \text{ 円}$

※1 25 分 100 円を1時間換算とするために 2.4 を乗じた。

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	20.0%
-------------------	-------

(イ) 高松シンボルタワー地下駐車場

項目	金額	貸出総面積	1,390.00 m ²
人件費	0円	年間貸出時間	6,387.5 時間
物件費	18,123,854 円	1 m ² 1時間当たり単価	4.54 円
維持補修費	0円	1 区画面積	10.00 m ²
補助費等	7,975 円	1 区画1時間当たり単価	45.4 円
公債費	0円	1 区画1カ月当たり原価 (平日1カ月利用)	16,288 円
減価償却費	22,133,233 円	受益者負担割合設定値	100%
合計	40,265,062 円	必要使用料(消費税込)	17,917 円

	受益者負担割合	計算式等
時間貸し①	600.7%	$(100 \text{ 円} \times 3 \times 2) \div (45.4 \text{ 円} \times 1.1)$
時間貸し②	400.5%	$(100 \text{ 円} \times 2 \times 2) \div (45.4 \text{ 円} \times 1.1)$
定期利用	100.5%	18,000 円 $\div$ 17,917 円

※2 1時間換算とするために、時間貸し①(最初の2時間)は 20 分 100 円に3を乗じ、時間貸し②(2時間を超える部分)は 30 分 100 円に2を乗じた。

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	97.7%
--------------------------	--------------

(ウ) 高松駅前広場地下駐車場

項目	金額	貸出総面積	3,960.00 m ²
人件費	0円	年間貸出時間	6,387.5 時間
物件費	47,405,485 円	1 m ² 1時間当たり単価	11.13 円
維持補修費	11,500,000 円	1 区画面積	10.00 m ²
補助費等	165,376 円	1 区画1時間当たり単価	111.3 円
公債費	880,637 円	1 区画1カ月当たり原価 (平日1カ月利用)	39,929 円
減価償却費	221,468,064 円	受益者負担割合設定値	100%
合計	281,419,562 円	必要使用料(消費税込)	43,922 円
	受益者負担割合	計算式等	
時間貸し①	245.0%	$(100 \text{ 円} \times 3 \times 3) \div (111.3 \text{ 円} \times 1.1)$	
時間貸し②	163.4%	$(100 \text{ 円} \times 2 \times 3) \div (111.3 \text{ 円} \times 1.1)$	
定期利用	41.0%	18,000 円 $\div$ 43,922 円	

※3 1時間換算とするために、時間貸し①(最初の2時間)は 20 分 100 円に3を乗じ、時間貸し②(2時間を超える部分)は 30 分 100 円に2を乗じた。

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	40.6%
--------------------------	--------------

(エ) 高松駅南交通広場駐車場

項目	金額	貸出総面積	360.00 m ²
人件費	0円	年間貸出時間	8,760.0 時間
物件費	5,329,818 円	1 m ² 1時間当たり単価	1.69 円
維持補修費	0円	1 区画面積	10.00 m ²
補助費等	2,195 円	1 区画1時間当たり単価	16.9 円
公債費	0円	1 区画1カ月当たり原価	
減価償却費	0円	受益者負担割合設定値	100%
合計	5,332,013 円	必要使用料(消費税込)	

	受益者負担割合	計算式等
時間貸し	1,613.8%	$(150 \text{ 円} \times 2 \times 4) \div (16.9 \text{ 円} \times 1.1)$

※ 4 30 分 150 円を1時間換算とするために2を乗じた。

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	424.6%
--------------------------	---------------

(オ) 中央駐車場

項目	金額	貸出総面積	3,852.00 m ²
人件費	0円	年間貸出時間	5,292.5 時間
物件費	56,529,317 円	1 m ² 1時間当たり単価	6.97 円
維持補修費	10,048,182 円	1 区画面積	12.00 m ²
補助費等	83,588 円	1 区画1時間当たり単価	83.6 円
公債費	0円	1 区画1カ月当たり原価 (夜間1カ月利用)	35,112 円
減価償却費	75,470,065 円	受益者負担割合設定値	100%
合計	142,131,152 円	必要使用料(消費税込)	38,624 円

	受益者負担割合	計算式等
時間貸し	261.0%	$(100 \text{ 円} \times 2.4 \times 5) \div (83.6 \text{ 円} \times 1.1)$
定期利用	21.2%	8,200 円 ÷ 38,624 円

※ 5 25 分 100 円を1時間換算とするために 2.4 を乗じた。

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	58.4%
--------------------------	--------------

(カ) 南部駐車場

項目	金額	貸出総面積	3,916.80 m ²
人件費	0円	年間貸出時間	8,760.0 時間
物件費	23,270,091 円	1 m ² 1時間当たり単価	1.93 円
維持補修費	0円	1 区画面積	9.60 m ²
補助費等	20,319 円	1 区画1時間当たり単価	18.53 円
公債費	4,773 円	1 区画1カ月当たり原価	13,342 円
減価償却費	43,010,004 円	受益者負担割合設定値	100%
合計	66,305,187 円	必要使用料(消費税込)	14,677 円

	受益者負担割合	計算式等
時間貸し	1,177.5%	$(100 \text{ 円} \times 2.4 \times 6) \div (18.53 \text{ 円} \times 1.1)$
定期利用	136.3%	20,000 円 $\div$ 14,677 円

※6 25 分 100 円を1時間換算とするために 2.4 を乗じた。

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	30.0%
--------------------------	--------------

(キ) 美術館地下駐車場

項目	金額	貸出総面積	1,382.40 m ²
人件費	0円	年間貸出時間	5,657.5 時間
物件費	22,902,955 円	1 m ² 1時間当たり単価	6.87 円
維持補修費	555,000 円	1 区画面積	9.60 m ²
補助費等	19,467 円	1 区画1時間当たり単価	66.0 円
公債費	51,035 円	1 区画1カ月当たり原価 (平日1カ月利用)	20,972 円
減価償却費	30,230,606 円	受益者負担割合設定値	100%
合計	53,759,063 円	必要使用料(消費税込)	23,070 円

	受益者負担割合	計算式等
時間貸し①	330.6%	$(100 \text{ 円} \times 2.4 \times 7) \div (66.0 \text{ 円} \times 1.1)$
定期利用	86.7%	20,000 円 $\div$ 23,070 円

※7 25 分 100 円を1時間換算とするために 2.4 を乗じた。

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	103.4%
--------------------------	---------------

(ク) 杣場川駐車場

項目	金額	貸出総面積	2,134.00 m ²
人件費	0円	年間貸出時間	8,760.0 時間
物件費	9,192,727 円	1 m ² 1時間当たり単価	0.61 円
維持補修費	0円	1 区画面積	11.00 m ²
補助費等	299 円	1 区画1時間当たり単価	6.71 円
公債費	0円	1 区画1カ月当たり原価	4,832 円
減価償却費	2,205,860 円	受益者負担割合設定値	100%
合計	11,398,886 円	必要使用料(消費税込)	5,316 円

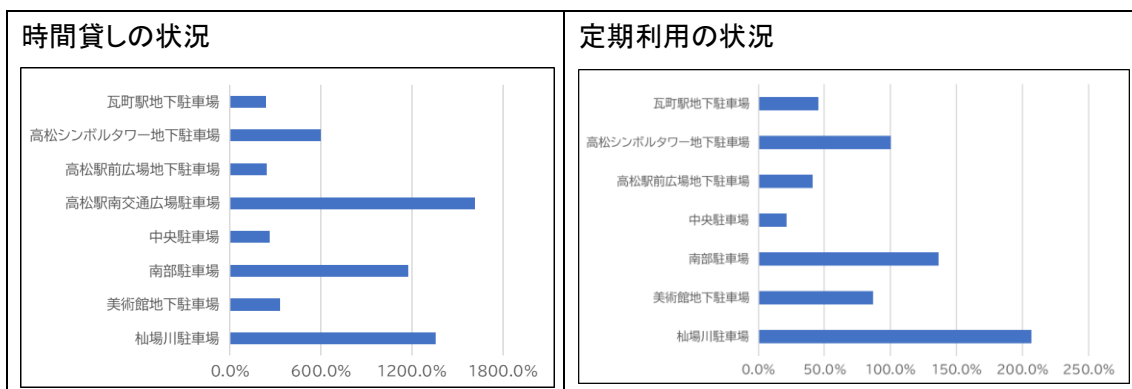
	受益者負担割合	計算式等
時間貸し	1,354.8%	$(100 \text{ 円} \times 2※8) \div (6.71 \text{ 円} \times 1.1)$
定期利用	206.9%	11,000 円 ÷ 5,316 円

※8 30分100円を1時間換算とするために2を乗じた。

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	140.9%
--------------------------	---------------

カ 受益者負担割合設定の状況

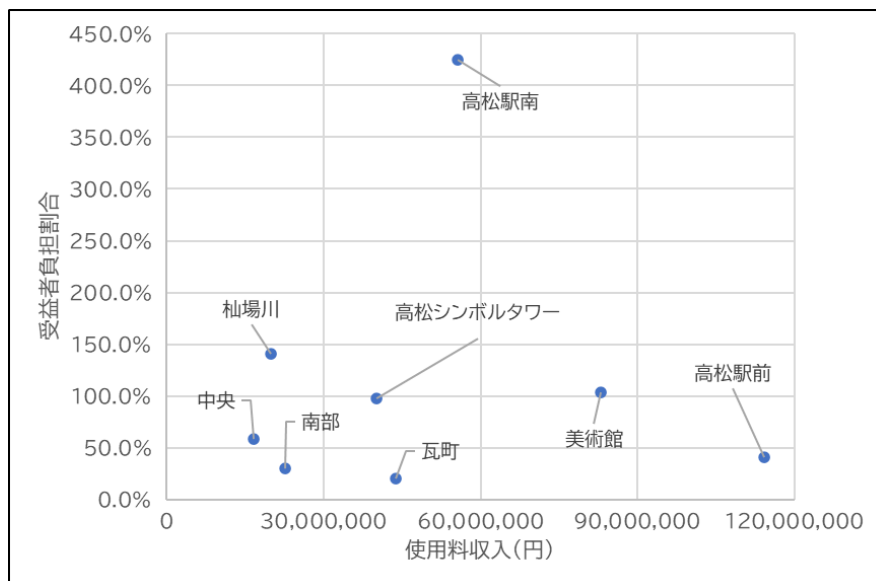
時間貸し及び定期利用それぞれの受益者負担割合の状況は下記のとおりとなっている。



キ 受益者負担割合実績と使用料収入の状況

受益者負担割合の実績と使用料収入の状況は下記のとおりである。

【図表 35】受益者負担割合と使用料収入



各駐車場の受益者負担割合を調査したところ、時間貸しについては全ての駐車場ともに受益者負担割合 100%を確保している。

一方で、定期貸しについては、受益者負担割合が 20%台から 200%台と駐車場ごとにはばらつきが確認できた。定期貸しの比率が最も低い中央駐車場については、夜間のみの定期貸しであり、利用者の少ない夜間の利用促進という側面を鑑みれば一概に受益者負担割合が著しく低いとは言えない。また、受益者負担割合が 50%を下回っている瓦町駅地下駐車場と高松駅前広場地下駐車場については、いずれも減価償却費が多額であることが受益者負担割合を押し下げる要因となっている。

(ア) 使用料収納の状況(令和5年度)

①現年度調定額	395,152,889 円	③過年度調定額	—
②現年度収納額	395,152,889 円	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

現年度の調定額に対する収納率は 100%となっており、収納未済は発生していない。

これは、定期利用は前払制となっていること、また、一時利用については清算が完了しないとゲートが開かない仕組みとなっているためである。

(イ) 減免の状況(令和5年度)

令和5年度において、減免事案は存在するが、市発注工事関係車両の駐車に対する減免のみとなっており、件数は把握していない。また、それ以外の減免事由は存在しない。

なお、条例における使用料の減免は以下のとおり規定されている。

【参考】

高松市駐車場条例 (使用料の減免) 第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。
高松市道路附属物自動車駐車場条例 (駐車料金の減免) 第8条 市長は、必要があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(出典:高松市駐車場条例、高松市道路附属物自動車駐車場条例より一部抜粋)

ク 利用者アンケートの状況

指定管理者により、令和5年度にアンケート調査を実施しており、料金に関するアンケート結果は以下のとおりとなっている。

施設名称	料金水準について(時間貸し)		
	高い	普通・適正	安い
瓦町駅地下駐車場	54.4%	45.1%	0.5%
中央駐車場	42.0%	56.3%	1.7%
南部駐車場	54.6%	43.4%	2.0%
美術館地下駐車場	40.7%	56.5%	2.8%
杣場川駐車場	33.3%	58.3%	8.3%

なお、高松シンボルタワー地下駐車場、高松駅前広場地下駐車場及び高松駅南交通広場駐車場でもアンケートを実施しているが、料金水準に対して選択肢で回答できる形式の設問はなかったため、上表からは除いている。

アンケートの結果は、総じて『高い』、『普通・適正』という意見が多くなっており、利用者の立場で見ると料金の値上げという議論にはなりにくい状況にあると考えられる。

また、アンケートでは料金だけではなく、利用目的や設備・サービスへの満足度を問う項目もあり、この結果を令和6年度に策定中の「第2期 高松市立駐車場中期経営計画」に反映し、改善を図っている。

ケ 経営方針

上述したとおり、令和6年度現在において「第2期 高松市立駐車場中期経営計画」を策定しており、その中で市立駐車場の今後の方向性について検討している。

その中で、特に利用率の芳しくない南部駐車場と瓦町駅地下駐車場に対する方針が示されており、南部駐車場を令和8年度末に廃止し、瓦町駅地下駐車場に集約する予定となっている。

また、瓦町駅地下駐車場については、より利用しやすい駐車場にすべく、駐車区画の拡大や営業時間の延長などサービスの充実、駐車場システムの導入を検討している。

さらに、計画の中では「将来収入予測」「修繕計画」「財政収支計画」を駐車場ごとに策定しており、各駐車場の経営の見通しを立てている状況である。

コ 現地実査

駐車場運営状況を直接確認するため、瓦町駅地下駐車場にて現地実査を行った。主に現金の取扱い及び回数券の取扱いについて確認したが、事務フローや保管状況に特段の問題は見られなかった。

サ 発見事項

No.9 【指摘】	財政収支計画がキャッシュベースのみで作成されている。
内容	平成 27 年3月に「高松市立駐車場中期経営計画」が策定されているが、ここで掲げられている財政収支計画はキャッシュベースのみの計画であり、減価償却費の概念が反映されていない。 キャッシュベースでの検討も当然重要ではあるが、駐車場施設整備時、大規模修繕実施時の投下資金分の回収状況については、減価償却費の概念を加味しないと正しく把握できない。 このため、計画としては不十分であると言える。
改善事項	令和6年度にて中期経営計画を改定する予定としているが、計画案を確認した限りにおいても減価償却の論点は確認できなかった。 総務省の経営戦略・改定マニュアル(令和4年1月改定)では、減価償却費を含めた考え方は公営企業法適用の団体において加味すべきとの表現が確認できる。市における本事業は公営企業法非適用であり、この要件には該当しないが、既に使用料改定検討時に減価償却費を加味したコスト算定をしていることから、少なくとも、次回改定時には、この論点を含めた計画を策定すべきである。

No.10 【意見】	平成 18 年度以降使用料が改定されていない。
内容	使用料改定検討は3年ごとに実施されていることを確認したが、検討の結果としては「その他(使用料を改定することで、民間の駐車場経営に影響を与える可能性があるため)」という理由で改定は実施されていない。 令和5年度に実施した利用者アンケートでも「高い」と感じている利用者も多く、駐車場によっては近隣の民間駐車場よりも高い料金水準になっている可能性も想像できる。
改善事項	受益者負担を十分に確保できていることを前提として、近隣民間駐車場の料金水準と乖離が見られる場合には、改定が与える利用数の増減に留意しつつ、柔軟に改定を検討されることが望ましい。

No.11 【意見】	南部駐車場の廃止時期が指定管理者への委託期間によって決定されている。
内容	令和6年度の政策会議にて、南部駐車場の廃止が決定されている。利用率が極めて低いことや周辺駐車場の供給状況、施設の老朽化に伴う今後の維持費用の増大など、あらゆる側面を鑑みて廃止の決定に至った経緯は妥当であると認識している。 しかしながら、廃止時期が令和8年度末とされた経緯には指定管理者への委託期間が影響していることが判明した。
改善事項	廃止に向けては、特に現在定期利用をしている利用者への配慮が必要となるため、相応の期間を要することは想像できる。しかしながら、決定から現在予定している廃止時期までは2年以上の期間があり、そこまでの期間は不要であると考えられる。 使用料の設定として、駐車スペース1区画当たりの受益者負担は確保できているものの、実際の利用が少ない現状にあっては不採算と言わざるを得ず、廃止が決定されたからには、いたずらにその営業期間を延ばす理由は見当たらない。 このため、事業廃止時期については、再度検討されることが望ましい。

(4) レンタサイクルポート

ア 施設の概要

使用料名	レンタサイクル使用料
所在地	レンタサイクルポートは以下の7箇所に存在する。 ① JR 高松駅前広場地下(有人) ② ことでん瓦町地下(有人) ③ 高松市役所(無人) ④ JR 栗林駅前(無人) ⑤ ことでん栗林公園駅前(有人) ⑥ ことでん片原町駅前(無人) ⑦ 丸亀町(無人)
所管部署	交通政策課
根拠法令	—
根拠条例	高松市レンタサイクル条例
条例に定める施設の目的	自転車を近距離公共交通機関の一つとして市民の利用に供するため、その拠点として設置する高松市レンタサイクルポートの管理運営及びレンタサイクルの利用に関し必要な事項を定め、もって地域交通の利便性の向上及び自転車の放置防止を図る。(高松市レンタサイクル条例第1条より一部抜粋)
施設の営業時間	年中無休 サイクルポート利用時間:午前7時～午後11時※有人ポート
施設カルテの更新状況	平成28年度に作成以降、更新していない。 ※丸亀町ポート以外は作成している。

イ 施設の利用状況(各年度末における状況)

○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	9,450,800	7,106,600	6,899,000	5,385,600	6,211,800
件数(件)	153,600	112,740	110,520	89,760	103,530
契約数(数)	3,312	2,576	2,677	2,992	3,451

○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	19,350,200	13,327,900	13,465,200	12,172,975	11,920,070
件数(数)	149,384	101,471	103,398	60,865	59,601

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル)	3年ごとに改定の検討を実施している。					
使用料最終改定年月日	令和4年4月1日最終改定					
料金体系	定期利用:1,800 円／月 一時利用:200 円／24 時間					
使用料の内訳	レンタサイクル利用料金					
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税区分は課税であり、インボイスを発行している。 インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。					
納付方法について (現金収受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	令和5年度決済方法別の収納状況(金額単位:千円)					
	方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード等
	金額	4,360		—	265	13,506
	件数	33,540	—	—	1,915	127,676
	割合	24.0%	—	—	1.5%	74.5%
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	有 事務フローを記載した資料を作成している。 ※本使用料に関しては現金収受無し。					

エ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)※令和4年度検討数値を使用

本課にて実施している各施設における項目ごとの原価及び必要使用料の試算状況は下表のとおりである。

項目	金額
人件費	16,084,413 円
物件費	55,192,036 円
維持補修費	0円
補助費等	0円
公債費	0円
減価償却費	0円
合計	71,276,449 円

【算式】

- ① 1分当たりの人件費＝16,084,413 円÷1,900 時間÷60 分≒141.1 円
② 1処理当たりの人件費＝141.1 円×平均処理時間5分＝705.5 円
③ 1処理当たりの人件費以外の経費＝物件費 55,192,036 円÷年間処理件数 243,704 件※
≒226.5 円
⇒1処理当たりのコスト(必要使用料)＝②＋③＝932 円

※年間処理件数は令和元年度から令和3年度の3か年平均を使用

上記のとおり、レンタサイクル事業の1処理に係るコストは932円であるが、一時利用者の大半が24時間以内の利用であることを鑑みると、使用料決定時点で受益者負担割合が21.5%(200円÷932円)となっており、使用料でコストをカバーできていない。

また、実際の受益者負担費割合は 25.4% (収入 18,131,870 円 ÷ 費用 71,276,449 円) と、大幅な赤字となっている。さらに、費用の大半は委託料や人件費などの固定費であり、受益者負担割合を 100% とするには、約 4 倍の利用者数を確保しなければならない。

才 使用料収納の状況(令和5年度)

①現年度調定額	18,131,870 円	③過年度調定額	—
②現年度収納額	18,131,870 円	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

現年度の調定額に対する収納率は100%となっており、収納未済は発生していない。

カ 減免の状況(令和5年度)

令和5年度において、減免事案は発生しておらず、該当はない。

ただし、高松市レンタサイクル条例第8条2項において、減免について以下のとおり要件は存在する。

【参考】

(利用料の減免)

第8条2項

市長は、特に必要があると認められるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(出典:高松市レンタサイクル条例より一部抜粋)

キ 利用者アンケートの状況

指定管理者により、令和5年度にアンケート調査を実施しており、料金に関するアンケート結果は以下のとおりとなっている。

料金水準について(時間貸し)		
高い	普通・適正	安い
11.5%	63.9%	24.6%

料金水準については、『普通・適正』が 63.9%と最も多く、次に『安い』という回答が多かった。

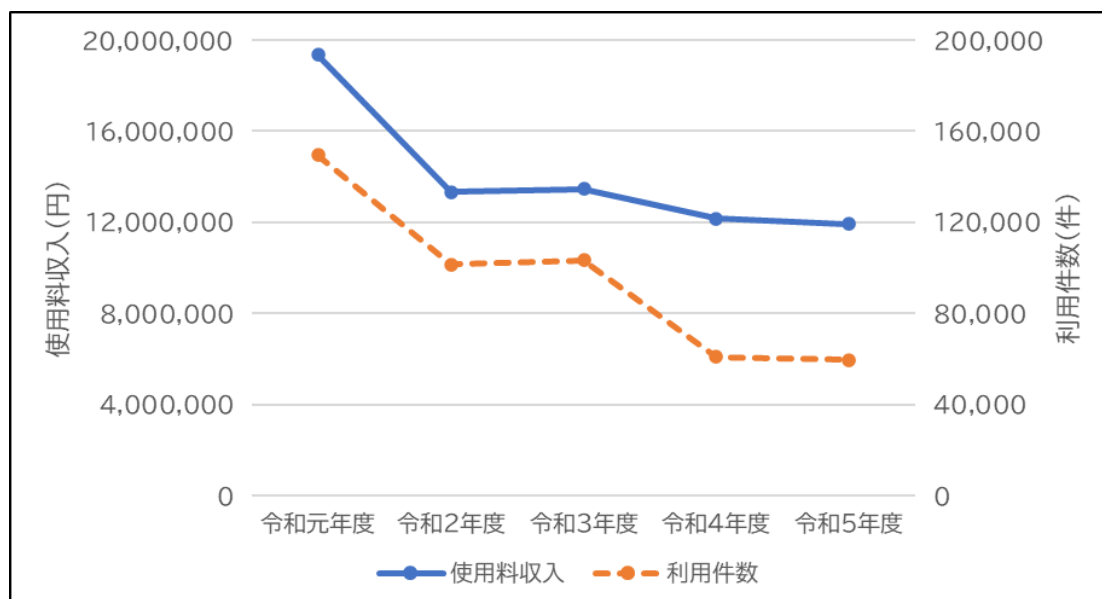
ク システム使用の委託について

レンタサイクル事業では、令和4年4月より、スマートフォンアプリを活用した登録申請やキャッシュレス決済などを取り入れた新たなレンタサイクルシステムでの運用を開始している。これにより、各ポートの位置だけではなく、自転車貸出可能数、返却可能数をポートごとに事前確認できるようになり、利便性は向上している。

また、システム運用開始に伴い、一時利用使用料を6時間以内利用の場合 100 円であったものを 200 円に改定した。改定による増収分で運用コストを補填することが理想であるが、一時利用使用件数が令和3年度の 82,134 件から令和4年度 60,865 件(△25.9%)と減少したため、一時利用使用料収入も△1,292 千円(△9.6%)の減収となった。

また、令和5年度においても一時利用における使用料収入及び利用件数ともに減少しており、現段階では、システム導入が利用者の増加に結びついていない状況となっている。

【図表 36】直近5か年の使用料収入・利用件数推移(一時利用)



ケ 発見事項

No.12 【指摘】	受益者負担割合が 100%を大きく下回っている。
内容	本事業の受益者負担割合は 25.4%となっており、基準値である 100%を大きく下回っている。また、令和5年度における収支も使用料収入 18,131,870 円に対し、費用 63,001,790 円と△44,869,920 円の支出超過で赤字となっている。 そして、令和4年度から新システムを導入しているが、利用者数は減少している。使用料単価が現在の水準のままで受益者負担割合を 100%以上にしようとすると、令和5年度実績の約4倍の利用者数が必要であり、システム導入から2か年の実績を鑑みると、その効果については疑問である。 また、令和5年度決算分の事務事業評価によれば、本事業の成果として放置自転車撤去台数が大幅に減少しているという効果も認められるが、支出超過の度合いを鑑みると、課題と言わざるを得ない状況である。
改善	システム利用委託の費用対効果、ひいては市における本事業の在り方について、全面的な民間委託や事業廃止も視野に、抜本的な方策を検討すべきである。

(5) 自転車駐車場

ア 施設の概要

手数料名	① 瓦町地下自転車駐車場駐車料 ② 栗林公園駅前自転車駐車場駐車料 ③ 高松駅前地下自転車駐車場駐車料 ④ 端岡駅前自転車駐車場駐車料
所在地	① 高松市常磐町一丁目 ② 高松市栗林町三丁目 ③ 高松市浜ノ町 ④ 高松市国分寺町新居
所管部署	交通政策課
根拠法令	—
根拠条例	高松市有料自転車等駐車場条例
条例に定める施設の目的	道路交通の円滑化及び自転車又は原動機付自転車の利用者の利便を図る。(高松市有料自転車等駐車場条例第1条より一部抜粋)
施設の営業時間	① 年中無休／午前6時～午後11時 ② 休日:祝日、1月2日・3日、12月30日・31日 午前5時45分～午後11時45分 ③ 年中無休／午前4時～翌午前2時 ④ 年中無休／午前6時～午後11時
施設カルテの更新状況	平成28年度に作成以降、更新していない。

イ 施設の利用状況(各年度末における状況)

(ア) 瓦町地下自転車駐車場駐車料

【自転車】

○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	1,091,000	868,100	875,600	981,300	925,100
件数(件)	18,720	14,700	14,730	16,500	15,600
契約数(数)	290	246	263	282	260

○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	1,965,800	1,494,300	1,591,600	1,698,100	1,749,900
件数(件)	19,658	14,943	15,916	16,981	17,499

【原付】

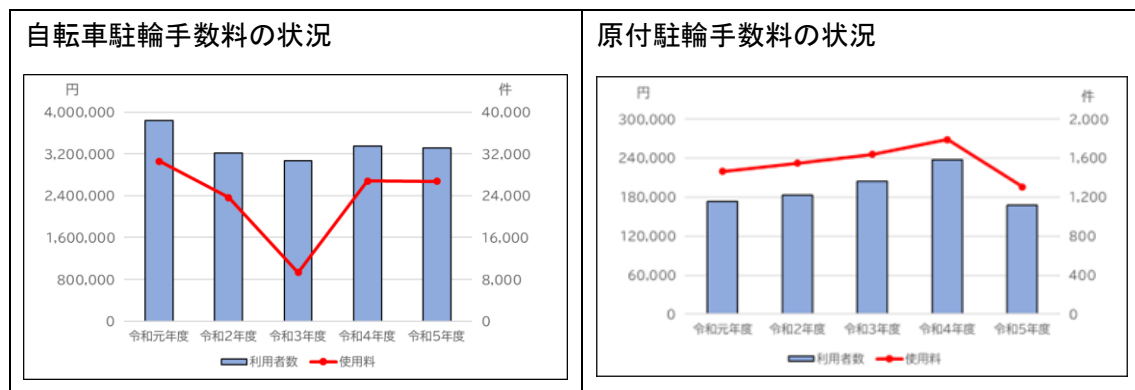
○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	18,400	24,000	52,000	90,000	44,000
件数(件)	150	180	390	690	360
契約数(数)	5	6	13	19	4

○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	200,600	207,600	193,400	178,200	151,400
件数(件)	1,003	1,038	967	891	757

【図表 37】自転車駐輪手数料の状況



(イ) 栗林公園駅前自転車駐車場駐車料

【自転車】

○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	528,000	506,500	549,700	491,800	509,500
件数(件)	8,940	8,520	9,270	8,190	8,520
契約数(数)	142	134	141	131	128

○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	1,303,000	917,400	938,300	1,110,000	1,026,900
件数(件)	13,030	9,174	9,383	11,100	10,269

【原付】

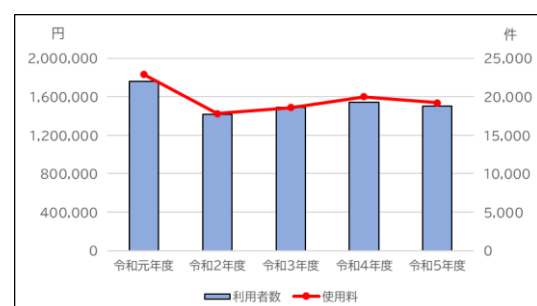
○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	48,000	63,000	72,000	8,000	0
件数(件)	360	480	540	60	0
契約数(数)	12	14	16	2	0

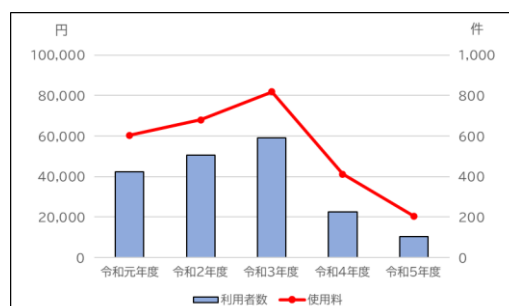
○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	12,400	5,000	9,800	33,200	20,400
件数(件)	62	25	49	166	102

自転車駐輪手数料の状況



原付駐輪手数料の状況



(ウ) 高松駅前地下自転車駐車場駐車料

【自転車】

○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	12,246,400	10,701,700	11,101,600	11,648,000	11,522,000
件数(件)	210,060	184,110	19,190	201,120	198,990
契約数(数)	3,034	2,567	2,743	2,820	2,731

○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	12,333,600	7,739,900	7,859,500	9,155,400	9,539,700
件数(件)	122,336	77,399	78,595	91,554	95,397

【原付】

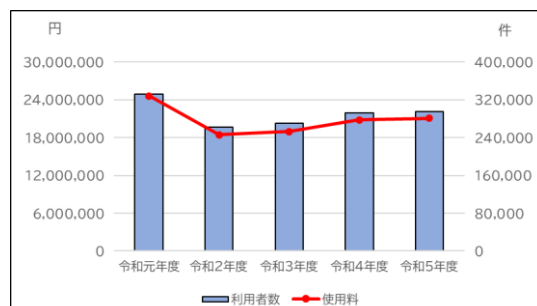
○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	988,200	518,000	571,200	495,000	473,400
件数(件)	8,370	4,380	4,770	4,140	3,930
契約数(数)	129	66	85	60	61

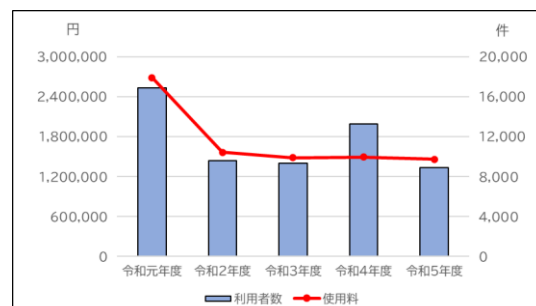
○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	1,698,000	1,043,200	911,200	996,800	985,800
件数(件)	8,490	5,216	4,556	9,124	4,929

自転車駐輪手数料の状況



原付駐輪手数料の状況



(工) 端岡駅前自転車駐車場駐車料

【自転車】

○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	6,115,500	5,784,000	5,851,500	5,613,000	5,289,000
件数(件)	122,310	115,680	117,030	112,260	105,780
契約数(数)	2,233	2,094	2,081	1,918	1,882

○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	2,004,800	1,479,900	1,676,800	1,845,400	1,895,100
件数(件)	20,048	14,799	16,768	18,454	18,951

【原付】

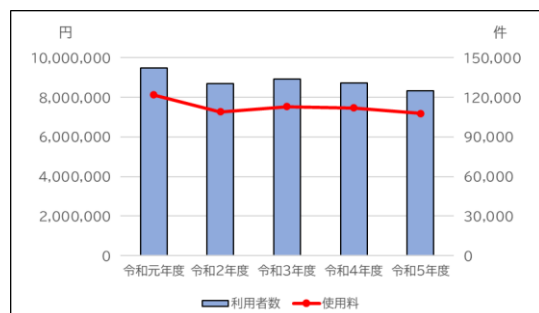
○定期利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	441,000	381,000	351,000	297,000	273,000
件数(件)	4,410	3,810	3,510	3,060	2,730
契約数(数)	107	101	83	72	59

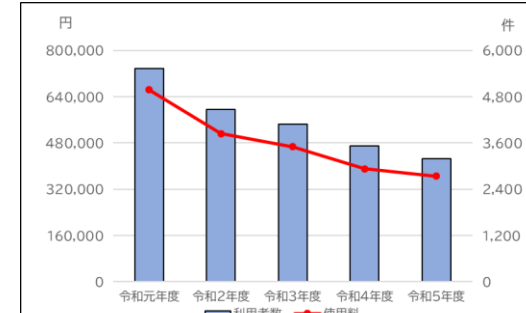
○一時利用

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料(円)	222,600	131,400	116,000	94,000	92,600
件数(件)	1,113	657	580	470	463

自転車駐輪手数料の状況



原付駐輪手数料の状況



ウ 手数料の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 手数料最終改定年月日	3年ごとに改定の検討を実施しているが、改定はされていない。																								
料金体系	【自転車】 一時利用:100 円／回 定期利用:2,000 円／1か月、学生等 1,800 円／1か月 (端岡駅)1,500 円／1か月 ※学割は無し 【原付】 一時利用:200 円／回 定期利用:4,000 円／1か月、学生等 3,600 円／1か月 (端岡駅)3,000 円／1か月																								
手数料の内訳	レンタサイクル利用料金																								
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税区分は課税であり、インボイスを発行している。 インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。																								
納付方法について (現金収受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QR コード決済、その他)	令和5年度決済方法別の収納状況(金額単位:千円) <table><tr><td>方法</td><td>現金</td><td>振込</td><td>カード</td><td>電子マネー</td><td>QRコード</td></tr><tr><td>金額</td><td>31,455</td><td>—</td><td>—</td><td>3,043</td><td>—</td></tr><tr><td>件数</td><td>454,240</td><td>—</td><td>—</td><td>30,037</td><td>—</td></tr><tr><td>割合</td><td>91.2%</td><td>—</td><td>—</td><td>8.8%</td><td>—</td></tr></table>	方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード	金額	31,455	—	—	3,043	—	件数	454,240	—	—	30,037	—	割合	91.2%	—	—	8.8%	—
方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード																				
金額	31,455	—	—	3,043	—																				
件数	454,240	—	—	30,037	—																				
割合	91.2%	—	—	8.8%	—																				
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	有 事務フローを記載した資料を作成している。 ※本手数料に関しては現金収受無し。																								

エ 受益者負担の状況(事業コストに対する手数料の割合)※令和4年度検討数値を使用

本課にて実施している各施設における項目ごとの原価及び必要手数料の試算状況は下表のとおりである。

項目	金額
人件費	4,007,051 円
物件費	53,263,321 円
維持補修費	0円
補助費等	0円
公債費	0円
減価償却費	0円
合計	57,270,372 円

【算式】

- ① 1分当たりの人件費＝4,007,051 円÷1,900 時間÷60 分≒35.15 円
② 1処理当たりの人件費＝35.15 円×平均処理時間5分＝175.8 円
③ 1処理当たりの人件費以外の経費＝物件費 57,270,372 円÷年間処理件数 137,350 件※
≒417.0 円
⇒1処理当たりのコスト(必要手数料)＝②＋③＝592.8 円

※年間処理件数は令和元年度から令和3年度の3か年平均を使用

上記のとおり、駐輪場事業の1処理に係るコストは 592.8 円であるが、一時利用における受益者負担割合は自転車で 16.9%(100 円÷592.8 円)、原付で 33.7%(200 円÷592.8 円)となり、手数料決定時点でコストをカバーできていない。

また、事業全体の実際の受益者負担割合は 60.2% (収入 34,497,800 円 ÷ 費用 57,270,372 円) となっている。

才 手数料収納の状況(令和5年度)

①現年度調定額	18,131,870 円	③過年度調定額	—
②現年度収納額	18,131,870 円	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

現年度の調定額に対する収納率は100%となっており、収納未済は発生していない。

カ 減免の状況(令和5年度)

令和5年度における減免はなく、また、減免に関する規程は存在しない。

キ 発見事項

No.13 【意見】	改定をしていない根拠が残されていない。
内容	本手数料に係るあるべき受益者負担割合は 100%で設定されているものの、「見直し基準」をもとに算定された現行料金水準はこの水準を満たしていない。 本来は、その水準を下回る場合は、改定不要という結論に至った根拠を残すべきであるが、それが残されていない。
改善	あるべき受益者負担割合を下回る水準の手数料設定となっている場合で、かつ改定不要という結論を出す場合は、明確な根拠を残しておくことが望ましい。

2 文化芸術振興課

(1) 所管施設と管理体制

本課は、3つの施設を保有している。文化芸術ホール及び国分寺ホールについては、指定管理者制度により管理を委任している。契約状況は下記のとおりである。

施設名(契約別)	指定管理者名	契約期間
高松市文化芸術ホール	公益財団法人高松市文化芸術財団	令和2年4月～ 令和7年3月
高松国分寺ホール	日本管財・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体	令和5年4月～ 令和10年3月
高松市瓦町アートステーション	—	—

(2) 対象施設の選定理由

当該事業は、非市場的かつ選択的な性質に分類されるものであり、大規模なホール等の施設を有している状況から、使用料の適正さを検証するため監査の対象として選定した。

(3) 利用料金の決定について

高松市文化芸術ホール及び高松国分寺ホールについては指定管理による利用料金制度を採用しており、各条例により定めた使用料の額を上限とし、指定管理者において利用料金を定めている。高松市瓦町アートステーションにおいては、条例により定めた使用料の額に基づき、使用料を徴収している。

(4) 文化芸術ホール

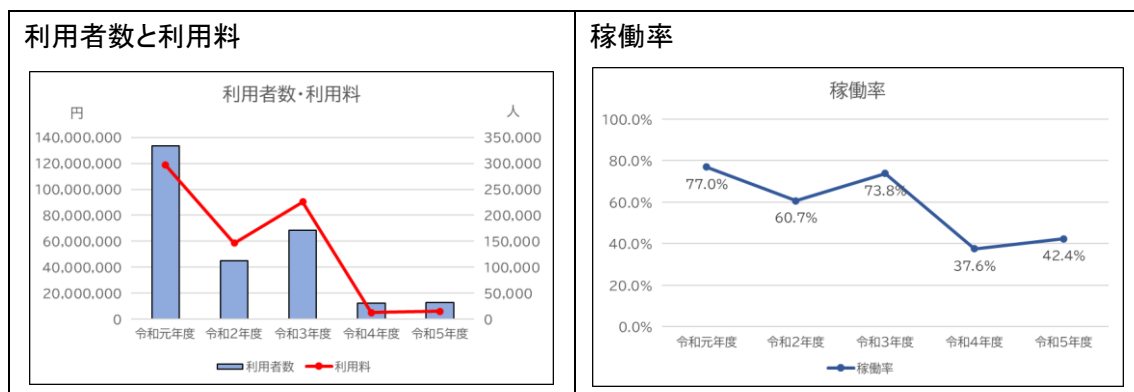
ア 施設の概要

使用料名	ホール等使用料(文化芸術ホール) 器具等使用料(文化芸術ホール)
所在地	香川県高松市サンポート2-1  (出典:サンポートホール高松ホームページ・アクセスマップ)
所管部署	文化芸術振興課
根拠法令	—
根拠条例	高松市文化芸術ホール条例
条例に定める施設の目的 (施設カルテに定める設置目的)	文化芸術を振興し、市民文化の創造と交流を図る。(高松市文化芸術ホール条例第1条より抜粋) (当ホールは県・市・民間の複合施設である高松シンボルタワー内の区分所有建物として整備したもので、平成12年度土地取得、平成13年度から3カ年で建物整備を実施し、平成16年5月20日に開館した。同ホールは、市民文化の新たな創造拠点として多様な文化・コンベンション機能を備え、広く県民・市民に親しまれるとともに、出演者・観客などの利用者と管理者の双方にとって、機能的で、使いやすい施設となっている。)

使用料徴収対象 (主な建物)	台帳登録名称	文化芸術ホール 事務所建(市民会館)
	建築年	平成 16 年2月 29 日
	取得価額	10,812,249,000 円
	耐用年数	50 年
	残存年数	31 年
	延べ床面積	21,677.72 ㎡
施設の開館期間	【開館時間】 午前9時から午後 10 時まで 【休館日】 年中無休(年末年始を除く)	
施設カルテ更新状況	令和2年度に最終更新 当時の目標使用年数は 10 年としている。	

イ 施設の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用料(円)	118,715,856	58,567,824	90,477,767	5,213,132	6,134,874
施設運営日数	358	358	358	358	358
利用者数(人)	333,213	113,256	171,466	30,362	32,240
稼働率	77.0%	60.7%	73.8%	37.6%	42.4%



令和4年度から令和5年度にかけて大規模な改修工事を実施したことから、ホール等については閉館していたため、利用者数や使用料収入及び稼働率について大きく低下している。令和6年度よりリニューアルオープンしているため、今後の状況を注視されたい。また、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う世間的な活動自粛などの影響により、利用者数や使用料収入及び稼働率は低下している。

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	令和元年度以降、使用料の料金改定は消費税率の引き上げに伴う改定のみ実施されており、税抜部分の金額は改定されていない。 なお、料金改定の検討は通常3年ごとに実施しており、「見直し基準」により検討を行っている。 当該施設は、令和4年度及び令和5年度にかけて大規模な改修工事を実施しており、令和6年4月1日にリニューアルオープンした。 上記の事由に加え、令和6年度が指定管理期間の最終年度であることから、各施設の使用料について検証・見直しを行った結果、令和7年4月1日から使用料を改定する予定である。 令和元年 10 月1日に消費税の引き上げに伴う料金改定を実施しており、税抜部分の使用料については、平成 27 年4月1日に最終改定を実施している。																								
料金体系	施設別・時間帯別に施設の使用料金を設定している。 詳細は下記参照。																								
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税の課税事業者で、かつ適格請求書発行事業者に登録しており、インボイスを発行している。 インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。																								
納付方法について (現金收受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	令和5年度決済方法別の収納状況(単位:円) <table><tr><td>方法</td><td>現金</td><td>振込</td><td>カード</td><td>電子マネー</td><td>QRコード</td></tr><tr><td>金額</td><td>912,336</td><td>5,222,509</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>件数</td><td>421</td><td>640</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>割合</td><td>39.7%</td><td>60.3%</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> なお、令和6年8月よりキャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー、バーコード決済)も対応可能となっている。 キャッシュレス決済の対象は施設利用料、設備・器具等利用料であり、窓口でのみ利用可能である(予約サイトからの決済は不可)。	方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード	金額	912,336	5,222,509	—	—	—	件数	421	640	—	—	—	割合	39.7%	60.3%	—	—	—
方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード																				
金額	912,336	5,222,509	—	—	—																				
件数	421	640	—	—	—																				
割合	39.7%	60.3%	—	—	—																				
徴収事務に関する事務処理 マニュアルの有無	運営マニュアル有 具体的な金銭の取扱い等については指定管理者がマニュアルを策定し、管理している。																								

(ア) 大ホール及び小ホール

(単位:円)

施設名等			午前	午後	夜間	全日	
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
(1) 大ホール	A使用	平日	40,220	70,500	90,820	181,550	
		土曜日、日曜日及び休日	47,760	83,480	107,480	214,960	
	B使用	平日	36,450	63,900	82,430	164,780	
		土曜日、日曜日及び休日	43,250	75,630	97,420	194,850	
	C使用	平日	32,780	57,400	74,050	148,020	
		土曜日、日曜日及び休日	38,750	67,880	87,360	174,730	
	D使用	平日	29,010	50,900	65,680	131,250	
		土曜日、日曜日及び休日	34,350	60,020	77,300	154,720	
(2) 第1小ホール		平日	13,710	23,770	30,680	61,280	
		土曜日、日曜日及び休日	16,020	27,850	35,920	71,650	
(3) 第2小ホール		平日	12,150	21,470	27,550	55,000	
		土曜日、日曜日及び休日	14,130	24,920	32,150	64,100	
(4) 附属室	楽屋	2階	第1楽屋	1,880	3,350	4,280	8,580
			第2楽屋	1,880	3,350	4,280	8,580
		中4階	第7楽屋	830	1,560	1,980	3,970
			第8楽屋	1,030	1,770	2,300	4,600
			第9楽屋	1,030	1,770	2,300	4,600
			第10楽屋	830	1,350	1,770	3,550

施設名等		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後 10 時まで	午前9時から 午後 10 時まで
	第1ウォーミングアップ室	1,150	1,980	2,610	5,120
	第2ウォーミングアップ室	1,150	2,080	2,710	5,330
	第3ウォーミングアップ室	1,250	2,200	2,820	5,550
	託児室	1,670	2,920	3,760	7,430
	第1楽器庫	1日につき 510 円			
	第2楽器庫	1日につき 510 円			
	第3楽器庫	1日につき 510 円			
	第4楽器庫	1日につき 510 円			
	第5楽器庫	1日につき 510 円			
	備考				
1 「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいい、「平日」とは月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。					
2 「A使用」とは全客席を使用する場合をいい、「B使用」とは可動壁によって2階の客席の一部を使用しない場合をいい、「C使用」とは可動壁によって3階の客席の一部を使用しない場合をいい、「D使用」とは可動壁によって2階及び3階の客席の一部を使用しない場合をいう。					
3 使用者が、営利を目的として使用する場合又は入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合の使用料は、この表の(1)の項から(3)の項までに規定する額(以下この表において「基本使用料」という。)に次に掲げる率を乗じて得た額とする。					
(1) 入場料又はこれに類するものの額が 1,000 円以下のとき 100 分の 120					
(2) 入場料又はこれに類するものの額が 1,000 円を超え、2,000 円以下のとき 100 分の 140					
(3) 入場料又はこれに類するものの額が 2,000 円を超え、3,000 円以下のとき 100 分の 160					
(4) 入場料又はこれに類するものの額が 3,000 円を超えるとき 100 分の 180					
(5) 営利を目的として無料で入場させるとき 100 分の 160					
4 市長は、使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合において、必要があると認めるときは、3の規定を適用しないことができる。					

5	使用者が準備、撤去又は練習のために大ホール、第1小ホール又は第2小ホールの舞台面のみを使用する場合の使用料は、それぞれの基本使用料(大ホールにあっては、A使用に係る基本使用料とする。)に100分の50を乗じて得た額とする。
6	午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後10時に使用する場合の使用料は、次のとおりとする。ただし、午前から引き続き午後を使用する場合における正午から午後1時までの間の使用料及び午後から引き続き夜間を使用する場合における午後5時から午後6時までの間の使用料については、無料とする。 (1) 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に使用する場合 この表に規定する午後の使用料の額に100分の30を乗じて得た額 (2) 午前9時前又は午後10時に使用する場合 使用時間1時間につきこの表に規定する夜間の使用料の額に100分の30を乗じて得た額をもって算定した額
7	6の場合においては、30分を超える端数は、1時間とみなす。
8	使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

(出典:高松市文化芸術ホール条例)

(イ) リハーサル室・練習室

(単位:円)

施設名	使用単位	使用料
第1リハーサル室	午前9時から1時間ごとに午後 10 時までの各時刻を 使用の始期とする1時間	2,710
第2リハーサル室		1,030
第3リハーサル室		1,560
第1練習室		620
第2練習室		410
第3練習室		200
第4練習室		200
第5練習室		200
第6練習室		200
備考		
1 申込時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合において、その時間が午前9時前又は午後 11 時後に及ぶときの使用料は、この表に規定する額に 100 分の 120 を乗じて得た額とする。		
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。		
3 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円に切り上げる。		

(出典:高松市文化芸術ホール条例)

(ウ) 会議室等

(単位:円)

使用単位	午前	午後	夜間	全日
施設名	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後 10 時まで	午前9時から 午後 10 時まで
51 会議室	3,350	4,500	4,500	11,410
52 会議室	2,820	3,760	3,760	9,420
53 会議室	2,820	3,760	3,760	9,420
54 会議室	11,000	14,230	14,230	36,650
55 会議室	7,220	8,800	8,800	23,450
61 会議室	12,350	16,020	16,020	41,050
62 会議室	7,110	8,680	8,680	23,250
63 会議室	7,110	8,680	8,680	23,250
64 会議室	2,820	3,760	3,760	9,420
65 会議室	2,820	3,760	3,760	9,420
66 会議室	2,820	3,760	3,760	9,420
67 会議室	2,200	2,820	2,820	7,320
第1控室	720	1,030	1,030	2,500
第2控室	720	1,030	1,030	2,500
和室	2,820	3,760	3,760	9,420

備考

- 午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後 10 時後に使用する場合の使用料は、次のとおりとする。ただし、午前から引き続き午後に使用する場合における正午から午後1時までの間の使用料及び午後から引き続き夜間に使用する場合における午後5時から午後6時までの間の使用料については、無料とする。
 - 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に使用する場合 この表に規定する午後の使用料の額に 100 分の 30 を乗じて得た額
 - 午前9時前又は午後 10 時後に使用する場合 使用時間1時間につきこの表に規定する夜間の使用料の額に 100 分の 30 を乗じて得た額をもって算定した額
- 1 の場合においては、30 分を超える端数は、1 時間とみなす。
- 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円に切り上げる。

(出典:高松市文化芸術ホール条例)

(エ) 市民ギャラリー

使用単位	使用料
全日(午前9時から午後 10 時まで)	15,700 円
備考 1 使用者が、営利を目的として使用する場合は、この表に規定する額に 100 分の 160 を乗じて得た額とする。 2 市長は、使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合において、必要があると認めるときは、1の規定を適用しないことができる。 3 午前9時前又は午後 10 時後に使用する場合は、使用時間1時間につき 1,030 円をもって算定した額とする。 4 3の場合においては、30 分を超える端数は、1時間とみなす。 5 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円に切り上げる。	

(出典：高松市文化芸術ホール条例)

(オ) コミュニケーションプラザ(専用使用部分)

使用単位	使用料
全日(午前9時から午後 10 時まで)	10,470 円
備考 1 使用者が、営利を目的として使用する場合は、この表に規定する額に 100 分の 160 を乗じて得た額とする。 2 午前9時前又は午後 10 時後に使用する場合は、使用時間1時間につき 1,030 円をもって算定した額とする。 3 2の場合においては、30 分を超える端数は、1時間とみなす。 4 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円に切り上げる。	

(出典：高松市文化芸術ホール条例)

上記の他、設備、器具使用料についても貸室ごと、かつ、備品ごとに料金が細かく設定されている。

上記の営利目的での使用及び割増料金の算定について確認したところ、「営利目的」とは株式会社等の営利団体が利用する場合又は営利団体でなくても第2小ホール(平土間スペース)で物品販売をする場合等が該当するとの回答を得た。

また、使用料の割増料金の算定について確認したところ、周辺・類似施設の割増料金と比較した結果、文化芸術ホールにおいては割増料金の上限額の設定が低いことが判明し、5,000 円以上の入場料を受領する利用者は興行会社だけであったため、現在の割増率の設

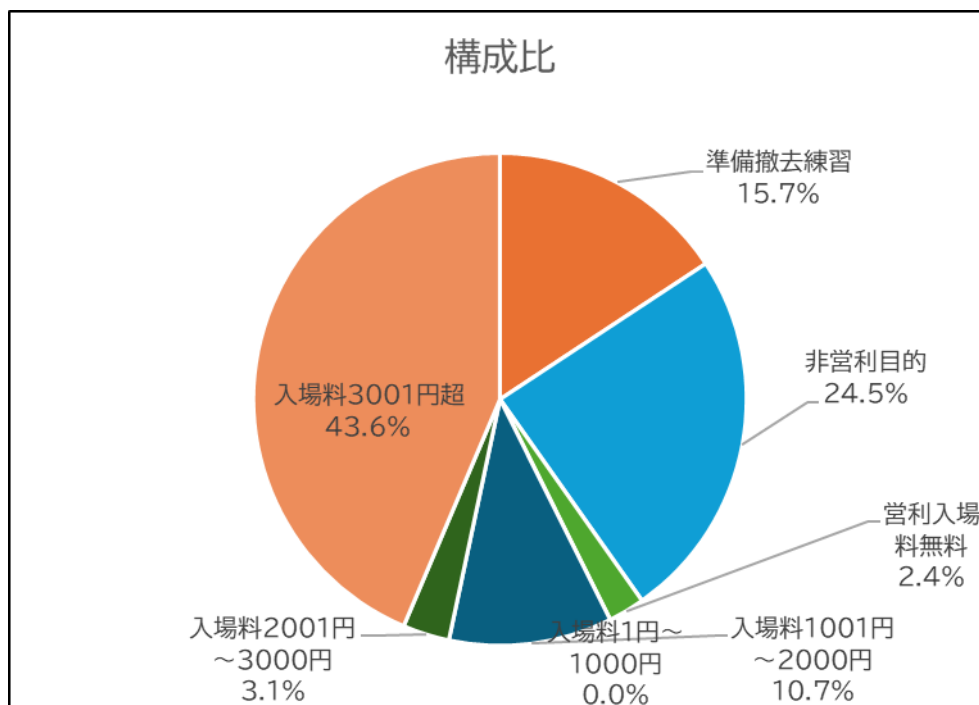
定に至ったとの回答を得た。

下記の表は、大ホール、第1小ホール及び第2小ホールにおける目的別、利用料別の件数及び金額を集計したものである。表より、大ホールと小ホールで利用状況に差があることが分かる。このような利用実態を分析し価格体系の在り方につなげる取組を検討していくことも考えられる。

エ 目的別使用に関する使用料徴収の実績(令和3年度)

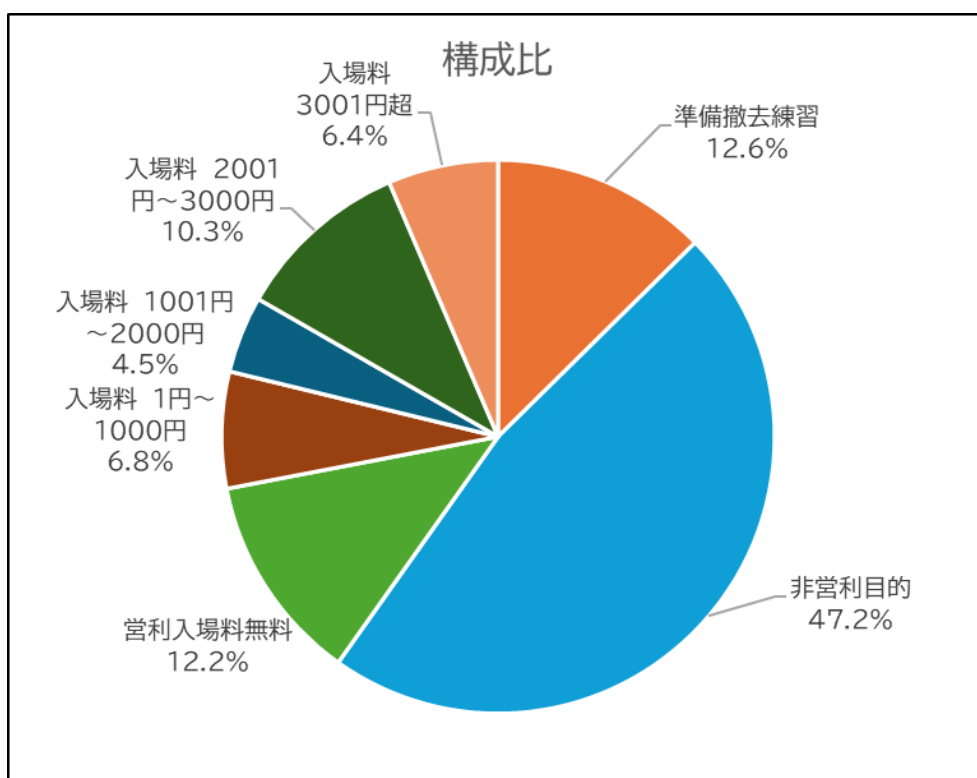
(ア) 大ホール

区分	件数	利用料(円)	構成比(%)
準備撤去練習	34	3,725,500	15.7%
非営利目的	35	5,808,600	24.5%
営利入場料無料	2	570,100	2.4%
入場料 1円～1000 円	0	0	0.0%
入場料 1001 円～2000 円	10	2,536,700	10.7%
入場料 2001 円～3000 円	3	724,700	3.1%
入場料 3001 円超	30	10,336,740	43.6%
合計	114	23,702,340	100.0%



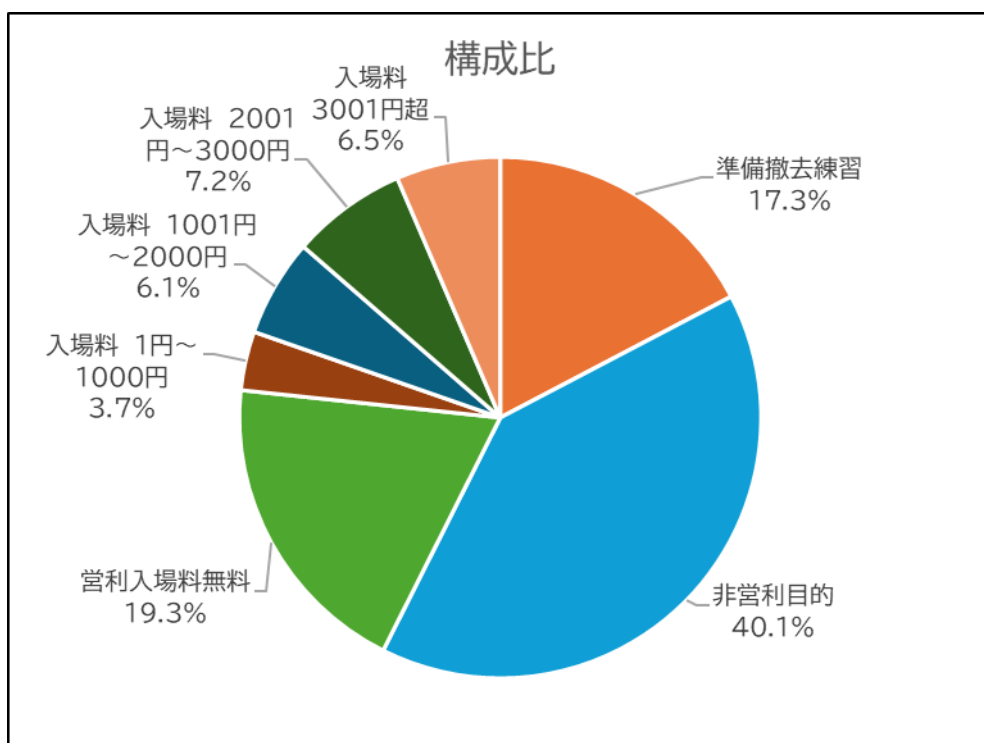
(イ) 第1小ホール

区分	件数	利用料(円)	構成比 (%)
準備撤去練習	37	1,225,720	12.6%
非営利目的	63	4,580,220	47.2%
営利入場料無料	12	1,181,750	12.2%
入場料 1円～1000円	9	660,680	6.8%
入場料 1001円～2000円	5	436,240	4.5%
入場料 2001円～3000円	9	996,480	10.3%
入場料 3001円超	5	625,550	6.4%
合計	140	9,706,640	100.0%



(ウ) 第2小ホール

区分	件数	利用料(円)	構成比(%)
準備撤去練習	108	1,394,530	17.3%
非営利目的	47	3,230,060	40.1%
営利入場料無料	18	1,552,810	19.3%
入場料 1円～1000円	5	294,140	3.7%
入場料 1001円～2000円	5	487,640	6.1%
入場料 2001円～3000円	7	576,200	7.2%
入場料 3001円超	5	519,930	6.5%
合計	195	8,055,310	100.0%



令和4年度及び令和5年度については、大規模修繕工事のため閉館中であったため、実績なし。

オ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受益者負担割合	49.9%	24.7%	38.0%	2.2%	2.6%
利用料	118,715,856	58,567,824	90,477,767	5,213,132	6,134,874
減免額	—	—	—	—	—
利用料(収納+減免)	118,715,856	58,567,824	90,477,767	5,213,132	6,134,874
原価	237,712,577	236,802,501	237,886,108	234,062,834	236,641,855
人件費	11,308,287	11,199,111	10,674,578	9,367,821	10,984,175
物件費	10,155,442	9,354,826	10,965,450	8,162,333	9,412,700
維持補修費	3,868	3,584	1,100	287,700	0
補助金等	—	—	—	—	—
公債費	—	—	—	—	—
施設整備費 ※減価償却費	216,244,980	216,244,980	216,244,980	216,244,980	216,244,980
原価控除する財源	—	—	—	—	—
特定財源控除後の原価	237,712,577	236,802,501	237,886,108	234,062,834	236,641,855

受益者負担割合(設定値)	50%
--------------	-----

上記の金額に基づく受益者負担割合は、目標として定める 50%を下回っている状況である。しかし、令和4年度及び令和5年度においては、ホールの大規模修繕を実施しており、全ホールで休館していたことため、上記の金額となっている。

なお、令和6年度においては大規模修繕に係る支出が発生し、施設維持費及び減価償却費の増加により受益者負担割合は下落することが予想される。

今後も引き続きモニタリングを行い、利用料の適正化に向けて注視していく必要がある。

(ア) 利用料に関する経年比較の実施・検証内容について

当該施設においては、利用料の経年比較などは行っていない。

なお、直近の過去5年間にあっては、コロナ禍や改修工事の影響により利用料収入が一定でないため経年比較を実施していないとの回答を得た。

(イ) 施設利用料(収納)の内訳(直近:令和5年度)

①現年度調定額	6,134,874 円	③過年度調定額	—
②現年度収納額	6,134,874 円	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

(ウ) 減免額の状況(直近:令和5年度)

令和5年度において減免は行われておらず、また、減免に関する規程(要領・要項等)はない。

当該理由は、高松市文化芸術ホール条例には減免に関する項目はあるものの、実際の運用上減免は行っていないため、規程も作成していないとの回答を得た。

(使用料)

第5条 使用者は、別表第1から別表第5までに規定する使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

3 市長は、必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

～省略～

(指定管理者による管理)

第10条 ホールの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

～省略～

(利用料金の納付)

第12条 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(出典:高松市文化芸術ホール条例より一部抜粋)

(エ) 減価償却費の内訳(直近:令和5年度、単位:円)

資産名称	勘定科目	減価償却額
文化芸術ホール 事務所建(市民会館)	建物	216,244,980
高松シンボルタワー ビル入退室管理システム	建物	1,318,615

固定資産台帳に登録されている「給排水施設」等の附属設備、「ピアノ」7台などの高額備品については、すでに償却済みとなっている。

カ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:令和5年度)

令和5年度時点において、事務処理誤りはなかったとの回答を得た。

なお、指定管理者において事務処理誤り等があった場合に、市に対する報告の有無を確認したところ「具体的な報告基準は定めていないが、事務処理誤りの軽重や件数によって個別に判断することになる」という回答を得た。

キ 利用者アンケート(意向)調査

令和5年度時点においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延による利用者の減少、また令和4年度より実施された改修工事があったため、満足な実施ができなかったが、令和6年度より利用者アンケートを実施するとの回答を得た。

ク 保全計画について

受益者負担の適正化に向けた取組として、市のコスト削減も当然含まれる。運営コストのみならず、維持更新のための保全費用が最適化することは受益者負担を下げることにもつながる。

当該施設では長期の修繕計画を策定していない。主に指定管理者からの報告に基づき修繕箇所の優先順位を設定し、随時行っているとの回答を得た。

また、令和4年度から令和5年度にかけて実施された大規模修繕における修繕計画はあるものの、中長期的な視点での保全計画は未策定である。

なお、当時の計画において実施できていないものについては、改めて計画を策定し実施していくこととしている。

ケ 発見事項

No.14 【指摘】	受益者負担の計算に誤りがある。
内容	受益者負担検討に当たっての施設整備費(施設及び 100 万円を超える高額備品にかかる減価償却費)の記載が、受益者負担の見直し基準に示されている台帳に基づく方法とは異なる方法に基づく金額が記載されていた。 近隣施設と比較する場合、同一のサービス(品質)であることは前提である。施設や備品等でより高価なものが使われているのであれば、受益者負担を請うべきである。
改善事項	見直し基準に基づく金額算定を適正に行った上で受益者負担の検討を行うべきである。

No.15 【指摘】	長期的な保全計画を策定していない。
内容	令和4年度及び令和5年度に実施された大規模修繕の際には、担当者において計画の策定を行い、基本的にその計画に沿って工事が実施されたが、個別施設ごとの長寿命化計画の策定を行っておらず、結果的に事後保全となってしまっており、前述の修繕工事に係るコスト及び今後発生する修繕工事に係るコストが高くなることから、適正な受益者負担額を算出することが困難となる恐れがある。
改善事項	国により示されている「個別施設ごとの長寿命化計画」を策定することで、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを徹底・推進し、中長期のトータルコストを抑制すべきである。コストの抑制することは、目標とする受益者負担割合に基づく1人当たりの使用料を見積もった際に、受益者の負担が過大になってしまうリスク又は市の負担が過大になってしまうリスクを抑制することに繋がると考えられる。 我が国のインフラが今後急速に老朽化することが予想される中、インフラの戦略的な維持管理等を推進するために、文化施設においても、整備内容や時期、費用等を具体的に表す中長期的な計画である「個別施設毎の長寿命化計画」(以下「個別施設計画」という。)の策定を令和2年度までに確実に行うこととされております。 この度、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを徹底・推進し、中長期のトータルコストを抑制するため、文化施設のメンテナンスを「予防保全型」とした際の効果の見通しを試算することで、各設置者が個別施設計画の策定を確実にを行い、「予防保全型」のメンテナンスに取り組んでいただくことを目的に、「文化施設のインフラ維持管理・更新費の見通し」の

	試算を行いましたので、公表します。 ～省略～ 推計の結果、「事後保全型」から「予防保全型」へ切り替えることによる費用の縮減効果が大きいことが分かりました。文化施設の試算では「事後保全型」の考え方を基本とするよりも、「予防保全型」の考え方を基本とした場合、維持管理・更新費が30年間で約37%減少しました。 この結果を参考に、各設置者においては「事後保全型」ではなく「予防保全型」のメンテナンスへ取り組み、また、個別施設計画を未策定の設置者におかれては、下記関連資料も参考に、早急に個別施設計画を策定いただきますようお願いいたします。 (出典:文化庁ホームページ「文化施設のインフラ維持管理・更新費の推計について」)
--	--

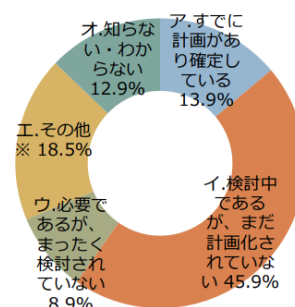
【参考】

地方公共団体は、2020 年度中に劇場・音楽堂等の文化施設のインフラ長寿命化基本計画（個別施設計画）を策定することとされていますが、2019 年度当初においてまだ全体の 13%程度しか策定されていないのが現状です。

～省略～

Q3-3 次期の改修工事は予定されていますか。(n=518)

	回答数	%	無回答除く%
ア.すでに計画があり確定している	67	12.9%	13.9%
イ.検討中であるが、まだ計画化されていない	221	42.7%	45.9%
ウ.必要であるが、まったく検討されていない	43	8.3%	8.9%
エ.その他 ※	89	17.2%	18.5%
オ.知らない・わからない	62	12.0%	12.9%
無回答	36	6.9%	
計	518	100.0%	100.0%



※4 自由記述（一部抜粋）

- ・計画はあるが、財源が確保できないため未定。
- ・大規模改修ではなく、開館をしながら、又は1ヶ月程度の閉館で小規模修繕で対応。
- ・年次計画を策定し、優先度の高いものから、部分的、段階的に改修を行っている。
- ・計画進行中（設計業務委託中、補助金申請中） 等

(出典:文化庁「劇場・音楽堂等の大規模改修及び個別施設管理計画の策定状況に関するアンケート報告書」)

上記の報告書は平成 31 年度のものであり、当時中長期的な個別施設計画を策定している団体は少なかったといえる。当該施設においては、今後も長寿命化のため大規模な修繕工事を行うことが予想されるため、上記の個別施設ごとの長寿命化計画を策定し、今後の施設運営につなげていくことに期待したい。

No.16 【意見】	備品利用実績について指定管理者から報告を受けていない。
内容	備品貸出による収入金額自体は把握されているものの、その内訳データの報告が行われていない。備品貸出状況を把握することは利用者ニーズを把握することや利用頻度に応じて取替時期の決定等、データに基づく管理状況を判断する観点から重要である。
改善事項	予約サイトから抽出することができる貸出実績データの集計報告が行われていない。当該データを収集・分析した上で予算編成や中長期的な調達計画に活用すべきである。

No.17 【意見】	事務処理誤り等の問題が必ずしも全て報告されていない。
内容	指定管理者において事務処理誤りがあった場合に、市への報告を全て行っておらず、深刻度や件数によって重要性の高いものの報告を行っている。
改善事項	定期的に市と指定管理者において会議を行う中で、そこまでに生じた事務処理の誤りや問題については、軽微なものであっても事後的に報告をし、市と指定管理者との間で情報共有をしておくことが望ましい。

(5) 高松国分寺ホール

ア 施設の概要

使用料名	① ホール等使用料(高松国分寺ホール) ② 器具等使用料(高松国分寺ホール)													
所在地	高松市国分寺町新名 430 番地													
所管部署	文化芸術振興課													
根拠法令	—													
根拠条例	高松国分寺ホール条例													
条例に定める施設の目的	市民の創造的な文化芸術活動の推進と交流を図り、もって市民文化の発展に寄与する。(高松国分寺ホール条例第1条より一部抜粋)													
使用料徴収対象 (主な建物)	<table><tr><td>台帳登録名称</td><td>高松国分寺ホール 音楽堂・ホール</td></tr><tr><td>建築年</td><td>平成 25 年1月4日</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>670,500,950 円</td></tr><tr><td>耐用年数</td><td>50 年</td></tr><tr><td>残存年数</td><td>40 年</td></tr><tr><td>延べ床面積</td><td>1,744.42 m²</td></tr></table>		台帳登録名称	高松国分寺ホール 音楽堂・ホール	建築年	平成 25 年1月4日	取得価額	670,500,950 円	耐用年数	50 年	残存年数	40 年	延べ床面積	1,744.42 m ²
台帳登録名称	高松国分寺ホール 音楽堂・ホール													
建築年	平成 25 年1月4日													
取得価額	670,500,950 円													
耐用年数	50 年													
残存年数	40 年													
延べ床面積	1,744.42 m ²													
施設の開館期間	【開館時間】 原則として午前9時～午後 10 時 【休館日】 毎週月曜日(祝祭日の場合は翌平日)、年末年始(12 月 29 日～翌年1月3日) 設備保守点検等により臨時に休館することがある。													
施設カルテ更新状況	平成 28 年度以降更新無し 当時の目標使用年数は 15 年とされている。													

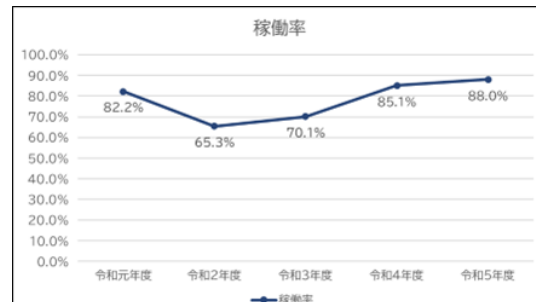
イ 施設の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用料(円)	8,519,000 円	4,334,000 円	6,253,000 円	9,685,000 円	10,325,000 円
施設運営日数	309	277	308	308	309
利用者数(人)	36,267	14,949	21,923	30,724	40,101
稼働率	82.2%	65.3%	70.1%	85.1%	88.0%

利用者数・利用料



稼働率



稼働率の計算は年間開館日数における使用された日数によって算出しているが、実際の使用区分としては、午前、午後、夜間、全日の4区分あり、全日利用があった場合の方が、利用料金収入は多くなるとのことであった。全日利用の場合でも、午前だけの利用であった場合でも、稼働率の計算上は1日とするため利用料金収入金額は、稼働率に対して低くなる傾向にある。

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況

(検討サイクル)

使用料最終改定年月日

令和元年度以降、利用料金料金の改定は消費税率の引き上げに伴う改定のみ実施されており、税抜部分の金額は改定されていない。

なお、料金改定の検討は3年ごとに実施しており、「見直し基準」により検討を行っている。

当該施設は指定管理者導入施設であり、利用料金制度を採用しているため、少なくとも現在の指定管理期間満了までにおいては、指定管理者の収入に影響のある利用料金改定は検討しない方針との回答を得た。

令和元年10月1日に消費税率の引き上げに伴う料金改定を実施しており、税抜部分の金額については、設立以後改定は実施されていない。

料金体系	下記参照。
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税の課税事業者で、かつ適格請求書発行事業者に登録しており、インボイスを発行している。 インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

納付方法について (現金收受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	令和5年度決済方法別の収納状況(単位:円)					
	方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード
	金額	8,051,000	2,274,000	—	—	—
	件数	170	37	—	—	—
	割合	82%	18%	—	—	—
	往査日現在、電子決済の導入に向けて検討を行っている段階であるとの回答を得た。					
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	運営マニュアル有 具体的な金銭の取扱い等については指定管理者がマニュアルを策定し、管理している。					

エ 利用料金について

(ア) ホール使用料

使用単位		午前	午後	夜間	全日
区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
ホール	平日	12,560 円	20,950 円	29,320 円	54,470 円
	日曜日、土曜日及び休日	15,700 円	25,130 円	33,510 円	68,080 円

備考

(1) 入場料加算・営利加算

- ・ 入場料又はこれに類するものの額が 1,000 円以下のとき 上記金額の 1.2 倍
- ・ 入場料又はこれに類するものの額が 1,000 円を超えるとき 上記金額の 1.5 倍
- ・ 営利を目的として使用するとき 上記金額の 1.5 倍

(2) 舞台面のみ使用

- ・ 準備、撤去又は練習のためにホールの舞台面のみを使用するとき 上記金額の 0.5 倍

(3) 上記区分以外の時間における使用(1時間当たり、1時間未満の端数は切り上げ)

- ・ 午前9時前 上記夜間金額の 0.25 倍
- ・ 正午から午後1時まで 上記午後金額の 0.25 倍(午前・午後を連続使用する場合は無料)
- ・ 午後5時から午後6時まで 上記午後金額の 0.25 倍(午後・夜間を連続使用する場合は無料)
- ・ 午後10時後 上記夜間金額の 0.25 倍

(出典:高松国分寺ホールホームページ)

(イ) 設備器具等使用料

分類	品名	摘要・仕様	数量	単価	一式料金
舞台大道具	平台	1,800×900	10 台	80 円	1,560 円
		1,800×1,200	8 台	100 円	
		900×900	2 台	50 円	
	大道具備品	箱馬・木足・蹴込み	40 台	無料	
	演台		1 台	220 円	
	司会台		1 台	110 円	
	花台		2 台	110 円	
	舞台装飾用 ドレープ		1 式	600 円	
演奏者用 器具	指揮台		1 台	150 円	1,560 円
	指揮者用譜 面台		1 台	120 円	
	演奏者用椅 子		50 脚	60 円	
	譜面台		50 台	60 円	
	高椅子	コントラバス・チェロ用	1 脚	120 円	
照明器具	調光装置	調光卓	1 式		3,870 円
	舞台照明	ボーダーライト	1 式		720 円
		サスペンションライト			
	シーリング スポットライ ト		1 式		410 円
	舞台付加照 明	ホリゾン照明器具	1 式		310 円
		フットライト			
	移動式調光 装置	仮設調光装置	1 式		1,030 円
	ピンスポット ライト	2kW クセノン	2 台		720 円
音響器具	音響装置	ミキサー・アンプ・スピーカー など	1 式		1,880 円
	録音再生機 器	CD	1 台		410 円
		MD	1 台		
		カセットデッキ	1 台		

分類	品名	摘要・仕様	数量	単価	一式料金
		SD	1 台		720 円
	舞台音響機器	ワイヤレスマイク(ハンドマイク)	4本		
		ワイヤレスマイク(ピンマイク)	2本		
		有線マイク	2本		
		マイクスタンド	7本		
	残響可変システム		1式		1,350 円
映像器具	映像記録機器	カメラ・レコーダー	1式		410 円
	映像映写機器	300 インチスクリーン	1式		1,030 円
		プロジェクター			
その他の器具	グランドピアノ	スタインウェイ C 型	1台		3,030 円
	持込電気器具	1kW			200 円
	会議机	1,800 × 600	66 台		無料
	スタッキングチェア		200 脚		無料
	看板台	吊り看板 5,400 × 750	1 枚		無料
		A 型看板 600 × 900	2台		無料
	展示パネル	2,100 × 900	20 枚		無料

備考

- (1) 上記金額は、午前(9:00～12:00)、午後(13:00～17:00)、夜間(18:00～22:00)のそれぞれに係る料金。
- (2) 上記区分以外の時間における使用(1時間当たり、1時間未満の端数は切り上げ)
- 午前9時前 上記金額の 0.25 倍
 - 正午から午後1時まで 上記金額の 0.25 倍(午前・午後を連続使用する場合は無料)
 - 午後5時から午後6時まで 上記金額の 0.25 倍(午後・夜間を連続使用する場合は無料)
 - 午後 10 時後 上記金額の 0.25 倍(利用料に 10 円未満の端数が生じた時は、10 円に切り上げる)

(出典:高松国分寺ホールホームページ)

上記の備考に掲げる営利目的での利用について、件数や金額を調査したところ、各区分

に従って集計されていた。サンプルとして令和5年7月の集計結果を以下に記載する。

下記の集計表において、4又は5の区分が営利目的での利用であり、1団体当たりの利用料については約半分の割合を占めている。

(単位:円)

令和5年7月利用者集計	団体数	ホール利用料	付帯設備利用料
1. 減免団体 (文化芸術振興課事業)	1	0	0
2. 練習のみ	5	45,040	18,590
3. 基本料金使用	13	360,730	141,840
4. 入場料 1,000 円以上	2	170,700	54,850
5. 営利団体(企業)	2	116,800	22,020
合計	23	693,270	237,300

なお、当該月においては入場料 1,000 円未満を徴収する団体における基本料金の 1.2 倍料金が適用された団体はなかったとの回答を得た。

オ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受益者負担割合	12.9%	6.6%	9.4%	13.8%	15.6%
利用料	8,519,000	4,334,000	6,253,000	9,685,000	10,325,000
減免額	0	0	0	0	1,205,720
利用料(収納+減免)	8,519,000	4,334,000	6,253,000	9,685,000	11,530,720
原価	66,188,000	65,619,000	66,340,000	70,345,000	73,717,000
人件費	26,177,000	26,796,000	26,371,000	28,653,000	31,154,000
物件費	19,220,000	17,992,000	19,186,000	20,443,000	21,254,000
維持補修費	891,000	931,000	883,000	1,349,000	1,409,000
補助金等	—	—	—	—	—
公債費	—	—	—	—	—
施設整備費 ※減価償却費	19,900,000	19,900,000	19,900,000	19,900,000	19,900,000
原価控除する財源	—	—	—	—	—
特定財源控除後の原価	66,188,000	65,619,000	66,340,000	70,345,000	73,717,000

受益者負担割合(設定値)	50%
--------------	-----

直近5年における受益者負担割合については、目標とされる 50%を大きく下回っている状況である。

カ 利用料に関する経年比較の実施・検証内容について

利用料に関する経年比較は行っていないとのことであった。理由として、過去5年間においては、コロナ禍の影響が顕著であり、利用料収入が一定でないため経年比較を実施していないとのことであった。

(ア) 施設利用料(収納)の内訳(直近:令和5年度)

①現年度調定額	10,325 千円	③過年度調定額	—
②現年度収納額	10,325 千円	④過年度収納額	—
②/①収納率	100%	③-④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

※不納欠損については、利用料金の収受が前納であることから、基本的に回収不能となる事態にならないとのことである。

(イ) 減免額の状況(直近:令和5年度)

① ホール等使用料

減免額	1,223,020 円
件数	19 件

※上記の内訳は、「文化芸術振興課予算事業」による減免額 41,140 円(2件)、「移動観覧席故障」による減免額 1,181,880 円(17 件)である。

② 器具等使用料

減免額	不明
件数	3件

※減免額のうち、「文化芸術振興課予算事業」に係る減免額が不明との回答であった。なお、「移動観覧席故障」による減免額は 23,840 円(3件)であった。

(ウ) 減免に関する規程(要領・要項等)

当該施設に関する「高松国分寺ホール条例」の第4条3項及び第 11 条において以下のよう減免の規程を設けている。

(使用料)

第4条

3 市長は、使用者が第1条に規定する設置目的に沿ってホールを使用する場合において、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

～省略～

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(出典:高松国分寺ホール条例より一部抜粋)

具体的な対応については別途「高松国分寺ホール運用マニュアル」にて記載している。

原則:減免は行わない

例外:高松市文化芸術振興課所管の予算事業であるとき(音の祭り等)

なお、上記に記載した「移動観覧席故障」による減免としたものは、利用料金の還付に該当するものであり、条例及び運用マニュアルにて取扱いを定めている。

(利用料金の納付)

第10条 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(出典:高松国分寺ホール条例)

具体的な対応については、以下のとおりである。

お返しする場合	返金額
天災、その他利用者の背名に帰さない理由により使用できなくなったとき	既納額の全額
施設等の管理上の支障のために使用許可を取消したとき	既納額の全額
利用開始日の1週間前までに利用取消しを届け出た場合	既納額の6割

(出典:高松国分寺ホール運用マニュアル)

(エ) 減価償却費の内訳(直近:令和5年度、単位:円)

内訳は以下のとおりである。

資産名称	勘定科目	減価償却額
高松国分寺ホール 音楽堂・ホール	事業用_建物	13,410,019
高松国分寺ホール 電気施設(その他) 太陽光発電 10kw	物品	499,332
高松国分寺ホール 照明施設(その他) 舞台照明設備	物品	3,496,324
高松国分寺ホール 通信放送施設(その他) 舞台音響施設	物品	3,655,297
高松国分寺ホール 電気施設(配電室・電気室) 受変電設備	事業用_建物	1,353,524
高松国分寺ホール 電気施設(配電室・電気室) 自家発電設備	事業用_建物	408,398
高松国分寺ホール 空調施設(その他) 空気調和設備	事業用_建物	3,482,235
高松国分寺ホール 置場(自転車置場・置場) 駐輪場 6連棟	事業用_工作物	100,611
高松国分寺ホール 置場(自転車置場・置場) 駐輪場 6連棟	事業用_工作物	100,611
高松国分寺ホール 置場(自転車置場・置場) 駐輪場 2連棟	事業用_工作物	38,467
高松国分寺ホール 囲障(その他) ブラインドフェンス XW-1800M	事業用_工作物	115,753
ピアノ	物品	0

キ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:令和5年度)

令和5年度時点において、事務処理誤りはなかったとの回答を得た。

ク 利用者アンケート(意向)調査

利用者アンケートは、指定管理者が実施しており、回答者の居住地域、利用目的、利用頻度及び施設に関する事項を利用者に回答してもらい、施設の利用者数の向上に向けて調査している。

また、指定管理者における自主事業の開催にあたって来場者にアンケートをとり、指標を数値化してイベント等の分析も行っている。

ケ 使用料の把握について

当該施設においては、指定管理者制度により管理をしており、使用料については利用料金制度を採用している。指定管理者においては施設利用料のほかに、指定管理者が独自で行う自主事業による収入があるが、当該自主事業に関する収入は、当該事業に係る支出額と相殺されており、施設全体の収入規模を把握することが困難な状況である。なお、自主事

業に関する報告にあつては、指定管理者より事業ごとの収支報告及び実績報告が行われている。

また、指定管理者が行う自主事業に係る経費のうち、自主事業の開催に伴って施設を利用する場合、指定管理者から市への使用料の支払いが見られない。本来、指定管理者が行う自主事業に関する収入に対する支出として、施設の所有者である市へ施設の使用料相当額を支払う必要があると考えられるが、文化芸術振興課予算に係る事業であるため、減免が可能であることから、指定管理者自身で利用する際に指定管理者自身で減免しているため、施設の利用料は収受していないとの回答を得た。

【参考】令和5年度における自主事業に係る収支報告書

令和6年 3月 31日				
収 支 決 算 書				
1 収入の部				
区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
入場料収入	2,370,000 円	1,333,761 円	-1,036,239 円	
その他収入	1,145,000 円	823,050 円	-321,950 円	
補助金収入	1,900,000 円	1,900,000 円	0 円	
自己負担金	0 円	964,238 円	964,238 円	
計	5,415,000 円	5,021,049 円	-393,951 円	
2 支出の部				
区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
クラシックコンサート	895,000 円	822,171 円	-72,829 円	
伝統芸能	1,950,000 円	1,868,194 円	-81,806 円	
地域団体と文化普及事業	50,000 円	13,570 円	-36,430 円	
映画上映会	50,000 円	25,254 円	-24,746 円	
講演会	30,000 円	18,732 円	-11,268 円	
国分寺アートギャラリー	0 円	0 円	0 円	
文化協会共催イベント	0 円	0 円	0 円	
みんなのステージ	1,285,000 円	1,244,541 円	-40,459 円	
周年事業	180,000 円	113,042 円	-66,958 円	
ピアノリレーコンサート	80,000 円	97,203 円	17,203 円	
国分寺舞台芸術祭	110,000 円	179,102 円	69,102 円	
アウトリーチ	55,000 円	23,705 円	-31,295 円	
体験事業	90,000 円	75,766 円	-14,234 円	
子育て支援事業	180,000 円	187,891 円	7,891 円	
ファミリーステージ	335,000 円	259,085 円	-75,915 円	
夏休みイベント	55,000 円	39,357 円	-15,643 円	
バックステージツアー	10,000 円	2,206 円	-7,794 円	
ワークショップ	60,000 円	51,230 円	-8,770 円	
計	5,415,000 円	5,021,049 円	-393,951 円	

コ 指定管理者の通帳管理について

指定管理者にあつては、当該施設に関する指定管理業務に係る通帳と当該施設を利用した自主事業に係る通帳とを区分しておらず、また、収入と支出でも区分していない。したがって、資金管理及び収支管理をする上で複雑な状況になっている。

なお、令和6年度において当該施設の担当課から指定管理者に対し、業務ごとに通帳を区分するよう指示を出しているとのことであった。

サ 発見事項

No.18 【指摘】	自己利用の実績集計がされていない。
内容	指定管理者自らが自主事業にて施設を利用する場合において、調定額の算定から除かれている。
改善事項	利用料金制度を採用したとしても、あくまで施設利用の実態を報告する趣旨からは、当該施設利用に際して条例に沿って使用されたものに係る使用料が適正に集計されるべきである。利用者数の把握においては当該状況も含められているものの施設使用料の収受について減免と同様の措置となっており、本来は施設利用料に含めて報告がなされるべきである。

No.19 【指摘】	指定管理業務と自主事業が同一口座で管理されている。
内容	指定管理者が管理している通帳においては、指定管理業務と自主事業が混在し、また、収入口座と支出口座も分かれていない。そのため、指定管理者における現金管理が監督者の立場からも分かりにくい状況にある。
改善事項	適正な管理運営を促し、確認する観点からは、当該指定管理業務用の口座と自主事業用の口座とを別にし、それぞれに管理すべきである。

No.20 【指摘】	減価償却費が固定資産台帳と異なっている。
内容	施設整備費の減価償却費が正しく計算されていない。 固定資産台帳に登録されている資産に係る減価償却費は 26,660,571 円であるのに対し、施設維持費として計上している金額は 19,900,000 円であった。
改善事項	固定資産台帳に計上された資産に係る減価償却費をもってコスト認識を行うべきである。

No.21 【意見】	指定管理期間が5年で固定されている。
内容	開設当初から指定管理者の変更はなく、稼働率が概ね高い水準に達成しており、利用者の満足度（サービスの質）を高める施設利用が期待されている。また建設後 10 年経過により、維持管理上も中長期的な視点が重要となってくる。近年では、大阪市においては大阪城ホールで指定管理期間を 30 年と定めるなど、一部の施設で指定管理期間が 10 年を超えた契約がみられる。 当該施設においても効率的で、安定的かつ良質なサービス運営が求められる状況にあり、指定管理期間について検討することが望ましい。
改善事項	現在採用している5年ごとの指定管理期間が望ましいか、あるいはより長期間の設定が望ましいのか、さらには運営権としてのコンセッション方式が望ましいのかを施設運営の効率性、利用者に対する安定的かつ良質なサービス提供様々な観点から検討することが望ましい。

No.22 【意見】	決済方法の選択肢が少ない。
内容	現在、使用料の徴収方法は窓口現金払い、納付書払いのみであり、クレジットカード払い、電子マネー、QR 決済といった電子決済は導入されていない。一方、同じ文化芸術振興課が所管するサンポートホールでは、令和6年度より利用できることになっている。
改善事項	現金収受を前提とした対応のみならず、次世代に向けた収納事務について他の施設等の状況も踏まえて導入の検討を行うことが望ましい。

(6) 瓦町アートステーション

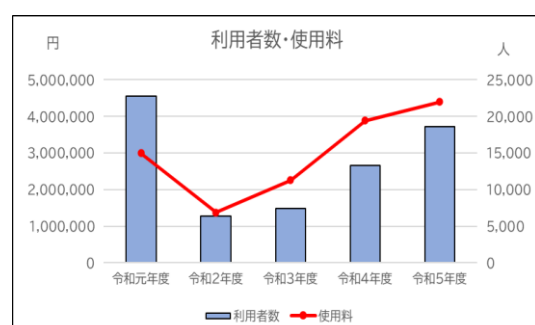
ア 施設の概要

使用料名	① 瓦町アートステーション 器具等使用料 ② 多目的スタジオ等使用料
所在地	高松市常磐町一丁目3番地1 瓦町 FLAG8F 8Fフロアマップ 平面図をクリックすると、各ゾーンの施設概要及び貸室の料金が見られます。 A 市民サービスセンター Citizens Service Center D 市民活動センター Citizens Activity Center B 健康ステーション Health Station E 中央図書館サテライト Takamatsu City Main Library Satellite Branch C アートステーション Art Station (出典: 高松市公式ホームページ「市民交流プラザ IKODE 瓦町」)
所管部署	文化芸術振興課
根拠法令	—
根拠条例	高松市瓦町アートステーション条例
条例に定める施設の目的	市民の創造的な文化芸術活動の推進と交流を図るとともに、中心市街地のにぎわい創出に寄与するため
使用料徴収対象 (主な建物)	当該施設は、高松琴平電気鉄道株式会社(以下「琴電」という。)が所有する瓦町 FLAG の8階にあり、琴電との賃貸借契約によっているため、市所有の建物はない。
施設の開館期間	【開館時間】 午前10時～午後9時(受付・貸館) 【休館日】 年末年始
施設カルテ更新状況	未作成

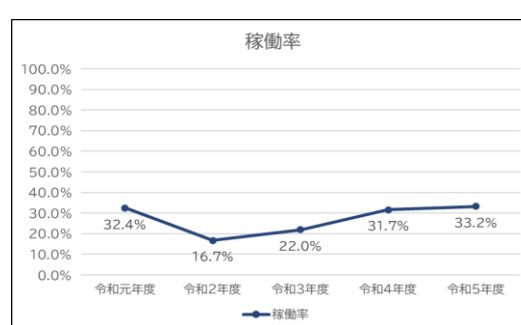
イ 施設の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	2,987,790	1,377,709	2,248,689	3,884,141	4,391,088
施設運営日数 (日)	359	359	359	359	360
利用者数(人)	22,713	6,346	7,426	13,258	18,527
稼働率	32.4%	16.7%	22.0%	31.6%	33.2%

利用者数・使用料



稼働率



ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	令和元年度以降、使用料の料金改定は消費税率の引き上げに伴う改定のみ実施されており、税抜価格は改定されていない。 なお、料金改定の検討は3年ごとに実施しており、「見直し基準」により検討を行っている。 令和元年 10 月 1 日に最終改定を実施					
料金体系	貸室・器具の種類ごとに料金体系を策定している。 具体的な料金体系については下記参照。					
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税の課税事業者で、かつ適格請求書発行事業者に登録しており、インボイスを発行している。 インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。					
納付方法について (現金収受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QR コード決済、その他)	令和5年度決済方法別の収納状況(単位:円)					
	方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード
	金額	4,391,088	—	—	—	—
	件数	636	—	—	—	—
	割合	100%	—	—	—	—

徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	マニュアルは作成されているものの、徴収した現金等の保管方法などの具体的な処理は記載されていない。
----------------------	--

エ 施設ごと料金体系一覧

(ア) ①多目的スタジオ

使用単位	午前	午後	夜間	全日
	午前 10 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 10 時から 午後 9 時まで
平日	円 4,070	円 8,140	円 6,110	円 15,270
土曜日、日曜日 及び休日	5,090	10,180	7,630	20,370

(出典：高松市瓦町アートステーション条例)

②器具等使用料

名称	単位	使用料	名称	単位	使用料
バレエ用シート	1 式	円 1,010	プロジェクター	1 台	円 1,010
バレエバー	1 式	1,010	スクリーン	1 枚	300
仮設ステージ	1 式	1,520	再生機器	1 台	500
音響設備	1 式	1,010	コンパクトグランドピアノ	1 台	2,030
照明設備	1 式	2,030	長机	1 脚	100

(出典：高松市瓦町アートステーション条例)

(イ) ①練習用スタジオ

使用単位		使用料
平日	午前 10 時から 1 時間ごとに午後 8 時までの 各時刻を使用の始期とする 1 時間	円 1,320
土曜日、日曜日及び休日		1,520

(出典：高松市瓦町アートステーション条例)

②器具等使用料

名称	単位	使用料(円)	名称	単位	使用料(円)
音楽再生機器	1台	100	ギターアンプ	1台	200
キーボード	1台	200	ベースアンプ	1台	200
キーボードアンプ	1台	100	ドラムセット	1式	300

(出典:高松市瓦町アートステーション条例)

(ウ) クリエイティブルーム

(単位:円)

使用単位	午前	午後	夜間	全日
	午前 10 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 10 時から 午後 9 時まで
平日	1,010	2,030	1,520	4,070
土曜日、日曜日 及び休日	1,220	2,440	1,830	5,090

(出典:高松市瓦町アートステーション条例)

(エ) ①ギャラリー

使用単位	使用料(円)
全日(午前 10 時から午後 9 時まで)	8,140

(出典:高松市瓦町アートステーション条例)

②器具等使用料

種別	品名	単位	使用料 (円)
照明装置	展示用スポットライト	1台	250
展示用具	彫刻展示台	1台	660
特殊設備	長机	1脚	200
	持込み電気器具	1キロワット	250

(出典:高松市瓦町アートステーション条例)

なお、多目的スタジオ、クリエイティブルーム及びギャラリーの料金にあっては、利用者が営利目的で利用する場合には、記載の料金に 100 分の 150 を乗じて計算した割増金額が適用される。

また、クリエイティブルームにおいて、2日以上連続して全日利用する場合には、上記に規

定する全日の金額に 100 分の 95 を乗じて計算した金額が適用される。

オ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受益者負担割合	12.1%	6.4%	10.9%	16.1%	43.8%
使用料	2,987,790	1,377,709	2,248,689	3,884,141	4,391,088
減免額	2,160,370	1,015,450	1,653,710	1,955,420	1,409,350
使用料(収納+減免)	5,148,160	2,393,159	3,902,399	5,839,561	5,800,438
原価	42,536,870	36,856,474	35,726,900	36,148,119	13,240,327
人件費	19,186,672	12,232,045	12,143,000	11,780,000	12,313,000
物件費	23,297,796	24,606,772	23,560,733	24,270,774	838,827
維持補修費	46,236	12,360	13,018	87,833	88,500
補助金等	6,166	5,297	10,149	9,512	0
公債費	0	0	0	0	0
施設整備費 ※減価償却費	0	0	0	0	0
原価控除する財源	4,570	4,570	4,570	3,505	3,505
特定財源控除後の原価	42,532,300	36,851,904	35,722,330	36,144,614	13,236,822

受益者負担割合(設定値)	50%
--------------	-----

直近5年における受益者負担割合については、目標とされる 50%を大きく下回っている状況である。

※令和5年度においては、市民サービスセンターに関する情報が定期監査に提出されており、原価の按分計算ができていないため、瓦町アートステーションに直接起因している原価のうち、文化芸術振興課に係る決算分のみを記載している。

(ア) 使用料に関する経年比較の実施・検証内容について

瓦町アートステーションは市が運営する市民サービスセンターや健康ステーションといった他の施設が1つのフロアに集まった複合施設の一つであり、使用料の収受については算出できるものの、原価については面積按分の方法により算出される項目もあり、毎年算出は行っておらず、経年比較は行っていない状況である。

(イ) 施設使用料(収納)の内訳(直近:令和5年度)

① 多目的スタジオ等使用料

①現年度調定額	3,585,346 円	③過年度調定額	—
②現年度収納額	3,585,346 円	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

② 器具等使用料

①現年度調定額	805,742 円	③過年度調定額	—
① ②現年度収納額	805,742 円	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

(ウ) 減免額の状況(直近:令和5年度)

① 多目的スタジオ等使用料

減免額	957,320 円
件数	27 件

② 器具等使用料

減免額	452,030 円
件数	17 件

(エ) 減免に関する規程(要領・要項等)

当該施設での減免については、「高松市瓦町アートステーション使用料減免取扱要領」を策定し、当該要領に従って減免処理を行っている。減免の対象及び金額については、以下のとおりに規定している。

【参考】

(減免の対象及び額)

第2条 条例第5条第3項に規定する市長が必要があると認める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 高松市又は高松市教育委員会が、その主催する事業において使用する場合
- (2) 高松市又は高松市教育委員会を構成員とする団体が、その主催する事業において使用する場合
- (3) 高松市からの協力要請に基づき、個人又は団体が主催する営利目的でない事業において使用する場合

- (4) その他市長が必要があると認める場合
- 2 市長は、使用者(条例第4条に規定する使用者をいう。)が前項第1号から第3号までに該当する場合は、使用料の全額を免除するものとする。
- 3 使用者が第1項第4号に該当する場合における減額又は免除の額は、市長が別に定める。

(出典:高松市瓦町アートステーション使用料減免取扱要領より一部抜粋)

なお、提出された減免申請に係る書類の確認及び聞き取り調査を行ったところ、上記の要領に基づき適切に処理されていた。

カ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:令和5年度)

利用者が当該施設を利用するための手順は以下のとおりである。

- ① 市民サービスセンター窓口又は「かがわ電子自治体システム」により、当該施設の空き状況を確認する。
- ② 市民サービスセンター窓口にて利用者登録を行う又は「かがわ電子自治体システム」に入力し事前登録をした後、市民サービスセンター窓口にて本登録を行う。なお、ネットによる事前登録は個人の利用者だけに限られ、団体利用の場合はネットによる事前登録はできない。また、窓口での登録は原則であり、遠方の利用予定者については、利用者登録申請書と本人確認書類の写しを郵送、メール又はFAXにより提出することとしている。
- ③ 市民サービスセンター窓口又は「かがわ電子自治体システム」により当該施設の仮予約を行う。
- ④ 市民サービスセンター窓口にて、仮予約をした日の翌日から10日以内に料金を前納する。この時、「かがわ電子自治体システム」を利用しての電子決済等はできないため、原則として窓口にて支払いをすることとなる。
なお、遠方の利用予定者等、窓口での支払いが難しい場合は、現金書留により送付することとしている。
- ⑤ ④の料金支払い時に交付される使用許可確認書を市民サービスセンター窓口に提出し、当該施設を利用する。

この工程に沿って市民サービスセンターで事務処理を行うこととなるが、過去に施設使用料又は器具使用料の計算を誤り、収納時に過大徴収してしまったという事務処理誤りがあった。

事務処理の誤りが発生した原因は、利用者が申請した施設又は器具以外に、職員の錯誤により使用予定のない備品を誤って追加した状態で料金の請求をしてしまったためであった。

なお、当該事案は、誤りが発覚した後速やかに返金を行っているとのことであった。

キ 利用者アンケート(意向)調査

当該施設においては、利用者アンケート等の調査を行っていない。

ク 発見事項

No.23 【指摘】	実際の受益者負担割合があるべき割合を大きく下回っている。
内容	「見直し基準」に基づく当該施設の受益者負担割合は 50%となっているが、令和3年度の受益者負担割合は約 10%と大きく乖離しているにも関わらず、使用料の改定は消費税率の引き上げに伴うもののみとなっている。
改善事項	「見直し基準」で設定されている受益者負担割合と乖離していることから想定利用者数の見積りが甘かったと考えられる。 「見直し基準」に基づいて使用料を検討すべきである。

No.24 【指摘】	備品の減価償却費がコストに含まれていない。
内容	施設整備費(備品)の減価償却費が計算されていない。 また、所管課が異なるため、複合化施設にかかる情報集約の方針が明確でなく、利用実態を踏まえた課題点の抽出等、横並びでの比較検討がなされていない。
改善事項	「見直し基準」に従って、受益者負担額の算定にあたっては、施設整備費(備品)の減価償却費も含めて計算すべきである。 複合的機能を有するため、主担当との取りまとめのルールを明確にし、効率よくデータを集計するとともに、フロア全体での課題等の意見交換を実施し、より充実した利用となるよう努めるべきである。

No.25 【意見】	利用推進に向けた広報活動が不十分である。
内容	比較的新しい施設であり、瓦町駅直結の立地条件にあるものの、稼働率が低い。 また、稼働率が低いにも関わらず、利用者促進のための広報活動や利用者に対するアンケート調査などを積極的に行っていない。
改善事項	8階スペースのなかでも奥に位置し、分かりづらい位置に属していることも起因していることが考えられるが、現状の利用実態を調査するとともに、潜在的利用者を対象にモニターを募集するなどしてアンケートを行い、利用しづらい要因が何かを把握し、対策を講じることが望ましい。 また、高松市美術館での市民ギャラリー開催者に対して類似施設をアナウンスするなど、認知度の向上を図り、利用シーンを訴求する必要もある。 上述のアンケートの結果や広報活動等の利用促進に係る対策を講じた

	にも関わらず利用者数の増加が見込まれない場合には、他の用途に転用することを検討することが望ましい。
--	--

3 スポーツ振興課

(1) 総論

ア 所管施設と管理体制

本課は、38 のスポーツ施設を保有している。効率的な管理運営を行うために、全ての施設で指定管理者制度を導入している。契約状況は下記のとおりである。

施設名(契約別)	指定管理者名	契約期間
総合体育館ほか 33 施設	公益財団法人 高松市スポーツ協会	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)
東部運動公園		令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)
りんくうスポーツ公園		
屋島レクザムフィールド	四電エグループ	令和4年4月1日～令和9年3月31日(5年間)
高松市健康増進温浴施設	シンコースポーツ四国・四電ビジネスグループ	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

イ 使用料の現状

上記スポーツ施設は、高松市スポーツ施設条例に基づき使用料を徴収している。当該条例に基づく使用料は、大別すると体育施設使用料(体育館や競技場、プールやテニスコートなど)、会議室使用料、冷暖房等の設備使用料の3つに分類することができる。いずれの契約においても利用料金制度を採用しているため、施設の使用料は指定管理者の収入となっており、市の歳入とはならない。

その他に、自動販売機の設置料や電柱・支柱に対する使用料、及び物販販売による使用料は目的外使用のため市の歳入として収納されている。過去5年間の歳入実績は下記のとおりである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体育施設使用料 (目的外)	1,421,231 円	1,410,445 円	1,234,371 円	1,333,216 円	1,283,048 円

ウ 使用料改定

本課では、平成 17 年度の周辺6町との合併に伴い施設間での使用料に格差が生じていたため、平成 21 年度に全体的に使用料の見直しを行い、必要に応じて改定を行った。以降は、施設の建て替えや新規の設備投資がなされた下記の場合を除き、改定はしていない。

使用料名	改定時期	備考
屋島競技場使用料	平成 29 年 4 月	建て替えによる再考
ヨット競技場使用料	平成 29 年 10 月 平成 30 年 7 月	建て替えによる再考
りんくうスポーツ公園内スポーツ施設使用料	平成 30 年 8 月	新設
屋島競技場トレーニング室使用料	令和元年 8 月	新設
高松市総合体育館冷暖房装置使用料	令和 3 年 4 月	新設

エ 対象施設の選出理由

所管している施設が多いことから、対象施設は指定管理者単位で抽出することとした。高松市スポーツ協会は、最初に全庁的に行ったアンケートで確認事項が多かったせとうちサステイナブルヨットハーバーを対象とした。そのため、せとうちサステイナブルヨットハーバー、屋島レクザムフィールド、高松市健康増進温浴施設の3施設に関する情報提供を依頼し、個別に監査を行った。なお、令和4年度の外郭団体に対する監査で高松市スポーツ協会に関する訪問監査を行っていたため、今回はスポーツ協会に対する訪問ヒアリングは実施せず、屋島レクザムフィールド(四電エグループ)と高松市健康増進温浴施設(シンコースポーツ四国・四電ビジネスグループ)の訪問を行った。

オ 高松市スポーツ施設条例

本課所管の施設は、全て高松市スポーツ施設条例のもと運営されている。主な概要は下記のとおりである。

根拠条例名	高松市スポーツ施設条例
条例に定める施設の目的	スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与する
指定管理者	スポーツ施設の管理は、指定管理者に行わせることができる
利用料金の納付	前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、当該利用料金を後納させることができる。

カ 発見事項

No.26 【意見】	長寿命化計画が作成できていない。
内容	本課に、施設の維持補修計画の提出を依頼したところ、「現在長寿命化計画を作成中である」との回答を得た。令和7年1月7日に策定の前段階である調査業務の委託先が決定した。これから施設調査を行っていく予定となっている。 市が保有しているスポーツ施設は 40 近くあり、改修や建て替えには莫大なコストがかかることは容易に予測できる。人口減少及び施設の老朽化が進んでいる現状で、計画が未完成というのは、適切な現状把握ができておらず、限られた財源が不透明なまま使用されているということである。また、施設管理が短期的な視点に偏る可能性がある。 使用料の観点からも、老朽化していることで施設整備費が低く見え受益者負担割合が高く見えている施設もあり、今後建て替えを行うなどした際に、急激に上昇させなければ維持できない可能性もある。 本課は、指定管理者と毎月定例会を実施し、施設の修繕箇所や使用状況等について情報共有を行っている。指定管理者の一つである高松市スポーツ協会が管理する 36 施設は老朽化が進んでいる施設が多く、今後統廃合の検討が必要になる。施設の修繕関係の情報共有に加えて、統廃合を検討する際に必要な利用者実態についても情報共有を行い、使用実態に沿った長寿命化計画の策定がなされることが望ましい。
改善事項	今後も指定管理者とより密に連携し、施設の実情に沿った長寿命化計画の策定が早急になされることが望ましい。

(2) 高松市ヨット競技場

ア 施設の概要

高松市ヨット競技場は、第8回国民体育大会(昭和 28 年開催)夏季大会会場として建設された。老朽化により平成 27 年度から建て替え工事に着手し、平成 29 年竣工、平成 30 年に開設された。陸置・艇庫を合わせて 300 余艇を収容でき、艇庫兼クラブハウスには、会議室やシャワールームが備えられている。



(出典: 公益財団法人高松市スポーツ協会 「せとうちサステナブルヨットハーバー ホームページ」より)

使用料名	体育施設使用料	
所在地	高松市浜ノ町 67-1	
使用料徴収対象	台帳登録名称	高松市ヨット競技場
	建築年	平成 30 年
	取得価額	812,493,155 円
	耐用年数	50 年
	残存年数	44 年
	延べ床面積	1,569.45 ㎡
施設の開館期間	競技場: 午前8時 30 分～午後8時まで 会議室: 午前9時～午後8時まで (休館日: 毎週火曜、休日の場合は水曜日 12 月 29 日～1 月 3 日)	

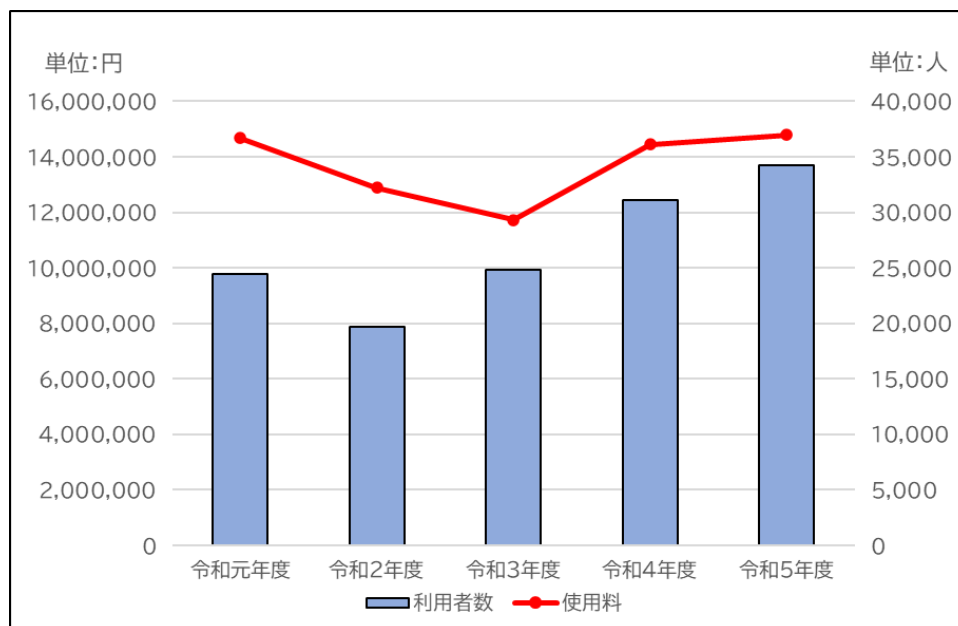
施設カルテ更新状況	施設カルテを確認したところ、スポーツ施設分類の施設（施設コードNo.441）として整理されている。（令和2年度） 品質及び財務評価は平均より高いが、供給評価が低く、一次・二次評価ともに『C:用途変更・移転』の評価となっている。ただし、新しい施設であること、1日当たりの利用者数も多いことから総合評価は『継続』とされている。 有識者等の意見で、「施設に係る経費が特定の利用者だけの利益にならないような工夫を検討する必要がある」とされていた。
-----------	--

イ 施設の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	14,677,954	12,884,264	11,730,288	14,443,350	14,794,632
施設運営日数(日)	308	280	307	308	309
利用者数(人)	24,462	19,674	24,801	31,093	34,196

（出典：市提供資料をもとに監査人が作成）

※上記使用料は、指定管理者の収入となるもので市の歳入とは異なる。



令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が減少したが、令和4年度には新型コロナウイルス感染症の流行前を上回る利用者数となっており、増加傾向にある。

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	施設の建て替えに伴い、平成 29 年度に新たに使用料を設定。 5年ごとに料金改定の検討実施 ※指定管理契約更新に合わせて検討している。 最終料金改定年月日は、消費税改正に伴い令和元年 10 月に行った。																																																																																																					
料金体系(円)	1 屋外ヨット置き場使用料 平置き <table><tr><th rowspan="2">使用区分 (全長)</th><th colspan="2">一時使用(1日につき)</th><th colspan="2">常時使用(1カ月につき)</th></tr><tr><th>一般</th><th>生徒・児童</th><th>一般</th><th>生徒・児童</th></tr><tr><td>3m 未満</td><td>490</td><td>240</td><td>2,600</td><td>1,300</td></tr><tr><td>3m～4m</td><td>680</td><td>340</td><td>3,490</td><td>1,740</td></tr><tr><td>4m～5m</td><td>920</td><td>460</td><td>4,690</td><td>2,340</td></tr><tr><td>5m～6m</td><td>1,240</td><td>620</td><td>6,280</td><td>3,140</td></tr><tr><td>6m～7m</td><td>1,860</td><td>930</td><td>11,000</td><td>5,500</td></tr><tr><td>7m～8m</td><td>2,800</td><td>1,400</td><td>15,720</td><td>7,860</td></tr><tr><td>8m～9m</td><td>3,750</td><td>1,870</td><td>18,860</td><td>9,430</td></tr><tr><td>9m 以上</td><td>4,690</td><td>2,340</td><td>22,010</td><td>11,000</td></tr></table> ラック式 <table><tr><th rowspan="2">使用区分 (全長)</th><th colspan="2">一時使用(1日につき)</th><th colspan="2">常時使用(1カ月につき)</th></tr><tr><th>一般</th><th>生徒・児童</th><th>一般</th><th>生徒・児童</th></tr><tr><td>5m 以下</td><td>440</td><td>220</td><td>2,340</td><td>1,170</td></tr></table> 2 艇庫内ヨット置場使用料 低層棟艇庫(一艘につき) <table><tr><th rowspan="2">使用区分 (全長)</th><th colspan="2">一時使用(1日につき)</th><th colspan="2">常時使用(1カ月につき)</th></tr><tr><th>一般</th><th>生徒・児童</th><th>一般</th><th>生徒・児童</th></tr><tr><td>平置き</td><td>1,020</td><td>510</td><td>6,900</td><td>3,450</td></tr><tr><td>ラック式</td><td>850</td><td>420</td><td>5,750</td><td>2,870</td></tr></table> 高層棟艇庫(一艘につき) <table><tr><th rowspan="2">使用区分 (全長)</th><th colspan="2">一時使用(1日につき)</th><th colspan="2">常時使用(1カ月につき)</th></tr><tr><th>一般</th><th>生徒・児童</th><th>一般</th><th>生徒・児童</th></tr><tr><td>ラック式</td><td>730</td><td>360</td><td>3,820</td><td>1,910</td></tr><tr><td>修 繕</td><td>1,020</td><td>510</td><td></td><td></td></tr></table>	使用区分 (全長)	一時使用(1日につき)		常時使用(1カ月につき)		一般	生徒・児童	一般	生徒・児童	3m 未満	490	240	2,600	1,300	3m～4m	680	340	3,490	1,740	4m～5m	920	460	4,690	2,340	5m～6m	1,240	620	6,280	3,140	6m～7m	1,860	930	11,000	5,500	7m～8m	2,800	1,400	15,720	7,860	8m～9m	3,750	1,870	18,860	9,430	9m 以上	4,690	2,340	22,010	11,000	使用区分 (全長)	一時使用(1日につき)		常時使用(1カ月につき)		一般	生徒・児童	一般	生徒・児童	5m 以下	440	220	2,340	1,170	使用区分 (全長)	一時使用(1日につき)		常時使用(1カ月につき)		一般	生徒・児童	一般	生徒・児童	平置き	1,020	510	6,900	3,450	ラック式	850	420	5,750	2,870	使用区分 (全長)	一時使用(1日につき)		常時使用(1カ月につき)		一般	生徒・児童	一般	生徒・児童	ラック式	730	360	3,820	1,910	修 繕	1,020	510		
使用区分 (全長)	一時使用(1日につき)		常時使用(1カ月につき)																																																																																																			
	一般	生徒・児童	一般	生徒・児童																																																																																																		
3m 未満	490	240	2,600	1,300																																																																																																		
3m～4m	680	340	3,490	1,740																																																																																																		
4m～5m	920	460	4,690	2,340																																																																																																		
5m～6m	1,240	620	6,280	3,140																																																																																																		
6m～7m	1,860	930	11,000	5,500																																																																																																		
7m～8m	2,800	1,400	15,720	7,860																																																																																																		
8m～9m	3,750	1,870	18,860	9,430																																																																																																		
9m 以上	4,690	2,340	22,010	11,000																																																																																																		
使用区分 (全長)	一時使用(1日につき)		常時使用(1カ月につき)																																																																																																			
	一般	生徒・児童	一般	生徒・児童																																																																																																		
5m 以下	440	220	2,340	1,170																																																																																																		
使用区分 (全長)	一時使用(1日につき)		常時使用(1カ月につき)																																																																																																			
	一般	生徒・児童	一般	生徒・児童																																																																																																		
平置き	1,020	510	6,900	3,450																																																																																																		
ラック式	850	420	5,750	2,870																																																																																																		
使用区分 (全長)	一時使用(1日につき)		常時使用(1カ月につき)																																																																																																			
	一般	生徒・児童	一般	生徒・児童																																																																																																		
ラック式	730	360	3,820	1,910																																																																																																		
修 繕	1,020	510																																																																																																				

	3 起重機使用料		
	艇の大きさ (全長)	使用料(1回当たり)	
		一般	生徒・児童
	9m未満	2,580	1,290
	9m以上	4,690	2,340
	4 会議室使用料		
	室 名	使用料(1時間当たり／円)	
	小会議室	300	
	大会議室	2,030	
	5 冷暖房装置使用料		
	室 名	使用料(1時間当たり／円)	
	小会議室	60	
	大会議室	400	
	6 附属設備使用料		
	種別	単位	使用料(1時間当たり／円)
	音響装置	1式	500
	映像装置	1式	500
7 シャワー使用料			
種別	単位	使用料(5分当たり／円)	
シャワー	1人1回	100	
使用料の内訳	(単位:円)		
	区分	令和4年度	令和5年度
	置場利用等	12,536,450	12,545,232
	駐車場	1,906,900	2,249,400
	合計	14,443,350	14,794,632
	(出典:市提供資料より一部抜粋)		
消費税関係	消費税区分は課税であり、インボイスを発行している。		
・課税区分	インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっ		
・インボイスの発行有無	いることを確認した。		

納付方法について (現金收受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	現金及び振込のみとなっており、令和5年度決済方法別の収納状況は現金のみであった。
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	無

エ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

項目	性質別分類一覧	あるべき受益者負担割合	実際の受益者負担割合(令和5年度)
ヨット競技場	スポーツ施設(B-3) 中間的・選択的	75%	34%
会議室	会議室・集会場(B-2) 中間的	50%	

ヨット競技場は、市場区分が中間的であり選択的使用にあたるため 75%の受益者負担割合となっている。事業全体での比率にはなるが、あるべき比率から乖離している。要因は、施設カルテでも記載されているように供給率が低いことと考えられる。

下記は、現行の見直し基準に基づき直近5か年分の決算数値に減価償却費を加え、監査人が試算したものである。

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	14,677,954	12,884,264	11,730,288	14,443,350	14,794,632
減免額	—	—	—	—	—
減免含む使用料	14,677,954	12,884,264	11,730,288	14,443,350	14,794,632
人件費	6,819,217	5,714,655	3,997,625	4,602,592	4,697,937
物件費	9,429,507	9,991,962	11,166,768	11,102,985	11,436,575
維持補修費	1,743,146	891,770	853,600	3,131,745	837,760
補助金等	—	—	—	—	—
公債費	—	—	—	—	—
施設整備費	26,544,012	26,544,012	26,544,012	26,544,012	26,544,012
コスト計	44,535,882	43,142,399	42,562,005	45,381,334	43,516,284
収支差額	△29,857,928	△30,258,135	△30,831,717	△30,937,984	△28,721,652
受益者負担割合	33.0%	30.0%	27.6%	31.8%	34.0%

オ 使用料に関する経年比較の実施・検証内容について

経年比較は実施していない。

(ア) 施設使用料(収納)の内訳(直近:令和5年度)

①現年度発生額	15,171,272	③過年度発生額	1,522,590
②現年度収納額	14,794,632	④過年度収納額	7,100
②／①収納率	97.8%	③－④過年度収入未済額	1,515,490
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	平成 27 年度

※上記は、指定管理者制度が始まった平成 27 年度以降に発生した債権に対する状況である。

(イ) 減免額の状況(直近:令和5年度)

令和5年度においては、減免はなかった。

なお、減免については、高松市スポーツ施設条例第 14 条に「市長は必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる」と定められている。

(ウ) 減価償却費の内訳(直近:令和4年度 単位:円)

橋りょう	19,803
艇庫兼クラブハウス	12,496,616
電気設備	4,422,612
機械設備	4,126,588
倉庫棟	163,383
舗装	3,354,052
困障	1,777,358
向風速計	183,600
合計	26,544,012

カ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:令和5年度)

事務処理誤りはないとの回答を得た。

キ 利用者アンケート(意向)調査

指定管理者がアンケートを実施している。内容は、施設の利用方法(個人／団体)、施設・設備の使いやすさとその理由、料金の適正さ(安い／高い)、職員の対応、自由意見となっている。

ク 発見事項

No.27 【指摘】	利用料金の滞納が発生している。
内容	第 11 条 使用者は、次の各号に掲げるスポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、当該使用料を後納させることができる。 (出典:高松市スポーツ施設条例より一部抜粋) 上記のとおり、使用料については前払が原則となっている。しかし、ヨット置き場の使用料の一部が滞納されており、指定管理者制度が始まった平成 27 年度以降に発生した未回収債権は令和5年度末時点で 1,892,130 円である。使用許可期間終了後も、ヨットが置かれたままとなっており、それに対する使用料が未納となっている。ヨットを撤去することもできず、利用料金の滞納額が増加している状態である。 市の制度設計に問題があり滞納が発生しているため、制度の見直しをす

	べきである。 【参考】ヨット置き場使用にあたっての流れは以下のとおりである。 1 高松市ヨット競技場使用申請書及び住所及び生年月日が確認できるものを提出 2 高松市ヨット競技場使用許可書を受領 3 利用料金を前納 4 利用 (関係書類の提示) 第3条 競技場内の屋外ヨット置場(平置き又はラック式をいう。)又は艇庫内ヨット置場(以下これらを総称して「艇置場」という。)の使用許可を受けようとする者若しくは艇を変更しようとする者は、規程第3条第1項本文に規定する使用申請書又は高松市スポーツ施設使用変更申請書の提出時に、次に掲げる書類を提示しなければならない。 (1) 住所及び生年月日が確認できるもの(自動車運転免許証、個人番号カード、官公署発行の免許証、健康保険の被保険者証、住民票の写しなど。) (2) 小型船舶検査を必要とする艇は、船舶検査証書及び船舶検査手帳 (出典:高松市ヨット競技場管理運営要領より一部抜粋)
--	---

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

公益財団法人高松市スポーツ協会 会 長 殿

申請者 住 所

使用団体名

代表者氏名

電 話 番 号

—

高松市ヨット競技場使用申請書

高松市ヨット競技場を使用したいので、次のとおり申請します。

※ 許 可 番 号			
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
使 用 目 的	☐ 一時使用 ☐ 常時使用 ☐ 会議・打合せ ☐ その他	使用予定人員	人
使 用 施 設	☐ 屋外ヨット置場 (☐ 平置き ☐ ラック式) ☐ 艇庫内ヨット置場 (☐ 低層棟 ☐ 高層棟) ☐ 平置き ☐ 修繕 ☐ ラック式	※置場指定	
会 議 室	☐ 小会議室 (h) ☐ 大会議室 (☐ 全面 h ☐ 2分の1面 h)		
使 用 す る 附 属 設 備 等	☐ 小会議室冷暖房装置 (h) ☐ 大会議室冷暖房装置 (☐ 全面 h ☐ 2分の1面 h) ☐ 音響装置 (h) ☐ 映像装置 (h)		
※ 利 用 料	円 ※ 納 期 限 年 月 日		
区 分	艇 名 No.	船 検 番 号 No.	
	保 管 区 分	☐ 屋外 ☐ 艇庫 備考	
	艇 種 ・ 級 別		
	全 長	m	
	エ ン ジ ン	☐ 有 ☐ 無	

(注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 該当する項目の□内にレ印を付けてください。

2512

(出典:高松市ヨット競技場使用申請書)

改善事項

使用許可期間を過ぎた放置ヨットの対応方法が記載されていないため、放置ヨットの扱いについて記載しておくことが必要である。

【参考】

2. 利用許可の取消し

③利用許可取消後、当財団による艇搬出催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該艇を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. 艇陸置場利用料

⑤利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該艇を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)

	及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。 (出典:「千葉市稲毛ヨットハーバー艇陸置場利用にともなう遵守事項(稲毛ヨットハーバー管理規程による)」より一部抜粋) (保証金) 第7条 甲は、本契約およびその他の取引に基づく乙の債権を担保するため、保証金として本契約締結と同時に別に定める保証金を乙に支払う。 2 保証金は本契約が終了したのち、甲の舟艇の搬出完了後2か月後の月末に、保証金預かり証書と引き換えに乙から甲に返還する。 3 保証金には利息を付さない。 4 甲の乙に対する債務の履行が滞った時は、乙は甲に対し、何時でも何ら通知催告を要しないで任意に保証金をもってこの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は乙が指定する日までに保証金の不足額を補填しなければならない。 5 甲は、保証金をもって乙に対する債務の弁済に充当することを主張できない。 6 甲は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、また担保の用に供してはならない。 (契約終了後の処理) 第 15 条 本契約が解除その他の事由により終了した場合、甲は直ちに舟艇を搬出しなければならない、乙が指定する日までに舟艇を搬出しない場合、甲は乙所定の臨時艇置料相当額を損害金として乙に支払わなければならない。 2 甲が舟艇の搬出を 30 日以上経っても行わない場合、乙は舟艇を差し押さえ、任意の方法により売却しその売却代金をもって甲の乙に対する債務に充当することができるものとし、これに対し甲は乙に対し何ら異議申し立てをしない。 (出典:株式会社 葉山マリーナ―「ハーバー施設利用契約書」より一部抜粋)
--	--

No.28 【指摘】	周辺類似施設に倣った料金設定となっている。																																													
内容	施設新設時の使用料設定が周辺施設に倣った料金設定となっている。 改修前の市ヨット競技場は、下表のとおり収支が均衡していた。 <table><tr><td>単位:千円</td><td>平成 22 年度</td><td>平成 23 年度</td><td>平成 24 年度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td></tr><tr><td>収入</td><td>10,500</td><td>11,577</td><td>12,512</td><td>11,694</td><td>10,719</td></tr><tr><td>支出</td><td>11,425</td><td>10,439</td><td>10,205</td><td>10,576</td><td>11,437</td></tr><tr><td>収支合計</td><td>△925</td><td>1,138</td><td>2,307</td><td>1,118</td><td>△718</td></tr></table> これまで同様収支が同程度となるように近隣の類似施設に倣いつつ、使用料を設定(当時の使用料の 1.3 倍)しており、受益者負担割合は当時の基準では 100%超となっている。 改定前の見直し基準では、ヨット競技場は第2象限に属しており受益者負担割合は 50%となっている。これはあくまでも例示であるため、再度分析を行うことと記載されている。 高松市の施設の性質別分類一覧 (例示) <table><tr><td>第2象限</td><td>非市場的 (公共的)</td><td>第1象限</td></tr><tr><td>公費負担 50%, 受益者負担 50%</td><td>公費負担 100%, 受益者負担 0%</td><td></td></tr><tr><td>市民文化センター 美術館 文化芸術ホール 総合体育館 (武道場, 相馬場, アーチェリー場) ヨット競技場 学校設備目的外利用 (体育館, 校庭)</td><td>小中学校 屋島ファミリーホーム 中央公園, 都市計画公園, その他公園 ポケットパーク</td><td></td></tr><tr><td>選択的</td><td>基本的</td><td></td></tr><tr><td>女性センター, 公民館, 高松テルサ 市民プール, 弘生山公園プール・体育館, 福岡町プール, 南部運動場, 西部運動センター, 亀水運動センター, 亀岡庭球場, 朝日町庭球場 総合体育館 (第1・第2競技場) ふれあい福祉センター勝賀 (ゲートボール場, テニスコート) レンタサイクル, 市営駐車場, 市営自転車場 本庁会議室 各施設の会議室・和室 公費負担 0%, 受益者負担 100%</td><td>留守家庭児童会 保育所 幼稚園 高松一高 市営住宅 総合福祉会館 (タンポポ園, リンリン園, 茶寿荘, コスモス園) ふれあい福祉センター勝賀 (ゲートボール場, テニスコートを除く) 公費負担 50%, 受益者負担 50%</td><td></td></tr><tr><td>第3象限</td><td>市場的 (非公共的)</td><td>第4象限</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※ ここに示した施設の性質別分類は、あくまでも例示である。実際に見直しを行う際には、再度分析を行うこと。	単位:千円	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	収入	10,500	11,577	12,512	11,694	10,719	支出	11,425	10,439	10,205	10,576	11,437	収支合計	△925	1,138	2,307	1,118	△718	第2象限	非市場的 (公共的)	第1象限	公費負担 50%, 受益者負担 50%	公費負担 100%, 受益者負担 0%		市民文化センター 美術館 文化芸術ホール 総合体育館 (武道場, 相馬場, アーチェリー場) ヨット競技場 学校設備目的外利用 (体育館, 校庭)	小中学校 屋島ファミリーホーム 中央公園, 都市計画公園, その他公園 ポケットパーク		選択的	基本的		女性センター, 公民館, 高松テルサ 市民プール, 弘生山公園プール・体育館, 福岡町プール, 南部運動場, 西部運動センター, 亀水運動センター, 亀岡庭球場, 朝日町庭球場 総合体育館 (第1・第2競技場) ふれあい福祉センター勝賀 (ゲートボール場, テニスコート) レンタサイクル, 市営駐車場, 市営自転車場 本庁会議室 各施設の会議室・和室 公費負担 0%, 受益者負担 100%	留守家庭児童会 保育所 幼稚園 高松一高 市営住宅 総合福祉会館 (タンポポ園, リンリン園, 茶寿荘, コスモス園) ふれあい福祉センター勝賀 (ゲートボール場, テニスコートを除く) 公費負担 50%, 受益者負担 50%		第3象限	市場的 (非公共的)	第4象限			
単位:千円	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																									
収入	10,500	11,577	12,512	11,694	10,719																																									
支出	11,425	10,439	10,205	10,576	11,437																																									
収支合計	△925	1,138	2,307	1,118	△718																																									
第2象限	非市場的 (公共的)	第1象限																																												
公費負担 50%, 受益者負担 50%	公費負担 100%, 受益者負担 0%																																													
市民文化センター 美術館 文化芸術ホール 総合体育館 (武道場, 相馬場, アーチェリー場) ヨット競技場 学校設備目的外利用 (体育館, 校庭)	小中学校 屋島ファミリーホーム 中央公園, 都市計画公園, その他公園 ポケットパーク																																													
選択的	基本的																																													
女性センター, 公民館, 高松テルサ 市民プール, 弘生山公園プール・体育館, 福岡町プール, 南部運動場, 西部運動センター, 亀水運動センター, 亀岡庭球場, 朝日町庭球場 総合体育館 (第1・第2競技場) ふれあい福祉センター勝賀 (ゲートボール場, テニスコート) レンタサイクル, 市営駐車場, 市営自転車場 本庁会議室 各施設の会議室・和室 公費負担 0%, 受益者負担 100%	留守家庭児童会 保育所 幼稚園 高松一高 市営住宅 総合福祉会館 (タンポポ園, リンリン園, 茶寿荘, コスモス園) ふれあい福祉センター勝賀 (ゲートボール場, テニスコートを除く) 公費負担 50%, 受益者負担 50%																																													
第3象限	市場的 (非公共的)	第4象限																																												
	(出典:「見直し基準」より一部抜粋) ヨット競技場は、基本的にはヨット保有者が使用する施設である。施設カルテの有識者の指摘にもあるように「特定の利用者」という位置づけである。 非市場的な側面はあるものの、駐車場と同様の受益者負担割合 100%																																													

	でも問題ないように考える。 ただし、市として定義づけしている受益者負担割合からはずれて使用料を設定する場合、その結論に至った背景を説明した上で協議しなければ、利用者の公平性が見直されず、踏襲的な使用料設定になる可能性がある。
改善事項	市として、「見直し基準」をうたっている以上、当該基準に沿わない使用料を決定する場合は、その使用料の実態を加味した本来あるべき受益者負担割合の再考がなされることが望ましい。 現在は、当時と違い施設整備費を含めた使用料設定が基準となっており、令和5年度では 34%と低い比率となっている。利用者の増加と使用料の見直しにより、あるべき受益者負担割合の達成を目指すべきである。

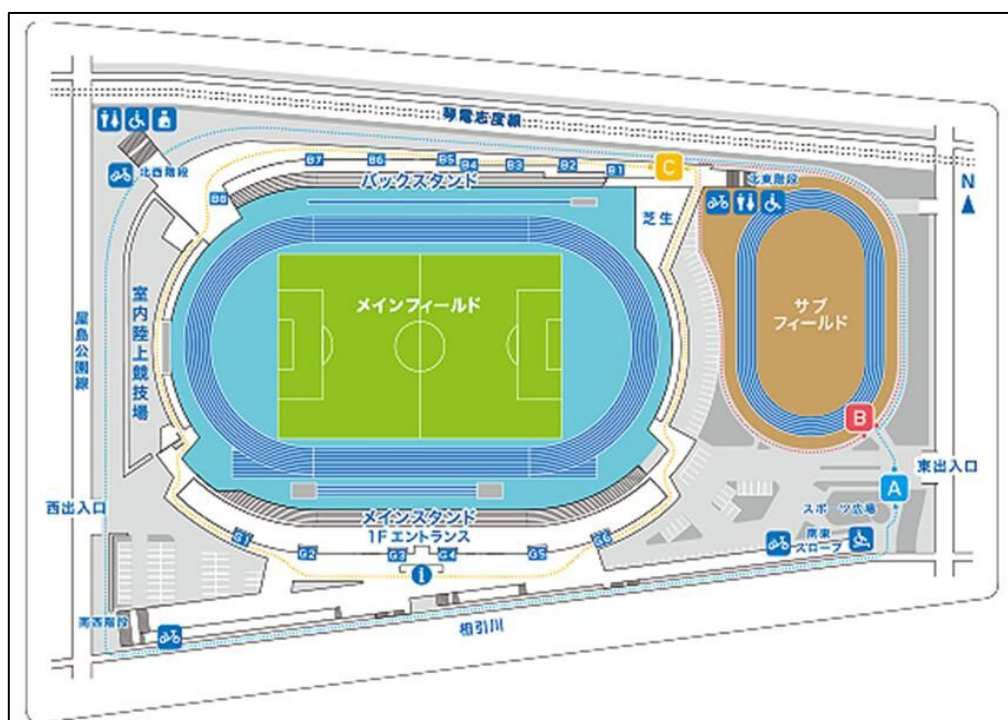
No.29 【意見】	施設目標の達成及び利用者増加を視野に入れたアンケート内容となっていない。
内容	現在行っているアンケートの内容では、施設の管理運営の向上は図れても、利用者増加につなげることは難しいと思われる。 高松市ヨット競技場 施設利用者アンケート 皆様のご意見を施設の管理運営の参考とさせていただきますので、アンケートにご協力ください。 1 施設の利用方法について ① 個人で利用 ② 団体（グループ）で利用 2 ご利用されている施設・設備について ・施設について ① 使いやすい ② 普通 ③ 改善が必要 ・設備について ① 使いやすい ② 普通 ③ 改善が必要 ・駐車場について ① 使いやすい ② 普通 ③ 改善が必要 ④の場合、それはどのような点ですか。 3 利用料金について ・施設について ① 安い ② 普通 ③ 高い ・設備について ① 安い ② 普通 ③ 高い ・駐車場について ① 安い ② 普通 ③ 高い ④の場合、それはどのような点ですか。 4 職員への対応について ① 良い ② 普通 ③ 悪い 5 その他何かお気づき・ご要望がありましたら、自由に記入ください。 ご協力ありがとうございました。 公益財団法人高松市スポーツ協会 （出典：高松市ヨット競技場 施設利用者アンケート） ヨット競技場は「立地環境を生かし、子どもから大人まで幅広い年代の方々が利用する、本市のマリンスポーツの拠点施設であるとともに、ヨット利用者だけでなく、だれでも気軽に立ち寄れる施設」として設立された。 市が目指すヨット競技場の在り方に沿った利用者増加策を講じられるよ

	う、アンケート内容の再考が必要である。 また、令和5年度はアンケートが5件しか実施されていない。分析し、改善していくためにもより多くの回答が必要である。
改善事項	市としてヨット競技場の在り方・目指す姿を指定管理者に共有した上で、その目標を実現するために収集すべき情報を洗い出し、アンケート内容(知ったきっかけ、利用したいと思ったポイント、地域、属性など)に落とし込みをすることが望ましい。 アンケートの実施・集計・分析・施策・振り返りを行い、少しずつでも利用者の増加を図ることが望ましい。

(3) 高松市屋島競技場

ア 施設の概要

本施設は、香川県立屋島陸上競技場の名称で開場し、平成 20 年に香川県より高松市に移管された。老朽化のため改築を行い、平成 29 年に営業を再開した。400mトラック、天然芝のフィールド、トレーニング室や会議室、記録室、写真判定室、放送室、スタッフルームなどを有し、県内唯一の第2種公認陸上競技場となっている。また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設で、障がい者スポーツの拠点として使用できる。また、周辺教育機関の体育祭や運動会での貸出し行ったり、スポーツ教室の開催や各種カルチャースクールを行ったりと地域振興の場としても活用されている。



(出典:屋島レクザムフィールド ホームページ より)

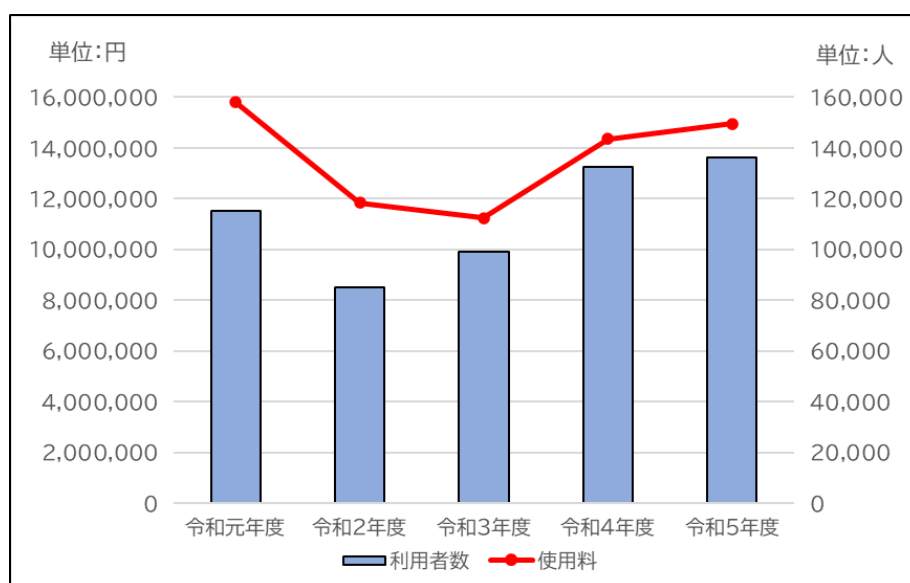
使用料名	体育施設使用料	
所在地	高松市屋島中町 374－1	
使用料徴収対象	台帳登録名称	高松市屋島競技場
	建築年	平成 29 年
	取得価額	4,405,573,728 円
	耐用年数	47 年
	残存年数	40 年
	延べ床面積	18,365.95 m ²
施設の開館期間	午前9時～午後9時まで (休館日:年末年始の 12 月 29 日～1月3日)	
施設カルテ更新状況	施設カルテを確認したところ、スポーツ施設分類の施設(施設コードNo.973)として整理されている。(令和2年度) 品質及び財務評価は平均より高いが、供給評価が低く、一次・二次評価ともに『C:用途変更・移転』の評価となっている。ただし、利用者促進の取組により増加傾向にあったことから、総合評価は『継続』とされている。 有識者等の意見で、施設に係る経費の必要性を検討する必要性を示唆されていた。	

イ 施設の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	15,792,317	11,830,284	11,245,915	14,354,710	14,961,295
施設運営日数 (日)	356	356	356	356	356
利用者数(人)	115,227	84,947	99,225	132,435	136,249

(出典:市提供資料をもとに監査人が作成)

※上記使用料は、指定管理者の収入となるもので市の歳入とは異なる。



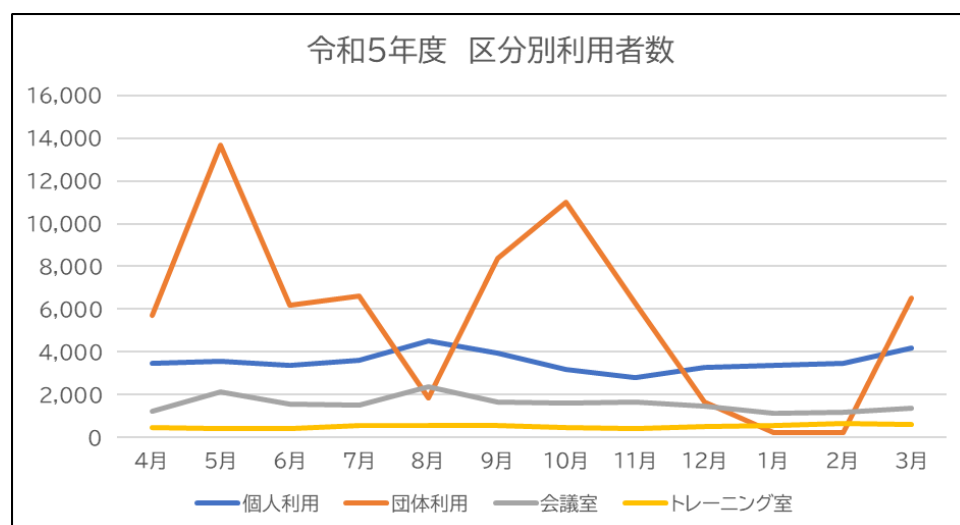
令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が減少したが、令和4年度には新型コロナウイルス感染症流行前を上回る利用者数となっており増加傾向にある。

【参考】利用者数(令和5年度)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
個人利用	3,459	3,567	3,357	3,611	4,505	3,940
団体利用	5,700	13,672	6,175	6,640	1,830	8,400
会議室	1,254	2,130	1,570	1,534	2,394	1,680
トレーニング室	482	413	436	562	547	574
合計	10,895	19,782	11,538	12,347	9,276	14,594

区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
個人利用	3,196	2,804	3,265	3,353	3,468	4,195	42,720
団体利用	10,986	6,276	1,650	230	220	6,500	68,279
会議室	1,635	1,643	1,493	1,128	1,189	1,359	19,009
トレーニング室	484	409	501	583	650	600	6,241
合計	16,301	11,132	6,909	5,294	5,527	12,654	136,249

(出典:市提供資料をもとに監査人が作成)



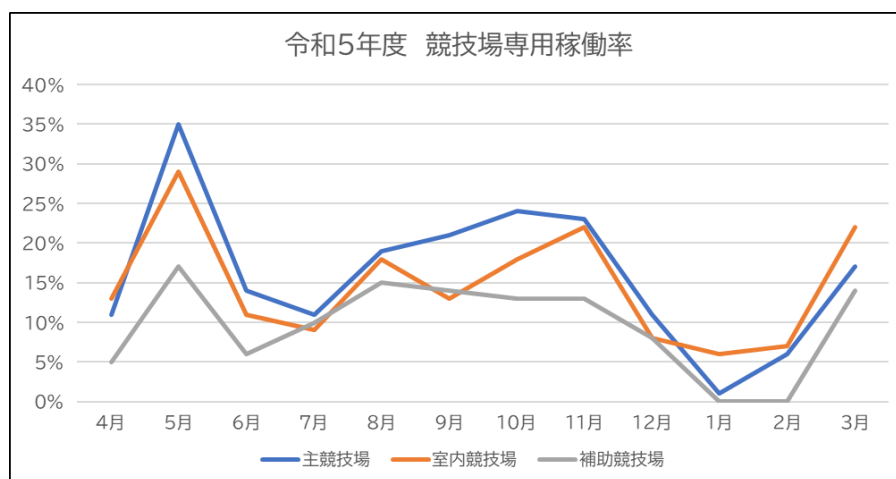
個人利用・会議室・トレーニング室は、毎月一定の利用者数を保っているが、団体利用については1月及び2月の利用者数が著しく少ない。

【参考】競技場専用稼働率(令和5年度)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
主競技場	11%	35%	14%	11%	19%	21%
室内競技場	13%	29%	11%	9%	18%	13%
補助競技場	5%	17%	6%	10%	15%	14%
全室平均	10%	27%	10%	10%	17%	16%

区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主競技場	24%	23%	11%	1%	6%	17%
室内競技場	18%	22%	8%	6%	7%	22%
補助競技場	13%	13%	8%	0%	0%	14%
全室平均	18%	19%	9%	2%	4%	18%

(出典:市提供資料をもとに監査人が作成)



1月及び2月は補助競技場の使用実績はなく、主競技場及び室内競技場も稼働率7%以下となっており、ほぼ使用されていない。

ウ 使用料金の状況(詳細)

平成 29 年に再オープンする際、新たに使用料を設定した。当時の「見直し基準」(平成 16 年9月)に基づき算出した上で、旧施設や近隣の類似施設の状況を勘案して設定された。当時の見直し基準には、施設整備費(減価償却費)は算入しないこととなっていた。

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	平成 29 年に料金を設定して以降は、令和元年にトレーニング室 設置に伴い新たな料金を設定はしたが、改定は行っていない。 5年ごとに料金改定の検討実施 ※指定管理契約更新に合わせて検討している。																																									
料金体系	利用形態は、専用使用と個人利用の2つに分かれる。 なお、専用使用における時間の区分は下記のとおりである。 <table><tr><td>午前</td><td>午前9時～午後1時まで</td></tr><tr><td>午後</td><td>午後1時～午後5時まで</td></tr><tr><td>夜間</td><td>午後5時～午後9時まで</td></tr><tr><td>午前・午後</td><td>午前9時～午後5時まで</td></tr><tr><td>午後・夜間</td><td>午後1時～午後9時まで</td></tr><tr><td>全日</td><td>午前9時～午後9時まで</td></tr></table> 1 専用使用 (1) 主競技場専用使用の場合 <table><tr><td></td><td>入場料徴収</td><td>使用者</td><td>時間帯</td><td>金額</td></tr><tr><td rowspan="12">アマチ ュアス ポ ー ツ に 使 用 す る 場合</td><td rowspan="12">なし</td><td rowspan="7">学校等</td><td>午前</td><td rowspan="3">9,200 円</td></tr><tr><td>午後</td></tr><tr><td>夜間</td></tr><tr><td>午前・午後</td><td rowspan="2">13,800 円</td></tr><tr><td>午後・夜間</td></tr><tr><td>全日</td><td>20,700 円</td></tr><tr><td>1時間当たり</td><td>2,870 円</td></tr><tr><td rowspan="5">学 校 等 以外</td><td>午前</td><td rowspan="3">18,400 円</td></tr><tr><td>午後</td></tr><tr><td>夜間</td></tr><tr><td>午前・午後</td><td rowspan="2">27,600 円</td></tr><tr><td>午後・夜間</td></tr><tr><td>全日</td><td>41,400 円</td></tr></table>	午前	午前9時～午後1時まで	午後	午後1時～午後5時まで	夜間	午後5時～午後9時まで	午前・午後	午前9時～午後5時まで	午後・夜間	午後1時～午後9時まで	全日	午前9時～午後9時まで		入場料徴収	使用者	時間帯	金額	アマチ ュアス ポ ー ツ に 使 用 す る 場合	なし	学校等	午前	9,200 円	午後	夜間	午前・午後	13,800 円	午後・夜間	全日	20,700 円	1時間当たり	2,870 円	学 校 等 以外	午前	18,400 円	午後	夜間	午前・午後	27,600 円	午後・夜間	全日	41,400 円
午前	午前9時～午後1時まで																																									
午後	午後1時～午後5時まで																																									
夜間	午後5時～午後9時まで																																									
午前・午後	午前9時～午後5時まで																																									
午後・夜間	午後1時～午後9時まで																																									
全日	午前9時～午後9時まで																																									
	入場料徴収	使用者	時間帯	金額																																						
アマチ ュアス ポ ー ツ に 使 用 す る 場合	なし	学校等	午前	9,200 円																																						
			午後																																							
			夜間																																							
			午前・午後	13,800 円																																						
			午後・夜間																																							
			全日	20,700 円																																						
			1時間当たり	2,870 円																																						
		学 校 等 以外	午前	18,400 円																																						
			午後																																							
			夜間																																							
			午前・午後	27,600 円																																						
			午後・夜間																																							
全日	41,400 円																																									

			1時間当たり	5,750 円	
		あり	学校等	入場料等の最高額の 100 倍に相当する額	
				1時間当たり	入場料等の最高額の 30 倍に相当する額
			学校等以外	入場料等の最高額の 150 倍に相当する額	
				1時間当たり	入場料等の最高額の 45 倍に相当する額
		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	なし	学校等	午前
	午後				
	夜間				
	午前・午後				41,400 円
	午後・夜間				
	全日				62,100 円
	1時間当たり		8,620 円		
		あり	学校等以外	入場料等の最高額の 300 倍に相当する額	
1時間当たり				入場料等の最高額の 90 倍に相当する額	

(2) 室内競技場専用使用の場合

使用者	時間帯	金額
学校等	午前	1,760 円
	午後	
	夜間	
	午前・午後	2,640 円
	午後・夜間	
	全日	3,960 円

学校等以外	1時間当たり	550 円
	午前	3,520 円
	午後	
	夜間	
	午前・午後	5,280 円
	午後・夜間	
	全日	7,920 円
	1時間当たり	1,100 円

(3) 補助競技場専用使用の場合

使用者	時間帯	金額
学校等	午前	2,250 円
	午後	
	午前・午後	3,380 円
	1時間当たり	700 円
学校等以外	午前	4,510 円
	午後	
	午前・午後	6,760 円
	1時間当たり	1,410 円

(4) トレーニング室専用使用の場合

使用者	時間帯	金額
学校等	午前	2,880 円
	午後	
	夜間	
	午前・午後	4,320 円
	午後・夜間	
	全日	6,480 円
	1時間当たり	900 円

(5) 大型映像装置及び写真判定室・放送室・記録室・スタッフルーム使用料

区分		時間帯	金額
大型映像装置	アマチュアスポーツに使用	午前	10,170 円
		午後	10,170 円

		する場合	午前・午後	15,260 円											
			1時間当たり	3,180 円											
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	午前	15,260 円											
			午後	15,260 円											
			午前・午後	22,890 円											
			1時間当たり	4,770 円											
	写真判定室・放送室・記録室・スタッフルーム	午前	1,760 円												
		午後	1,760 円												
		午前・午後	2,640 円												
		1時間当たり	550 円												
	(6) 器具使用料														
	<table><tr><th>品名</th><th>使用単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>陸上競技器具</td><td>一式</td><td>9,630 円</td></tr><tr><td>サッカー器具</td><td>一式</td><td>2,080 円</td></tr><tr><td>ラグビー器具</td><td>一式</td><td>2,080 円</td></tr></table>				品名	使用単位	使用料	陸上競技器具	一式	9,630 円	サッカー器具	一式	2,080 円	ラグビー器具	一式
品名	使用単位	使用料													
陸上競技器具	一式	9,630 円													
サッカー器具	一式	2,080 円													
ラグビー器具	一式	2,080 円													
(7) 夜間照明施設使用料															
<table><tr><th>種別</th><th>使用料(1時間当たり)</th></tr><tr><td>夜間照明</td><td>1,380 円</td></tr></table>				種別	使用料(1時間当たり)	夜間照明	1,380 円								
種別	使用料(1時間当たり)														
夜間照明	1,380 円														
(8) 会議室使用料															
<table><tr><th>室名</th><th>使用料(1時間当たり)</th></tr><tr><td>第1会議室</td><td>390 円</td></tr><tr><td>第2会議室</td><td>390 円</td></tr><tr><td>第3会議室</td><td>390 円</td></tr><tr><td>第4会議室</td><td>390 円</td></tr></table>				室名	使用料(1時間当たり)	第1会議室	390 円	第2会議室	390 円	第3会議室	390 円	第4会議室	390 円		
室名	使用料(1時間当たり)														
第1会議室	390 円														
第2会議室	390 円														
第3会議室	390 円														
第4会議室	390 円														
(9) シャワー使用料															
<table><tr><th>種別</th><th>1人1回</th></tr><tr><td>シャワー</td><td>320 円</td></tr></table>				種別	1人1回	シャワー	320 円								
種別	1人1回														
シャワー	320 円														
2 個人使用															
スポーツ練習(主競技場・室内競技場・補助競技場)及びトレーニング室															

	使用区分		使用単位	使用料
	一般		1人1回	300 円
	生徒・児童			150 円
	高齢者			
	障がい者			
	回数券	一般	1回券 11 枚綴り	3,000 円
		生徒・児童		1,500 円
		高齢者		
		障がい者		
	定期券 (トレーニング室)	一般	1人1カ月	2,400 円
		生徒・児童		1,200 円
		高齢者		
障がい者				

使用料の内訳	令和5年度の使用料の内訳は下記のとおり(単位:円)	
	個人利用	6,809,590
	専用利用	5,912,695
	会議室	609,930
	自主事業利用	1,629,080
	合計	14,961,295

消費税関係	消費税区分は課税であり、インボイスを発行している。
・課税区分	インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。
・インボイスの発行有無	

納付方法について (現金収受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	現金及び振込のみとなっており、個人利用については券売機にて収受している。					
	令和5年度決済方法別の収納状況(単位:円)					
	方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード
	金額	11,905,725	3,055,570	—	—	—
	件数	34,399	1,100	—	—	—
	割合	97%	3%	—	—	—

徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	無
----------------------	---

エ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

項目	性質別分類一覧	あるべき受益者負担割合	実際の受益者負担割合(令和5年度)
競技場利用	スポーツ施設(A-3) 非市場的・選択的	50%	6.3%
トレーニング室	スポーツ施設(C-3) 市場的・選択的	100%	
会議室	会議室・集会場(B-2) 中間的	50%	

スポーツ施設は、選択的使用にあたるため 50%～100%の受益者負担割合となっている。事業全体での比率にはなるが、あるべき比率から大きく乖離している。要因は、施設カルテでも記載されているように稼働率が低いことと考えられる。

下記は、現行の見直し基準に基づき直近5か年分の決算数値に減価償却費を加え、監査人が試算したものである。

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	15,792,317	11,830,284	11,245,915	14,354,710	14,961,295
減免額	—	—	—	—	—
減免含む使用料	15,792,317	11,830,284	11,245,915	14,354,710	14,961,295
人件費	42,976,952	44,398,292	43,108,013	40,626,738	40,017,032
物件費	37,816,119	35,597,126	37,821,492	32,068,667	32,576,107
維持補修費	—	—	—	—	—
補助金等	—	—	—	—	—
公債費	—	—	—	—	—
施設整備費	152,939,531	152,939,531	166,032,182	166,032,182	166,032,182
コスト計	233,732,602	232,934,949	246,961,687	238,727,587	238,625,321
収支差額	△217,940,285	△221,104,665	△235,715,772	△224,372,877	△223,664,026
受益者負担割合	6.8%	5.1%	4.6%	6.0%	6.3%

(ア) 使用料に関する経年比較の実施・検証内容について

経年比較は実施していない。

(イ) 施設使用料(収納)の内訳(直近:令和5年度)

①現年度調定額	14,961,295 円	③過年度調定額	—
②現年度収納額	14,961,295 円	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

(ウ) 減免額の状況(直近:令和5年度)

令和5年度において減免は行われていない。

なお、減免については、高松市スポーツ施設条例第 14 条に「市長は必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる」と定められている。

(エ) 減価償却費の内訳(直近:令和4年度、単位:円)

高松市屋島競技場 障がい者用投てき設備	349,498
高松市屋島競技場	77,060,896
高松市屋島競技場 電気設備	59,775,390
高松市屋島競技場 機械設備	12,966,644
高松市屋島競技場補助競技場及び室内競技場北側バックストレート全天候型舗装工事	12,861,420
高松市屋島競技場 空調設備設置工事	231,231
合計	163,245,079

オ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:令和5年度)

事務処理誤りはないとの回答を得た。

カ 利用者アンケート(意向)調査

指定管理者がアンケートを実施している。令和5年度は合計 382 人に実施しており、内容は、年代や交通手段、施設やカルチャー教室に対する満足度、よかった点、改善点などである。過去にアンケート結果や利用者の直接の要望をもとに、トレーニング室の設置を行うなど、改善を行ったこともあり、顧客満足度の向上及び集客に向けてのアンケートとなっている。

キ 発見事項

No.30 【指摘】	事務徴収マニュアルがない。
内容	現金収受をはじめとする業務フローマニュアルが書面として作成されていなかった。 処理手順書は作成されていたが、フローと簡単な作業工程の記載にとどまっているため、より実務に沿ったマニュアルの作成が必要である。
改善事項	当該施設では券売機等による現金のほか振込による料金収受を行っている。特に、現金の取扱いなどを整理したマニュアルが作成されていない点については、職員による不正・横領や利用者とのトラブル発生リスクが高いと考えられるため、早急に業務マニュアルの作成を行うべきである。

No.31 【指摘】	周辺類似施設に倣った料金設定となっている。																																				
内容	平成 29 年度に料金を設定する際、以下を使用料設定にあたってのポイントの一部としていた。 主競技場および補助競技場の使用料は、近隣施設（丸亀競技場）を上回らないよう旧料金の2倍とする。 （出典：市提供資料より一部抜粋） そのポイントを踏まえ、当時の見直し基準を適用して算出した使用料は旧施設使用料の約3倍となったため、丸亀競技場を上回らない2倍となる料金を設定した。 ■ 収支見込み （単位：円） <table><tr><th colspan="2">収入</th><th colspan="2">支出</th></tr><tr><td>専用使用料</td><td>1,060</td><td>修繕費</td><td>2,000</td></tr><tr><td>一時使用料</td><td>7,848</td><td>光熱水費</td><td>17,600</td></tr><tr><td>器具使用料</td><td>2,092</td><td>委託料</td><td>32,316</td></tr><tr><td>自主事業収入</td><td>3,000</td><td>人件費</td><td>30,707</td></tr><tr><td>その他収入</td><td>600</td><td>その他</td><td>8,951</td></tr><tr><td>合計</td><td>14,600</td><td>合計</td><td>91,574</td></tr><tr><td colspan="2">収支差額(市負担額)</td><td colspan="2">△ 76,974</td></tr><tr><td colspan="2">想定受益者負担割合</td><td colspan="2">15.9%</td></tr></table> （出典：市提供資料より一部抜粋）	収入		支出		専用使用料	1,060	修繕費	2,000	一時使用料	7,848	光熱水費	17,600	器具使用料	2,092	委託料	32,316	自主事業収入	3,000	人件費	30,707	その他収入	600	その他	8,951	合計	14,600	合計	91,574	収支差額(市負担額)		△ 76,974		想定受益者負担割合		15.9%	
収入		支出																																			
専用使用料	1,060	修繕費	2,000																																		
一時使用料	7,848	光熱水費	17,600																																		
器具使用料	2,092	委託料	32,316																																		
自主事業収入	3,000	人件費	30,707																																		
その他収入	600	その他	8,951																																		
合計	14,600	合計	91,574																																		
収支差額(市負担額)		△ 76,974																																			
想定受益者負担割合		15.9%																																			

	受益者負担割合が 16%程度になることに関しては、収入増・経費削減を目指す旨が記載されている。あわせて、旧屋島陸上競技場と同程度の比率(15%)であることを強調し、市の負担が年間 5,500 万円増える見込みとなっていることには触れていない。 ■ 収支比較 <table><tr><td></td><td>丸亀競技場</td><td>旧屋島</td><td>新屋島</td></tr><tr><td>使用料収入</td><td>44,721 千円</td><td>2,835 千円</td><td>14,600 千円</td></tr><tr><td>管理運営経費</td><td>164,439 千円</td><td>24,127 千円</td><td>91,574 千円</td></tr><tr><td>収支差額＝ 市負担分</td><td>△119,718 千円</td><td>△21,292 千円</td><td>△76,974 千円</td></tr><tr><td>受益者負担割合</td><td>27%</td><td>15%</td><td>16%</td></tr></table> (出典：市提供資料より一部抜粋)		丸亀競技場	旧屋島	新屋島	使用料収入	44,721 千円	2,835 千円	14,600 千円	管理運営経費	164,439 千円	24,127 千円	91,574 千円	収支差額＝ 市負担分	△119,718 千円	△21,292 千円	△76,974 千円	受益者負担割合	27%	15%	16%
	丸亀競技場	旧屋島	新屋島																		
使用料収入	44,721 千円	2,835 千円	14,600 千円																		
管理運営経費	164,439 千円	24,127 千円	91,574 千円																		
収支差額＝ 市負担分	△119,718 千円	△21,292 千円	△76,974 千円																		
受益者負担割合	27%	15%	16%																		
改善事項	市として、「見直し基準」をうたっている以上、当該基準に沿わない使用料を決定する場合は、市の方針と合致しているか別途検討すべきである。																				

No.32 【意見】	稼働率の高低に関わらず、経費が一定となっている。																																							
内容	指定管理者は、スポーツ施設としての利用だけでなく、市内の中学校から職場体験を受け入れたり、近隣幼稚園に芝生体験サービスとして無料開放を行ったりと、利用者の増加・地域振興に寄与すべく取組を行っている。 しかし、少なからずシーズン性がある施設であり、芝の養生により一部施設が使用できない時期があるなど、稼働率をあげにくい時期はある。 下記は専用利用における稼働率と人件費のグラフであるが、1・2月は団体利用の実績が少なく、稼働率が極めて低い。しかし、個人利用はあるため人件費は平均的に支出されている。 令和5年度 稼働率と人件費 <table><thead><tr><th>月</th><th>人件費(千円)</th><th>全室平均稼働率</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月</td><td>3,400</td><td>10%</td></tr><tr><td>5月</td><td>3,300</td><td>25%</td></tr><tr><td>6月</td><td>4,200</td><td>10%</td></tr><tr><td>7月</td><td>3,000</td><td>10%</td></tr><tr><td>8月</td><td>2,800</td><td>18%</td></tr><tr><td>9月</td><td>3,000</td><td>15%</td></tr><tr><td>10月</td><td>3,100</td><td>18%</td></tr><tr><td>11月</td><td>3,200</td><td>20%</td></tr><tr><td>12月</td><td>4,300</td><td>15%</td></tr><tr><td>1月</td><td>3,200</td><td>5%</td></tr><tr><td>2月</td><td>3,200</td><td>8%</td></tr><tr><td>3月</td><td>3,300</td><td>20%</td></tr></tbody></table> (出典:市提供資料より一部抜粋)	月	人件費(千円)	全室平均稼働率	4月	3,400	10%	5月	3,300	25%	6月	4,200	10%	7月	3,000	10%	8月	2,800	18%	9月	3,000	15%	10月	3,100	18%	11月	3,200	20%	12月	4,300	15%	1月	3,200	5%	2月	3,200	8%	3月	3,300	20%
月	人件費(千円)	全室平均稼働率																																						
4月	3,400	10%																																						
5月	3,300	25%																																						
6月	4,200	10%																																						
7月	3,000	10%																																						
8月	2,800	18%																																						
9月	3,000	15%																																						
10月	3,100	18%																																						
11月	3,200	20%																																						
12月	4,300	15%																																						
1月	3,200	5%																																						
2月	3,200	8%																																						
3月	3,300	20%																																						

	例年稼働率が低い傾向にある月は、人員配置を見直すなど、可能な限り収入に連動させた運用を図ることが望ましい。
改善事項	まずは曜日別・時間帯別での利用状況を確認・分析を行い、利用者が少ない傾向にある場合は、開館時間の短縮や休館日を月によって変動させることも視野に入れるなど、柔軟な対応により、経費の削減に努めることが望ましい。 また、指定管理制度ならではの効率的かつ質の高いサービスを提供しやすくなるように、市の政策にあった利用者数の目標値を本課が設定し、アウトカム指標（業績評価指標）に重きを置いた管理運営がされることが望ましい。

No.33 【意見】	指定管理者との目標共有及び協働が希薄となっている。									
内容	本施設は、地域の（スポーツ）振興及びパラスポーツの拠点となることを目標としている。 所管課と指定管理者のそれぞれの目標及び対応状況は以下のとおりである。 <table><tr><td>目標</td><td>スポーツ振興課</td><td>指定管理者</td></tr><tr><td>地域の（スポーツ）振興</td><td>地域密着型トッププロスポーツに関することなど</td><td>合宿誘致・自主事業・管理運営</td></tr><tr><td>パラスポーツ</td><td>誘致・運営など</td><td>施設管理対応</td></tr></table> 訪問ヒアリングを通して、所管課と指定管理者間で、目標共有がより深く行われるべきという心証を受けた。 所管課と指定管理者との定例ミーティングでは、管理と活動における事務的な報告が主となっている。また、指定管理者の年次の実績報告書には、施設全体の利用者目標数を除き、目標値は記載されておらず、実績報告がメインとなっている。 指定管理者制度を採用する利点の一つに、民間ノウハウの活用があげられる。滞りのない管理運営は行っているが、より制度を活用するためにも目標に対する協働の実績を少しずつ増やすことが理想であると考え。	目標	スポーツ振興課	指定管理者	地域の（スポーツ）振興	地域密着型トッププロスポーツに関することなど	合宿誘致・自主事業・管理運営	パラスポーツ	誘致・運営など	施設管理対応
目標	スポーツ振興課	指定管理者								
地域の（スポーツ）振興	地域密着型トッププロスポーツに関することなど	合宿誘致・自主事業・管理運営								
パラスポーツ	誘致・運営など	施設管理対応								
改善事項	官民連携による政策目標の達成に向けて、協働が円滑に進む体制を構築すべきである。現在の指定管理期間に培った反省を次の指定管理期間の仕様に反映していくことで、パラスポーツを含む地域のスポーツ振興が実現していくことが望ましい。									

	【参考】 • 施設としての目標の共有 • 利用者に関するデータの蓄積 • 分析 • 目標とリンクした KPI 及び目標値の設定 • 目標達成に向けたアクションプランの策定 • インセンティブの検討 • 進捗のモニタリングと調整 • 評価と振り返り
--	---

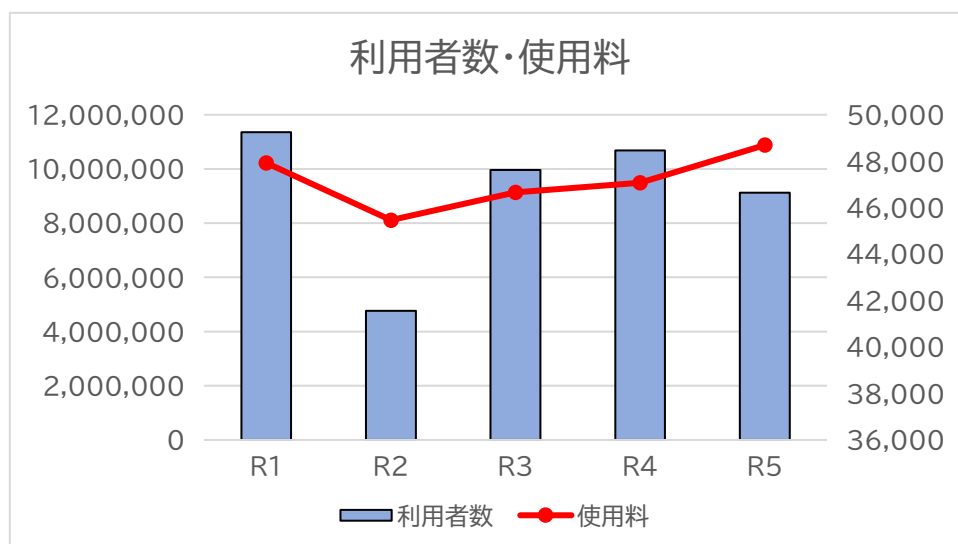
(4) 高松市健康増進温浴施設

ア 施設の概要

使用料名	体育施設使用料	
所在地	高松市塩江町安原下第3号 2074-2	
使用料徴収対象 (主な建物)	台帳登録名称	高松市健康増進温浴施設
	建築年	平成 17 年 12 月 1 日
	取得価額	499,696,500
	耐用年数	30 年
	残存年数	11 年
	延べ床面積	1,911 m ²
施設の開館期間	午前 10 時～午後8時半まで(休館日:毎週火曜日)	
施設カルテ更新状況	平成 27 年度以降更新されていない	

イ 施設の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	10,221,000	8,113,000	9,136,000	9,486,000	10,878,770
施設運営日数	304	271	304	305	286
利用者数	49,243	41,562	47,617	48,490	46,638



令和5年度における1人当たりの利用料金について監査人が計算したところ、10,878,770円÷(46,638人－3,144人)＝250円／人と算出された。これは利用者の多くが月会費又は半

年会費により利用していることが大きいものと考えられる。

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	5年ごとに料金改定の検討実施 ※指定管理契約更新に合わせて検討している。 令和元年 10 月 1 日																																																		
料金体系	<table><tr><td></td><td>区分</td><td>利用料金</td><td colspan="2">回数券(11 枚綴り)</td></tr><tr><td rowspan="5">1 回 券・回 数 券</td><td>一般大人</td><td>520 円</td><td>5,200 円</td><td rowspan="5">購 入 日 か ら 1 年 間 有 効</td></tr><tr><td>中学・高校生</td><td>310 円</td><td>3,100 円</td></tr><tr><td>小学生以下(3 歳以下除く)</td><td>210 円</td><td>2,100 円</td></tr><tr><td>65 歳以上の方</td><td>310 円</td><td>3,100 円</td></tr><tr><td>障がい者</td><td colspan="2">無料</td></tr><tr><td>月会費</td><td>一般大人</td><td>4,200 円</td><td colspan="2" rowspan="2">購入日から1カ 月間有効</td></tr><tr><td></td><td>65 歳以上の方</td><td>2,600 円</td></tr><tr><td rowspan="2">半年会費</td><td>一般大人</td><td>21,000 円</td><td colspan="2" rowspan="2">購入日から6カ 月間有効</td></tr><tr><td>65 歳以上の方</td><td>12,600 円</td></tr><tr><td rowspan="3">団 体 券 (20 名 以 下)</td><td>一般大人</td><td>480 円</td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr><tr><td>中学・高校生</td><td>240 円</td></tr><tr><td>小学生以下(3 歳以下除く)</td><td>160 円</td></tr></table>						区分	利用料金	回数券(11 枚綴り)		1 回 券・回 数 券	一般大人	520 円	5,200 円	購 入 日 か ら 1 年 間 有 効	中学・高校生	310 円	3,100 円	小学生以下(3 歳以下除く)	210 円	2,100 円	65 歳以上の方	310 円	3,100 円	障がい者	無料		月会費	一般大人	4,200 円	購入日から1カ 月間有効			65 歳以上の方	2,600 円	半年会費	一般大人	21,000 円	購入日から6カ 月間有効		65 歳以上の方	12,600 円	団 体 券 (20 名 以 下)	一般大人	480 円			中学・高校生	240 円	小学生以下(3 歳以下除く)	160 円
	区分	利用料金	回数券(11 枚綴り)																																																
1 回 券・回 数 券	一般大人	520 円	5,200 円	購 入 日 か ら 1 年 間 有 効																																															
	中学・高校生	310 円	3,100 円																																																
	小学生以下(3 歳以下除く)	210 円	2,100 円																																																
	65 歳以上の方	310 円	3,100 円																																																
	障がい者	無料																																																	
月会費	一般大人	4,200 円	購入日から1カ 月間有効																																																
	65 歳以上の方	2,600 円																																																	
半年会費	一般大人	21,000 円	購入日から6カ 月間有効																																																
	65 歳以上の方	12,600 円																																																	
団 体 券 (20 名 以 下)	一般大人	480 円																																																	
	中学・高校生	240 円																																																	
	小学生以下(3 歳以下除く)	160 円																																																	
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税の課税事業者であり、適格請求書発行事業者となっている。 インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。																																																		
納付方法について (現金収受、振込入金、カ ード決済、電子マネー決 済、QR コード決済、その 他)	令和5年度決済方法別の収納状況 主に券売機から利用券を購入又は受付にて物品の購入を行っていることから、基本的には現金による決済となっている。振込による決済は、互助会等の割引券を使用した利用者に係る使用料の互助会等の負担分の入金である。 なお、令和6年度からは QR コード決済も導入している。																																																		

	(単位:円)					
	方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード
	金額	10,493,970	384,800	—	—	—
	件数	13,553	766	—	—	—
	割合	94.65%	5.35%	—	—	—
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	ループしおのえに関する具体的な事務処理マニュアルは備え付けていない。					

下記は、現行の見直し基準に基づき直近5か年分の決算数値に減価償却費を加え、監査人が試算したものである。

	(単位:円)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受益者負担割合	12.2%	9.3%	10.8%	11.3%	12.5%
使用料	10,221,000	8,113,000	9,136,000	9,486,000	10,878,770
減免額	—	—	—	—	—
使用料(収納＋減免)	10,221,000	8,113,000	9,136,000	9,486,000	10,878,770
原価	70,516,006	73,565,006	71,227,006	70,760,006	73,779,528
人件費	32,425,000	36,110,000	33,520,000	33,662,000	34,370,521
物件費	38,091,006	37,455,006	37,707,006	37,098,006	39,409,007
維持補修費	—	—	—	—	—
補助金等	—	—	—	—	—
公債費	—	—	—	—	—
施設整備費 ※減価償却費	13,216,180	13,216,180	13,216,180	13,216,180	13,216,180
原価控除する財源	—	—	—	—	—
特定財源控除後の原価	83,732,186	86,781,186	84,443,186	83,976,186	86,995,708

受益者負担割合(設定値)	50%
受益者負担割合(試算値)	12.5%

※減免額についての事務処理フローを確認したところ、具体的な金額の算出は困難である。

(ア) 使用料に関する経年比較の実施・検証内容について

指定管理者において毎年経年比較・分析を行っており、施設の管理運営に関する計画を策定している。また、毎年の決算報告においては市へ行っているが、市の方での経年比較は行っていない。

※令和5年度及び令和6年度において、修繕工事に伴う支出の増加及び当該工事に伴う施設の休業により受益者負担割合は悪化することが懸念される。

(イ) 施設使用料(収納)の内訳(直近:令和5年度)

①現年度調定額	10,878,770 円	③過年度調定額	—
②現年度収納額	10,878,770 円	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

(ウ) 減免額の状況(直近:令和5年度)

減免額	—
件数	3,144 件

※減免額については、減免対象となった利用者の正規の使用料が把握できておらず、正確な数字の集計ができていないため未記載

減免に関する規程(要領・要項等)は、高松市スポーツ施設管理運営規程施行要領に準じている。

なお、減免を実施する際の手続は以下のとおりである。

- ① 利用者が受付にて障害者手帳を提示する(この時、介助者がいる場合はその介助者もあわせて減免対象となる。)

なお、減免対象となった介助者にあってはバンド等をつけることにより、他の一般利用者と区別できるようにしている。

- ② 受付担当者は、提示された障害者手帳を目視にて確認する。

上記の手順に基づき減免処理を行っており、特段提示された障害者手帳のコピーなどをとっておらず、当該減免対象となった利用者の生年月日等も確認していないことから、減免となった額を算出することが困難な状況である。

(エ) 減価償却費の内訳(直近:令和4年度)

令和4年度末における減価償却費の内訳は以下のとおりであった。

(単位:円)

資産名称	科目	減価償却費
高松市健康増進温浴施設 健康増進温浴施設棟	建物	9,993,930
高松市健康増進温浴施設 給排水施設(ろ過設備) ろ過設備	機械器具	2,598,007
高松市健康増進温浴施設 電気施設(太陽光発電設備)	機械器具	539,783
健康増進温浴施設ループしおのえ給水配管改修工事	建物付属設備	84,460

エ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:令和5年度)

当該施設においては、以前に現金過不足が生じたため、指定管理者は差額を本社にて補給することにより解消させた。詳細は以下のとおりである。

内容:利用者から両替を求められた受付担当者の1人が、両替用の金銭を準備している際に別の受付担当者が当該利用者の対応を行った。最初の担当者が利用者に両替で金銭を渡している間に、別の担当者が両替の準備をし、同じ利用者に金銭を渡してしまった。

要因として、当該事案発生時の施設内は混雑しており、利用者の対応が通常時よりも多い状況下であった。結果としてスタッフ間での十分な連携が取れずに当該事案が生じた。

改善策として、両替作業が生じた際には最初に対応した担当者が、別の受付担当者に両替作業を行う旨を口頭等で伝え、担当者同士の連携を図るようにルール付けることとした。

オ 利用者アンケート(意向)調査

当該施設では利用者アンケートを実施しており、Google フォームを利用して利用区分、利用頻度、利用目的、利用のきっかけ、その他意見・要望を利用者に回答してもらっている。

また、利用者から口頭で意見を伺う機会もあり、利用するに至ったきっかけなどを伺うこともあるとのことであった。

当該施設は、他のプールと異なる点が複数あり、一般的なプールは25mが多いと考えられるが、当該施設では20mの長さのプールが3コースと、その周りを周回するように歩行コースが設置されている。また、歩行コースの周辺には「アクアジム」と称して水中で利用できるフィットネス機器を一式設置している。その他、当該施設は温浴施設であることから、他のプールにはない入浴施設も設置されている。

このように他の施設と差別化されていることから、利用者の中には手術等のリハビリで利用する者や、病院から紹介されたという者も多いとのことである。

【参考】ループしおのえ ホームページ より

アクアジムのご案内

運動不足の解消に、筋力アップに、ダイエットに・・・

アクアジムで水中フィットネスをしよう!!

いろんなタイプの水中フィットネスマシーンで、目的に合わせたトレーニングが行えます。



アクアブーラー



アクアスリム



アクアツイスター



アクアバイク



アクアポート



アクアウォーク



アクアクライム



アクアバイク(ハンドル付き)

カ 発見事項

No.34 【指摘】	利用料が安価に設定されている。
内容	当該施設の利用料については、高松市スポーツ施設条例第 20 条第2項 1号において「1人 1,030 円」と定められているが、実際の設定については、他の類似するスポーツ施設との均衡を保つため、同じ水準での使用料設定がなされている。
改善事項	当該施設は高松市スポーツ施設条例第 20 条第2項1号において他の施設とは異なる利用料金を設定している。また、健康増進温浴施設として他のスポーツ施設とは異なる設備がある。しかし、使用料については、他のスポーツ施設と同じ水準での料金設定となっている。昨今の物価高や人件費高騰の事情を考慮すると、「見直し基準」による利用料の改定検討を早急に実施すべきである。

No.35 【指摘】	業務マニュアルが未作成であった。
内容	当該施設の指定管理者について、現金収受をはじめとする業務フローマニュアルが書面として作成されていなかった。
改善事項	当該施設では現金のほか、令和6年度途中よりクレジットカード及び QRコード決済にも対応した料金収受を行っている。そのなかで、現金の取扱いなどを整理したマニュアルが作成されていない点については、トラブル発生のリスクが高いと考えられるため、早急に業務マニュアルの作成を行うべきである。

No.36 【指摘】	減免額の詳細を把握していない。
内容	当該施設における減免対象となる障害者の利用客に対して、受付で障害者手帳を提示するのみで利用料の減免としており、本来の使用料の金額までは把握できていない。
改善事項	減免対象となった利用者についても、障害者手帳が提示された際に、生年月日を把握し、本来の使用料の金額と、減免額の実態を把握できるようにすべきである。

4 こども未来館

(1) 所管施設と管理体制

本課は、たかまつミライエにあるこども未来館及びたかまつミライエの共用部及び敷地の管理を行っている。たかまつミライエは、平成24年3月に閉館した市民文化センター跡地に、子どもを中心とした、幅広い世代の人々が交流できる施設として設置された。施設の概要は下記のとおりである。

フロア	施設名	概要	所管課
6F	男女共同参画センター	ミーティングスペース・学習研修室等	人権・男女共同参画推進課
5F	平和記念館	平和記念館	
	こども未来館	プラネタリウム	こども未来館
4F		科学／昆虫標本展示室・科学体験ひろば	
3F		プレイルーム	
2F	夢みらい図書館	図書館	中央図書館
1F	こども未来館	多目的室・体験学習コーナー等	こども未来館

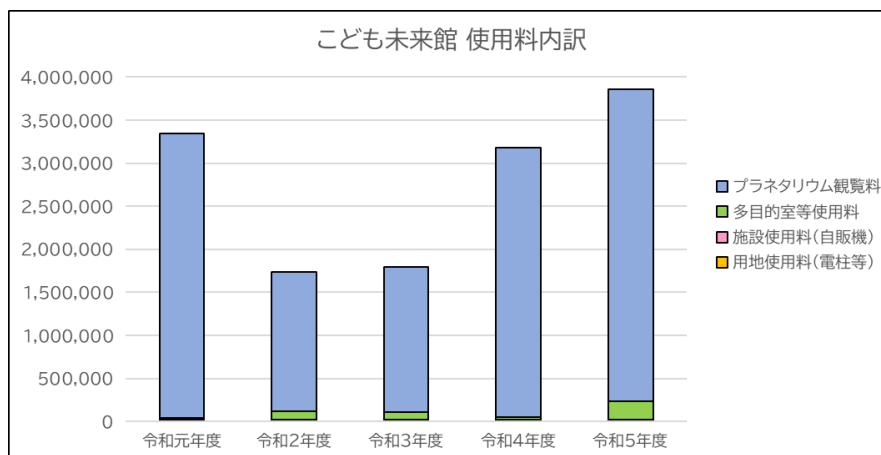
(2) 使用料の現状

本課は、高松市こども未来館条例において、1階の多目的室の貸出しと5階のプラネタリウムの観覧料を使用料として徴収している。その他に、自動販売機の設置料や電柱・支柱に対する使用料を目的外使用として収受している。

過去5年間の使用料の収入済額は下記のとおりである。

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
多目的室等使用料	21,500	102,410	91,370	32,870	215,250
プラネタリウム観覧料	3,304,550	1,617,750	1,679,350	3,125,550	3,619,250
用地使用料(電柱等)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
施設使用料(自販機)	16,408	16,712	16,711	16,711	19,762
合 計	3,346,958	1,741,372	1,791,931	3,179,631	3,858,762



(3) こども未来館

ア 施設の概要

使用料名	① こども未来館多目的室等使用料 ② こども未来館プラネタリウム観覧料													
所在地	高松市松島町一丁目 15 番1号													
所管部署	こども未来館													
根拠法令	—													
根拠条例	高松市こども未来館条例													
条例に定める施設の目的	子どもを中心とした幅広い世代の人々の交流、子育てに係る支援並びに学習及び体験活動の場を提供することにより、子どもの夢や想像力を育むとともに、健やかな成長に資する。(高松市こども未来館条例第1条より一部抜粋)													
使用料徴収対象 (主な建物)	<table><tr><td>台帳登録名称</td><td>高松市こども未来館</td></tr><tr><td>建築年</td><td>平成 28 年</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>4,032,101,680 円</td></tr><tr><td>耐用年数</td><td>38 年</td></tr><tr><td>残存年数</td><td>30 年</td></tr><tr><td>延べ床面積</td><td>6845.7 m²</td></tr></table>		台帳登録名称	高松市こども未来館	建築年	平成 28 年	取得価額	4,032,101,680 円	耐用年数	38 年	残存年数	30 年	延べ床面積	6845.7 m ²
台帳登録名称	高松市こども未来館													
建築年	平成 28 年													
取得価額	4,032,101,680 円													
耐用年数	38 年													
残存年数	30 年													
延べ床面積	6845.7 m ²													
施設の開館期間	午前9時～午後9時(日曜・祝日は午後5時) 休館日:毎週火曜日及び年末年始(12 月 29 日～1月3日)													
施設カルテ更新状況	施設カルテを確認したところ、児童・福祉施設分類の施設(施設コードNo.967)として整理されており、令和2年度の時点では A 継続の評価となっている。													

① こども未来館多目的室等使用料

1階の多目的室を自主事業等がなく空いている場合に限り、一般貸出ししている。

ア 施設の利用状況

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)		21,500	102,410	91,370	32,870	215,250
施設運営日数(日)		308	285	223	308	309
使用料徴収対象件数		1	14	5	3	10
稼働率	多目的室1	8%	16%	10%	9%	12%
	多目的室2	8%	15%	10%	9%	13%

稼働率(年間利用コマ数／年間利用可能コマ数)は 10%前後となっており、低い状態が続いている。

イ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	上記使用料は、平成 28 年 11 月の施設オープン時に設定された。 以降、見直し基準により3年ごとに見直しを実施しているが、消費税改正に伴う改定以外は行っていない。 令和元年 10 月 1 日													
料金体系	多目的室使用料 <table><tr><th>区分</th><th>使用時間</th><th>使用料</th></tr><tr><td>多目的室1</td><td>午前9時から1時間ごとの各時</td><td>1,220 円</td></tr><tr><td>多目的室2</td><td>刻を始期とする1時間</td><td>810 円</td></tr></table> 多目的室冷暖房装置使用料 <table><tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>冷暖房</td><td>多目的室使用料の2分の1の額</td></tr></table>	区分	使用時間	使用料	多目的室1	午前9時から1時間ごとの各時	1,220 円	多目的室2	刻を始期とする1時間	810 円	区分	使用料	冷暖房	多目的室使用料の2分の1の額
区分	使用時間	使用料												
多目的室1	午前9時から1時間ごとの各時	1,220 円												
多目的室2	刻を始期とする1時間	810 円												
区分	使用料													
冷暖房	多目的室使用料の2分の1の額													

	多目的室附属設備及び器具使用料			
	名称		単位	使用料
	拡声装置	多目的室1で使用する場合	一式	610 円
		多目的室2で使用する場合	一式	200 円
		多目的室1及び2で使用する 場合	一式	810 円
	マイクロホン		1本	100 円
	プロジェクター		1台	300 円
	移動型補助モニター		1台	200 円
	録音再生機器		1台	200 円
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税区分は課税であり、インボイスを発行している。 インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっ ていることを確認した。			
納付方法について (現金収受、振込入金、カ ード決済、電子マネー決 済、QR コード決済、その 他)	現金収受及び振込が可能。キャッシュレス決済については、現 状検討していないとの回答を得た。 なお、令和5年度決済方法別の収納状況は現金のみであっ た。			
徴収事務に関する事務処 理マニュアルの有無	無			

ウ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

あるべき受益者負担割合	実際の受益者負担割合(令和5年度)
50%	14%

性質別分類一覧では各施設の会議室・集会場等(B-2)にあたることから、受益者負担割合は50%となる。この使用料に対するコストは、全館にかかる管理経費を面積比率で按分したものが妥当であると考えられる。下記は、現行の見直し基準に基づく直近5か年分の入力を市へ依頼した際の回答である。

あるべき比率から大きく乖離しているのは、稼働率が低いことが主要因と考えられる。

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設使用料(収納)	21,500	102,410	91,370	32,870	215,250
減免額	295,810	748,840	708,220	954,840	1,158,290
減免含む使用料	317,310	851,250	799,590	987,710	1,373,540
人件費	1,182,568	1,233,920	1,228,211	860,793	2,068,173
物件費	1,545,236	2,080,063	2,396,024	2,379,348	2,240,004
維持補修費	190,280	85,911	42,723	9,554	149,975
補助金等	21,535	32,016	23,008	20,721	29,866
公債費	—	—	—	—	—
施設整備費	5,329,971	5,329,971	5,329,971	5,329,971	5,329,971
コスト計	8,269,590	8,761,881	9,019,936	8,600,388	9,817,988
収支差額	△7,952,280	△7,910,631	△8,220,346	△7,612,678	△8,444,448
受益者負担割合	3.8%	9.7%	8.9%	11.5%	14.0%

参考)減免除く施設使用料による受益者負担割合

x ‘受益者負担割合	0.3%	1.2%	1.0%	0.4%	2.2%
------------	------	------	------	------	------

(ア) 使用料に関する経年比較の実施・検証内容について

使用料に関する経年比較の実施・検証は行っていない。

(イ) 施設使用料(収納)の内訳(直近:令和5年度、単位:円)

①現年度調定額	215,250	③過年度調定額	—
②現年度収納額	215,250	④過年度収納額	—
②/①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

(ウ) 減免額の状況(令和5年度、単位:円)

減免額	1,158,290
件数	19 件

減免に関する規程(要領・要項等)はない。

上記減免は、「市長が特別の必要があると認める場合に該当したものである。高松市こども未来館の設置目的の達成に寄与する事業を行う場合に限り、申請時に都度決裁を行い、減免をしている」との回答を得た。

(エ) 減価償却費の内訳(令和4年度、単位:円)

こども未来館 建物	76,202,195
こども未来館 電気設備	28,182,880
こども未来館 機械設備	52,822,800
施設合計	157,207,875

多目的室全室の面積: 230.96 m² / 施設全体の面積 6,845.7 m² × 100% = 3.39%

多目的室にかかる減価償却費: 157,207,875 × 3.39% = 5,329,971 円

エ 事務処理誤りと改善策の検討(直近: 令和5年度)

事務処理誤りはないとの回答を得た。

オ 利用者アンケート(意向)調査

実施していないとの回答を得た。

カ 発見事項

No.37 【指摘】	業務マニュアルが未作成であった。
内容	現金収受をはじめとする業務フローマニュアルが書面として作成されていなかった。
改善事項	当該施設では現金のほか振込による料金収受を行っている。特に、現金の取扱いなどを整理したマニュアルが作成されていない点については、職員による不正・横領や利用者とのトラブル発生の高リスクと考えられるため、早急に業務マニュアルの作成を行うべきである。

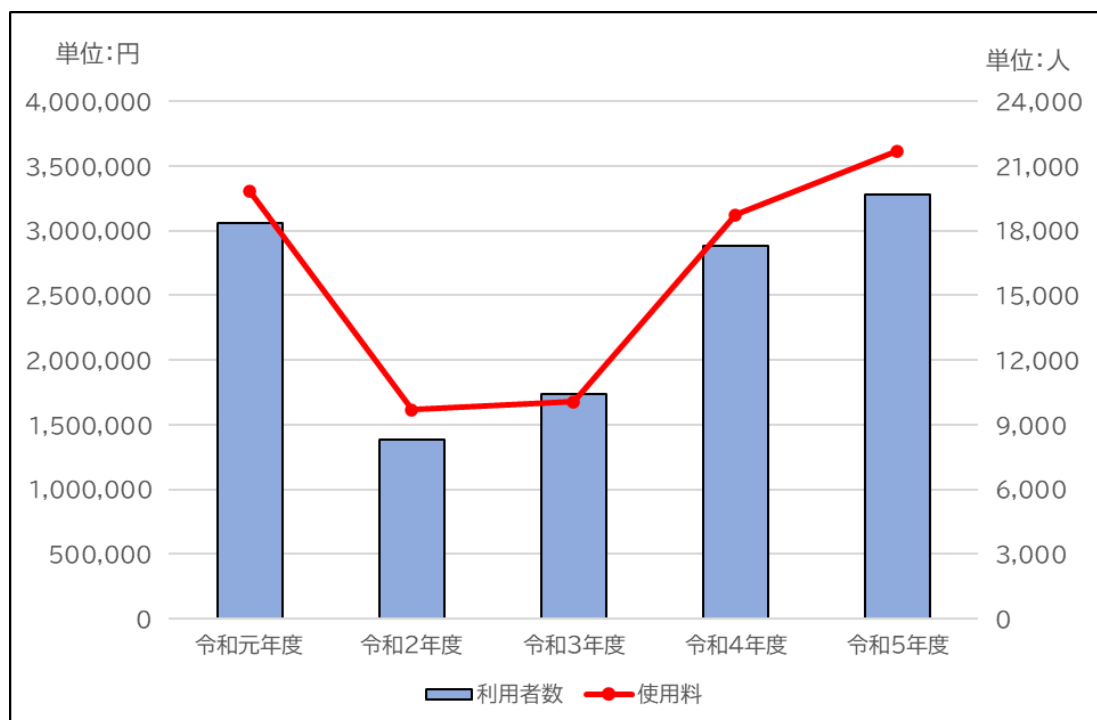
No.38 【意見】	稼働率が低く、積極的な活用取組がなされていない。								
内容	令和元年度～令和5年度までの稼働率は、10%前後となっており低い状態が続いている。その結果、実際の受益者負担割合も 15%以下となっている。 この貸室は、そもそも自主事業を行っていない空いた時間の有効活用手段として行われているが、ほぼ利用がなく、現状の年間稼働時間(直近3か年平均)に対して 66%が何にも使われていない状態にある。 直近3か年の稼働時間の構成比 <table border="1"> <caption>直近3か年の稼働時間の構成比</caption> <thead> <tr> <th>稼働時間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空き</td> <td>66%</td> </tr> <tr> <td>自主事業</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>貸館</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table> 利用者増加のための取組はオンラインによる予約システムの導入のみで、自主事業の割合も毎年 1,000 時間程度と増加傾向にはない。 多目的室に対する減価償却費は、年間 5,329,971 円かかっていることを鑑みても、稼働率向上のための取組を行うことが望ましい。	稼働時間	割合	空き	66%	自主事業	27%	貸館	7%
稼働時間	割合								
空き	66%								
自主事業	27%								
貸館	7%								
改善事項	稼働率向上の一例として以下のような取組が考えられる。 - 多目的室等使用料 これまで開催されたイベント実績をホームページに掲載するなど、どういったことに利用できるのかをイメージしやすいように情報を充実させるべきである。また、その情報を市の広報誌などに掲載し、利用できることをまずは認知してもらうことが考えられる。 - その他の利用 多目的室の利用から他の館内施設の利用者を増やすことを目的に、スペースを有効活用すべきである。部門横断的にアイデアを募集し、施設全体で利用アイデアを考えることが望ましい。 (例: 近隣教育機関と連携して児童の制作物の展示、自習室としての開放など)								

② こども未来館プラネタリウム観覧料

ア 施設の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	3,304,550	1,617,750	1,679,350	3,125,550	3,619,250
施設運営日数(日)	236	166	161	242	253
利用者数(人)	18,370	8,298	10,447	17,317	19,657

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で施設運営日が減少したことにより利用者数も減少した。令和5年度には新型コロナウイルス感染症流行前の水準に戻っている。



イ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	平成28年 11 月の施設オープン時に、周辺類似施設に合わせて使用料を設定した。 以降、見直し基準により3年ごとに見直しを実施しているが、消費税改正の際も含め改定は行っていない。															
料金体系	<table><tr><th>区分</th><th>大人</th><th>高校生</th><th>小・中学生 幼児</th></tr><tr><td>個人</td><td>500 円</td><td>300 円</td><td>100 円</td></tr><tr><td>団体(20 人以上)</td><td>400 円</td><td>200 円</td><td>50 円</td></tr></table> 備考 1. 「幼児」とは、4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。 2. 4歳未満の者は、無料とする。				区分	大人	高校生	小・中学生 幼児	個人	500 円	300 円	100 円	団体(20 人以上)	400 円	200 円	50 円
区分	大人	高校生	小・中学生 幼児													
個人	500 円	300 円	100 円													
団体(20 人以上)	400 円	200 円	50 円													
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税区分は課税であり、インボイスを発行している。 インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。															
納付方法について (現金収受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QR コード決済、その他)	現金収受のみである。観覧チケットは券売機にて購入。															
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	事務処理マニュアルあり。 券売機の収納金に関するマニュアル及び日報作成や受払簿などの作成手順を確認し、実際の預入額と一致していることを確認した。															

ウ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

あるべき受益者負担割合	実際の受益者負担割合(令和4年度)
50%	16%

性質別分類一覧では非市場的及び選択的(A-3)にあたることから、受益者負担割合は50%となる。あるべき比率から大きく乖離しているのは、稼働率が低いことが主要因と考えられる。

下記は、本課が令和5年度分を使用料検証ツールにて、試算を行った際の結果である。

(ア) 市の算定結果

(単位:円)

	令和5年度
施設使用料(収納)	3,619,250
減免額	1,140,000
減免含む使用料	4,759,250
人件費	13,489,056
物件費	10,673,732
維持補修費	0
補助金等	0
公債費	0
施設整備費	2,500,450
コスト計	26,663,238
収支差額	△21,903,988
受益者負担割合	17.8%

(イ) 市の算定結果に施設整備費の機械・電気設備分を加算したもの(監査人試算)

(単位:円)

	令和5年度
施設使用料(収納)	3,619,250
減免額	1,140,000
減免含む使用料	4,759,250
人件費	13,489,056
物件費	10,673,732
維持補修費	0
補助金等	0
公債費	0
施設整備費	5,109,256
コスト計	29,272,044
収支差額	△24,512,794
受益者負担割合	16.3%

【参考】減免除く施設使用料による受益者負担割合

x '受益者負担割合	12.4%
------------	-------

(ウ) 使用料に関する経年比較の実施・検証内容について

使用料に関する経年比較等を実施し、番組選定などにいかしている。

(エ) 施設使用料(収納)の内訳(直近:令和5年度、単位:円)

①現年度調定額	3,619,250	③過年度調定額	—
②現年度収納額	3,619,250	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

(オ) 減免額の状況(直近:令和5年度)

	減免人数	減免金額
こども未来館学習	4,974 人	614,600 円
身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	629 人	261,900 円
※市長が特別の理由があると認めるとき	769 人	263,500 円
合計	6,372 人	1,140,000 円

減免に関する規程(要領・要項等)はないが、以下の事由は減免となる旨の回答を得た。

【参考】

※こども未来館学習

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏(高松市・さぬき市・東かがわ市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・綾川町)の小中学校の校外学習

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有する者

※市長が特別の理由があると認めるとき

(ア) 独自で入場することが困難な観覧者(手帳等保持者)の介添人1名

(イ) 通常投影1回の観覧につき、(スタンプカードへ)1個押印するスタンプを5個集めた場合

(ウ) 通常投影1回の観覧につき、(讃岐おもちゃ美術館・高松市こども未来館共通スタンプカードへ)1個押印するスタンプを5個集めた場合

(エ) 朗読や生演奏を含んだ投影を行う場合、開催の都度検討

(オ) 非営利かつ観覧無料での投影を条件に配給される番組(震災特別番組など)を投影する場合、開催の都度検討

(出典:本課回答内容 監査人により一部加工)

(カ) 減価償却費の内訳(直近: 令和5年度)

こども未来館全体の減価償却費: 157,207,875 円…①

プラネタリウム施設の面積: 222.52 m² / 施設全体の面積 6,845.7 m² × 100% = 3.25%…②

プラネタリウム施設にかかる減価償却費: 157,207,875 × 3.25% = 5,109,256 円…① × ②

エ 事務処理誤りと改善策の検討(直近: 令和5年度)

事務処理誤りはないとの回答を得た。

オ 利用者アンケート(意向)調査及び集客活動

利用者アンケートを実施しており番組選定やイベント企画の参考にしている。また、近隣の他団体施設と情報交換を行い、来場者数の増加に向けて積極的に取り組んでいる。

カ 発見事項

No.39【指摘】	使用料の見直しに関する算定に誤りがあった。						
内容	本課内部で行っている見直し資料を確認したところ、施設全体の原価に電気設備や機械設備の減価償却費が含まれていなかった(建物分のみ算入)。当該設備に係る減価償却費 2,632,685 円を原価に含まない状態で、見直しを行っており、本課が算出した1人当たりの使用料は 746 円だったが、監査人が再計算を行うと 820 円となり、プラス 74 円となった。 【参考】74 円の内容 <table border="1"> <tr> <td>こども未来館 電気設備</td><td>28,182,880</td></tr> <tr> <td>こども未来館 機械設備</td><td>52,822,800</td></tr> <tr> <td>上記合計</td><td>81,005,680</td></tr> </table> 81,005,680 円(不足償却費分) × 3.25%(施設割合) = <u>2,632,685 円</u> <u>2,632,685 円</u> ÷ 19,657 人(年間利用者数) = 134 円 134 円 × 50%(受益者負担割合) = 67 円 67 円 × 1.1(消費税率) = 74 円 見直し基準に対する正しい理解がされていない。ひいては、コスト構造に対する認識が正しくできていない。	こども未来館 電気設備	28,182,880	こども未来館 機械設備	52,822,800	上記合計	81,005,680
こども未来館 電気設備	28,182,880						
こども未来館 機械設備	52,822,800						
上記合計	81,005,680						
改善事項	行政改革推進室による周知及び作成後のチェック体制が整っていないことが要因の一つと考えられる。正しく認識されるよう取り組むとともに、そもそものコスト構造を正しく理解できるように、全庁的な研修を実施する等の取組を行うべきである。						

No.40 【意見】	周辺類似施設に倣った料金設定となっている。										
内容	令和5年度の実績を基に、受益者負担割合 50%で算出すると、使用料としては 819 円と算出される。 【算式】 原価 29,272,044 ÷ 年間利用者数 19,657 人 = 1 人単価 1,489.14 円 1,489.14 円 × 受益者負担割合 50% × 消費税率 110% = 819 円 しかしながら、現状は周辺施設に倣い大人 500 円(受益者負担割合 33%程度)で設定している。また、利用者数のうち、半数以上を中学生以下(1人当たり観覧料 100 円)が占めていることもあり、実際の受益者負担割合は 16%となっている。 令和5年度観覧者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学生・幼児</td> <td>10,137</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>7,517</td> </tr> <tr> <td>4歳未満</td> <td>1,797</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>206</td> </tr> </tbody> </table> 使用料決定の際に参考にした周辺施設は、令和5年度の平均観覧人数が 45,164 人となっており、本施設の倍以上の利用実績である。 本施設の料金は周辺施設の平均観覧料と比して安いにもかかわらず、利用者が少ないことが分かる。	年齢区分	人数	小中学生・幼児	10,137	大人	7,517	4歳未満	1,797	高校生	206
年齢区分	人数										
小中学生・幼児	10,137										
大人	7,517										
4歳未満	1,797										
高校生	206										

【参考】本課提出の周辺施設の観覧料一覧					
個人	施設名	大人	高校生	中学生以下	令和5年度観覧人数
	さぬきこどもの国	500 円	300 円	100 円	42,347 人
	あすたむらんど徳島	510 円	510 円	200 円	39,826 人
	高知みらい科学館	500 円	300 円	100 円	34,186 人
	愛媛県総合科学博物館	540 円	540 円	280 円	53,878 人
	倉敷科学センター	500 円	350 円	250 円	55,581 人
	上記 5 施設平均	510 円	400 円	186 円	45,164 人
	こども未来館	500 円	300 円	100 円	19,657 人

大人個人利用料金と観覧者数

施設名	大人 (円)	高校生 (円)	中学生以下 (円)	令和5年度観覧人数
倉敷科学センター	500	350	250	55,581
さぬきこどもの国	500	300	100	42,347
あすたむらんど徳島	510	510	200	39,826
高知みらい科学館	500	300	100	34,186
愛媛県総合科学博物館	540	540	280	53,878
こども未来館	500	300	100	19,657
5施設平均	510	400	186	45,164

改善事項	市として「見直し基準」をうたっている以上、基準に外れて使用料を決定する場合は、市の方針と合致しているか、市の負担額は妥当な範囲なのか、別途検討することが望ましい。 本課は、限られた予算の中で、少しでも経費を抑え集客を行うため職員による自主企画の番組を作成したり、天体に関する子ども向けイベントを立案したり、評価が高い近隣類似施設の取組を情報収集したりと集客に力を入れようとしている印象を受けた。 しかし、見直し基準に沿わない使用料を設定する場合には、目標人数に大きく乖離した状態が一定期間続く場合は、必ず使用料の見直し検討を行うという条件を事前に付しておくなどし、相場に流されない運用を行うことが望ましい。
------	--

5 観光交流課

(1) 旧高松市インフォメーションプラザ

ア 施設の概要

使用料名	旧高松市インフォメーションプラザ使用料													
所在地	 高松市浜ノ町1－16													
所管部署	観光交流課													
根拠法令	－													
根拠条例	高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例													
条例に定める施設の目的	－													
使用料徴収対象 (主な建物)	<table><tr><td>台帳登録名称</td><td>高松市インフォメーションプラザ 事務所建</td></tr><tr><td>建築年</td><td>平成 13 年</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>17,818,500 円</td></tr><tr><td>耐用年数</td><td>38 年</td></tr><tr><td>残存年数</td><td>15 年</td></tr><tr><td>延べ床面積</td><td>50.85 ㎡</td></tr></table>		台帳登録名称	高松市インフォメーションプラザ 事務所建	建築年	平成 13 年	取得価額	17,818,500 円	耐用年数	38 年	残存年数	15 年	延べ床面積	50.85 ㎡
台帳登録名称	高松市インフォメーションプラザ 事務所建													
建築年	平成 13 年													
取得価額	17,818,500 円													
耐用年数	38 年													
残存年数	15 年													
延べ床面積	50.85 ㎡													
施設の開館期間	午前9時～午後6時													
施設カルテ更新状況	施設カルテを確認したところ、保養観光施設分類の施設(施設コードNo.414)として整理されており、平成 27 年度の時点では C 用途変更・移転の評価となっている。 また、平成 30 年度の「高松市公共施設再編整備実施計画」においては、『平成 28 年3月に駅構内に多言語対応の観光案内所として「香川・高松ツーリストインフォメーション」が設置されたことにより、当インフォメーションプラザは廃止し、現在は、観光客の手荷物預かり(手ぶら観光)事業及び宿泊案内事業に活用されており、引き続き、観光振興の役割を担っていく』としている。													

旧高松市インフォメーションプラザ内の空きスペースを貸出している。

イ 施設の利用状況(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	43,807	44,619	43,227	44,174	44,168

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	上記使用料は、行政財産目的外使用料であり、毎年度「行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準」に基づいて、使用料を算定している。 令和5年4月1日
料金体系	{土地の固定資産税課税標準額(1㎡当たりの価額)×使用面積×4/100+建物の固定資産税価額標準額(1㎡当たりの価額)×使用面積×6/100}×消費税率と同率
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税区分は課税であるが、インボイスについては発行していないとのことであった。
納付方法について (現金收受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	振込による納付のみである。キャッシュレス決済については、使用料の性質も考慮して、現状検討していないとの回答を得た。
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	無

エ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

(ア) 使用料に関する経年比較の実施・検証内容について

使用料に関する経年比較の実施・検証は行っていない。

(イ) 施設使用料(収納)の内訳(直近:令和5年度、単位:円)

①現年度調定額	44,168	③過年度調定額	—
②現年度収納額	44,168	④過年度収納額	—
②/①収納率	100%	③-④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

(ウ) 減免額の状況(令和5年度)

減免額	508,928 円
件数	1 件

減免については、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第5条に「市長が特別の理由があると認めるときは、第2条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。」とされており、上記1件の減免理由は、設置目的が観光案内や旅行に関する情報提供等、旅行者の利便の増進に資する公共性の高いものであると認められるため、免除しているものであった。

(エ) 減価償却費の内訳(令和4年度、単位:円)

高松市インフォメーションプラザ 事務所建	38,128
----------------------	--------

使用許可を受けた面積:4.03 m²/施設全体の面積 50.85 m²×100%=7.93%

多目的室にかかる減価償却費:481,099 円×7.93%=38,128 円

オ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:令和5年度)

事務処理誤りはなかったとの回答を得た。

カ 利用者アンケート(意向)調査

実施していないとの回答を得た。

キ 発見事項

No.41 【意見】	適格請求書(インボイス)を交付できる準備ができていない。
内容	現在の使用者からは適格請求書(インボイス)の交付を求められていないため、適格請求書の交付手続が確立されていない。
改善事項	消費税法第 57 条の4第1項において、適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されているため、現在は適格請求書の発行を求められていないからとはいえ、適格請求書を直ちに交付できる交付手続を確立すべきである。

(2) 塩江湯愛の郷センター道の駅

ア 施設の概要

使用料名	塩江湯愛の郷センター道の駅使用料	
所在地	高松市塩江町安原上東 390－1	
所管部署	創造都市推進局観光交流課	
根拠法令	－	
根拠条例	高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例	
条例に定める施設の目的	高松市塩江地区における観光及び地場産業の振興に資する。 (高松市塩江湯愛の郷センター条例第1条より一部抜粋)	
使用料徴収対象 (主な土地)	台帳登録名称	高松市塩江湯愛の郷センター道の駅 624 390－1 A
	取得年	平成 18 年
	取得価額	3,405,689 円
	面積	689.69 ㎡
施設の開館期間	午前8時～午後7時	
施設カルテ更新状況	施設カルテを確認したところ、塩江湯愛の郷センター道の駅としては保養観光施設分類の施設(施設コードNo.423)として整理されており、令和2年度の時点ではA:継続の評価となっている。ただし、塩江道の駅エリア整備事業により、現施設を移転予定であるとのことであった。	

観光物産センター関係倉庫及び郵便差出箱の設置目的のため貸出している。

イ 施設の利用状況(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	8,821	8,770	8,702	8,599	8,526

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	上記使用料は、行政財産目的外使用料であり、毎年度「行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準」に基づいて、使用料を算定している。 令和5年4月1日
料金体系	{土地の固定資産税課税標準額(1㎡当たりの価額)×使用面積×4/100+建物の固定資産税価額標準額(1㎡当たりの価額)×使用面積×6/100}×消費税率と同率

消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税区分は課税であるが、インボイスについては発行していないとのことであった。
納付方法について (現金收受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	振込による納付のみである。キャッシュレス決済については、使用料の性質も考慮して、現状検討していないとの回答を得た。
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	無

エ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

(ア) 使用料に関する経年比較の実施・検証内容について

使用料に関する経年比較の実施・検証は行っていない。

(イ) 施設使用料(収納)の内訳(直近:令和5年度、単位:円)

①現年度調定額	8,526	③過年度調定額	—
②現年度収納額	8,526	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

(ウ) 減免額の状況(令和5年度)

減免は、行っていないとの回答を得た。

(エ) 減価償却費の内訳(令和4年度、単位:円)

土地の貸付であるため、減価償却費はない。

オ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:令和5年度)

事務処理誤りはなかったとの回答を得た。

カ 利用者アンケート(意向)調査

実施していないとの回答を得た。

キ 発見事項

No.42 【意見】	適格請求書(インボイス)を交付できる準備ができていない。
内容	現在の使用者からは適格請求書(インボイス)の交付を求められていないため、適格請求書の交付手続が確立されていない。
改善事項	消費税法第 57 条の4第1項において、適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されているため、現在は適格請求書の発行を求められていないからとはいえ、適格請求書を直ちに交付できる手続を確立することが望ましい。

(3) 高松市塩江温泉

ア 施設の概要

使用料名	温泉水使用料
所在地	高松市塩江町上西甲、塩江町上西乙及び塩江町安原上東地内
所管部署	観光交流課
根拠法令	—
根拠条例	高松市塩江温泉水給水施設条例
条例に定める施設の目的	観光の振興及び市民福祉の向上を図り、あわせて地下資源の保護に資する。(高松市塩江温泉水給水施設条例第1条より一部抜粋)
施設カルテ更新状況	施設カルテを確認したところ、保養観光施設分類の施設(施設コードNo.427)として整理されており、令和2年度の時点ではB:改修・転用の評価となっている。

イ 施設の利用状況(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	9,744,070	9,874,560	10,787,520	7,730,880	7,871,040

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	使用料の料金改定は消費税率の引き上げに伴う改定のみ実施されており、税抜部分の金額は条例が制定された平成17年当時から改定されていない。 なお、料金改定の検討自体も行われていない。 令和元年10月1日
料金体系	1㎡当たり960円
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税区分は課税であり、インボイスを発行している。 インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。
納付方法について (現金收受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	振込による納付のみである。キャッシュレス決済については、使用料の性質も考慮して、現状検討していないとの回答を得た。
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	無

エ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

あるべき受益者負担割合	実際の受益者負担割合(令和5年度)
100%	252.2%

当該使用料については、市長の許可を得たものが温泉水の給水を受けて各々の事業に活用しており、市場的であり、かつ、公共性はないため、質別分類一覧では「C-2」に該当することから、受益者負担割合は 100%となる。

使用料に関する経年比較の実施・検証は行っていない。監査人が独自に集計したところ下記のような結果となった。

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受益者負担割合	286.7%	258.9%	362.0%	190.2%	252.2%
使用料	9,744,070	9,874,560	10,787,520	7,730,880	7,871,040
減免額	0	0	0	0	0
使用料(収納+減免)	9,744,070	9,874,560	10,787,520	7,730,880	7,871,040
原価	3,398,653	3,815,644	2,980,028	4,064,139	3,120,981
人件費	—	—	—	—	—
物件費	1,943,653	1,944,544	2,122,028	2,082,269	1,917,900
維持補修費	1,455,000	1,871,100	858,000	1,981,870	1,203,081
補助金等	—	—	—	—	—
公債費	—	—	—	—	—
施設整備費 ※減価償却費	—	—	—	—	—
原価控除する財源	—	—	—	—	—
特定財源控除後の原価	3,398,653	3,815,644	2,980,028	4,064,139	3,120,981

一見すると、受益者負担割合は 100%を超えているものの、特に人件費については所管課で検証していないため、原価に含めることができず、結果として受益者負担割合が高くなっている。

また、施設が古いため減価償却が終了していることも受益者負担割合を高める結果となっている。

(ア) 施設使用料(収納)の内訳(直近:令和5年度、単位:円)

①現年度調定額	7,871,040	③過年度調定額	—
②現年度収納額	7,871,040	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

(イ) 減免額の状況(令和5年度)

「市長は、公益上必要があると認めるときは、料金を減免することができる。」(高松市塩江温泉水給水施設条例第 18 条)とされているが、減免は行っていないとの回答を得た。

オ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:令和5年度)

事務処理誤りはないとの回答を得た。

カ 利用者アンケート(意向)調査

実施していないとの回答を得た。

キ 発見事項

No.43 【指摘】	「見直し基準」に基づく使用料改定の検討を行っていない。
内容	温泉水の給水事業に係る使用料の改定の検討は行われておらず、また、今後の検討も不定期に行うとのことであり、いつ検討されるのかが定かではない。 受益者負担の公平性・公正性や透明性が確保されていない状態にあると言わざるを得ない。
改善事項	「見直し基準」に基づいた使用料改定の検討を直ちに行うべきである。

No.44 【意見】	使用料に関する経年比較の実施・検証を行っていない。
内容	所管課では、当該温泉水給水事業に係る設備の老朽化に備えて、計画的な施設整備が必要との認識はあるものの経年比較が実施されていない。
改善事項	上述の使用料改定の検討とあわせて、当該事業に係る使用料及びコストの経年比較を実施し、適正な使用料の設定及び今後の施設整備計画に役立てることが望ましい。

(4) 鬼ヶ島おにの館

ア 施設の概要

使用料名	鬼ヶ島おにの館使用料														
所在地	  高松市女木町 15－22														
所管部署	観光交流課														
根拠法令	－														
根拠条例	高松市鬼ヶ島おにの館条例														
条例に定める施設の目的	鬼に関する資料の展示等を行い、本市の文化的観光の発展に資する。(高松市鬼ヶ島おにの館条例第1条より一部抜粋)														
使用料徴収対象 (主な建物)	<table><tr><td>台帳登録名称</td><td>高松市鬼ヶ島おにの館 事務所建(資料展示、レストスペース)</td></tr><tr><td>建築年</td><td>平成 10 年</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>144,165,000 円</td></tr><tr><td>耐用年数</td><td>38 年</td></tr><tr><td>残存年数</td><td>13 年</td></tr><tr><td>延べ床面積</td><td>612.32 m²</td></tr></table>			台帳登録名称	高松市鬼ヶ島おにの館 事務所建(資料展示、レストスペース)	建築年	平成 10 年	取得価額	144,165,000 円	耐用年数	38 年	残存年数	13 年	延べ床面積	612.32 m ²
台帳登録名称	高松市鬼ヶ島おにの館 事務所建(資料展示、レストスペース)														
建築年	平成 10 年														
取得価額	144,165,000 円														
耐用年数	38 年														
残存年数	13 年														
延べ床面積	612.32 m ²														
施設の開館期間	午前8時～午後5時 20 分(8／1～8／20 は午後6時 10 分まで)														
施設カルテ更新状況	施設カルテを確認したところ、保養観光施設分類の施設(施設コードNo.416)として整理されており、令和2年度の時点ではC:用途変更・移転の評価となっている。														

当該施設の一部をバス乗車券の販売所及びバス駐車場として貸し出している。

イ 施設の利用状況(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	155,673	158,221	155,494	155,369	155,207

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	上記使用料は、行政財産目的外使用料であり、毎年度「行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準」に基づいて、使用料を算定している。 令和5年4月1日
料金体系	{土地の固定資産税課税標準額(1㎡当たりの価額)×使用面積×4/100+建物の固定資産税価額標準額(1㎡当たりの価額)×使用面積×6/100}×消費税率と同率
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税区分は課税であるが、インボイスについては発行していないとのことであった。
納付方法について (現金收受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	振込による納付のみである。キャッシュレス決済については、使用料の性質も考慮して、現状検討していないとの回答を得た。
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	無

エ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

(ア) 使用料に関する経年比較の実施・検証内容について

使用料に関する経年比較の実施・検証は行っていない。

(イ) 施設使用料(収納)の内訳(直近:令和5年度、単位:円)

①現年度調定額	155,207	③過年度調定額	—
②現年度収納額	155,207	④過年度収納額	—
②/①収納率	100%	③-④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

(ウ) 減免額の状況(令和5年度)

減免は、行っていないとの回答を得た。

(エ) 減価償却費の内訳(令和4年度、単位:円)

高松市鬼ヶ島おにの館 事務所建(資料展示、レストスペース)	3,892,455
-------------------------------	-----------

使用許可を受けた面積:9.10 m²／施設全体の面積 612.32 m²×100%=1.49%

使用面積に係る減価償却費:3,892,455 円×1.49%=57,847 円

オ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:令和5年度)

事務処理誤りはなかったとの回答を得た。

カ 利用者アンケート(意向)調査

実施していないとの回答を得た。

キ 発見事項

No.45 【意見】	適格請求書(インボイス)を交付できる準備ができていない。
内容	現在の使用者からは適格請求書(インボイス)の交付を求められていないため、適格請求書の交付手続が確立されていない。
改善事項	消費税法第 57 条の4第1項において、適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されているため、現在は適格請求書の発行を求められていないからとはいえ、適格請求書を直ちに交付できる手続を確立することが望ましい。

(5) 香南楽湯

ア 施設の概要

使用料名	① 香南楽湯使用料(ATM) ② 香南楽湯使用料(郵便差出箱)												
所在地	 高松市香南町横井 997-2												
所管部署	観光交流課												
根拠法令	—												
根拠条例	① 高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例 ② 高松市道路占用料徴収条例												
条例に定める施設の目的	市民に健康増進、保養及び憩いの場を提供し、市民福祉の増進を図り、あわせて市の産業と観光の振興に寄与する。(高松市香南楽湯条例第1条より一部抜粋)												
使用料徴収対象 (主な建物)	<table border="1"> <tr> <td>台帳登録名称</td><td>道の駅「香南楽湯」 現金自動支払機棟</td></tr> <tr> <td>建築年</td><td>平成 18 年</td></tr> <tr> <td>取得価額</td><td>9,670,000 円</td></tr> <tr> <td>耐用年数</td><td>31 年</td></tr> <tr> <td>残存年数</td><td>14 年</td></tr> <tr> <td>延べ床面積</td><td>62.08 m²</td></tr> </table>	台帳登録名称	道の駅「香南楽湯」 現金自動支払機棟	建築年	平成 18 年	取得価額	9,670,000 円	耐用年数	31 年	残存年数	14 年	延べ床面積	62.08 m ²
台帳登録名称	道の駅「香南楽湯」 現金自動支払機棟												
建築年	平成 18 年												
取得価額	9,670,000 円												
耐用年数	31 年												
残存年数	14 年												
延べ床面積	62.08 m ²												
施設の開館期間	午前 10 時～午後 11 時(最終受付は午後 10 時 30 分まで)												
施設カルテ更新状況	施設カルテを確認したところ、保養観光施設分類の施設(施設コードNo.418)として整理されており、令和2年度の時点ではC:用途変更・移転の評価となっている。												

イ 施設の利用状況(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	116,052	118,084	117,994	117,906	117,906

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	① ATM 設置使用料は、行政財産目的外使用料であり、毎年度「行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準」に基づいて、使用料を算定している。 最終改定年月日: 令和5年4月1日 ② 郵便差出箱設置使用料は、道路占用料金であり、「高松市道路占用料徴収条例」に基づいて、使用料を算定している。 最終改定年月日: 令和元年 10 月 1 日
料金体系	① {土地の固定資産税課税標準額(1㎡当たりの価額)×使用面積×4/100+建物の固定資産税価額標準額(1㎡当たりの価額)×使用面積×6/100}×消費税率と同率 ② 郵便差出箱及び信書便差出箱 600 円
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税区分は課税であり、インボイスを発行している。 インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。
納付方法について (現金收受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	振込による納付のみである。 キャッシュレス決済については、使用料の性質も考慮して、現状検討していないとの回答を得た。
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	無

エ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

(ア) 使用料に関する経年比較の実施・検証内容について

使用料に関する経年比較の実施・検証は行っていない。

(イ) 施設使用料(収納)の内訳(直近: 令和5年度、単位: 円)

①現年度調定額	117,906	③過年度調定額	—
②現年度収納額	117,906	④過年度収納額	—
②/①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

(ウ) 減免額の状況(令和5年度)

減免は、行っていないとの回答を得た。

(エ) 減価償却費の内訳(令和4年度、単位:円)

道の駅「香南楽湯」 現金自動支払機棟	3,892,455
--------------------	-----------

使用許可を受けた面積:9.10 m²／施設全体の面積 612.32 m² × 100% = 1.49%

使用面積に係る減価償却費:3,892,455 円 × 1.49% = 57,847 円

オ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:令和5年度)

事務処理誤りはなかったとの回答を得た。

カ 利用者アンケート(意向)調査

実施していないとの回答を得た。

(6) 太鼓の鼻オートキャンプ場

ア 施設の概要

使用料名	太鼓の鼻オートキャンプ場使用料										
所在地	 高松市庵治町高尻 3220－1										
所管部署	観光交流課										
根拠法令	－										
根拠条例	高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場条例(令和5年 12 月 31 日にて廃止)										
条例に定める施設の目的	－										
使用料徴収対象 (主な土地)	<table><tr><td>台帳登録名称</td><td>庵治太鼓の鼻オートキャンプ場</td></tr><tr><td>建築年</td><td>平成 18 年</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>102,138,962 円</td></tr><tr><td>延べ床面積</td><td>19,742 m²</td></tr></table>			台帳登録名称	庵治太鼓の鼻オートキャンプ場	建築年	平成 18 年	取得価額	102,138,962 円	延べ床面積	19,742 m ²
台帳登録名称	庵治太鼓の鼻オートキャンプ場										
建築年	平成 18 年										
取得価額	102,138,962 円										
延べ床面積	19,742 m ²										
施設の開館期間	定休日:水・木曜日										
施設カルテ更新状況	施設カルテを確認したところ、保養観光施設分類の施設(施設コードNo.417)として整理されており、令和2年度の時点では A:継続の評価となっている。										

イ 施設の利用状況(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	—	—	—	2,221	3,257

当該施設は、平成 12 年のオープン以来、指定管理者制度に基づいて運営されてきたが、施設の老朽化に伴い、利用者数の減少や修繕費の増加等の課題があり、令和4年3月 31 日をもって休止していた。

その後、民間の資金やノウハウを取り入れ、当該施設の魅力を高めるべく、市初の民間活用事業者を募集し、株式会社イーストが令和6年5月から「Umi to Taico セとうち太鼓の鼻ヴィレッジ」としてリニューアルオープンし、運営を行っている。

なお、これに関連して、「高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場条例」は令和5年 12 月 31 日をもって廃止されている。

今後、当該施設のみならず、市が保有する施設には施設の老朽化に伴う利用者の減少や修繕費の増加といった共通した課題がある。市が単独で維持管理し運営するだけでなく、本事例のように魅力ある施設とすべく民間の資金やノウハウを取り入れるような施策を市全体として取り組むことが望まれる。

(7) 男木島灯台資料館

ア 施設の概要

使用料名	男木島灯台資料館使用料													
所在地	 高松市男木町 1062－3													
所管部署	観光交流課													
根拠法令	－													
根拠条例	高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例													
条例に定める施設の目的	－													
使用料徴収対象 (主な建物)	<table><tr><td>台帳登録名称</td><td>男木島灯台資料館 雑屋建(休憩所)</td></tr><tr><td>建築年</td><td>平成6年</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>7,753,000 円</td></tr><tr><td>耐用年数</td><td>41 年</td></tr><tr><td>残存年数</td><td>12 年</td></tr><tr><td>延べ床面積</td><td>39.66 m²</td></tr></table>		台帳登録名称	男木島灯台資料館 雑屋建(休憩所)	建築年	平成6年	取得価額	7,753,000 円	耐用年数	41 年	残存年数	12 年	延べ床面積	39.66 m ²
台帳登録名称	男木島灯台資料館 雑屋建(休憩所)													
建築年	平成6年													
取得価額	7,753,000 円													
耐用年数	41 年													
残存年数	12 年													
延べ床面積	39.66 m ²													
施設の開館期間	午前9時～午後4時 30 分(原則日曜日と祝日のみ開館)													
施設カルテ更新状況	施設カルテを確認したところ、保養観光施設分類の施設(施設コード№.415)として整理されており、平成 27 年度の時点ではC:用途変更・移転の評価となっている。													

イ 施設の利用状況(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	19	18	18	1,815	1,814

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	当該使用料は、行政財産目的外使用料であり、毎年度「行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準」に基づいて、使用料を算定している。 最終改定年月日: 令和5年4月1日
料金体系	{土地の固定資産税課税標準額(1㎡当たりの価額)×使用面積×4/100+建物の固定資産税価額標準額(1㎡当たりの価額)×使用面積×6/100}×消費税率と同率
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税区分は課税であるが、インボイスについては発行していないとのことであった。
納付方法について (現金收受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	振込による納付のみである。キャッシュレス決済については、使用料の性質も考慮して、現状検討していないとの回答を得た。
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	無

エ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

(ア) 使用料に関する経年比較の実施・検証内容について

使用料に関する経年比較の実施・検証は行っていない。

(イ) 施設使用料(収納)の内訳(直近: 令和5年度、単位: 円)

①現年度調定額	1,814	③過年度調定額	—
②現年度収納額	1,814	④過年度収納額	—
②/①収納率	100%	③-④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

(ウ) 減免額の状況(令和5年度)

減免は、行っていないとの回答を得た。

(エ) 減価償却費の内訳(令和4年度、単位: 円)

男木島灯台資料館 雑屋建(休憩所)	193,825
-------------------	---------

使用許可を受けた面積: 5.00 ㎡/施設全体の面積 35.55 ㎡×100%=14.1%

使用面積に係る減価償却費: 193,825 円×14.1%=27,261 円

オ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:令和5年度)

事務処理誤りはなかったとの回答を得た。

カ 利用者アンケート(意向)調査

実施していないとの回答を得た。

キ 発見事項

No.46 【意見】	適格請求書(インボイス)を交付できる準備ができていない。
内容	現在の使用者からは適格請求書(インボイス)の交付を求められていないため、適格請求書の交付手続が確立されていない。
改善事項	消費税法第 57 条の4第1項において、適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されているため、現在は適格請求書の発行を求められていないからとはいえ、適格請求書を直ちに交付できる交付手続を周知することが望ましい。

(8) 屋島山上観光駐車場使用料

ア 施設の概要

使用料名	屋島山上観光駐車場使用料	
所在地	高松市屋島東町 1815-1	
所管部署	観光交流課	
根拠法令	—	
根拠条例	高松市屋島山上観光駐車場条例	
条例に定める施設の目的	屋島の山上を訪れる観光客及び市民の利便を図り、もって本市の観光の振興に寄与する。(高松市屋島山上観光駐車場条例第1条より一部抜粋)	
使用料徴収対象 (主な工作物)	台帳登録名称	屋島山上駐車場
	建築年	平成 30 年
	取得価額	66,121,760 円
	耐用年数	10 年
	残存年数	5年
	延べ床面積	2,126 m ²
施設の開館期間	通常:6時 30 分~22 時 その他:12 月 31 日は、6時 30 分~0時、1月1日は、0時~22 時 出庫は 24 時間可能、22 時から6時 30 分は入庫不可	
施設カルテ更新状況	未作成	

イ 施設の利用状況(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	42,393,100	27,407,700	31,317,700	—	—

当該駐車場の管理については、令和4年度より指定管理者制度を採用し、利用料金制度を採用しているため、市の使用料としては計上されていない。

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル)	最終改定日以後は検討を行っていない。
使用料最終改定年月日	最終改定年月日:令和2年9月 30 日

料金体系	高松市屋島山上観光駐車場条例 別表		
	区分	単位	使用料(1台につき)
	積載物を含め、長さ 5.5 メートル、幅2メートル以下の自動車	1日1回	300 円
	積載物を含め、長さ 5.5 メートル又は幅2メートルを超える自動車	1日1回	1,200 円
	二輪車(側車付きのものを除く。)	1日1回	200 円
	原動機付自転車	1日1回	200 円
備考			
1 二輪車で、側車付きのものは、自動車とみなす。			
2 12月31日から翌年1月1日まで引き続く駐車に係る使用の単位は、1日1回とみなす。			
3 回数駐車券は、額面 100 円券 11 枚1組としたものを 1,000 円とし、額面 100 円券 60 枚1組としたもの及び額面 300 円券 20 枚1組としたものをそれぞれ 5,000 円とし、額面 100 円券 100 枚1組としたものを 8,000 円とし、額面 100 円券 300 枚1組としたもの及び額面 300 円券 100 枚1組としたものをそれぞれ2万 2,500 円とし、額面 300 円券 11 枚1組としたものを 3,000 円とする。			
4 回数駐車券による場合における使用料は、その額面の合計が、当該車両の区分に応じ、それぞれこの表の規定により算出される使用料に相当する額となる回数駐車券とする。			
5 車両が駐車場に入場してから駐車場から出場するまでの時間が 20 分間未満である場合は、無料とする。			
6 自転車は、無料とする。			
消費税関係	消費税の課税事業者で、かつ適格請求書発行事業者に登録しており、インボイスを発行している。		
・課税区分			
・インボイスの発行有無	インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。		

納付方法について (現金收受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	出口の精算機及び事前精算機では現金、カード決済及びICカード(IruCa)による決済に対応している。 また、事前精算機では、現金に加え、カード決済も可能。
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	無

エ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

あるべき受益者負担割合	実際の受益者負担割合(令和5年度)
100%	276.2%

当該使用料については、屋島山上観光交流館施設、質別分類一覧では「C-2」に該当することから、受益者負担割合は100%となる。

使用料に関する経年比較の実施・検証は行っていない。監査人が独自に集計したところ下記のような結果となった。

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受益者負担割合	156.8%	101.6%	119.5%	290.4%	321.3%
使用料	42,393,100	27,407,700	31,317,700	54,187,800	54,211,820
減免額	0	0	0	0	8,843,700
使用料(収納+減免)	42,393,100	27,407,700	31,317,700	54,187,800	63,055,520
原価	27,039,266	26,983,051	26,197,487	18,659,456	19,625,287
人件費	—	—	—	—	—
物件費	19,414,110	19,405,715	18,689,451	11,151,420	10,790,970
維持補修費	117,120	69,300	—	—	1,203,081
補助金等	—	—	—	—	—
公債費	—	—	—	—	—
施設整備費 ※減価償却費	7,508,036	7,508,036	7,508,036	7,508,036	7,631,236
原価控除する財源	—	—	—	—	—
特定財源控除後の原価	27,039,266	26,983,051	26,197,487	18,659,456	19,625,287

(ア) 減免額の状況(令和5年度)

減免額	8,843,700 円
件数	2,432 件

高松市屋島山上観光駐車場条例第9条によれば、「市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」とされており、また、同第18条に「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。」とされている。指定管理者では、原則として令和4年4月1日付改正前高松市屋島山上観光駐車場条例施行規則第6条に規定されていた下記減免事由の該当性により指定管理者において判断しているとのことであった。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条に規定にする使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 居住者等又は居住者等を訪問しようとする者が駐車場を通過する目的で駐車場に入場する場合で、車両を駐車場に駐車しないとき。
- (2) 屋島の山上に所在する公共施設等の関係者が当該公共施設等の管理のため車両を駐車場に駐車する必要があると認められるとき。
- (3) 路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車をいう。)が駐車場内の停留所に駐車し、又は停車するとき。
- (4) タクシー(道路運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車であって、当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行なわれるもの以外のものをいう。)が、その乗客を乗車させ、若しくは降車させるために駐車場内に停車するとき、又は不特定の者を運送する目的で駐車場内の待機所で待機するとき。
- (5) 国又は地方公共団体の職員がその業務を行うために使用する車両を駐車させるとき。前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める車両を駐車させるとき。

(出典:高松市屋島山上観光駐車場条例施行規則(令和4年4月1日付改正前)より一部抜粋)

(イ) 減価償却費の内訳(令和4年度、単位:円)

屋島山上駐車場舗装	1,245,940
屋島山上駐車場整備	2,072,236
屋島山上駐車場駐車管制設備	4,117,500
屋島山上観光駐車場区画線等	72,360
合計	7,508,036

オ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:令和5年度)

事務処理誤りはなかったとの回答を得た。

カ 利用者アンケート(意向)調査

実施していないとの回答を得た。

キ 発見事項

No.47 【指摘】	料金改定の検討を行っていない。
内容	当該駐車場は利用料金制度に基づく指定管理制度を採用している。そのため、直接、使用料として市の歳入になるわけではないが、「見直し基準」V4「指定管理者制度導入施設の利用料金等」に記載のあるとおり、検討が必要である。指定管理者の収益となる駐車場料金が増加すれば、指定管理料の削減にもつながるため、市の歳出を削減することができる。
改善事項	利用料金制度を導入している場合であっても、近隣駐車場の状況を調査して使用料の料金改定の検討を定期的の実施し、歳出の削減を図るべきである。

No.48 【意見】	事前精算機の利用促進を検討することが望ましい。
内容	当該駐車場には、駐車場の出口に設置されている精算機の他にも事前精算機を設置しているが、事前精算機の利用率は約 30%と低くなっており、繁忙期には出口で混雑しており、指定管理者が出口の精算機で駐車場料金の精算を補助している。
改善事項	景観の規制から事前精算機の設置場所が限られているため、利用者の導線から離れた場所に事前精算機を設置せざるを得ず、利用率が低くなっているため、精算の補助という不要な人件費がかかっている。 事前精算機の設置場所については、利用者の導線や『やしまーる』の活用等も考慮して再度検討することが望まれる。

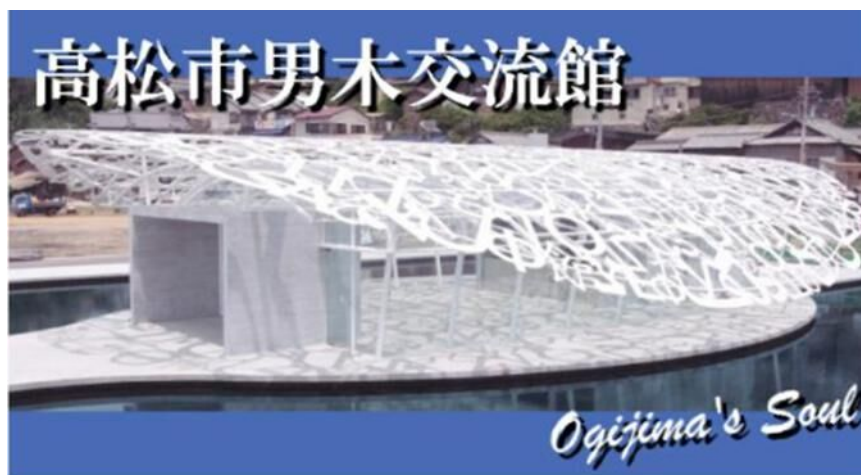
No.49 【意見】	駐車場の混雑時には市が運営する近隣施設と連携することを検討することが望ましい。
内容	大型連休時には観光客が増加し、駐車場が混雑することが想定される場合には、近隣の市の施設（例えば、屋島レクザムフィールド）の駐車場を使用し、連絡バスを走らせる等近隣施設と連携することで、屋島山上観光駐車場単体としての駐車料金自体は減少する可能性もあり、それだけを見れば指定管理料の増加も考えられるが、利便性の向上による観光客の増加に伴う自主事業の収入の増加や市の他の施設の使用料の増加等による他の施設の指定管理料の削減につながる等、市全体として考えた場合、歳出の削減につながる可能性がある、
改善事項	市が運営する近隣施設との連携により利用促進に努める等、1つの部署のみで考えるのではなく、複数の部署と連携して様々な観点から検討することが望ましい。

6 政策課

(1) 男木交流館

ア 施設の概要

男木交流館は、地域住民や観光客のための交流の場として設けられ、その一部がフェリーの切符販売所としても使用されている。この建物は瀬戸内国際芸術祭 2010 でジャウメ・プレンサ氏が手掛けた「男木島の魂」という作品（無料鑑賞作品）でもある。



（出典：「高松市男木交流館」ホームページより）

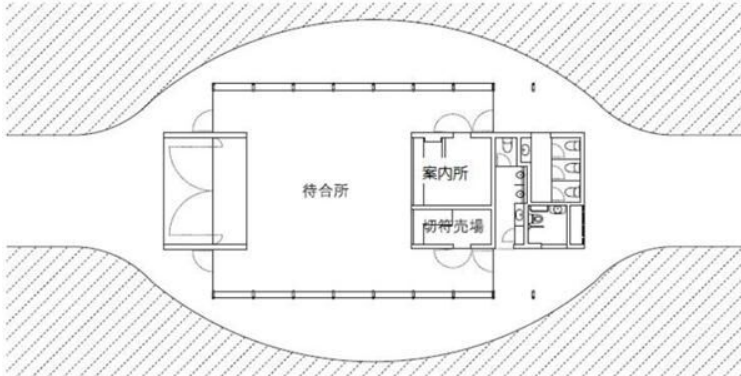
使用料名	男木交流館使用料	
所在地	高松市男木町 1986	
所管部署	政策課	
根拠法令	—	
根拠条例	高松市男木交流館条例	
条例に定める施設の目的	市民及び男木島を訪れる人に憩いと交流の場を提供し、もって市民福祉の増進と離島地域の活性化に寄与する。（高松市男木交流館条例第1条より一部抜粋）	
使用料徴収対象 （主な建物）	台帳登録名称	高松市男木交流館
	建築年	平成 22 年
	取得価額	181,704,010 円
	耐用年数	34 年
	残存年数	20 年
	延べ床面積	133.40 m ²

施設の開館期間	午前6時 30 分～午後5時(休館日なし)
施設カルテ更新状況	施設カルテを確認したところ、集会施設(施設コードNo.110)として整理されており、平成 28 年度の時点では、一次評価 C:用途変更・移転、二次評価 A:継続となっている。

イ 施設の利用状況(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	144,743	140,630	74,670
施設運営日数	365	365	366

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	平成 22 年度開設時に設定された。現行の見直し基準に沿って 内部で見直しは行っているが、現状使用実績が少ないため、増加 する等状況に変化があれば、実情に応じて見直しを検討する。 最終改定は、令和元年 10 月 1 日の消費税改正時である。																						
料金体系	料金体系は、下表のとおりとなっている。 <table><tr><td>使用単価</td><td>使用料</td></tr><tr><td>1 時間</td><td>100 円</td></tr><tr><td>1 日</td><td>730 円</td></tr></table>			使用単価	使用料	1 時間	100 円	1 日	730 円														
使用単価	使用料																						
1 時間	100 円																						
1 日	730 円																						
使用料の内訳	<table><tr><td></td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>案内コーナー</td><td>67,669 円</td><td>67,711 円</td><td>0円</td></tr><tr><td>切符販売所</td><td>72,874 円</td><td>72,919 円</td><td>74,670 円</td></tr><tr><td>交流スペース</td><td>4,200 円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr><tr><td>合計</td><td>144,743 円</td><td>140,630 円</td><td>74,670 円</td></tr></table> ※導線を確認した上で空きスペースを貸出し  (出典:「高松市男木交流館」ホームページ 施設案内図より)				令和3年度	令和4年度	令和5年度	案内コーナー	67,669 円	67,711 円	0円	切符販売所	72,874 円	72,919 円	74,670 円	交流スペース	4,200 円	0円	0円	合計	144,743 円	140,630 円	74,670 円
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																				
案内コーナー	67,669 円	67,711 円	0円																				
切符販売所	72,874 円	72,919 円	74,670 円																				
交流スペース	4,200 円	0円	0円																				
合計	144,743 円	140,630 円	74,670 円																				

消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税区分は課税であり、インボイスを発行している。 インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。
納付方法について (現金收受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	現金及び振込のみとなっており、令和5年度決済方法別の収納状況は振込のみであった。
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	無

エ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

性質別分類一覧	あるべき受益者負担割合	実際の受益者負担割合 (令和5年度)
核施設の会議室・集会場等(B-2) 中間的	50%	0.6%

市場区分及び必需的区分は中間的であるため、50%の受益者負担割合となっており、あるべき比率から乖離している。要因は、施設カルテでも記載されているように稼働率が低いことと考えられる。

下記は、本課が令和4年度及び5年度を使用料検証ツールにて、試算を行った際の結果である。

(ア) 市の算定結果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度
施設使用料(収納)	140,630	74,670
減免額	0	1,660
減免含む使用料	140,630	76,330
人件費	—	—
物件費	6,061,311	5,869,810
維持補修費	616,500	633,560
補助金等	—	—
公債費	—	—
施設整備費	—	—
コスト計	6,677,811	6,503,370
収支差額	△6,537,181	△6,427,040
受益者負担割合	2.1%	1.2%

(イ) 市の算定結果に施設整備費を加算したもの(監査人試算)(単位:円)

	令和4年度	令和5年度
施設使用料(収納)	140,630	74,670
減免額		1,660
減免含む使用料	140,630	76,330
人件費	—	—
物件費	6,061,311	5,869,810
維持補修費	616,500	633,560
補助金等	—	—
公債費	—	—
施設整備費	7,275,621	7,275,621
コスト計	13,953,432	13,778,991
収支差額	△13,812,802	△13,702,661
受益者負担割合	1.0%	0.6%

参考)減免除く施設使用料による受益者負担割合

x'受益者負担割合	1.0%	0.5%
-----------	------	------

(ウ) 使用料に関する経年比較の実施・検証内容について

あまり実績がないものの、経年比較は行っている。昨年度までは、協働コミュニティ推進課(旧地域振興課)の管轄となっていたが、本年度より政策課(地域活力推進室)の管轄施設となった。本課は、市への移住・定住・関係人口に関する取組を行う部署である。移住者が増加傾向にある男木島をより活性化できるよう取り組んでいくとの回答を得た。

(エ) 施設使用料(収納)の内訳(直近:令和5年度)

①現年度調定額	74,670 円	③過年度調定額	—
②現年度収納額	74,670 円	④過年度収納額	—
②/①収納率	100%	③-④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

(オ) 減免額の状況(直近:令和5年度)

減免額	1,660 円
件数	6件

減免に関する規程(要領・要項等)はない。基本的に離島振興にあたるものは減免の対象となっている。

(カ) 減価償却費の内訳(直近:令和5年度、単位:円)

分類	金額
高松市男木交流館 事務所建(集会所)	3,971,794
高松市男木交流館 汚水(物)処理施設	430,661
高松市男木交流館 空調施設	162,919
高松市男木交流館 電気施設	545,107
高松市男木交流館 給排水施設	361,113
高松市男木交流館 水盤浄化設備設置工事	1,804,027
合計	7,275,621

オ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:R5)

事務処理誤りはないとの回答を得た。

カ 利用者アンケート(意向)調査

利用者アンケートは実施していないとの回答を得た。

キ 発見事項

No.50 【指摘】	使用料の見直しに関する算定に誤りがあった。
内容	本課内部で行っている見直し資料を確認したところ、算定過程で以下の2点が誤っていたため、算定結果が誤っていた。 1. 施設整備費が含まれていない。 2. 面積単価を算出する際の分母が誤っている。 1については、本来コストとして算入すべき施設整備費 7,275,621 円が加味されていなかった。このため、施設全体の1㎡1時間当たりの単価は低く計算されていた。 また、2については、行政改革推進室から見直し基準の計算式として以下のとおり示されているが、分母を貸出総面積とすることで、本来公費で賄うべき部分まで使用料で徴収するという形になっている。このため、貸出し対象の使用料は高く計算されていた。 【見直し基準による算定式】 $1\text{㎡}1\text{時間当たりの単価} = \text{施設全体の単価} \div \text{貸出総面積} \div \text{年間貸出可能時間}$

	検証ツールにおける本課の検証結果は、1時間当たり 933 円であったが、監査人が補正したところ 400 円となった。 「見直し基準」に対する正しい理解がされていない。ひいては、コスト構造に対する認識が正しくできていない。 また、利用者数と見直しの必要性が比例するという認識は誤っており、施設本来の価値を政策と絡めて再考することが必要である。
改善事項 (行政改革推進室)	行政改革推進室による周知及び作成後のチェック体制が整っていないことが要因の一つと考えられる。正しく認識されるよう取り組むとともに、そもそものコスト構造を正しく理解できるように、全庁的な研修を実施すべきである。
(政策課)	原価機能を理解し、正しく算定を行うべきである。

No.51【意見】	利用促進がされていない。
内容	ほぼ使用実績がなく、実際の受益者負担割合は1%以下となっている。利用に関しては、市のホームページ上で、「交流スペースの貸出について：詳しくは政策課へお問合せください」としか記載されておらず、貸出料金や今までの貸出実績等は掲載されていない。もっと積極的な情報提供により利用者の増加を図ることが望ましい。 なお、上記については、平成 28 年度の施設カルテでも指摘されている。 品質・供給・財務の観点から、一次評価では『C:用途変更・移転』と評価されている。理由は、「新しい建築物ではあるが、利用率が低く、同分類施設で比較しても利用者 1 人当たり市負担額が高い」(平均の 3 倍強)とされており、利用率向上に向けた取組の必要性がうたわれている。 しかし、二次評価は、「利用者数及び継続経費の面で効率が悪いが、男木島のシンボルとして、また、芸術家のアート作品として高く評価されている」との理由で、『A:継続』とされており、当時の主管課もこの評価を了とし、最終評価は『A:継続』となっている。

一次評価

施設評価シート

平成28年度

施設コード	110	利用用途別分類	集会施設
施設名	高松市男木交流館	利用圏域別分類	未設定
評価指標	一次評価	A: 継続 (品質: 平均点以上、供給・財務: 平均点以上) B: 改修・転用 (品質: 平均点未満、供給・財務: 平均点以上) C: 用途変更・移転 (品質: 平均点以上、供給・財務: 平均点未満) D: 廃止・統合 (品質: 平均点未満、供給・財務: 平均点未満)	C
	品質評価の評価値(偏差値)	58.8	
	供給評価の評価値(偏差値)	41.4	
	財務評価の評価値(偏差値)	32.3	
	品質評価	築10年未満の新しい建築物であるが、更新・修繕等を要する部位がある。	指標の結果
供給評価	同分類施設と比較すると、利用率は低い。今後、利用率の向上に関する取組等を行う必要がある。	指標の結果	評価指標 数値 偏差値 平均 建物1㎡当たり日利用者数 0.029 人/日 36.9 0.09806 人/日 利用率 0.151 比率 45.9 0.23678 比率 評価値 41.4
財務評価	同分類施設で比較すると、利用者1人当たり市負担額は高い。	指標の結果	評価指標 数値 偏差値 平均 建物1㎡当たりの市負担額 31.9 千円 42.7 20.1 千円 利用者1人当たり市負担額 3.0 千円 21.9 0.8 千円 評価値 32.3

二次評価

二次評価(A: 継続 B: 改修・転用 C: 用途変更・移転 D: 廃止・統合)	A
評価の理由	当施設は、利用者数及び継続経費の面で効率が悪いが、男木島のシンボルとして、また、芸術家のアート作品として高く評価されている。

二次評価に対する施設評価対象主管課の意見	
意見の理由	二次評価(案)をととする。
地理的な特性や特別な事情など	男木島地域において、瀬戸内国際芸術祭以外の期間にも多くの観光客を呼び込むため、市民及び男木島に訪れる人に憩いと交流の場を提供し、もって市民福祉の増進と離島地域の活性化に寄与する。

(出典: 高松市施設カルテ 男木交流館より一部抜粋)

その後現在まで8年近く、利用状況は特に変わっておらず、利用率は低いままである。

改善事項

本施設は芸術作品としての役割もあり、水盤(施設の周囲を囲う浅い水面)を維持するための経費も発生している。施設カルテの一次評価でも記載があるように、同分類施設で比較すると施設コストが高い。

積極的な情報提供と共に、芸術作品を借りられるという他にはない強み

	をもっとアピールすべきである。また、必需性分類においては、他の集会所等とは違い選択的な位置づけにあると考えられることから、料金についても他の施設に倣うのではなく、芸術作品の側面を持った貸館としてあるべき料金設定の再考が必要だと考える。
--	---

また、当該施設は、芸術性を有していることから、県立体育館のように長寿命化または解体の意思決定に時間を要する可能性がある。

建築家の丹下健三（1913～2005）が設計し、1964 年に完成した旧県立体育館は、老朽化に対応する耐震改修のめどが立たず、2014 年に閉館。県教委は利活用方法の検討を進めたが、23 年 2 月に解体方針を定めた。

県教委によると、5月末までに委託して行った解体工事の設計業務から、解体費用は現段階で 10 億円程度を見込んでいるという。

（出典：朝日新聞デジタル 令和6年6月 26 日「丹下健三氏の『船の体育館』、解体 10 億円見込み 香川県教委が試算」より一部抜粋）

離島での長寿命化のための維持補修や解体コストは船での輸送が必要なことからより高くなる可能性が高い。利用実態の把握を行った上で、長寿命化または解体にかかるコストを認識した上で、中長期的な視点での施設の有効活用を模索することが望まれる。

7 市民やすらぎ課

(1) 使用料徴収施設と管理体制

市民やすらぎ課にて使用料を徴収している施設は以下のとおりとなっている。使用料の類型としては、斎場使用料、墓園(墓地)使用料、福岡会館会議室等使用料、用地使用料の大きく4つとなっている。その中で斎場使用料は4つ、墓園(墓地)使用料は3つ、その他はそれぞれ1つの使用料科目となっている。

ア 斎場

施設名称	運営体制	指定管理期間
斎場公園	直営	—
やすらぎ苑	指定管理	令和5～9年度
牟礼斎場	直営	—
庵治斎場	直営	—

イ 墓園(墓地)

施設名称	運営体制	指定管理期間
平和公園墓園	直営	—
六ツ目公園墓園	直営	—
その他墓地(28箇所)	直営	—

ウ 会館

施設名称	運営体制	指定管理期間
福岡会館会議室	直営	—

(2) 斎場

ア 施設の概要

使用料名	① 斎場公園使用料 ② やすらぎ苑使用料 ③ 牟礼斎場使用料 ④ 庵治斎場使用料
所在地	① 高松市福岡町 ② 高松市香川町 ③ 高松市牟礼町 ④ 高松市庵治町
所管部署	市民やすらぎ課
根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律

根拠条例	高松市斎場条例
施設カルテに定める施設の目的	「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、適切に火葬を行うとともに、故人の最後の見送りの場を提供する。
施設の開場時間	休場日：1月1日及び市長が定める日 開場時間：午前8時30分～午後5時
施設カルテの更新状況	平成29年度に作成して以降、更新していない。

イ 施設の利用状況（各年度末における状況）

（ア）各施設単独の利用状況

① 斎場公園

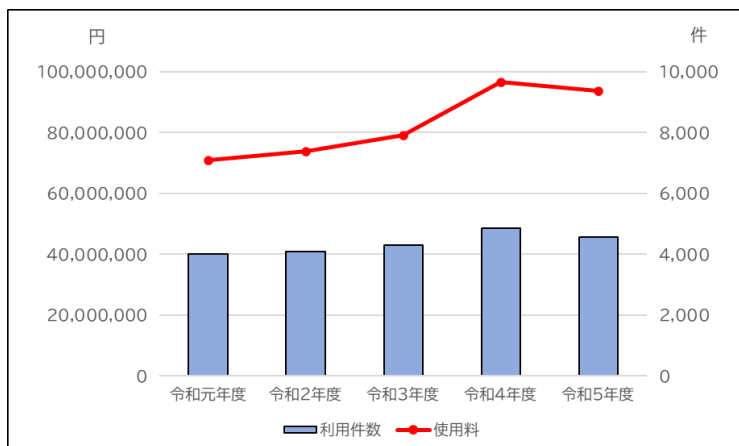
【火葬】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	70,867,250	73,769,000	79,117,000	96,607,250	93,614,250
件数(件)	4,019	4,084	4,289	4,847	4,556

【式場】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	33,000	—	—	165,000	99,000
件数(件)	1	—	—	5	3

【図表 38】使用料及び利用件数の推移(火葬)



② やすらぎ苑

【火葬】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	6,900,500	6,640,000	6,940,000	8,860,000	9,205,000
件数(件)	373	343	351	379	461

【告別式】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	778,660	628,400	251,360	314,200	377,040
件数(件)	25	20	8	10	12

【通夜】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	1,520,490	1,170,270	259,620	563,380	788,700
件数(件)	24	19	5	10	11

【待合室】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	71,540	56,340	25,040	31,300	37,560
件数(件)	23	17	8	10	12

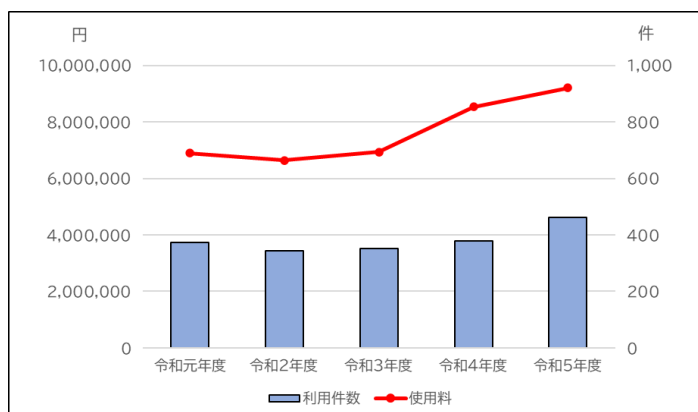
【霊安室】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	10,280	57,460	—	48,850	10,470
件数(件)	1	4	—	4	1

【動物炉】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	9,815,330	8,615,230	9,761,590	9,719,590	9,107,220
件数(件)	758	655	734	736	698

【図表 39】使用料及び利用件数の推移(火葬)



③ 牟礼斎場

【火葬】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	465,000	240,000	220,000	225,000	240,000
件数(件)	35	17	15	13	12

【本館式場】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	—	10,460	—	—	—
件数(件)	7	5	—	—	—

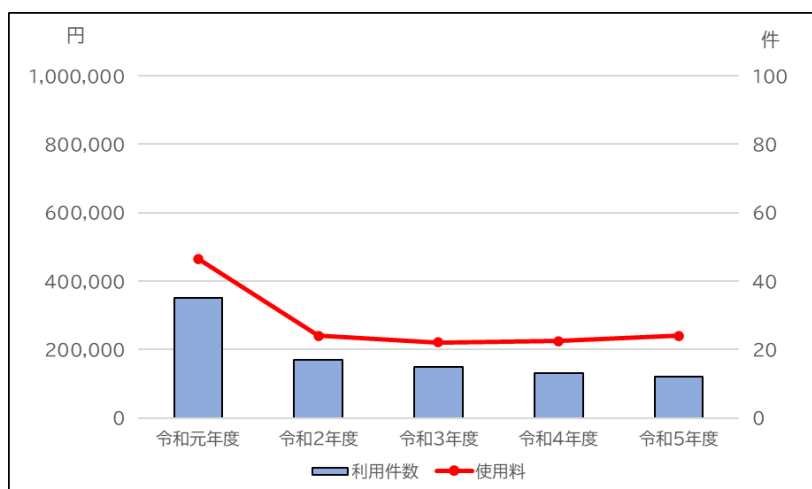
【別館式場】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	—	—	—	36,630	—
件数(件)	1	—	2	1	—

【待合室】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	—	—	—	—	—
件数(件)	7	—	—	—	—

【図表 40】使用料及び利用件数の推移(火葬)



④ 庵治斎場

【火葬】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	280,000	410,000	630,000	1,125,000	1,170,000
件数(件)	34	39	49	65	56

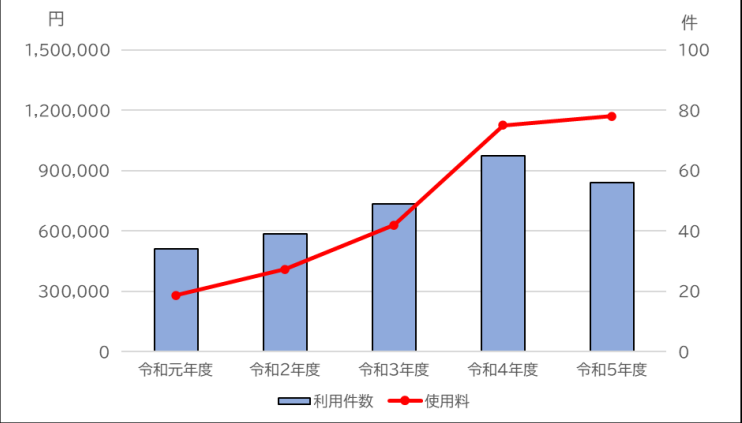
【式場】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	326,200	204,060	281,620	539,080	586,240
件数(件)	16	15	21	20	16

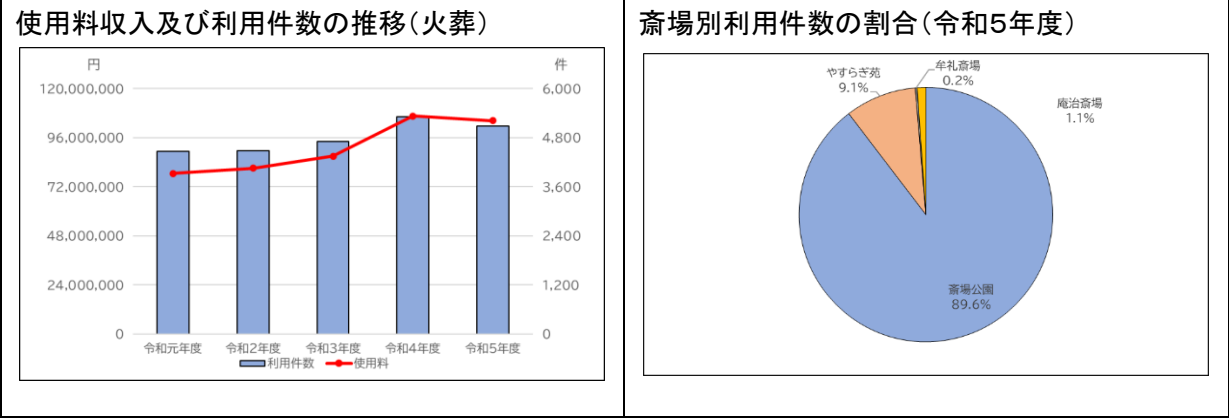
【待合室】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	38,870	44,420	91,470	120,220	146,330
件数(件)	8	9	11	17	16

【図表 41】使用料及び利用件数の推移(火葬)



(イ) 市全体の状況



高松市全体の火葬利用推移は、市ホームページで公表されている年間死亡者数の推移と概ね比例関係にある。今後しばらくは高齢者数も増加していくことが見込まれるため、使用料、利用件数ともに増加傾向で推移すると予測される。

また、斎場別の利用件数については、斎場公園の利用が 90%を超えており、次いでやすらぎ苑、庵治斎場、牟礼斎場の順となっている。やすらぎ苑の利用が増加傾向にある要因としては、これまでは当該施設を使用していた(負担金を拠出していた)旧香川町、旧塩江町、旧香南町地域の住民に利用を限定していたが、令和5年度より利用制限の運用を見直したことに伴うものである。一方で、牟礼斎場は 0.2%、庵治斎場は 1.1%であり、利用件数が少ない状況となっている。

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル)	改定の検討は実施していない。
使用料最終改定年月日	最終改定年月日:平成 18 年1月 10 日

料金体系	下表「使用料一覧」のとおり					
使用料の内訳	火葬施設使用料 式場等使用料					
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	一部課税取引有 インボイス発行有					
納付方法について (現金収受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	令和5年度決済方法別の収納状況(金額単位:千円)					
	方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード
	金額	115,752	—	—	—	—
	件数	5,928	—	—	—	—
	割合	100%	—	—	—	—
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	有 施設ごとに事務フローを記載した資料を作成している。					

エ 使用料一覧

(ア) 火葬施設使用料 ※全斎場共通

区分		単位	使用料(円)	
			市内	市外
死体	大人(12歳以上)	1体	20,000	70,000
	小人(12歳未満)	1体	10,000	35,000
死産児		1胎	5,000	20,000
手術等肢体		1人につき	5,500	22,000
その他(産汚物、臓器等)		1件	2,750	11,000
備考)				
1 この表及び次項各号の表において、次の(1)から(3)までに掲げる区分ごとに、それぞれ(1)から(3)までに定めるところに該当するときは「市内」とし、該当しないときは「市外」とする。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める。 (1) 死体 死亡者が、死亡当時、本市に住所を有するとき、又は市外の福祉施設、病院等に入所、入院等をし、当該施設等に住所を有していた者で、喪主が本市に住所を有するとき。 (2) 死産児 分べん者が本市に住所を有するとき。 (3) 手術等肢体及びその他(産汚物、臓器等)本人が本市に住所を有するとき、又は病院等の事業所の所在地が本市の区域にあるとき。 2 「1件」とは、おおむね体積 20 リットル以内で梱包されたものをいう。				

(イ) 式場等使用料

① 斎場公園

施設名	使用単位	使用料(単位当たり)	
		市内	市外
式場	午前(午前9時～正午)	33,000 円	66,000 円
	午後(午後零時 30 分～午後3時 30 分)		
備考)使用料には、控室、祭壇、拡声装置等の使用料を含むものとする。			

② やすらぎ苑

施設名	使用単位		使用料	
			市内	市外
式場	告別式	1回(最初の1時間 30 分)	31,420 円	62,840 円
		1回(超過時間 30 分ごと)	10,470 円	20,940 円
	通夜	午後4時～翌日午前 10 時	41,900 円	83,800 円
		午前9時～翌日午前 10 時	56,560 円	113,120 円
		午後4時～翌々日午前 10 時	92,180 円	184,360 円
		午前9時～翌々日午前 10 時	106,850 円	213,700 円
	待合棟 待合室	1室	1回(最初の3時間)	3,130 円
		1回(超過時間 30 分ごと)	3,130 円	6,260 円
霊安室		1回(最初の 24 時間)	10,470 円	41,880 円
		1回(超過時間1時間ごと)	410 円	1,640 円
動物炉	犬猫等	収骨する場合	15,700 円	36,660 円
	1頭	収骨しない場合	10,470 円	31,410 円
備考)				
1 式場の使用料には、控室、祭壇、拡声装置等の使用料を含むものとする。				
2 式場を通夜に使用する場合において、使用単位の時間を超過したときは、超過時間 30 分までごとに、市内に該当するときは 2,080 円、市外に該当するときは 4,160 円を加算する。				
3 火葬時に待合棟待合室を使用する場合は、無料とする。				
4 動物炉を使用する場合において、犬猫等の所有者が本市に住所を有するときは「市内」とし、本市に住所を有しないときは「市外」とする。				

③ 牟礼斎場

施設名	使用単位	使用料	
		市内	市外
本館式場	1回(24 時間までごと)	5,230 円	10,460 円
別館式場	1回(最初の 24 時間)	15,700 円	31,400 円
	1回(超過時間 24 時間ごと)	10,470 円	20,940 円
待合室	1回(24 時間までごと)	5,230 円	10,460 円
備考)火葬時に待合室を使用する場合は、無料とする。			

④ 庵治斎場

施設名	使用単位	使用料	
		市内	市外
式場	1回(最初の 12 時間)	26,180 円	52,360 円
	1回(超過時間 12 時間ごと)	5,230 円	10,460 円
待合室	1回(最初の 24 時間)	5,230 円	10,460 円
	1回(超過時間 12 時間ごと)	2,610 円	5,220 円
備考)			
1 火葬時に待合室を使用する場合は、無料とする。			
2 式場の使用料には、控室の使用料を含むものとする。			

オ 受益者負担の状況事業コストに対する使用料の割合

令和5年度における受益者負担割合を、入手資料をもとに監査人により試算した。なお、減価償却費については担当課から情報が得られなかったため、令和4年度地方公会計の固定資産台帳データをもとに算出している。

① 斎場公園

項目	金額
使用料収入	93,713,250 円
事業コスト	
人件費	92,406,889 円
物件費	109,971,775 円
維持補修費	6,328,877 円
補助費等	—
公債費	—
減価償却費	30,120,116 円
収支金額	△145,114,407 円

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	39.2%
-------------------	-------

② やすらぎ苑

項目	金額
使用料収入	19,525,990 円
事業コスト	
人件費	—
物件費	41,159,991 円
維持補修費	1,078,000 円
補助費等	—
公債費	—
減価償却費	19,055,684 円
収支金額	△41,767,685 円

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	31.9%
-------------------	-------

③ 牟礼斎場

項目	金額
使用料収入	240,000 円
事業コスト	
人件費	480,000 円
物件費	1,980,229 円
維持補修費	493,350 円
補助費等	—
公債費	—
減価償却費	2,690,800 円
収支金額	△5,404,379 円

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	4.3%
-------------------	------

④ 庵治斎場

項目	金額
使用料収入	1,902,570 円
事業コスト	
人件費	1,534,176 円
物件費	3,628,928 円
維持補修費	1,210,880 円
補助費等	—
公債費	—
減価償却費	5,079,759 円
収支金額	△9,551,173 円

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	16.6%
-------------------	-------

本使用料におけるあるべき受益者負担割合は、火葬については 25%(必需性分類:必需的、市場性分類:中間的)であると考えられる。これを前提とした場合、斎場公園及びやすらぎ苑については同水準を満たしている。一方で、牟礼斎場及び庵治斎場については利用件数も少なく、同水準を下回っている。

また、本事業全体で試算した受益者負担割合は 36.4%であり、同水準を満たしている。

(ア) 使用料収納の状況(令和5年度)

①現年度調定額	115,381,810 円	③過年度調定額	—
②現年度収納額	115,381,810 円	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

現年度の調定額に対する収納率は 100%となっており、収納未済は発生していない。

(イ) 減免の状況(令和5年度)

減免額	—
件数	1

斎場公園において、行旅死亡人を要因とする減免が1件発生した。なお、令和4年7月までは市民葬儀制度を実施していたが、制度開始当初と比べ、葬儀の形態も大きく変化しており、定型的な葬儀スタイルが市民ニーズに沿わなくなっていることから、同年8月以降は、市民葬儀制度は廃止となった。

また、「高松市斎場条例」において減免の規定が存在する。

【参考】

(使用料の減免)

第5条の2

市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(出典：高松市斎場条例より一部抜粋)

(ウ) 減価償却費の内訳(令和4年度)

令和4年度高松市固定資産台帳における、当該事業に係る減価償却資産は以下のとおり。

施設名称	資産名称	勘定科目	減価償却費
斎場公園	事務所建(火葬場)	建物	26,729,140 円
	空調設備	建物附属設備	78,210 円
	温水器改修	建物附属設備	85,529 円
	収骨室空調設備	建物附属設備	3,181,701 円
	駐輪場屋根	工作物	100,047 円
やすらぎ苑	事務所建(火葬場)	建物	14,269,600 円
	モニュメント	建物附属設備	18,540 円

施設名称	資産名称	勘定科目	減価償却費
	囲障 大石積	工作物	513,233 円
	空調設備改修	工作物	4,254,311 円
牟礼斎場	事務所建(火葬場)	建物	2,690,800 円
庵治斎場	事務所建(火葬場)	建物	4,950,400 円
	小型エレベータ	建物附属設備	129,359 円

カ 利用者アンケート(意向)調査

やすらぎ苑においては、指定管理者によりアンケートを実施しており、随時対応可能なものから措置を実施している。一方で、その他3斎場については、アンケートは実施しておらず、利用者目線での課題事項の発見、サービス向上のためにアンケートは実施すべきである。

キ 現地実査

斎場運営状況を直接確認するため、やすらぎ苑にて現地実査を行った。主に現金の取扱いに係るヒアリング、及び使用料徴収伝票の確認を実施したが、サンプリング調査においても条例どおりに使用料の計算がされており、事務フローや保管状況に特段の問題は見られなかった。

ク 発見事項

No.52 【意見】	受益者負担割合が低い斎場が存在する。
内容	市の運営する斎場は4施設存在するが、牟礼斎場と庵治斎場については令和5年度における受益者負担割合が25%を下回っている状況である。 市全体においては、高齢者の増加に伴って需要も増加傾向で推移することが予測されるが、施設ごとに需要のバラつきがあることは明白である。
改善事項	市全体の需要と施設ごとの利用率を鑑み、特に受益者負担割合の低い施設については、在り方を検討されることが望ましい。 具体的には、牟礼斎場は築後46年、庵治斎場は築後28年経過することから、これらの斎場における大規模修繕等の多額の資金を要するタイミングを見越して実施されることが望ましい。

(3) 墓園(墓地)

ア 施設の概要

使用料名	① 平和公園墓園使用料 ② 六ツ目公園墓園使用料 ③ 墓地使用料
所在地	① 高松市三谷町・池田町 ② 高松市国分寺町 ③ 高松市 28 箇所(詳細は、下表参照。)
所管部署	市民やすらぎ課
根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律 地方自治法
根拠条例	高松市墓地公園条例(①②) 高松市墓地条例(③)
墓地、埋葬等に関する法律に定める施設の目的	墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること。
施設の開館時間	休日等なし ① 管理事務所 休館日:水曜日、12月29日～1月3日 開館時間:8:30～17:00
施設カルテの更新状況	① 令和2年度 ② 平成28年度 ③ 平成28年度(高松市浅野墓地公園のみ作成)

【図表 42】墓地使用料徴収対象の墓地一覧

名称	所在	名称	所在
摺鉢谷墓地	高松市宮脇町	焼野墓地	高松市牟礼町
宮脇町姥ヶ池墓地	高松市宮脇町	北三昧墓地	高松市牟礼町
姥ヶ池東墓地	高松市宮脇町	南三昧墓地	高松市牟礼町
姥ヶ池西墓地	高松市宮脇町	焼背ヶ原墓地	高松市牟礼町
紫雲墓地	高松市宮脇町	鎧田墓地	高松市牟礼町
峰山墓地	高松市西宝町	丹僧墓地	高松市牟礼町
本門院墓地	高松市西宝町	浜三昧墓地	高松市牟礼町
柳三昧北墓地	高松市桜町	鋸ノ鼻墓地	高松市牟礼町
柳三昧墓地	高松市桜町	西林寺墓地	高松市牟礼町
楠川墓地	高松市上福岡町	岡ノ山墓地	高松市牟礼町

名称	所在	名称	所在
沖松島墓地	高松市福岡町	田井墓地	高松市牟礼町
浅野墓地公園	高松市香川町	松井谷墓地	高松市牟礼町
新居大谷公園墓地	高松市国分寺町	久通墓地	高松市牟礼町
川西公園墓地	高松市国分寺町	北村共同墓地	高松市庵治町

イ 施設の利用状況(各年度末における状況)

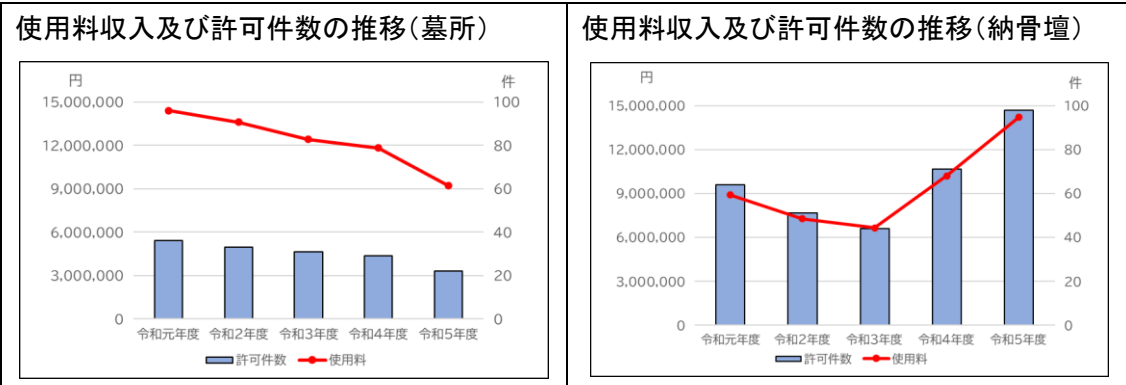
① 平和公園墓園使用料

【従来型墓所】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料収入(円)	14,400,000	13,600,000	12,400,000	11,800,000	9,200,000
件数	36	33	31	29	22
区画数	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387
使用数	6,071	6,051	6,033	6,009	5,962
使用率	95.1%	94.7%	94.5%	94.1%	93.3%

【納骨壇(合葬式墓地)】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料収入(円)		8,900,000	7,275,000	6,650,000	10,200,000	14,200,000
件数	1体用	39	32	28	41	56
	2体用	25	19	16	30	42
壇数	1体用	450	450	450	540	540
	2体用	360	360	420	420	420
使用数	1体用	334	362	386	423	476
	2体用	319	337	352	381	420
使用率	1体用	74.2%	80.4%	85.8%	78.3%	88.1%
	2体用	88.6%	93.6%	83.8%	90.7%	100.0%



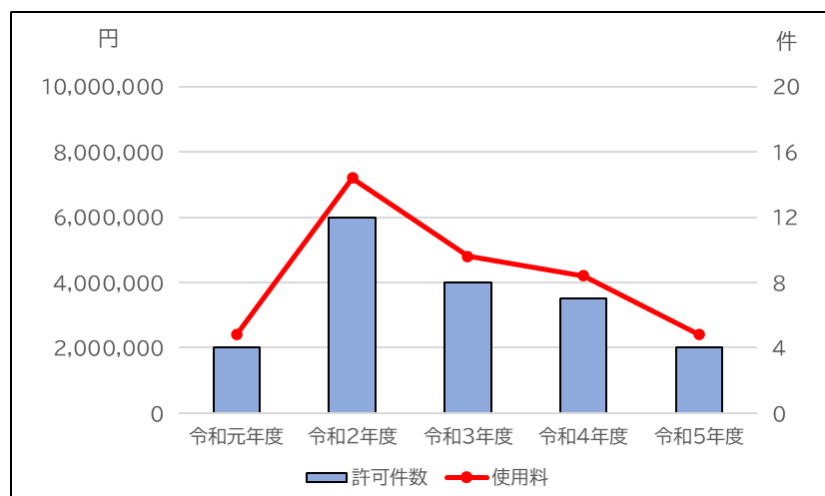
従来型墓所については、使用料収入・許可件数ともに減少傾向にあり、墓じまい等によって使用率も減少している。一方で、納骨壇については使用料収入・許可件数ともに急激な増加をしており、令和3年度から令和4年度にかけて壇数を増やしたものの、2体用は令和5年度末時点で使用率 100%となっている。

② 六ツ目公園墓園使用料

【従来型墓所】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料収入(円)	2,400,000	7,200,000	4,800,000	4,200,000	2,400,000
件数	4	12	8	7	4
区画数	375	375	375	375	375
使用数	220	231	239	245	249
使用率	58.7%	61.6%	63.7%	65.3%	66.4%

【図表 43】六ツ目公園墓園の使用料及び許可件数の推移



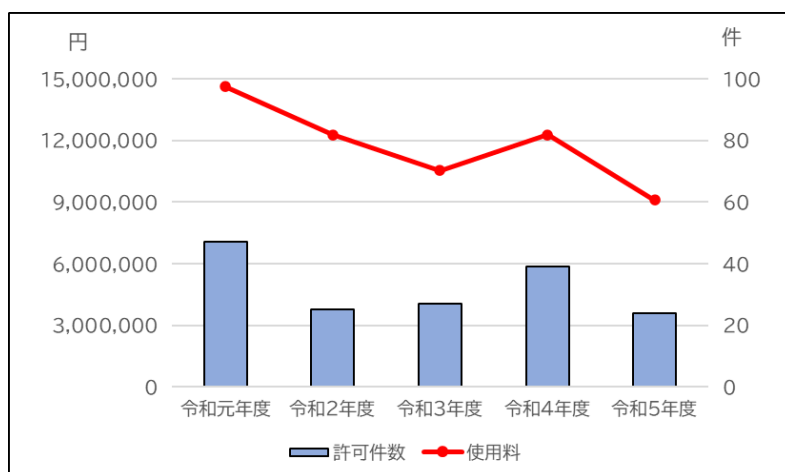
使用料収入・許可件数ともに減少傾向にはあるが、令和元年度と同水準であり、また、当該墓園は墓じまいも少なく使用率は上昇傾向にあるため、需要に大きな変化はないと考えられる。

③ 墓地使用料

【従来型墓地】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(円)	14,623,200	12,271,600	10,544,350	12,265,880	9,091,500
件数	47	25	27	39	24
区画数					31,525
使用数					23,779
使用率					75.4%

【図表 44】従来型墓地の使用料及び許可件数の推移



従来型墓地(28 箇所)の総計では、使用料収入・許可件数ともに減少傾向にあり、使用率は 75.4%となっている。

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	いずれも新たに墓地整備を行う都度、改定を実施。 最終改定 ① 平成 24 年 10 月 1 日 ② 平成 16 年度(合併以前) ③ 平成 28 年 10 月 1 日
料金体系	下表「使用料一覧」のとおり
使用料の内訳	墓園(墓地)使用料

消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	非課税 インボイス発行無																								
納付方法について (現金収受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QRコード決済、その他)	令和5年度決済方法別の収納状況(金額単位:千円) <table><tr><td>方法</td><td>現金</td><td>振込</td><td>カード</td><td>電子マネー</td><td>QRコード</td></tr><tr><td>金額</td><td>—</td><td>35,149</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>件数</td><td>—</td><td>143</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>割合</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード	金額	—	35,149	—	—	—	件数	—	143	—	—	—	割合	—	100%	—	—	—
方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード																				
金額	—	35,149	—	—	—																				
件数	—	143	—	—	—																				
割合	—	100%	—	—	—																				
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	有 募集要項にて代替している。																								

(ア) 使用料一覧

① 平和公園墓園使用料

		使用料	その他
従来型墓地		100,000 円/㎡	
納骨壇 (合葬式墓地)	1体用	100,000 円	延長 5,000 円/年
	2体用	200,000 円	延長 10,000 円/年

② 六ツ目公園墓園使用料

	使用料	その他
従来型墓地	150,000 円/㎡	

③ 墓地使用料

名称	地区	使用料	名称	地区	使用料
摺鉢谷墓地		165,000 円/㎡	西林寺墓地		2,000 円/㎡
姥ヶ池東墓地		189,000 円/㎡	岡ノ山墓地		2,000 円/㎡
焼野墓地		2,000 円/㎡	田井墓地		70,000 円/㎡
北三味墓地	A地区	2,000 円/㎡	松井谷墓地	A地区	2,000 円/㎡
	B地区	60,000 円/㎡		B地区	20,000 円/㎡
南三味墓地		2,000 円/㎡		C地区	50,000 円/㎡
焼背ヶ原墓地		2,000 円/㎡		D地区	70,000 円/㎡
鐙田墓地	A地区	2,000 円/㎡		E地区	70,000 円/㎡
	B地区	40,000 円/㎡		F地区	147,000 円/㎡

名称	地区	使用料	名称	地区	使用料
	C地区	70,000 円／m ²	久通墓地	A地区	2,000 円／m ²
丹僧墓地		2,000 円／m ²		B地区	30,000 円／m ²
浜三昧墓地	A地区	2,000 円／m ²	北村共同墓地		85,000 円／m ²
	B地区	35,000 円／m ²	浅野墓地公園		500,000 円／区画
	C地区	60,000 円／m ²	新居大谷公園墓地		350,000 円／区画
鋸ノ鼻墓地		2,000 円／m ²	川西公園墓地		295,000 円／区画

上記以外の市営墓地(9箇所) 90,000 円／m²

なお、従来型墓地については期間の定めはない。納骨壇については使用期間が20年となっており、申請を経てその期間を延長することができ、使用期間経過後、合葬室で永代に埋蔵される。

また、条例にて使用権の消滅についても以下とおり定められており、これに該当した場合は使用権を失い、市によって改葬することができると定められている。

【参考】高松市墓地公園条例、高松市墓地条例より一部抜粋

高松市墓地公園条例第15条・高松市墓地条例第13条

(使用権の消滅等)

次の各号のいずれかに該当する場合は、墓所の使用権は、消滅する。

- (1) 使用者が死亡し、当該使用者に代わって祭祀を主宰すべき者がいないとき。
- (2) 使用者が住所不明となって10年を経過したとき。

エ 受益者負担の状況事業コストに対する使用料の割合

墓地(園)使用料については、見直し基準に基づく使用料改定の対象ではなく、墓地整備時に要したコストを当該区画の面積で按分し、使用料として定めている。本監査においては、納骨壇(合葬式墓地)を対象に、その妥当性を検証した。

(ア) 整備コスト

項目	金額	備考
1 用地費	8,665,360 円	固定資産税評価額より算定
2 整備費		
監理監督委託料	1,500,000 円	
整備工事費用	77,675,000 円	納骨壇設置費を含む。
3 維持管理費等		
電気代等	2,400,000 円	20 年間の費用として算出
除草委託等	3,800,000 円	20 年間の費用として算出
人件費	1,500,000 円	20 年間の費用として算出
コスト合計	95,540,360 円	

上記コストを納骨壇整備予定数である 1,000 体で除し、1 体当たりのコストを算出したところ、95,540 円となった。これに対し、1 体当たりの使用料を 100,000 円として設定しており、受益者負担割合は 100%を満たしている。

(イ) 使用料収納の状況(令和5年度)

①現年度調定額	34,891,500 円	③過年度調定額	—
②現年度収納額	34,891,500 円	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

現年度の調定額に対する収納率は 100%となっており、収納未済は発生していない。

(ウ) 減免の状況(令和5年度)

減免事案は発生していないが、「高松市墓地公園条例」及び「高松市墓地条例」にて減免の規定は存在する。

【参考】

高松市墓地公園条例第 20 条・高松市墓地条例第 16 条

(使用料及び手数料の減免)

市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

(出典:高松市墓地公園条例、高松市墓地条例より一部抜粋)

(エ) 減価償却費の内訳(令和4年度)

令和4年度高松市固定資産台帳における、平和公園墓園に係る減価償却資産は以下のとおり。

施設名称	資産名称	勘定科目	減価償却費
平和公園墓園	合葬式墓地	建物	1,052,121 円
	モニュメント	建物附属設備	168,000 円

減価償却費は発生しているが、当初整備コストが既に使用料に含まれているため、償却費分も使用料として回収されるように設定されている。

オ 利用者アンケート(意向)調査

令和3年度に「墓地に関する市民意識調査」を実施しており、ここで墓地の形態についての調査を実施している。その結果、従来の墓地と回答した割合は 23%にとどまり、納骨堂や芝生型の墓地(樹木葬)、合葬式の墓地と回答した割合が59%となっており、市は「公営墓地で管理を必要としない墓地整備を望む声が大い」と結論付けている。

実際に納骨壇の申込は増加傾向にあることから、市は今後も新たな合葬式墓地の整備をはじめ墓地の在り方を検討していくとの回答を得た。

カ 発見事項

No.53 【意見】	納骨壇(合葬式墓地)新規整備の際には、納骨壇使用者の入れ替わりを想定に入れて、将来のあるべき姿を検討することが望ましい。
内容	納骨壇(合葬式墓地)については、20 年(延長の場合は最大 30 年)後に合葬式墓地にて永代に埋蔵される仕組みとなっている。このため、納骨壇に空きが発生することになり、その場合は新たな使用許可が可能となる。 この際は、さらに最大 30 年間の納骨壇使用が発生することになるが、納骨壇それぞれに使用開始時期や使用期間が異なるため、建物の老朽化が進行しても、その建物を維持し続けなければならない状況になると予測できる。 この場合、想定していない修繕費が発生する可能性がある。
改善事項	納骨壇の使用期間を定め、その使用期間から逆算して新規許可を停止する時期を設けるなど、今後納骨壇(合葬式墓地)整備の際には、将来的な事業継続リスクを想定してその運用を検討することが望ましい。

(4) 福岡会館会議室等

ア 施設の概要

使用料名	福岡会館会議室等使用料
所在地	高松市福岡町三丁目 31-18
所管部署	市民やすらぎ課
根拠法令	—
根拠条例	高松市墓地公園条例
条例に定める施設の目的	市民に集会、レクリエーション、文化等の場を提供し、市民福祉の増進に寄与する。(高松市墓地公園条例第1条より一部抜粋)
施設の開館時間	休館日: 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 12月29日から翌年1月3日 開館時間: 午前9時～午後9時
施設カルテの更新状況	平成28年度に作成以降、更新していない。

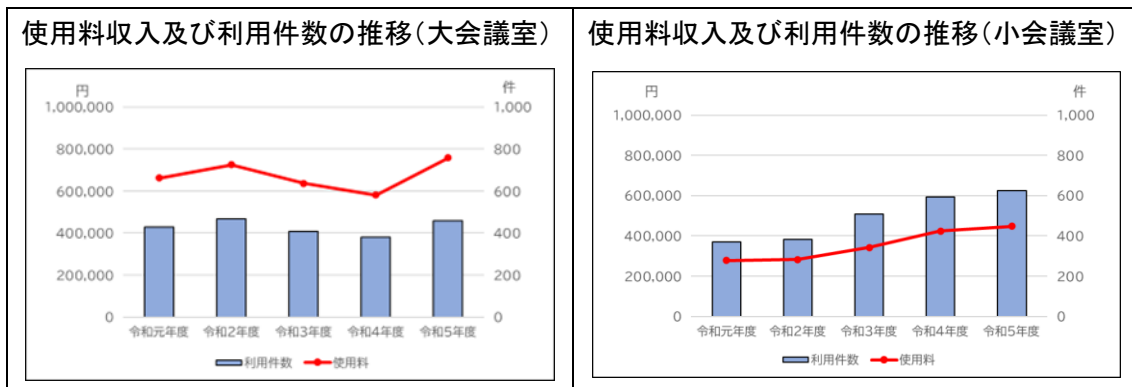
イ 施設の利用状況(各年度末における状況)

【大会議室】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料収入(円)	662,110	724,260	636,070	580,300	757,880
件数(件)	429	466	407	380	459

【小会議室】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料収入(円)	278,030	282,040	343,000	424,610	447,180
件数(件)	369	382	507	594	625



大会議室は使用料収入・利用件数ともに概ね横ばいで推移している。一方で、小会議室については増加傾向で推移している。

ウ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	見直し基準に基づいて3年ごとに改定検討を実施。 最終改定:令和元年 10 月1日 ※消費税増税に伴うもの					
料金体系	大会議室:午前・午後 1,040 円、夜間 1,580 円 小会議室:午前・午後 510 円、夜間 790 円 冷暖房使用料:施設使用料の2分の1					
使用料の内訳	会議室等使用料のみ					
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	消費税区分は課税であるが、利用者に課税業者がないため、インボイスについては発行していないとのことであった。					
納付方法について (現金收受、振込入金、カード決済、電子マネー決済、QR コード決済、その他)	令和5年度決済方法別の収納状況(金額単位:千円)					
	方法	現金	振込	カード	電子マネー	QRコード
	金額	1,205	—	—	—	—
	件数	1,084	—	—	—	—
	割合	100%	—	—	—	—
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	有 現地に処理マニュアルを備え付けている。					

エ 受益者負担の状況事業コストに対する使用料の割合

令和5年度における受益者負担割合を、入手資料をもとに監査人により試算した。尚、減価償却費については担当課から情報が得られなかったため、令和4年度地方公会計の固定資産台帳データをもとに算出している。

項目	金額
使用料収入	1,205,060 円
事業コスト	
人件費	10,987,098 円
物件費	1,986,020 円
維持補修費	683,430 円
補助費等	—
公債費	—
減価償却費	2,764,520 円
収支金額	△15,216,008 円

実際の受益者負担割合(収入÷支出)	7.3%
-------------------	------

令和5年度における受益者負担割合は 7.3%であった。本使用料におけるあるべき受益者負担割合は 50%で設定されているが、この水準を下回っている。

(ア) 使用料収納の状況(令和5年度)

①現年度調定額	1,205,060 円	③過年度調定額	—
②現年度収納額	1,205,060 円	④過年度収納額	—
②／①収納率	100%	③－④過年度収入未済額	—
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	—

現年度の調定額に対する収納率は 100%となっており、収納未済は発生していない。

(イ) 減免の状況(令和5年度)

減免額	444,410 円
件数	383 件

減免については、以下のとおり「高松市福岡会館条例」において規定されている。

【参考】

高松市福岡会館条例第5条

(使用料の減免)

市長は、必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(出典：高松市福岡会館条例より一部抜粋)

なお、事由別の減免額及び件数は以下のとおり。公共性又は公益上の理由とされている項目は、地元任意団体使用に係る減免となっている。

		減免額	件数
1	高松市の自己使用	5,120 円	9件
2	公共性又は公益上の理由	439,290 円	374 件

(ウ) 減価償却費の内訳(令和4年度)

令和4年度高松市固定資産台帳における、減価償却資産は以下のとおり。当会館については平成4年の開館であり、償却中の資産は建物だけとなっている。

資産名称	勘定科目	減価償却費
会館事務所建	建物	2,764,520 円

オ 発見事項

No.54 【指摘】	面積が明らかに異なる会議室にも関わらず、同額の使用料が設定されている。
内容	当会館には4つの小会議室があるが、面積の最も小さい会議室(25 m ²)と最も大きい会議室(63.35 m ²)の使用料が同額で設定されている。
改善事項	明らかに用途が異なる場合や、想定利用人数が同程度であることが見込まれる場合を除き、原則は面積によって使用料も異なるべきである。令和6年度に改定の検討が実施されており、当該概念も織り込んでいることは確認しているが、監査時点において改定は未実施であるため、指摘するものである。

8 市営住宅課

(1) 使用料徴収施設と管理体制

市営住宅課にて使用料を徴収している施設は市営住宅 51 団地（公営住宅 38、特定公共賃貸住宅4、単独住宅1、応急簡易住宅1、改良住宅5、更新住宅2）、及び市営住宅駐車場となっている。管理体制としては、市営住宅 51 団地の内改良住宅等 21 団地を市営住宅課が管理を担っているが、その他 30 団地の住宅については指定管理者に日常の施設管理・使用料徴収管理を委託している。

また、その他使用料収入として市営住宅用地使用料があるが、こちらは電柱使用料等の法令で定められた使用料を地方自治法に則って徴収している。

(2) 高松市市営住宅

ア 施設の概要

使用料名	高松市市営住宅使用料
所在地	高松市内 51 箇所
所管部署	市営住宅課
根拠法令	公営住宅法第 16 条
根拠条例	高松市市営住宅条例第 20 条
条例に定める施設の目的	国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするもの。（公営住宅法第1条）
施設カルテの更新状況	平成 27 年度と平成 31 年度に全ての団地分作成している。

イ 管理団地一覧 ※入居状況は令和6年4月1日時点

(ア) 公営住宅

所得が基準額以下の世帯のために国の補助金を受けて事業を実施する住宅

団地名	竣工年度	戸数	入居戸数	入居率
朝日町	昭和 41 年度～ 昭和 43 年度	72	51	70.8%
花園町	昭和 26 年度～ 昭和 27 年度	66	42	63.6%
木太町A	平成6年度～ 平成7年度	56	48	85.7%
木太町B	平成7年度	32	27	84.4%

団地名	竣工年度	戸数	入居戸数	入居率
木太町本村	昭和 35 年度～ 昭和 36 年度	54	43	79.6%
高松町	平成3年度～ 平成4年度	71	40	56.3%
水田	昭和 43 年度～ 昭和 45 年度	399	226	56.6%
高田北	昭和 40 年度～ 昭和 42 年度	28	4	14.3%
川東	平成 12 年度	36	29	80.6%
高田	昭和 41 年度～ 昭和 43 年度	97	27	27.8%
西宝町A	昭和 53 年度～ 昭和 54 年度	50	33	66.0%
西宝町B	昭和 51 年度～ 昭和 52 年度	56	34	60.7%
西宝町C	昭和 55 年度～ 昭和 57 年度	40	29	72.5%
旭ヶ丘	平成5年度	41	30	73.2%
宮脇町	昭和 48 年度～ 昭和 50 年度	60	43	71.7%
香西本町	平成8年度	36	27	75.0%
檀紙町	昭和 41 年度～ 昭和 43 年度	162	76	46.9%
石清尾	昭和 62 年度～ 平成元年度	72	54	75.0%
飯田町	昭和 37 年度～ 昭和 40 年度	270	98	36.3%
中野町	平成8年度	28	24	85.7%
上之町第Ⅰ住宅	平成 27 年度	44	43	97.7%
太田上町	平成4年度～ 平成5年度	48	38	79.2%
仏生山町	昭和 28 年度～ 昭和 29 年度	3	2	66.7%

団地名	竣工年度	戸数	入居戸数	入居率
寺井町	昭和 45 年度～ 昭和 48 年度	490	244	49.8%
すみれ	昭和 48 年度～ 昭和 57 年度	730	347	47.5%
屋島西町新浜	昭和 58 年度～ 昭和 63 年度	104	65	62.5%
川島東	昭和 58 年度	12	2	16.7%
前田	昭和 58 年度	12	11	91.7%
鹿角	昭和 60 年度	24	15	62.5%
西浦	昭和 61 年度	30	18	60.0%
上天神南	昭和 61 年度	24	14	58.3%
河北	平成 15 年度	6	2	33.3%
本町	平成 27 年度	9	5	55.6%
東山	平成 17 年度	8	3	37.5%
東山第2	平成 22 年度	8	5	62.5%
東山第3	平成 23 年度	8	4	50.0%
さくら	平成 21 年度	8	7	87.5%
香南町北部	昭和 60 年度～ 昭和 62 年度	10	8	80.0%

(イ) 特定公共賃貸住宅

一定の所得以上の中堅所得世帯のために、国の補助金を受けて事業を実施する住宅

団地名	竣工年度	戸数	入居戸数	入居率
旭ヶ丘(LSA)	平成5年度	1	0	0.0%
香西本町(LSA)	平成8年度	1	0	0.0%
中村	平成 10 年度～ 平成 12 年度	42	23	54.8%
北山	平成9年度	4	0	0.0%

(ウ) 単独住宅

所得額が基準額以下の世帯のために市が単独で事業を実施する住宅

団地名	竣工年度	戸数	入居戸数	入居率
北井	平成 17 年度	6	5	83.3%

(エ) 応急簡易住宅

戦時下の空襲などによる住宅困窮世帯を対象に、国の補助金を受けて事業を実施する住宅

団地名	竣工年度	戸数	入居戸数	入居率
松島町	昭和 35 年度	4	1	25.0%

(オ) 改良住宅

不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、改良住宅の建設により当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とした住宅

団地名	竣工年度	戸数	入居戸数	入居率
昭和	昭和 46 年度～ 昭和 49 年度	48	46	95.8%
上天神町	昭和 46 年度～ 昭和 53 年度	138	123	89.1%
川島南	昭和 49 年度～ 昭和 51 年度	34	23	67.6%
あかつき	昭和 50 年度～ 昭和 57 年度	352	305	86.6%
香南町北部	昭和 49 年度～ 昭和 54 年度	4	3	75.0%

(カ) 更新住宅

改良住宅が老朽化するなどしてさらに住宅の更新が必要となった場合に、改良住宅等建替事業として改良住宅の代替住宅として建築された住宅

団地名	竣工年度	戸数	入居戸数	入居率
香南町北部	平成 17 年度～ 令和2年度	35	35	100.0%
下向田	平成 18 年度～ 平成 20 年度	24	17	70.8%

ウ 施設の利用状況(各年度末における状況)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(千円)	521,444	510,987	502,130	493,036	480,455
総戸数	4,046	4,033	4,042	3,998	3,998
入居戸数	2,815	2,698	2,621	2,506	2,450
入居率	69.6%	66.9%	64.8%	62.7%	61.3%

エ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	公営住宅法及び施行令に基づき算出されるため、高松市として改定の検討は実施していない。 令和5年 10 月1日 (収入申告に基づく使用料改定※毎年実施)																				
料金体系	家賃＝①×②×③×④×⑤ ① 家賃算定基礎額…政令の定め ② 市町村立地係数…国土交通省の定め ③ 規模係数…政令の定め(床面積を 65 m ² で除した数) ④ 経過年数係数…国土交通省の定め(構造・経過年数に応じて1以下の係数) ⑤ 利便性係数…事業体(高松市)の定め(0.5～1.3)																				
使用料の内訳	市営住宅使用料																				
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	非課税(住宅のため)																				
納付方法について (納付書、コンビニ収納 (QRコード決済含む)、口座振替、その他)	令和5年度決済方法別の収納状況(金額単位:千円) <table><tr><td>方法</td><td>納付書</td><td>コンビニ収納</td><td>口座振替</td><td>その他</td></tr><tr><td>金額</td><td>54,887</td><td>66,350</td><td>264,449</td><td>100,042</td></tr><tr><td>件数</td><td>4,005</td><td>4,723</td><td>14,699</td><td>6,926</td></tr><tr><td>割合</td><td>11.3%</td><td>13.7%</td><td>54.4%</td><td>20.6%</td></tr></table>	方法	納付書	コンビニ収納	口座振替	その他	金額	54,887	66,350	264,449	100,042	件数	4,005	4,723	14,699	6,926	割合	11.3%	13.7%	54.4%	20.6%
方法	納付書	コンビニ収納	口座振替	その他																	
金額	54,887	66,350	264,449	100,042																	
件数	4,005	4,723	14,699	6,926																	
割合	11.3%	13.7%	54.4%	20.6%																	
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	有																				

オ 使用料の算出について

使用料は、上表『料金体系』のとおり決定される。

①家賃算定基礎額、②市町村立地係数、③規模係数、④経過年数係数は、国の定めに基づいて決定されているため、市で個別に設定する性質のものではない。

市で定めることができるのは⑤利便性係数であり、この算定においては『高松市市営住宅使用料算定に伴う利便性係数設定要領』に基づいており、毎年度 10 月 1 日現在において市営住宅の住棟・住戸ごとに設定される。

また、利便性係数は、以下のとおり複数の係数に分類される。

(ア) 立地利便係数

団地の敷地に係る固定資産税評価額を基準として市長が定めた数値。

《算式》

$$\frac{1}{10 - 7.5 \times L / L_{\max}} + 0.65$$

※L…当該団地の敷地における当該敷地の近傍類似の土地の固定資産税評価額（当該年度4月1日現在。小数点以下切捨て。）

L_{max}…当該年度の4月1日現在の高松市の行政区域の住宅地のうち、最も1平方メートル当たりの固定資産税評価額が高い地点における当該額（小数点以下切捨て）

つまり、仮に最も高い固定資産税評価額の高い地点に団地が存在した場合、立地利便係数は 1.05 となる。

(イ) 設備利便係数

当該住棟、ないしは当該住戸に備えられている設備によって増減する係数のことで、具体的な内容は下表のとおりとなっている。

設備	内容	設備利便係数
浴室・浴槽	浴室・浴槽及び風呂釜（給湯器）のない住戸	-0.04
	浴室のみのある住戸	-0.02
	浴室・浴槽のみある住戸	0
	浴室・浴槽及び風呂釜（給湯器）のある住戸	0.02
	浴室・浴槽及び3点給湯器のある住戸	0.04
便所	水洗便所	0
	汲み取り便所	-0.02
階段・エレベーター	エレベーターがあるか中層構造で2階以下	0
	エレベーターのない中層構造で3階部分	-0.01
	エレベーターのない中層構造で4階部分	-0.02
	エレベーターのない中層構造で5階部分	-0.05
附帯設備	全戸の世帯について駐車場の整備されている団地（駐車場使用料の額を定める団地を除く。）	0.03

(ウ) 大規模な修繕等の実施による利便性係数の補正

大規模な修繕等が実施された場合は、住戸又は住棟を単位として利便性係数を補正することができる、とされている。具体的な内容と数値は下表のとおりで、補正については1年度のみとされている。

修繕又は改修の区分		補正する数値
(1) 空室修繕(居住者の退去後に次の入居者のために実施する住戸の改修をいう。)	50万円を超え 100万円以下のもの	0.04
	100万円を超えるもの	0.06
(2) 住棟全体に係る修繕又は改修 (公営住宅整備事業等補助要領第2第7号に規定する特定工事に係るもの及び災害等によるものを除く。)	50万円を超え 100万円以下のもの	0.04
	100万円を超えるもの	0.06
(3) 設備利便係数に係る内容の変更を伴う改修		改修後の別表に規定する設備利便係数から改修前の同表に規定する設備利便係数を控除して得た数値

【図表 45】利便性係数一覧

団地名	利便性係数	団地名	利便性係数
朝日町	0.8～0.9	仏生山町	0.69～0.69
花園町	0.8～0.92	寺井町	0.68～0.89
木太町A	0.75～0.87	すみれ	0.73～0.9
木太町B	0.74～0.92	屋島西町新浜	0.74～0.9
木太町本村	0.78～0.89	川島東	0.85～0.92
高松町	0.8～0.92	前田	0.79～0.86
水田	0.7～0.9	鹿角	0.79～0.92
高田北	0.69～0.75	西浦	0.8～0.93
川東	0.75～0.85	上天神南	0.85～0.92
高田	0.69～0.81	河北	0.53～0.58
西宝町C	0.73～0.91	本町	0.59～0.66
西宝町B	0.78～0.9	東山	0.53～0.59
西宝町A	0.8～0.92	香南町北部	0.5～0.56
旭ヶ丘	0.84～0.94	北井	0.57～0.63

団地名	利便性係数	団地名	利便性係数
宮脇町	0.78～0.93	香南町北部(更新)	0.52～0.52
香西本町	0.76～0.88	下向田	0.53～0.59
檀紙町	0.7～0.88	さくら	0.53～0.53
石清尾	0.83～0.95	東山第2	0.53～0.53
飯田町	0.69～0.81	東山第3	0.53～0.53
中野町	0.81～0.91	上之町第1	0.84～0.84
太田上町	0.77～0.94		

(エ) 使用料算定に関するサンプリング調査

使用料が上記の基準に沿って算定されているか、「大規模改修実施」「収入分位変化なし」「収入分位上昇」「収入分位下落」の4パターンについて、各1件調査を実施したが、基準に沿って算定されていることが確認できた。

カ 使用料収納の状況(令和5年度) ※金額は千円単位

①現年度調定額	480,455	③過年度調定額	223,925
②現年度収納額	461,037	④過年度収納額	24,708
②／①収納率	95.96%	③－④過年度収納未済額	199,218
不納欠損額	1,210	最も古い債権年度	昭和 62 年度

現年度の調定額に対する収納率は 95.96%となっており、19,418 千円の収納未済が発生している。一方で、令和4年度以前に調定した過年度の収納状況については、収納率が 11.03%となっており、199,218 千円が未回収の状態である。

また、不納欠損額は 1,210 千円であり、過年度調定額に対する欠損率は 0.54%となっている。

キ 債権管理

現年の債権管理については、指定管理者である日本管財株式会社に委託しており、市は毎月当該業者からの報告を受けている。債権管理業務については、「高松市債権管理条例」に基づいて作成された「市営住宅使用料等滞納整理マニュアル」に則って実施しており、具体的なフローは以下のとおりとなっている。

① 使用料等の納付期限	
② 督促状送付	納付期限までに入金確認が出来ない場合は、納付期限後 20 日以内に督促を督促状にて実施。
③ 催告書送付	累積3カ月以上の滞納が発生した場合、収納会議で協議後、市の承認を得て名義人及び連帯保証人に対し催告を催告書にて実施。 なお、文書催告による請求とともに、次の催告を行い、滞納の解消を図る。 (1) 電話による催告 (2) 臨戸訪問による催告 (3) 納付折衝(納付計画・分納誓約書)
④ 法的処置	再三の催告・指導に応じない者、誓約等を履行しない者に対しては、法的処置を検討する。 支払い請求調定等の条項違反となる者についても、速やかに報告し、市が行う強制執行申立て・入居許可取消し等を実施する。 入居許可取消しを行ったにも関わらず、不法に占有する者に対しては、市の申し立てる明渡し請求の訴訟等を実施する。

なお、令和5年度時点における滞納債権の状況は以下のとおりとなっている。

現年／過年	滞納世帯数	滞納月数	金額(円)
現年度未収額	275	1,769	19,213,973
過年度未収額	604	19,285	198,869,916

※現年度と過年度で重複している世帯あり。また、退去済世帯に対する情報も含まれている。

また、直近5か年における不納欠損の状況は以下のとおりとなっている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金額(円)	6,678,048	11,726,607	8,246,786	1,460,580	1,210,161
件数(件)	217	839	458	203	103

ク 減免の状況(令和5年度)

使用料の減免については、高松市市営住宅使用料等の減免及び徴収猶予取扱要領(以下「要領」という。)に基づいて実施している。令和5年度における減免事由と件数、金額は以下のとおりとなっており、いずれも要領に沿った手続となっている。

減免事由	件数	減免金額(円)
要領第2条1項	3	687,000
要領第2条2項	23	2,936,200
要領第2条3項	1	24,000
要領第2条4項	0	0
要領第2条5項	21	1,457,400
要領第2条6項	111	20,260,200
合計	159	25,364,800

※各事由の詳細(要領を一部加工、抜粋)

- 要領第2条第1項
生活保護法に規定する被保護者である入居者が、疾病等による長期入院加療等のため生活扶助が停止された場合。
- 要領第2条第2項
入居者の収入が公営住宅法施行令に規定する最小額の入居者の収入より著しく低額となり、申請前1年間の平均収入月額が、生活保護法の規定に基づく生活扶助基準額と教育扶助基準額との合計額に生活扶助基準額の 20 パーセントに相当する額及び住宅使用料の額を加えて得た額に満たない場合で、将来にわたり収入の増加の見込みがないとき。
- 要領第2条第3項
入居者又は同居者が疾病にかかったとき。
- 要領第2条第3項
入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- 要領第2条第5項
入居者の収入が失業等により減少したと認められ、当該収入に基づき算定した使用料の額が、入居者に通知した住宅使用料の額より低いとき。
- 要領第2条第6項
収入の申告がないため、条例第 20 条ただし書きの規定により住宅使用料を算定された入居者から収入の申告があり、当該収入の申告により認定した収入に基づき算定した住宅使用料の額が同項ただし書きの規定によって算定した住宅使用料の額より低いとき。

ケ 発見事項

No.55 【指摘】	大規模修繕等による補正が1年間限りとなっている。
内容	大規模修繕等に伴う利便性係数の補正は、0.04もしくは0.06のいずれかとなっているが、その補正が適用されるのは、その計算に必要な期間や通知等に要する期間を考慮して、改修実施から2～3年後の1年間限りとなっている。修繕による効果は内容によって異なるが、その恩恵を受ける期間を鑑みれば、補正が実施される期間が1年限りという事実は実態とそぐわないように感じられる。 例えば、収入分位が1分位(月収 10.4 万円以下)で、経過年数 20 年、面積 65 m²の住戸で1戸当たり修繕費が 100 万円超の場合、[家賃算定基礎額]34,400 円×[高松市立地係数]1.1×[規模係数]1×[経過年数係数]0.922×0.06 で月額 2,093 円の賃料増加となる。年間に換算すると、25,116 円であり、仮に修繕費を 100 万円とした場合でも、約 2.5%の負担に留まることになり、残りの 97.5%が市の公費負担となる。 令和4年3月に策定されている「高松市市営住宅長寿命化計画」においても、令和 13 年度までに管理戸数の4割が耐用年限を迎え、大量の老朽住戸の更新が必要となり、現状確保可能な財源では不足することが予測されている。
改善事項	大規模修繕等による利便性係数の補正は、1年間限りとするのではなく、複数年にわたって徴収できるよう、受益者負担、公平性の観点からも十分に検討すべきである。

No.56 【指摘】	債権管理マニュアルが機能していない。
内容	令和元年から令和5年度の収納未済額(現年・過年度)の総額は増加傾向にあり、回収が進んでいない状況にある。 債権管理は、主に滞納整理マニュアルに基づいて指定管理者が実施しているが、特に累積3カ月滞納者に対しての催告状送付以降、法的処置の検討に至るまでのプロセスが明確化されておらず、長期滞納者へのアプローチが不足していると感じられる。その結果、滞納者における滞納の事実や納付に対する意識が希薄になり、回収が進んでいないことが懸念される。
改善事項	債権管理マニュアルの改定を検討すべきである。 具体的には、滞納の状況別の対応フローを見直し、指定管理者と市営住宅課の役割を明文化すべきである。 また、個々の滞納に至った事情を分析し、ケースごとの対応について整理し、極力例外措置を避けるべきである。

No.57 【意見】	利便性係数の上限が市の定めることのできる上限に達していない。
内容	事業体の定めることのできる利便性係数は、0.5～1.3 の間で設定することが可能であるが、現行の設定要領に基づけば、最も高い係数で以下のとおり 1.24 となる。 ・ 利便立地係数…1.05 ※当該団地立地が最も固定資産評価額の高い土地の場合 ・ 設備利便係数…0.07 ・ 大規模修繕等による補正…0.12 ※空室修繕・住棟修繕の場合 上記のとおり、想定されうる係数が最大値に満たない。
改善事項	市の所在地に対する補正は市町村立地係数で、住戸の面積は規模係数、築年数は経過年数係数で定められており、市の中における利便性や設備以外については、国の示す基準で既に考慮されている。 このため、市が定めることのできる利便性係数の最大値は、1.3%であるべきであり、立地・設備が恵まれた環境にある住棟・住戸でもその最大値を徴収できない状況となっている。 利便性係数の最大値を 1.3 となるように設定し、そこから住棟・住戸の状況に応じて減算する仕組みを検討することが望まれる。

(3) 市営住宅駐車場

ア 施設の概要

使用料名	高松市市営住宅駐車場使用料
所在地	高松市内 21 箇所
所管部署	市営住宅課
根拠法令	地方自治法第 238 条
根拠条例	高松市市営住宅条例第 58 条
施設カルテの更新状況	駐車場については作成していない。

イ 管理駐車場一覧

(ア) 公営住宅

団地名	区画数	団地名	区画数
木太町A	48	上之町第Ⅰ団地	52
木太町B	25	太田上町	38
高松町	60	寺井町	388
水田	142	屋島西町新浜	76
川東	36	河北	9
旭ヶ丘	33	本町	9
香西本町	23	東山	12
石清尾	47	東山第3	11
中野町	17	さくら	10

(イ) 特定公共賃貸住宅

団地名	区画数	団地名	区画数
中村	85	北山	8

(ウ) 更新住宅

団地名	区画数
下向田	40

ウ 施設の利用状況(各年度末における状況)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(千円)	23,326	22,961	22,466	21,179	20,003
総区画数	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181
契約区画数	757	708	—※	643	637
利用率	64.1%	60.0%	—※	54.5%	54.2%

※令和3年度における契約区画数は算出していない。

エ 使用料金の状況(詳細)

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	各団地が整備された際に駐車場料金を決定し、それ以降は使用料の改定は実施されていない。				
料金体系	下表「駐車場金一覧」のとおり				
使用料の内訳	市営住宅駐車場使用料				
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	非課税(住宅に付随する駐車場のため)				
納付方法について (納付書、コンビニ収納、 口座振替、その他)	令和5年度決済方法別の収納状況(金額単位:千円)				
	方法	納付書	コンビニ収納	口座振替	その他
	金額	2,339	4,472	13,721	83
	件数	1,033	1,593	5,252	28
	割合	11.3%	21.7%	66.6%	0.4%
徴収事務に関する事務処理マニュアルの有無	有				

オ 駐車料金一覧

団地名	区画数	月額使用料(円)
木太町A	48	3,000
木太町B	25	3,000
高松町	60	2,500
水田	142	2,700(2,200)
川東	36	2,000
旭ヶ丘	33	4,000
香西本町	23	3,000
石清尾	47	4,000
中野町	17	6,000
上之町第Ⅰ団地	52	4,700
太田上町	38	3,000
寺井町	388	2,400(1,900)
屋島西町新浜	76	2,400(1,900)
河北	9	1,000
本町	9	1,000
東山	12	1,000
東山第3	11	1,000
さくら	10	1,000
中村	85	1,000
北山	8	1,000
下向田	40	1,000

※()内は軽区画の駐車料金

カ 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

使用料の設定については、高松市市営住宅条例に以下のとおり考え方が定められている。

(使用料)

第58条 駐車場の使用料は、近傍同種の民間の駐車場の駐車料を限度として、地代相当額、整備費用、管理事務費等の必要経費を勘案の上、市長が定める。

本使用料については使用料改定検討の実績がないため、直近で使用料の算定を実施した上之町第Ⅰ住宅駐車場の算定根拠資料を入手し、条例への適合状況を検討した。

(ア) 算出基準額(1区画当たり)

区 分		工 事 費		土地取得造成費	
a	総額	a1	148,188	a2	0
b	補助額	b1	0	b2	0
c	無利子貸付	c1	0	c2	0
d	事業主体負担額	d1	148,188	d2	0
e	家賃収入補助額	e1	0	e2	0
備 考		地代相当額: $61,715 \times 12.5 \text{ m}^2 = 771,438$			

(イ) 償却費の乗率

償却期間 20 年	償却率 0.05000
-----------	-------------

(ウ) 月額限度額

費 目		算出根拠	月額
A	償却費	$148,188 \times 0.05 \times 1 / 12$	617
B	修繕費	$148,188 \times 2.2 / 100 \times 1 / 12$	271
C	管理事務費	$148,188 \times 0.31 / 100 \times 1 / 12$	38
D	損害保険料		0
E	地代相当額	$771,438 \times 6 / 100 \times 1 / 12$	3,857
F	市町村交付額		0
月額限度額		A+B+C+D+E+F	4,783
月割決定額			4,700

※修繕費の $2.2 / 100$ 、管理事務費の $0.31 / 100$ については、公営住宅法施行令に定める木造の住宅区分を適用している。

※近傍同種の民間の駐車場の駐車料・・・5,000 円(三条、東ハゼ、伏石)

検討の結果、必要経費は勘案されており、また近傍同種の民間の駐車場の駐車料とほぼ同額であり、かつそれを限度とする条例にも抵触していないことが確認できた。

キ 使用料収納の状況(令和5年度) ※金額は円単位

①現年度調定額	20,002,813	③過年度調定額	5,931,958
②現年度収納額	19,588,167	④過年度収納額	1,026,773
②／①収納率	97.9%	③－④過年度収納未済額	4,905,185
不納欠損額	0	最も古い債権年度	平成7年度

令和5年度における使用料収納状況は、現年度調定に対する収納未済額が 414,646 円発生しており、過年度収納未済については 4,905,185 円が未回収のままとなっている。

また、令和5年度においては、不納欠損処理は行っていない。

ク 債権管理

駐車場使用料の債権管理は、住宅使用料と同様に指定管理者に委託し「市営住宅使用料滞納整理マニュアル」に則って実施している。

なお、令和5年度時点における滞納債権の状況は以下のとおりとなっている。

現年／過年	滞納世帯数	滞納月数	金額(円)
現年度未収額	54	181	409,446
過年度未収額	102	2,150	4,884,785

※現年度と過年度で重複している世帯あり。また退去済世帯に対する情報も含まれる。

また、直近5か年における不納欠損の状況は以下のとおりとなっている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金額(円)	235,103	344,388	142,500	57,000	0
件数(件)	79	167	108	19	0

ケ 減免の状況(令和5年度)

本使用料については、減免は想定されておらず規程も存在しない。

コ 発見事項

No.58 【指摘】	使用料と近傍同種の民間の駐車料金が著しく乖離している駐車場が存在する。																																																																		
内容	使用料は、「近傍同種の民間の駐車場の駐車料を限度として、地代相当額、整備費用、管理事務費等の必要経費を勘案の上」定めるものとされている。つまり、近傍同種の民間の駐車料金を上限とする必要がある。 そこで、以下 12 の駐車場について、情報を入手した。 <table><tr><td>区分</td><td>新浜</td><td>石清尾</td><td>高松町</td><td>太田上町</td><td>旭ヶ丘</td><td>木太町A</td></tr><tr><td>決定額</td><td>2,500</td><td>4,000</td><td>2,500</td><td>3,000</td><td>4,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td rowspan="3">近隣駐車料金</td><td>3,000</td><td>8,000</td><td>4,000</td><td>3,000</td><td>8,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>4,000</td><td>8,000</td><td>5,000</td><td>4,000</td><td>9,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>5,000</td><td>9,000</td><td>5,000</td><td>4,000</td><td>9,000</td><td>6,000</td></tr><tr><td>区分</td><td>木太町B</td><td>中野町</td><td>香西本町</td><td>水田</td><td>川東</td><td>寺井</td></tr><tr><td>決定額</td><td>3,000</td><td>6,000</td><td>3,000</td><td>2,700</td><td>2,000</td><td>2,400</td></tr><tr><td rowspan="3">近隣駐車料金</td><td>3,000</td><td>8,000</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>5,000</td><td>10,000</td><td>4,000</td><td>4,000</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>6,000</td><td>11,000</td><td>4,500</td><td>5,000</td><td>4,000</td><td>4,000</td></tr></table> 全て近傍の民間の駐車料金を収まっており、条例に違反している物件はない。しかしながら、石清尾や旭ヶ丘などは近隣駐車場の最も低い料金と比較して半額であり、著しく低い価格となっている。	区分	新浜	石清尾	高松町	太田上町	旭ヶ丘	木太町A	決定額	2,500	4,000	2,500	3,000	4,000	3,000	近隣駐車料金	3,000	8,000	4,000	3,000	8,000	3,000	4,000	8,000	5,000	4,000	9,000	5,000	5,000	9,000	5,000	4,000	9,000	6,000	区分	木太町B	中野町	香西本町	水田	川東	寺井	決定額	3,000	6,000	3,000	2,700	2,000	2,400	近隣駐車料金	3,000	8,000	3,000	3,000	3,000	3,000	5,000	10,000	4,000	4,000	3,000	3,000	6,000	11,000	4,500	5,000	4,000	4,000
区分	新浜	石清尾	高松町	太田上町	旭ヶ丘	木太町A																																																													
決定額	2,500	4,000	2,500	3,000	4,000	3,000																																																													
近隣駐車料金	3,000	8,000	4,000	3,000	8,000	3,000																																																													
	4,000	8,000	5,000	4,000	9,000	5,000																																																													
	5,000	9,000	5,000	4,000	9,000	6,000																																																													
区分	木太町B	中野町	香西本町	水田	川東	寺井																																																													
決定額	3,000	6,000	3,000	2,700	2,000	2,400																																																													
近隣駐車料金	3,000	8,000	3,000	3,000	3,000	3,000																																																													
	5,000	10,000	4,000	4,000	3,000	3,000																																																													
	6,000	11,000	4,500	5,000	4,000	4,000																																																													
改善事項	条例においては、近傍の民間の駐車料金を上限とする旨の定めはあるが、必要経費以上の使用料としてはならないという定めは存在しない。 このため、近傍の民間の駐車料金と比較して著しく低い使用料となっている駐車場については、使用料金額の改定を検討すべきである。																																																																		

9 市場管理課

(1) 施設の概要

使用料名	① 卸売業者市場使用料 ② 仲卸業者市場使用料 ③ 卸売業者売場使用料 ④ 仲卸業者売場使用料 ⑤ 関連事業者売場使用料 ⑥ 買荷保管所又は買荷積込所使用料 ⑦ 業者事務所使用料 ⑧ バナナ発酵室使用料 ※令和6年度以降なし ⑨ 倉庫使用料 ⑩ 金融機関施設使用料 ※令和5年度以降なし ⑪ 会議室使用料 ⑫ 冷蔵庫使用料 ⑬ 土地使用料 ⑭ 福利厚生施設(休養室)使用料 ⑮ 屋上駐車場使用料 (出典:市場概要令和6年度版)								
所在地	高松市中央卸売市場(農林水産大臣の認定) 開設は昭和 42 年3月1日(全国 25 番目) <table border="1" data-bbox="579 1704 1353 1995"> <thead> <tr> <th>棟名(建築年)</th><th>住所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理棟(昭和55年)</td><td>高松市瀬戸内町30番5号</td></tr> <tr> <td>青果棟(昭和52年)</td><td>高松市瀬戸内町40番12号※ ※令和7年4月～:新青果棟(高松市朝日町3丁目8番25号)へ</td></tr> <tr> <td>水産物棟(昭和55年)</td><td>高松市瀬戸内町30番5号</td></tr> </tbody> </table>	棟名(建築年)	住所	管理棟(昭和55年)	高松市瀬戸内町30番5号	青果棟(昭和52年)	高松市瀬戸内町40番12号※ ※令和7年4月～:新青果棟(高松市朝日町3丁目8番25号)へ	水産物棟(昭和55年)	高松市瀬戸内町30番5号
棟名(建築年)	住所								
管理棟(昭和55年)	高松市瀬戸内町30番5号								
青果棟(昭和52年)	高松市瀬戸内町40番12号※ ※令和7年4月～:新青果棟(高松市朝日町3丁目8番25号)へ								
水産物棟(昭和55年)	高松市瀬戸内町30番5号								

	加工水産物棟(昭和54年)	高松市瀬戸内町30番75号
	関連商品売場棟(昭和54年)	高松市瀬戸内町30番73号
	高松市公設花き地方卸売市場(香川県知事の認定)	
	棟名	住所
	管理棟(昭和55年)	高松市瀬戸内町30番5号
	花き棟(昭和60年)	高松市西町12番1号
	(出典:市場概要令和6年度版)	
所管部署	市場管理課	
根拠法令	卸売市場法及び同施行規則	
根拠条例	高松市中央卸売市場業務条例及び同条例施行規則 花き部は、高松市公設花き地方卸売市場業務条例及び同条例施行規則	
条例に定める施設の目的	卸売市場は、毎日の生活に欠くことのできない生鮮食料品等(魚類、野菜、果実及びこれらの加工品、花き)の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市民等の生活の安定に資する。 (流通経路について) (出典:市場概要令和6年度版)	

	市においては、第三者販売及び直荷引の取引制限は行っていない。																																					
施設の開場期間	以下休場日及び臨時休業を除き、原則として毎日開場することとしている。 (1) 休業日 ① 日曜日(但し、1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日は除く) ② 1月2日から1月4日まで及び12月31日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 (2) 開場時間 午前0時から午後12時まで (3) 販売開始時刻及び終了時刻 <table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">部門</th><th colspan="2">相対取引</th><th colspan="2">せり売</th></tr> <tr> <th>開始時刻</th><th>終了時刻</th><th>開始時刻</th><th>終了時刻</th></tr> <tr> <td colspan="2">水産物部</td><td>午前0時</td><td>午後12時</td><td>午前5時30分</td><td>午前10時</td></tr> <tr> <td rowspan="2">青果部</td><td>野菜</td><td>午前0時</td><td>午後12時</td><td>午前6時30分</td><td>午前10時</td></tr> <tr> <td>果実</td><td>午前0時</td><td>午後12時</td><td>午前7時00分</td><td>午前10時</td></tr> <tr> <td colspan="2">花き部</td><td>午前0時</td><td>午後12時</td><td>午前7時30分</td><td>午後2時</td></tr> </table>					部門		相対取引		せり売		開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻	水産物部		午前0時	午後12時	午前5時30分	午前10時	青果部	野菜	午前0時	午後12時	午前6時30分	午前10時	果実	午前0時	午後12時	午前7時00分	午前10時	花き部		午前0時	午後12時	午前7時30分	午後2時
部門		相対取引		せり売																																		
		開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻																																	
水産物部		午前0時	午後12時	午前5時30分	午前10時																																	
青果部	野菜	午前0時	午後12時	午前6時30分	午前10時																																	
	果実	午前0時	午後12時	午前7時00分	午前10時																																	
花き部		午前0時	午後12時	午前7時30分	午後2時																																	
施設カルテ等の更新状況	施設カルテを確認したところ、産業振興施設分類の施設(施設コードNo413)として整理されており、令和2年度時点でB改修・転用の評価となっている。 平成23年10月から施設の老朽化による耐震診断を実施し、市場再整備の方向性が確定。その後、高松市中央卸売市場再整備基本構想・基本計画(平成27年12月。以下「基本計画」という。)を策定し、現地整備案と移転整備案を比較検討した結果、青果棟は除却、かつ移転整備を行い、水産物棟及び関連施設の施設整備及び運営については、民間手法の活用を視野に入れた検討を行った上で継続使用、花き棟は継続使用することとしている。																																					

中央卸売市場とは、卸売市場法施行規則で定める基準(野菜及び果実の施設規模が10,000 m²以上、生鮮水産物の施設規模が10,000 m²以上など)に該当するものであって、卸売市場法第4条第1項の規定により農林水産大臣の認定を受けた卸売市場をいう。一方、地方卸売市場は、同法第13条第1項の規定により都道府県知事の認定を受けた卸売市場をいう。

(2) 施設の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料(千円)	251,168	249,819	259,165	249,936	237,948
施設運営日数					
(青果)	253	252	251	253	252
(水産)	256	254	255	256	254
(花き)	229	241	253	229	241
取扱高計(t)	99,831	93,892	90,861	86,320	85,062
(うち青果)	61,414	59,690	59,474	58,056	56,132
(うち水産)	17,351	15,780	12,841	10,753	12,131
(うち花き)	21,066	18,422	18,546	17,511	16,799
取扱金額計 (千円)	30,493,875	29,276,042	29,285,310	29,476,303	30,514,969
(うち青果)	15,387,470	16,669,923	16,843,476	17,004,851	17,269,903
(うち水産)	13,385,527	11,016,164	10,708,001	10,673,763	11,555,152
(うち花き)	1,720,878	1,589,955	1,733,833	1,797,689	1,689,914
卸売業者数計	5	5	5	5	5
(うち青果)	2	2	2	2	2
(うち水産)	2	2	2	2	2
(うち花き)	1	1	1	1	1
仲卸業者数計	24	24	23	23	22
(うち青果)	13	13	12	12	12
(うち水産)	10	10	10	9	8
(うち花き)	1	1	1	2	2
売買参加者団体数計	243	238	235	229	226
(うち青果)	49	45	45	43	42
(うち水産)	59	58	58	56	54
(うち花き)	135	135	132	130	130
関連事業者数計	28	23	31	36	35
(うち中央)	27	22	29	35	33
(うち花き)	1	1	2	2	2
場内関係者の人数 (従業員数)	198	205	216	196	181
(うち青果)	79	80	82	78	78
(うち水産)	102	108	106	102	88

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(うち花き)	17	17	28	16	15

(出典:市提供資料をもとに監査人が作成)

※仲卸業者や売買参加者については、法人組合員数と個人組合員数の合算としている。

※場内関係者の人数(従業員数)は、卸売業者の従業員数としている。

当監査においては、主に再整備を進めている中央卸売市場を対象として監査を実施する。

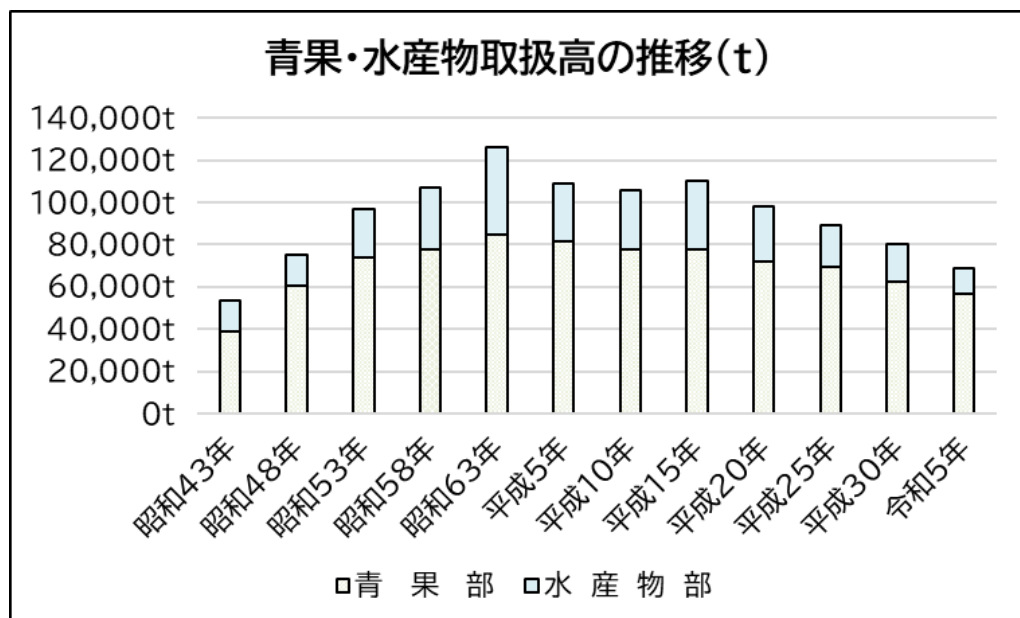
市における市場の再整備は金額規模も大きく市民生活にも直結することから、市場の取扱高や市場関係者数等の運営状況や外部環境等を把握するとともに、使用料見通しを的確に捉えられている体制にあるかの検討を行った。

(3) 中央卸売市場の取扱高と取扱金額の推移(開業当時の推移及び直近5か年の推移)

下記図表のとおり、昭和63年をピークに取扱高は大きく減少傾向にある。令和5年度の青果と水産物の取扱高は、昭和63年と比べて全体で45.7%減少し、青果が33.0%減少、水産物が71.3%と大きく減少している。

水産物の取扱高が大きく減少している要因は、水温や海流の変化によって漁獲量そのものが減少していることと、漁業従事者の減少にある。これにより、需要のある魚の水揚げ高が減少することで買受人も減少するという悪循環が生じていると考えられる。

【図表 46】青果・水産物の取扱高の推移(開業当時の5年ごとのもの)



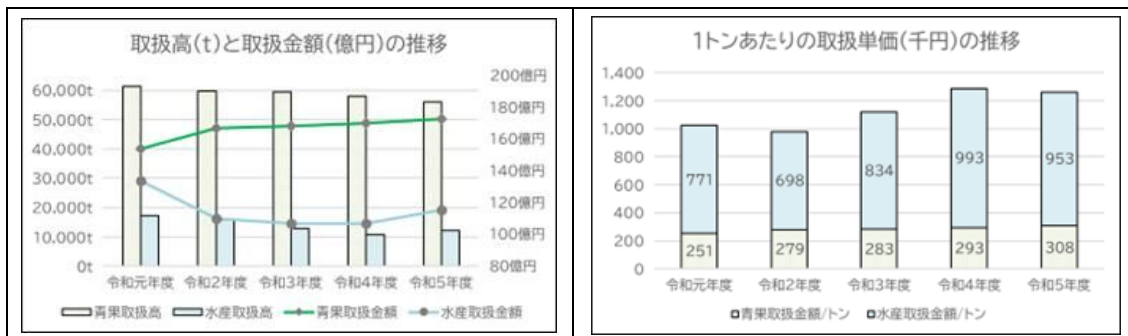
(出典:市提供資料をもとに監査人が作成)

直近5か年においても青果、水産の取扱高は減少傾向にある。令和元年から令和5年に

かけては、青果の取扱高は約 5,200トン減少、取扱金額は約 18 億円増加、水産物の取扱高は約 5,200トンの減少、取扱金額は約 18 億円の減少である。

なお、取扱品目や物価上昇等に起因して取引単価自体は上昇傾向にある。

【図表 47】青果・水産物の取扱高と取扱金額及び1トン当たりの取扱高単価(直近5か年の推移)



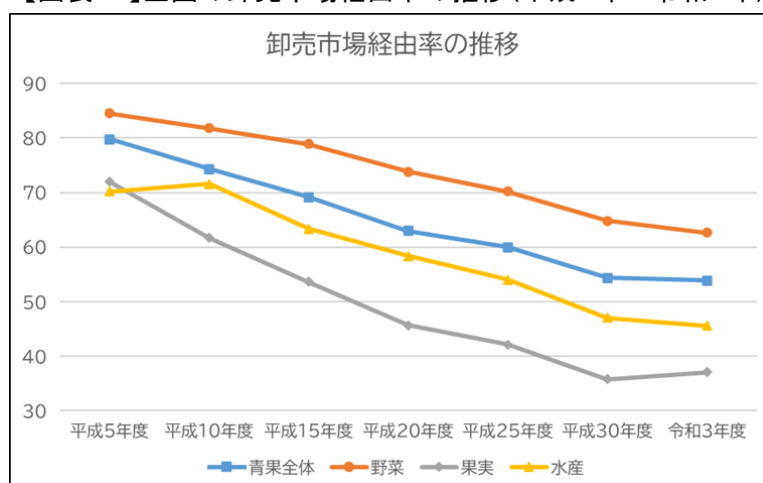
(出典:市提供資料をもとに監査人が作成)

(4) 全国の卸売市場経由率※の推移

※卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物、水産物のうち、卸売市場(水産物についてはいわゆる産地市場の取扱高を除く。)を経由したものの数量割合の推計値

EC(Electronic Commerce)の発展などにより市場外流通が増加し、卸売市場経由率は年々減少傾向にある。平成5年と令和3年を比較したところ、青果全体(野菜+果実)△27.9%(79.8%⇒51.9%)、水産△24.6%(70.2%⇒45.6%)の減少となっている。国産の果実の市場経由率についても令和3年時点で76.4%と8割を下回っている状況にある。

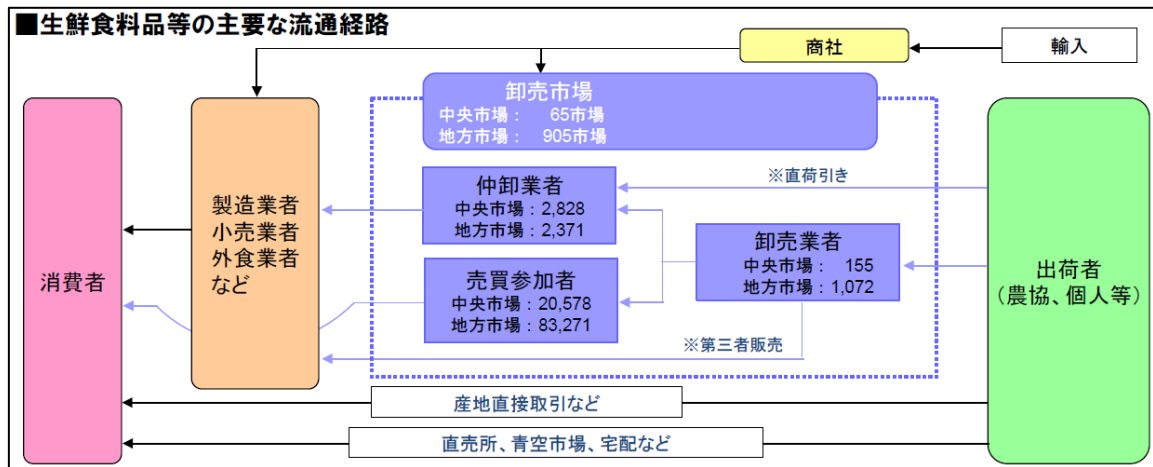
【図表 48】全国の卸売市場経由率の推移(平成5年～令和3年)



(出典:卸売市場データ集令和5年度版 農林水産省 をもとに作成)

【図表 49】流通経路

市場外流通は、下記図表の産地直接取引など、並びに直売所、青空市場、宅配などである。

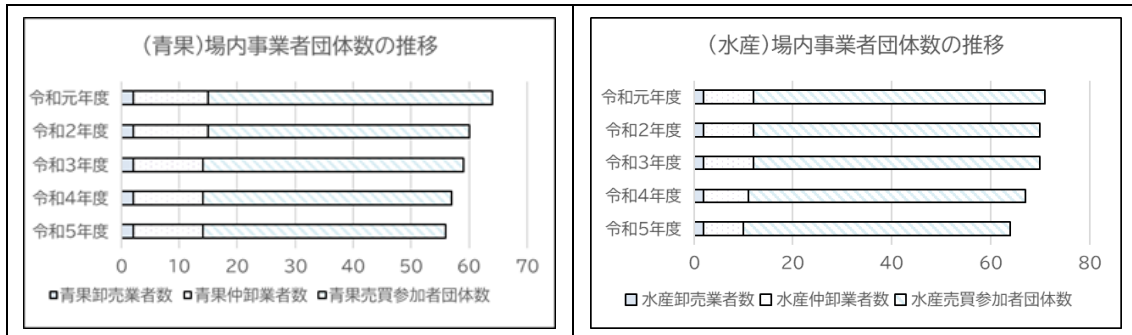


(出典：農林水産省ホームページ「6. 卸売市場について」72 頁)

(5) 中央卸売市場の場内事業者団体数の推移(直近5年間)

下記図表のとおり、青果、水産ともに売買参加者団体が減少傾向にある。

【図表 50】青果と水産の場内事業者団体数推移(令和元年～令和5年)



(出典：市提供資料をもとに監査人が作成)

取扱高が減少するなかにおいて、卸売業者及び仲卸業者の営業利益率は、下記【参考③】のとおり他の業種と比べても厳しい経営環境にある。

人口減少下においても、他の業種同様に、経営統合等による事業再編も想定される。中央卸売市場の運営は官民連携なくして成り立たない事業体であり、市のみならず事業者サイドも経営計画の策定や後継者の育成等がより求められている時代にある。

以下、農林水産省からの通知にもあるように、開設者である市が、持続的な市場運営とするために、卸売業者や仲卸業者の統合・再編についても検討し、その計画的な推進を図る必要がある。

第1 中央卸売市場の業務運営の基本

1 経営戦略的な視点を持った市場運営の確保

(1) 経営展望の策定

～略～

開設者にあつては、各市場が置かれている状況について客観的な評価を行った上で、多様な市場関係者が一丸となり、経営戦略的な視点を持って、当該市場のあり方や運営方針等を明確化した経営展望を早期に策定するとともに、当該経営展望に即した市場運営を計画的に実施するものとする。

～略～

第3 中央卸売市場の関係事業者

1 卸売業者

～略～

(7) 統合・再編の推進

基本方針においては、卸売業者の経営体質の強化を図るため、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化を図ることとしているが、開設者にあつては、経営展望を策定する中で、卸売業者の統合・再編についても検討し、その計画的な推進を図るものとする。

2 仲卸業者

～略～

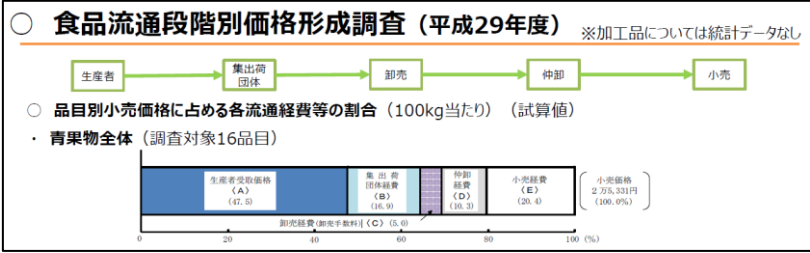
(2) 統合・再編の推進 基本方針においては、仲卸業者の経営体質の強化を図るため、合併や営業権の譲受け等による統合大型化等を図ることとしているが、開設者にあつては、経営展望を策定する中で、仲卸業者の統合・再編についても検討し、その計画的な推進を図るものとする。

(3) 卸売業者との連携 卸売市場が有する機能を十分に発揮していくためには、卸売業者及び仲卸業者が、それぞれの機能を発揮しつつ、共同出資会社の設立や役職員の兼任を伴わない資本提携等により、連携・協働して加工処理や貯蔵・保管業務等卸売市場の機能を強化することが必要である。

開設者におかれても、卸売業者及び仲卸業者の連携・協働について、適切な施策を講ずるものとする。

(出典：農林水産省「中央卸売市場における業務運営について」平成28年3月30日の一部抜粋)

【参考①】品目別の小売価格に占める各流通経費等の割合（青果物）



【参考②】中央卸売市場卸売業者及び仲卸業者の営業収支の内訳（令和3年度）

【卸売業者】 (単位: %)				
	青果	水産	食肉	花き
売上総利益（粗利）	6.20	6.36	4.07	10.41
販売費・一般管理費	5.90	6.01	3.95	9.75
うち人件費	2.59	3.49	1.65	5.26
営業利益	0.30	0.35	0.11	0.66

【仲卸業者】 (単位: %)				
	青果	水産	食肉	花き
売上総利益（粗利）	13.02	12.88	6.86	19.01
販売費・一般管理費	12.76	13.89	7.17	19.39
うち人件費	5.94	7.44	2.99	10.71
営業利益	0.25	▲1.01	▲0.31	▲0.39

資料：食品流通課調べ

【参考③】他業態の営業収支の比較

○他業態の営業収支（総売上高に対する割合）の内訳（令和3年度決算実績（確報））

	全産業	食料品製造業	飲食料品卸売業	飲食料品小売業	飲食店	持ち帰り・配達飲食サービス業
売上総利益（粗利）	26.0	22.0	14.0	32.7	63.5	57.5
販管費・一般管理費	23.1	20.0	13.4	31.8	75.2	58.4
うち人件費	10.2	7.3	5.3	12.9	34.9	32.9
営業利益	2.9	2.0	0.6	0.9	▲11.7	▲0.9

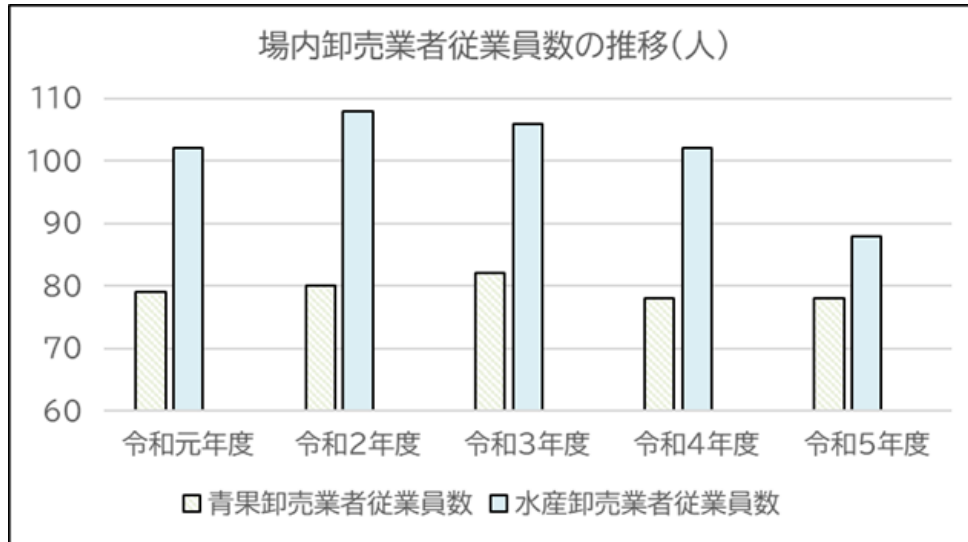
資料：中小企業庁「中小企業実態基本調査」
（注）法人企業のデータである。

（出典：農林水産省ホームページ「6. 卸売市場について」 82 頁、83 頁）

(6) 中央卸売市場の場内卸売業者の従業員数の推移(直近5か年)

水産物部の卸売業者の従業員数が、令和5年に大きく減少している。

【図表 51】場内卸売業者の従業員数の推移(直近5か年)

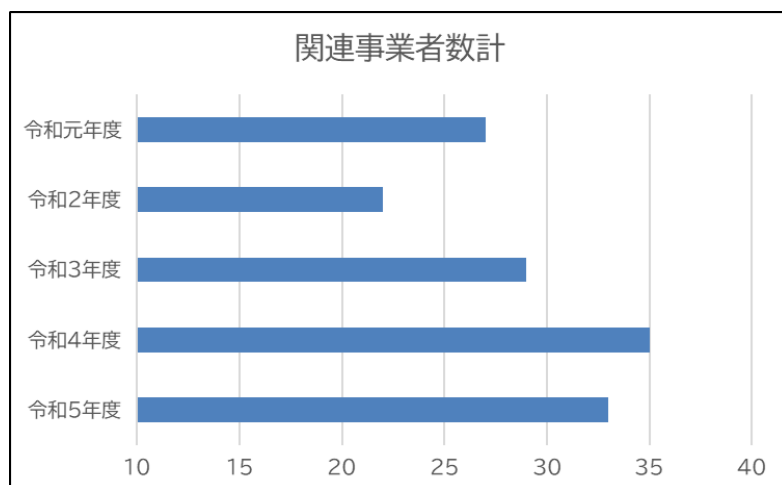


(出典:市提供資料をもとに監査人が作成)

(7) 中央卸売市場の関連事業者数の推移(直近5か年)

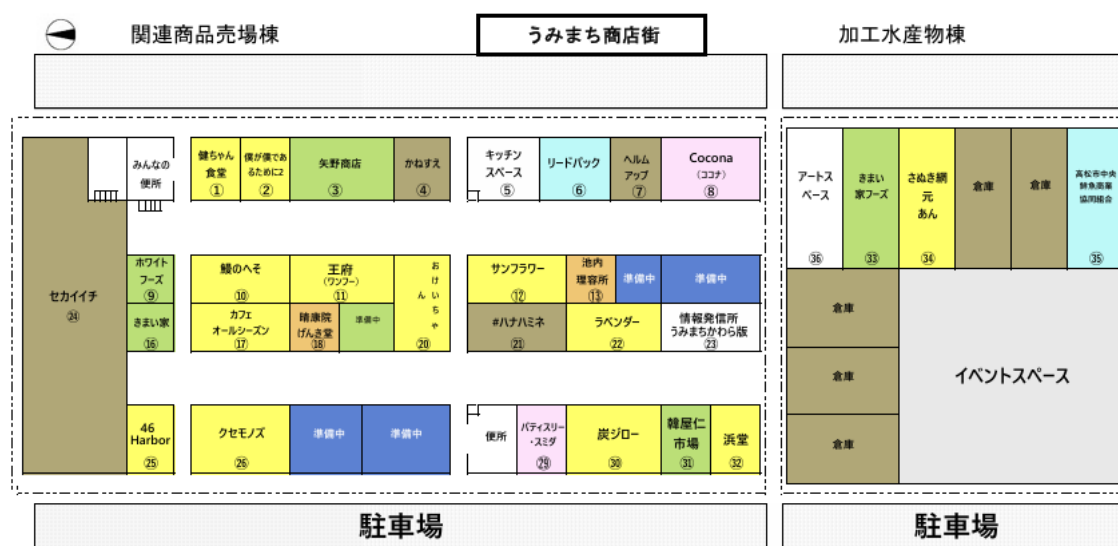
昭和 54 年に新設された関連商品売場棟は当時、市場関係者のための施設であったが、時代の流れとともに後継されずに閉店する店など空き店舗が増えた。令和2年に関連商品売場棟と加工水産物棟が『うみまち商店街』の愛称として生まれ変わり、市場へのアートの導入や新店の誘致等、担当部署の努力によって事業者数や店舗利用率は回復基調にある。しかしながら、今後の再整備にあたり、収益施設そのものがどのようなコンセプトを掲げるか、その整備コストがどの程度となるか次第によって、関連事業者の構成や施設使用料負担も変化することが想定される。

【図表 52】関連事業者数の推移(直近5か年)



(出典:市提供資料をもとに監査人が作成)

【図表 53】うみまち商店街の状況



(出典:高松市ホームページ 令和6年 12 月 1 日現在のうみまち商店街 MAP)

うみまち商店街以外の他の施設の空き面積(以下図表)は、主に市場関係者の利用がなくなった倉庫建て(バナナ発酵室棟)や、管理棟内にあった出納取扱金融機関2行が窓口業務を閉鎖したことによる。

【図表 54】市場における空き面積一覧

	用途	延面積(A)㎡	使用面積(B)㎡	空き面積㎡	空き面積割合
			令和5年度	(C)=(A)－(B)	(C)÷(A)
うみまち	事務所建(加工水産物棟)	3,518.7	3405.7	113	3.2%
商店街	事務所建(関連商品売場棟)	2,854.08	2667.08	187	6.6%
他の施設	倉庫建(パナナ発酵室棟)	445.5	18	427.5	96.0%
	事務所建(管理棟)	2,455.15	1811.15	644	26.2%
	事務所建(水産物棟)	11,731	11251	480	4.1%

(出典:市提供資料をもとに監査人が作成)

このように、市場外流通(生産者から消費者への直送など)の増加により取扱高が減少する傾向が続くと、さらに市場関係者が減少し市の卸売市場会計の財務内容も悪化することが想定される。とはいえ、令和5年度時点でも、市場関係者(卸・仲卸・売買参加者団体数総数)は、青果部で約 56 者、水産物部で約 64 者が存在し、当該企業等の活動拠点としてなくてはならない施設である。厳しい経営環境にあって、2つの市場機能(①市民生活に密着した生鮮食料品等の適正な価格形成と②安定的供給を図る流通拠点としての役割)の発揮に加え、市場の活性化により事業が持続的かつ安定的に継承されるべく、経営の強化が求められている。

そこで、市は平成 27 年 12 月に策定した基本計画に基づき、再整備に向けた取組を行っている。

【図表 55】基本計画に示された基本コンセプト及び基本目標

基本コンセプト	「瀬戸内の食の発信拠点」
基本目標 テーマ 重点項目	1) 市場機能の高度化 ～効率よく集分荷できる持続可能な食糧供給基地としての市場～ ①市場施設の整備充実、②物流機能の効率化、③業務の効率化 2) 活力ある市場 ～市場内業者の経営基盤の強化を図り、集荷、販路の拡大に取り組める市場～ ①場内業者の経営体質の強化、②集荷の拡充と販路の拡大、③コンプライアンスの確立、④重点戦略に基づく活性化 3) 開かれた市場づくりの推進 ～市民、県民の身近な市場として支持される市場～ ①市民に開かれた市場、②特性をいかした市場、③安全安心な生鮮食料品の供給、④環境にやさしい市場、⑤災害時にも機能する市場

(出典:基本計画をもとに監査人が作成)

(8) 使用料金の状況

料金改定の検討状況 (検討サイクル) 使用料最終改定年月日	消費税率の引き上げに伴う改定を除くと、平成2年4月以降、改定が行われていない。中央卸売市場の青果については、新青果棟への移転後の令和7年4月から改定予定の状況にある。※改定後(案)は後述。																																						
料金体系	使用料の料金体系は以下のとおり。なお、この表における「売上金額」とは、消費税額及び地方消費税額を含まない売上金額をいう。 <table><tr><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">使用料</th><th rowspan="2">摘要</th></tr><tr><th>中央卸売市場</th><th>公設花き地方卸売市場</th></tr><tr><td>卸売業者市場使用料</td><td>卸売をした物品の単価と数量との積の合計額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額</td><td>卸売をした物品の単価と数量との積の合計額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額</td><td>加工食料品、植物性乾物及びその加工品その他食品並びにすり身、餌料及び稚魚に限り、</td></tr><tr><td>仲卸業者市場使用料</td><td>売上金額の額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額</td><td>売上金額の額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額</td><td>1000分の1に相当する額に100分の110乗じて得た額</td></tr><tr><td>卸売業者売場使用料</td><td>1平方メートルにつき月額136円</td><td>1平方メートルにつき月額136円</td><td></td></tr><tr><td>仲卸業者売場使用料</td><td>1平方メートルにつき月額1,121円</td><td>1平方メートルにつき月額1,121円</td><td></td></tr><tr><td>関連事業者売場使用料</td><td>1平方メートルにつき月額 ①136円 ②1,121円 ③1,495円</td><td>1平方メートルにつき月額1,495円</td><td>①市長が指定する売場に限る。 ②仲卸業者売場に準ずる施設を使用する場合に限る。</td></tr><tr><td>買荷保管所又は買荷積込所使用料</td><td>1平方メートルにつき月額 ①124円 ②435円</td><td>1平方メートルにつき月額435円</td><td>①青果南棟及び水産北棟に限る。</td></tr><tr><td>業者事務所使用料</td><td>1平方メートルにつき月額834円</td><td>1平方メートルにつき月額834円</td><td></td></tr><tr><td>バナナ発酵室使用料</td><td>1平方メートルにつき月額921円</td><td></td><td></td></tr></table>	種別	使用料		摘要	中央卸売市場	公設花き地方卸売市場	卸売業者市場使用料	卸売をした物品の単価と数量との積の合計額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額	卸売をした物品の単価と数量との積の合計額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額	加工食料品、植物性乾物及びその加工品その他食品並びにすり身、餌料及び稚魚に限り、	仲卸業者市場使用料	売上金額の額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額	売上金額の額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額	1000分の1に相当する額に100分の110乗じて得た額	卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき月額136円	1平方メートルにつき月額136円		仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき月額1,121円	1平方メートルにつき月額1,121円		関連事業者売場使用料	1平方メートルにつき月額 ①136円 ②1,121円 ③1,495円	1平方メートルにつき月額1,495円	①市長が指定する売場に限る。 ②仲卸業者売場に準ずる施設を使用する場合に限る。	買荷保管所又は買荷積込所使用料	1平方メートルにつき月額 ①124円 ②435円	1平方メートルにつき月額435円	①青果南棟及び水産北棟に限る。	業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額834円	1平方メートルにつき月額834円		バナナ発酵室使用料	1平方メートルにつき月額921円		
種別	使用料		摘要																																				
	中央卸売市場	公設花き地方卸売市場																																					
卸売業者市場使用料	卸売をした物品の単価と数量との積の合計額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額	卸売をした物品の単価と数量との積の合計額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額	加工食料品、植物性乾物及びその加工品その他食品並びにすり身、餌料及び稚魚に限り、																																				
仲卸業者市場使用料	売上金額の額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額	売上金額の額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額	1000分の1に相当する額に100分の110乗じて得た額																																				
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき月額136円	1平方メートルにつき月額136円																																					
仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき月額1,121円	1平方メートルにつき月額1,121円																																					
関連事業者売場使用料	1平方メートルにつき月額 ①136円 ②1,121円 ③1,495円	1平方メートルにつき月額1,495円	①市長が指定する売場に限る。 ②仲卸業者売場に準ずる施設を使用する場合に限る。																																				
買荷保管所又は買荷積込所使用料	1平方メートルにつき月額 ①124円 ②435円	1平方メートルにつき月額435円	①青果南棟及び水産北棟に限る。																																				
業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額834円	1平方メートルにつき月額834円																																					
バナナ発酵室使用料	1平方メートルにつき月額921円																																						

	倉庫使用料	1平方メートルにつき月 額498円	1平方メートルにつき月 額498円	
	金融機関施設使用料	1平方メートルにつき月額 2,325 円		
	会議室使用料	1回(2時間)につき 1,371 円		超過時間1時間に つき1割増
	冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき月額 473 円	1平方メートルにつき月額 1219 円※	※低温保管施設使 用料
	土地使用料	1平方メートルにつき月額 62 円	1平方メートルにつき月額 62 円	
	福利厚生施設(休養室)使用料	1平方メートルにつき月 額816円		
	屋上駐車場使用料	月額1台当たり 1,870 円	月額1台当たり 1,870 円 ※	※駐車場使用料
消費税関係 ・課税区分 ・インボイスの発行有無	令和5年度の非課税取引は土地使用料及び督促手数料。 それ以外の使用料は課税取引として整理されている。 課税区分を確認したところ、特筆すべき事項はなかった。 また、インボイスの形式については、消費税法に定められた事項 が記載された様式となっていることを確認した。			
納付方法について (現金收受、振込入金、カ ード決済、電子マネー決 済、QR コード決済、その 他)	令和5年度決済方法別の収納状況は、全て振込入金である。毎 月納入通知書を使用者に送付し、使用者は銀行振り込みによっ て納入するとの回答を得た。			
徴収事務に関する事務処 理マニュアルの有無	債権回収室が作成した「高松市債権管理・回収マニュアル(第5 版)」、高松市中央卸売市場使用料等滞納整理事務処理要領に 基づき徴収事務を行っているとの回答を得た。			

収納対象としては使用料のほか、施設を使用するに際しての保証金を歳計外収入として預かり、電気・水道代の立替払い分の納入が雑入として計上されている。

預託保証金の管理状況を確認したところ、令和5年度末(令和6年3月 31 日)時点の卸売業者等からの預託保証金は、45,488,171 円であり、財務会計システム上の歳計外整理簿と市場管理課が管理する保証金台帳の残高との一致を確認した。市場関係者の増減にあわせて預託保証金残高が増減するが、その都度残高の照合は実施されているとの回答を得た。

(9) 受益者負担の状況(事業コストに対する使用料の割合)

「見直し基準」に基づく直近5か年分の入力を依頼したところ、以下の回答を得た。

ア 市の算定結果

(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
a 施設使用料(収納)	251,168	249,819	259,165	249,936	237,948
b 減免額	8	—	12	23	30
c 減免含む使用料	251,176	249,819	259,177	249,959	237,978
d 人件費	124,546	137,515	143,193	130,711	126,852
e 物件費	171,035	165,993	174,771	210,706	200,402
f 維持補修費	14,945	14,880	15,024	15,086	14,321
g 補助金等	—	—	—	—	—
h 公債費	4,010	4,964	7,677	7,829	8,993
i 施設整備費	—	—	—	—	<u>2,152,247</u>
j 特定財源控除額△	—	—	51,809	10,035	480,499
k コスト計	314,536	323,352	288,856	354,297	2,022,316
l 収支差額	63,360	73,533	29,679	104,338	1,784,338
m 受益者負担割合	79.9%	77.3%	89.7%	70.6%	11.8%

※施設使用料は、決算書上の卸売事業者等市場使用料と施設使用料の合計である。

イ 市の算定結果を監査人が一部修正したもの

(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
a 施設使用料(収納)	251,168	249,819	259,165	249,936	237,948
b 減免額	8	—	12	23	30
c 減免含む使用料	251,176	249,819	259,177	249,959	237,978
d 人件費	124,546	137,515	143,193	130,711	126,852
e 物件費	171,035	165,993	174,771	210,706	200,402
f 維持補修費	14,945	14,880	15,024	15,086	14,321
g 補助金等	—	—	—	—	—
h 公債費	4,010	4,964	7,677	7,829	8,993
i 施設整備費	<u>25,678</u>	<u>25,678</u>	<u>25,678</u>	<u>25,678</u>	<u>25,678</u>
j 特定財源控除額△	—	—	51,809	10,035	—
k コスト計	340,214	349,030	314,534	379,975	376,246
l 収支差額	89,038	99,211	55,357	130,016	138,268
m 受益者負担割合	73.8%	71.6%	82.4%	65.8%	63.3%

上記「ア 市の算定結果」と「イ 監査人の算定結果」の違いは、『i 施設整備費』の考え方

にある。

「見直し基準」上、建物等建設費・高額備品の減価償却費の当該年度分を記入することとされており、市の算定では再整備費用そのものが計上されている。当該部分について、監査人の算定上は、施設整備費ではなく、平準的なコストである減価償却費（公会計情報令和4年度の数値）に基づく金額にて算定している。前後の期間においても、令和4年度の額を採用し、簡便的に算定した。受益者負担割合の水準としては、近年、概ね目標ラインに近い結果となっている。

しかしながら、当該値は施設老朽化が進んだことにより減価償却費が小さい水準であり、再整備に向けて維持補修費を抑制していることが起因している点に留意が必要である。

受益者負担割合 (目標ライン 75%)	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	5か年 平均
市の算定	79.9%	77.3%	89.7%	70.6%	11.8%	65.8%
監査人による算定	73.8%	71.6%	82.4%	65.8%	63.3%	71.4%

ウ 施設使用料(収納)の内訳(直近:令和5年度)

(単位:円)

①現年度調定額	243,449,801	③過年度調定額	4,698,137
③現年度収納額	242,639,387	④過年度収納額	—
②／①収納率	99.7%	③－④過年度収入未済額	4,698,137
現年度不納欠損額	—	最も古い債権年度	平成 22 年度

過年度調定額は、仲卸業者売場使用料 1,026,073 円(1件)と関連事業者売場使用料 3,672,064 円(4件)であった。いずれの者も市場に差入れた保証金を充当したのちの残りの債権である。

(ア) 滞納債権について

実際の回収手続としては、高松市債権管理・回収マニュアルや高松市中央卸売市場使用料等滞納整理事務処理要領(以下「処理要領」という。)に沿って対応することになる。処理要領に示すとおり、督促、催告(電話、訪問、面談)のほか、強制執行、訴訟の提起といった手続により債権回収を行う。その際、債権管理台帳に債権の徴収に係る履歴を記録することとなっている。

【債権管理の流れ】		【滞納債権の状況】	
非強制徴収公債権 ※ 回収手続は私債権、時効は強制と同様 賦課決定 → 調定・納入の通知 (地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条) → 督促 (地方自治法第231条の3第1項) → 催告 (民法第150条) 私債権 契約・私法関係 → 調定・納入の通知 (地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条) → 督促 (地方自治法施行令第171条) 財産調査(任意調査) 裁判手続 ① 支払督促 (民事訴訟法第382条～第394条) ② 少額訴訟 (民事訴訟法第368条～第381条) ③ 通常訴訟 ※ ②と③は議会の議決を要する (①～③は主な手続) 履行延期の特約又は特約 (地方自治法施行令第171条の6) ① 無資力又はこれに近い状態であるとき ② 全部を一時に履行することが困難かつ期限を延長することが徴収上有利であるとき ③ 災害・盗難等で一時に履行が困難であり期限を延長することがやむを得ないとき等 徴収停止 (地方自治法施行令第171条の5) ① 法人の事業休止 ② 所在不明等 ③ 少額債権(費用割れ) ④ 徴収努力するが、回収できない等 債務名義の取得 (民事執行法第22条) 確定判決、仮執行宣言付き支払督促等 強制執行申立て、財産差押え 不動産執行(民事執行法第43条)、債権執行(民事執行法第143条)、動産執行(民事執行法第122条) 換価、配当 回収 履行延期期限満了 → 納付 → 債務免除 (地方自治法施行令第171条の7) 履行延期特約の措置後、当初の履行期限から当初の10年経過しても、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態 【議会の議決不要】 非強制徴収公債権 ① 時効期間経過 (地方自治法第236条第1項) ② 高松市債権管理条例第15条各号に基づき債権放棄を行った場合 私債権 ① 時効期間経過 + 時効の援用 (民法第146条) ② 高松市債権管理条例第15条各号に基づき債権放棄を行った場合 債権の消滅 ⇒ 不納欠損処分		仲卸業者売場使用料の内訳 ／令和5年度臨戸訪問等の実施状況 1 平成28年度: 116,417 円 平成29年度: 496,176 円 平成30年度: 413,480 円 ／催告(令和5年4月12日訪問) 関連事業者売場使用料の内訳 ／令和5年度臨戸訪問等の実施状況 1 平成22年度: 436,968 円 平成23年度: 145,656 円 ／催告(令和5年4月12日訪問) 2 平成25年度: 364,140 円 平成26年度: 224,604 円 平成28年度: 598,944 円 ／催告(令和5年4月12日訪問) 3 平成30年度: 939,300 円 ／催告(令和5年4月12日訪問) 4 令和4年度: 538,200 円 ／催告(令和6年2月21日訪問)	

(出典: 高松市債権管理・回収マニュアル 15 頁)

直近の徴収計画書(高松市債権管理条例第6条の規定に基づく)を拝見したところ、臨戸訪問の実施等、当事者との接触による納付督促を実施したとあるが、令和5年度の分納は行われておらず、回収に至っていない。また、当該催告にかかる交渉記録が残されておらず、職員間の業務の引継ぎにおいても難しい状況にある。令和5年度は、処理要領第10条に基づく手続が実施されておらず、相手方の「失踪」により通知や事情聴取ができない事態の手続の記載がない。

(基本方針) 第3条 前条の事務は、次の基本方針に基づき実施するものとする。 (1) 長期滞納の未然防止と滞納解消のための督促及び指導 (2) 3か月を超える滞納者に対する納付相談及び納付指導
--

(3) 特に悪質な滞納者に対する施設使用許可の取消し及び法的措置の行使

(督促)

第4条 督促は、施行規則第 47 条に規定する指定納期限までに完納しない者に対し、高松市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第2条及び第3条に基づき、高松市中央卸売市場施設使用料督促状(様式第1号)及び高松市中央卸売市場電気及び水道料等納付金督促状(様式第2号)を発行するものとする。

(延滞金)

第5条 前条の規定により発した督促状に指定した期限までに使用料等及び督促手数料を完納しないときの延滞金の徴収は、高松市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第4条に基づくものとする。

(催告)

第6条 督促状の指定納期限までに完納しない者については、次の各号のいずれかの方法による催告を行うものとする。

(1) 電話による催告

(2) 訪問による催告

2 市長は、前項各号に定める催告を行ったにもかかわらず、3か月以上使用料等が滞納となったものについては、納期限を指定して納入催告書(様式第3号)を発行し、催告するものとする。この場合の納期限は、発行の日の翌日から起算して 10 日を経過する日とする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日に関する法律」という。)に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

(債権管理台帳の作成)

第7条 前条の規定による催告を行ったときは、債権管理台帳を作成し、以後の完納までの処理を記載するものとする。

(面談による催告)

第8条 市長は、第6条第2項に規定する催告によっても納付しない者には、高松市中央卸売市場管理事務所に呼出しを行い、面談による催告を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による催告を行った結果、納付の確約があった場合は、納入誓約書(様式第4号)を徴取するものとする。

3 市長は、前項の規定による誓約書を徴取し、かつ、債権管理条例第 13 条第1項各号のいずれかに該当するときは、分割納付を認めるものとする。

なお、分割納付の額については、滞納者の経営状況等を考慮のうえ決定する。

(強制執行等)

第9条 市長は、前条に基づく面談による催告が行われた日(面談に応じなかった者等については、市長が指定した日)から1か月を経過しても、使用料等が納付されなかったときは、施設の使用料については債権管理条例第9条各号に規定された措置を行うとともに、電気等の供給を文書で通知した後に停止することができる。

(訴訟の提起)

第 10 条 市長は6か月以上使用料等が滞納となった者については、業務条例第 19 条第 1 項、第 28 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定により許可を取り消すとともに、使用施設の明渡しを求めるものとする。

2 前項により使用を取り消したものが、施設の明け渡しに応じないときは、当該滞納者に対する使用施設の明け渡しに係る訴訟を提起することができる。

(出典:高松市中央卸売市場使用料等滞納整理事務処理要領より一部抜粋)

(イ) 減免額の状況(直近5か年の状況)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
減免額	8,226 円	0円	12,339 円	23,307 円	30,856 円
件数	3件	0件	5件	9件	9件

(ウ) 減免に関する規程(要領・要項等)

高松市中央卸売市場業務条例第 60 条のほか、具体的な減免事由の明示はない。

【参考】高松市中央卸売市場業務条例第 60 条より一部抜粋

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由によって、3日以上にわたり市場施設を使用することができないとき。
- (2) 第 56 条の規定による使用停止の期間が引き続き3日以上にわたったとき。
- (3) 使用者が国又は公共団体であるとき、又は市長が特別の理由があると認めるとき。

減免許可の対象としては、市の主催事業でのイベントスペース利用(キッチンマルシェ等)や市場関連の非営利団体による会議室利用を想定しているとのことであった。減免に関する手続は、申請者による申請書の提出、市による受付と内容の精査、減免事由に該当すれば、使用料の減免を許可するといった流れである。

令和5年度の減免申請書類が綴られたファイルを査閲したところ、減免事由に該当しない営利性のある利用は見受けられなかった。しかしながら、今後、新たな民間活力による新市場の整備にあたり、運営の包括委託も想定され、公平性を担保した減免に関する運用ルールを定めておくことが望まれる。

(エ) 老朽化の状況

a 卸売市場の老朽化の現状

全国的にも老朽化が進んでいるものの、移転・大規模整備が進んでいない状況にある。

【図表 56】卸売市場の老朽化の現状と対策



（出典：農林水産省ホームページ「6. 卸売市場について」84頁）

b 減価償却費の内訳（直近：令和4年度）

固定資産台帳の提示を依頼したところ、公有財産台帳が提示された。地方公会計の取組の一環で全庁的に固定資産台帳が作成されているものの、当該台帳そのものの認識が所管課において不足していた。台帳管理は将来にわたって施設を維持する上での客観的なデータベースであり、新市場で整備した建物や備品等の適切な記録を行う必要がある。

中央卸売市場の建物（固定資産台帳）の令和4年度末時点での状況は以下のとおりである。

単位	建物取得価額 (千円)	令和4年度末 簿価(千円)	延べ床面積 (㎡)	土地(千円)	面積(㎡)
青果棟	2,452,987	604	19,085	2,121,079	38,136
加工水産物棟	728,948	0	3,569		10,762
関連商品売場棟	670,709	93,899	2,854		
水産物棟	1,782,248	567	15,053		13,909
管理棟	464,325	79,547	2,455		1,160
冷蔵庫棟	211,193	0	1,625		5,627
小計	6,310,410	174,618	48,380	2,472,204	79,529
新青果棟	※令和6年6月補正予算:総事業費 101.2 億 円			1,169,039	12,334

(出典:高松市令和4年度固定資産台帳及び市場概要より監査人が集計)

現況の施設は昭和 40 年から建設され、その後、増改築や維持補修がされ、今に至っている。そのため、市場施設の建物全体の老朽化比率は 97.2%と非常に高い水準にある。

c 中長期的な更新費用の試算

青果部は新青果棟に移転し、令和7年4月からの開場が予定されている。

旧青果棟にかかる使用実績は、昭和 53 年度から令和6年度までの約 46 年間であり、新青果棟についても同水準での使用が見込まれるものと考えられる。

監査人が、一般財団法人建築保全センター「建築物のライフサイクルコスト」算定プログラムを用いて、新青果棟(建物 20,063 ㎡)における保全コスト等について試算したところ、今後 65 年間使用すると仮定した場合の保全コストは、建設コストの2倍程度が必要と推計された。市場特有の設備があるため、精緻な算定ではないものの、保全コストが建設コストの2倍程度となる点は、官民連携手法の導入可能性調査のなかで 20 年の事業期間中の大規模修繕費用をイニシャルコストの 50%と想定しており、65 年間(20 年×約 3.2 倍)とした場合、50%×3.2 倍+αの水準にあたることと概ね整合しているものとする。

【図表 57】(監査人)コストに対する財源シナリオとライフサイクルコスト(65 年間)の構成比率の推計

	建設コスト (イニシャル)	運用 コスト	保全 コスト
i) 構成比	25%	9%	63%
ii) 支出	101 億円	36 億円	254 億円
財源			
iii) 使用料	104 億円＝1.6 億円※×65 年		
iv) 雑入 (光熱水費)	—	36 億円 ＝0.55 億 円×65 年	—
v) 国庫支出金	20 億円	—	
vi) 一般会計繰入金	34 億円	未確定	
vii) 不足額	197 億円		

ライフサイクルコストの構成比率

■ 建設コスト ■ 運用コスト ■ 保全コスト ■ 使用終了時コスト

※ vii) 保全コストの大部分にかかる財源が不足することが想定される。

※ iii) 改定後の単価で、令和3年3月に計画した使用料収入の場合である。

令和2年から令和5年までの使用料収入は、計画対比約△4%減であった(後述)。

市の現状のシナリオにおいては、保全コストが含まれておらず保全コストにかかる財源をどのように捻出するか未確定な状況にある。仮に市場関係者等からの使用料の増加が見込めないとすると、追加の一般会計からの繰入額約 197 億円(1 年当たりとした場合は約 3.0 億円)が必要と推計された。また、人口減少等による取扱高の減少などから市の試算した使用料収入が下振れした場合、さらに財源不足額が生じることとなる。

青果棟の使用料は、市場関係者と協議を重ねた結果、以下のような料金改定案とし、令和7年4月からの施行を予定している。

駐車場使用料単価は、現行単価の2倍をベースに、近隣の駐車場単価(福岡町三丁目の 3,150 円～朝日町二丁目の 7,350 円)のレンジ内で設定しているとのことであった。近隣駐車場の状況に合わせて単価の見直しを図る必要がある。たとえば、契約台数別の単価を設定することなどの増収策も考えられる。

【図表 58】青果部に係る使用料の改定(案)について

種別	使用料		
	中央卸売市場	案)青果部(新青果棟) 施行後～令和 10 年3月31日まで	案)青果部(新青果棟) 令和 10 年4月1日から
卸売業者市場使用料	卸売をした物品の単価と数量との積の 合計額の 1,000 分の 3 に相当する額に 100 分の 110 を乗じて得た額	同左	同左
仲卸業者市場使用料	売上金額の額の 1,000 分の 3 に相当 する額に 100 分の 110 を乗じて得た額	同左	同左
卸売業者売場使用料	1 平方メートルにつき月額136円	1 平方メートルにつき月額203円	1 平方メートルにつき月額 237 円
仲卸業者売場使用料	1 平方メートルにつき月額1,121円	1 平方メートルにつき月額1,670円	1 平方メートルにつき月額 1,953 円
関連事業者売場使用料	1 平方メートルにつき月額 ①136 円 ②1,121 円 ④1,495 円	—	—
買荷保管所又は買荷積込所使 用料	1 平方メートルにつき月額 ②124 円 ③435 円	1 平方メートルにつき月額 648 円	1 平方メートルにつき月額 757 円
業者事務所使用料	1 平方メートルにつき月額834円	—	—
卸売業者事務所使用料	—	1 平方メートルにつき月額1,353円	1 平方メートルにつき月額 1,614 円
仲卸業者事務所使用料	—	1 平方メートルにつき月額950円	1 平方メートルにつき月額 1,044 円
バナナ発酵室使用料	1 平方メートルにつき月額921円	—	—
倉庫使用料	1 平方メートルにつき月額498円	1 平方メートルにつき月額 A 910円_/_ B 833円	1 平方メートルにつき月額 A 1,333円_/_ B 1,220円
金融機関施設使用料	1 平方メートルにつき月額 2,325 円	—	—
会議室使用料	1 回(2時間)につき1,371円	—	—
屋内共用部使用料	—	1 平方メートルにつき月額 833 円	1 平方メートルにつき月額 1,220 円
屋外共用部使用料	—	1 平方メートルにつき月額 124 円	同左
冷蔵庫使用料	1 平方メートルにつき月額 473 円	1 平方メートルにつき月額 987 円	1 平方メートルにつき月額 1,445 円
加工場使用料	—	1 平方メートルにつき月額 910 円	1 平方メートルにつき月額 1,445 円
土地使用料	1 平方メートルにつき月額 62 円	1 平方メートルにつき月額 124 円	同左
福利厚生施設(休養室)使用料	1 平方メートルにつき月額 816 円	—	—
屋上駐車場使用料	月額 1 台当たり 1,870 円	—	—
駐車場使用料	—	月額1台当たり 3,740 円	同左

現状、水産棟の再整備に関しては、以下のような取組状況にある。

【高松市中央卸売市場水産物棟等整備事業の検討状況】

時期	検討	主体
平成 26 年 6 月	高松市中央卸売市場整備懇話会	
平成 27 年 5 月	高松市中央卸売市場の再整備に関する提言書	高松市中央卸売市場 開設運営協議会
平成 27 年 12 月	高松市中央卸売市場再整備基本構想・基本計画	
水産振興・観光交流拠点化を目指した賑わい創出に向けた余剰地活用事業に関する官民連携手法の導入可能性調査の実施		
令和5年6月～	要求水準書作成等の検討	高松市中央卸売市場 水産物棟等整備事業 流通研究所・三井共同建設コンサルタント 共同企業体
令和5年9月～	プレサウンディング調査	
令和5年 11 月	事業協力者の募集	
令和6年1月～	事業協力者の選定、対話	
令和6年 11 月～	サウンディング調査	
令和7年3月	要求水準書の確定	
令和7年度	事業者公募	

新水産物棟や余剰地に関して、DBM 方式※による発注や定期借地権事業の検討を行い、令和7年3月に要求水準書が確定し、事業者の公募が行われる予定である。

(出典：水産振興・観光交流拠点化を目指した賑わい創出に向けた余剰地活用事業説明会資料)

※DBM 方式

役割分担	
市	基本設計、運営、資金調達
民間事業者	施設整備、維持管理業務

【参考】その他の手法

	従来方式	DB方式	公設民営方式	DBO方式	PFI方式
設計	公共	民間	公共	民間	民間
建設	公共	民間	公共	民間	民間
維持管理	公共	公共	民間	民間	民間
運営	公共	公共	民間	民間	民間
資金調達	公共	公共	公共	公共	民間
発注形態	仕様	整備：性能 運営：仕様	整備：性能 運営：仕様	性能	性能
契約形態	分離分割	整備：包括 運営：分割	整備：包括 運営：分割	長期包括	長期包括
特徴	他の手法に比べて財政面の効果が少ない。	設計施工におけるコスト削減効果、ノウハウ活用は期待できる。	指定管理者制度として5年程度以内の管理運営面のコスト削減、工夫は期待できる。	資金調達以外の一括発注で、設計施工、管理運営を見据えたコスト削減等が期待できる。	設計施工、管理運営のコスト削減等に加え、財政支出の平準化（割賦支払）の効果が期待できる。

(出典：民間資金等活用事業推進機構 ホームページ資料)

また、農林水産省の卸売市場整備基本方針では、市場機能の円滑な発揮と更なる機能強化等を図る観点から、必要に応じて、市場運営の広域化や地方卸売市場への転換等の自主的な再編措置に取り組むことが望ましいと示されている。青果棟と水産物棟を切り離したことにより、水産物棟部分について、中央卸売市場から地方卸売市場への転換なども考えられる。

地方へ転換する際の財源(交付金等)以外のメリット・デメリットは以下が挙げられている。

メリット	規制緩和により卸売業者等の取引の自由度が増し、主体的な経営戦略により集荷力強化や販売拡大による活性化が期待できる。 農林水産省通達に基づく承認申請や確認申請の簡素化が可能となり、卸売業者及び開設者の事務軽減に繋がる。
デメリット	地方に変わることによる集荷力及び販売力の低下の懸念、並びに産地が品物を送らないようになるのではないかと信用低下の懸念がある。

(オ) 繰入金の状況(単位:千円)

卸売市場事業特別会計における一般会計からの繰入金の直近 10 年の実績は下記のとおりである。

直近 10 年間の一般会計からの繰入総額は約 284,860 千円となっている。

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
繰入金額	22,513	46,084	43,314	35,066	23,019
年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
繰入金額	33,035	-	-	24,430	57,399

※一般会計への繰出金が令和2年:10,685 千円、令和3年:23,526 千円が発生。

(出典:決算書をもとに監査人が作成)

基本計画(5)経営の状況において、以下のように示されている。

本市市場の財政(中央卸売市場事業特別会計)は、市場使用料収入が減少傾向にあるほか、運営上必要な経費の一部は、市の一般会計からの繰出金により賄われている。

経営戦略 ②今後の財源についての考え方において、以下のように示されている。

独立採算の原則に沿って、繰出基準に基づく金額の範囲内で一般会計から繰り入れて事業を運営する。

市の資料によると、新青果棟における整備事業費約 101 億円に対して、一般会計が負担する金額は約 34 億円、1年当たり約 1.4 億円(償還条件として、5年据置 25 年償還)としてい

る。

また、これら以外に、資本維持費のほか、水産物棟の整備や花き棟の長寿命化など施設面で更新にかかる財源を的確に把握し、中長期的な財政シナリオを推計しておく必要がある。具体的には、使用料の改定を見込まない場合の繰入金の想定や、繰入金の上限を設けた場合の使用料改定の水準等が考えられる。令和4年度の一般会計からの繰入額(営業外収益－他会計繰入金と資本的他会計補助金の合計)は、市の 24,430 千円に対して、中核市(法非適用団体)で最も大きい市は富山市 611,773 千円で、最も小さい市は鳥取市 13,335 千円であった。

エ 事務処理誤りと改善策の検討(直近:令和5年度)

施設使用料決裁資料(令和6年10月分)、施設使用許可及び使用料受け入れについての決裁資料及び使用料徴収簿(サンプル1件)、施設使用に伴う保証金の納入に係る決裁資料(サンプル1件)、消費税申告、滞納繰越決裁資料を査閲したところ、事務処理誤りは見受けなかった。

しかしながら、毎月の各市場関係者へ請求している電力料金の徴収に係る事務が煩雑であり、手作業による非効率な事務処理となっている。

オ 利用者アンケート(意向)調査

市場では、これまでも市場運営協議会を開催し、市場関係者との間で情報共有や協議等が行われてきた。新県立アリーナの開館に合わせて、香川県においてもサンポートエリアの基本計画の検討が進められており、高松商工会議所から卸売市場の再整備に対する意見『提言 高松ウォーターフロントの再整備について(令和6年12月17日)』が提出されている。前述のとおり、取扱高が減少傾向にある中、賑わい創出に向けた利用者を呼び込むコンテンツ、供給体制、交通の動線などの課題を解決し、香川県や民間事業者等とも連携し、エリアマネジメントから見た市場の発展を創造し整備することは攻めの一手であるものの、事業上のリスクも大きい。様々な課題があるなかで、市場の再整備を最適化することもさることながら、市場関係者とともに市民等のニーズに耳を傾け、費用対効果も含め 50 年先を想像した設計に熟考を重ねることが成功のポイントであると考えている。

また、四国の台所としての市場に品物が安定的に供給され流通させる拠点であり続けるためには、ハード面のみならず、基本計画に記載されているように、生産者及び市場関係者の後継者問題(合併、連携)や財務体質の強化(新たな事業展開等)といった担い手側に対する支援も重要であると考えている。

カ 過去の包括外部監査での指摘・意見事項への対応状況の確認

包括外部監査結果報告書該当頁	意見項目	措置状況
平成 29 年度 144 頁	(1) 市場使用料設定資料の保管について	重要な公文書として 30 年保管として担当者間において確実に事務引継ぎを行うこととした。 措置通知日令和3年3月 29 日
平成 29 年度 144 頁	(2) 新施設への移転にかかる市場使用料、投資計画及び繰入金について	監査時点(令和7年1月)において措置未了
平成 29 年度 145 頁	(3) 市場使用料(売上高割)の検証について	月次報告書(「産地別、品目別、日別月間取扱高計算書」と決算書(「事業報告書」)を突合し、検証することとした。 措置通知日令和3年3月 29 日

【平成 29 年度 包括外部監査の意見を引用】

(1)市場使用料設定資料の保管について

市場使用料設定及び改定についての根拠説明資料については、一般会計からの繰入を求めざるを得ないこととなる背景など、過程の説明・根拠となる資料を整理し漏れなく保管することが望まれる。これは今後の状況や環境の変化に伴い市場使用料を改定する場合も同様である。また、その際には、市場使用料算出の結果だけではなくその金額の積算根拠を説明できる程度に詳細なものでなければ使用価値は低いと考えられる。花き棟定温保管庫新設時の市場使用料を積算した資料は、相当程度に詳細に作成されており、今後の市場使用料設定において十分に参考になると考えられることから、当該データについては保管し、料金改定自体がそれほど頻繁でないことから担当変更時は必ず引継ぎ事項にするなど留意することが望ましい。

(2)新施設への移転にかかる市場使用料、投資計画及び繰入金について

公共性・公益性の見地から、市場の移転のためには税金投入は避けられないと考えられるが、そのためには高松市民が納得できる具体的な移転計画の策定が必要である。現在の施設のまま今後 10 年間稼働し、公債費以外の収入・支出が平成 28 年度と同じまま継続した場合、昭和 42 年の市場の業務開始から平成 38 年までの 60 年間で累計 88 億円の税金投入することとなるというシミュレーション結果も踏まえ、主として以下三点の課題を総合的に勘案した移転計画を策定し、その説明・根拠資料を整理・保管することが望まれる。①市場の利用業者が移転後の施設を使用するにあたり、市民生活に密着した安全・安心な生鮮食料品等の適正な価格形成と安定供給を図るという目的を鑑みた上で、現実的に負担できる合理的な移転後の市場使用料及び公の役割(負担)の明確化。②今後の移転にかかる具体的な投資計画につい

ての個別項目毎の精査と見直し。③以上を踏まえた上での、納税者の理解を得られる許容可能な一般会計からの繰入金の範囲。

(3)市場使用料(売上高割)の検証について

市場使用料は、卸売業者等の月次販売金額に定められた料率を乗じて算出しているが、その販売金額については、業者からの自己申告(月次報告)をもとに算出している。自己申告である限り、虚偽の申告も可能であることから、卸売業者等の自己申告(月次報告)について、他の信頼できる資料と突合して確認することが有用である。国への報告資料の一部である卸売業者等の決算書との整合性を確認する、確定申告書との整合性を確認するなどが考えられる。

(出典:平成29年度 包括外部監査結果報告書「特別会計の財務事務の執行について」より抜粋)

キ 発見事項

No.59 【指摘】	投資財政計画等の計画と実績の対比が行われていない。
内容	令和3年3月時点において「高松市卸売市場事業経営戦略」が策定されているものの、計画対比は実施されていない。使用料収入は計画比で約40,765千円減少(△4.0%)であった。一方、他会計繰入金は43,601千円の増加であった。
改善事項	計画実績対比を実施し、取組の進捗確認、課題の把握及び対応方策の検討に役立てるべきである。

監査人が経営戦略で策定された計画と実績を比較したところ、以下図表の結果となった。

令和2年から令和4年にかけての取扱高は下振れ傾向にある。4か年累計の計画比でみると、青果取扱高が8,922トン減(差異率は△3.7%)、水産物取扱高が13,195トン減(差異率は△3.7%)であった。取扱高の減少は、使用料算定上も影響を与える事象である。

【図表 59】取扱高、使用料収入、及び他会計補助金の計画対比(単位:トン)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青果取扱高(計画)	61,076	60,738	60,399	60,061
青果取扱高(実績)	59,690	59,474	58,056	56,132
青果取扱高(計画実績差)	△1,386	△1,264	△2,343	△3,929
青果取扱高(計画実績差)4か年累計				△8,922

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水産取扱高(計画)	16,828	16,306	15,783	15,783
水産取扱高(実績)	15,780	12,841	10,753	12,131
水産取扱高(計画実績差)	△1,048	△3,465	△5,030	△3,652
水産取扱高(計画実績差)4か年累計				△13,195

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料収入(計画)	257,385	258,733	257,043	255,243
使用料収入(実績)	249,819	259,165	249,936	237,948
使用料収入(計画実績差)	△7,566	432	△7,107	△17,295
使用料収入(計画実績差)4か年累計				△31,536

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
他会計補助金(計画)	0	0	0	0
他会計補助金(実績)	0	0	15,504	12,593
他会計補助金(計画実績差)	0	0	15,504	12,593
他会計補助金(計画実績差)4か年累計				28,097

他の中核市と比較したところ、営業収益は低く、職員給与費の水準が高い状況にある。延べ施設面積当たりの使用料収入や取扱高は比較的高く、効率的な市場運営であることが分かる。

【図表 60】中核市の中央卸売市場との収益性等の分析

指標	高松市	中核市(法非適用) 32 団体中の平均値	中核市(法非適用) 32 団体中の順位 (数値が高い順)
営業収益	375,163 千円	455,769 千円	20 位
営業外収益 －他会計繰入金	15,504 千円	98,904 千円	24 位
収益的収支比率	98.2%	92.7%	24 位
職員給与費	130,711 千円	81,631 千円	5位
職員数	19 名	12 名	4位
延べ施設面積㎡当たりの 使用料収入	5,164 円	2,986 円	3位
延べ施設面積㎡当たりの 取扱高	1.8t	0.9t	3位

(出典:総務省 公営企業年鑑 令和4年度 市場会計(法非適用団体個表)をもとに監査人が作成)

No.60 【指摘】	経営戦略の更新が適時に行われていない。
内容	青果棟及び水産物棟の再整備費を当初 99 億で見込んでいたものの、青果棟単独の整備費用で約 99 億発生し、水産物棟の概算工事費案は約 77 億円である。また上記指摘1で記したとおり、取扱高も計画比より下振れの傾向にある。 投資財政計画が大幅な実績乖離が生じた場合には見直しを図るとあるが、経営戦略の改定が行われていない。
改善事項	経営戦略を改定する意義は、過去実績と将来のシナリオに基づいて予測を行い、持続可能な経営状況にあるか否かを定量的な情報に基づき事前検証し、収支改善に向けた取組を検討することにある。そのため、複数のシナリオを検証し、市場関係者や財政部局との協議などを経た上で、適時に改定を行う必要がある。

本件は、平成 29 年度の包括外部監査の指摘(報告書 144 頁)でも指摘されている事項である。

【参考資料】

(2)改定に当たっての留意事項

経営戦略の見直しに当たっては、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、経営戦略の改定に

反映させることで、実効性のある経営戦略となるよう取り組んでいただきたい。

(出典:令和6年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について 総務省自治財政局
公営企業 3課室長通知 より一部抜粋)

他団体を参考に、市場経営を取り巻く課題を整理し、市のみならず市場関係者も踏まえた具体的
な対応及び対応時期を明示することも有用であるとする。

【参考】経営戦略の取組事項(他事例)

基本戦略に基づく取組事項	取組主体					実施時期		
	卸	仲卸	売 参加者	買 事業者	関連 開設者	3年	5年	10年
1 集荷・販売力の強化								
(1) 他産地・他市場との集荷・販売ネットワークの構築								
① 他産地・他市場への営業強化	◎	◎	○		○		●	
② 買出入の掘り起し	○	◎	○		○		●	
(2) 地場産の集荷拡大								
① 関係機関・関係団体との連携強化(県・市・JA等)	◎	○			○	●		
(3) 安全・安心な生鮮食料品等の安定供給								
① 品質管理・物流機能の強化	◎	◎	○		○		●	
(4) 風評被害対策								
① 放射性物質検査体制の継続実施	◎	○	○		◎	●		
② 各種マスメディアを活用した広報・周知活動	○	○			◎	●		
2 市場経営力の強化								
(1) 事業者の経営力強化								
① 財務検査の実施による財務の健全化	○	○			◎	●		
② 情報発信のためのホームページの充実	◎	◎		◎	○	●		
(2) 市場担い手の確保と育成の取組								
① ホームページを活用した市場のイメージアップ	○	○		○	◎	●		
② 各種研修会の開催	◎	○	○	○	◎	●		

(出典:いわき市 卸売市場経営計画 令和2年6月一部抜粋)

福島県いわき市では、開設者のみならず、市場関係者が取り組むべき具体的な事項・時期を取りまとめた行動計画を策定している。市及び市場関係者が一体となって取り組むべき項目の整理、並びに進捗管理が行えるものと考えられる。

図表 5-8 事業戦略の実施方法

		具体的な取り組み(一例)	実施方法		
			主な実施主体	実施対象	実施手段
集荷力の強化	周辺産地との連携	品目別に生産者組合の要請	卸、成田市	産地事業者	訪問、契約
		JAや農家との委託契約締結			
		漁港との一層の関係強化			
	他市場との連携	商品融通を仕合う仕組みをネット上でシステム構築	卸、成田市	国内外市場	訪問、契約
商品力の強化	他事業者との連携	地元の食品事業者や6次化に取り組む農業法人等	卸、成田市	他事業者	訪問、契約
	取扱品の品揃え強化	乳製品の拡充の他、海外に人気の食材等を有する産地との出荷契約締結	卸、仲卸、成田市	他事業者	事業者間協議
		当戦略の着実な実践	卸、成田市	市場全体	プロジェクトチーム結成
		市場ルール等の統一			
	加工力の強化	高機能物流棟事業者との連携	卸、仲卸、成田市	加工事業者	事業者間交渉
		衛生面の強化・HACCP対応	卸、仲卸、成田市	市場全体	事業者間協議
	冷蔵・冷凍機能の強化	多温度帯の冷蔵・冷凍庫を活用した新規顧客開拓の実施	冷蔵・冷凍事業者	顧客	事業者間協議

(出典:成田市公設地方卸売市場 経営展望 32 頁)

千葉県成田市では、事業戦略の検討フロー、事業戦略、事業戦略の実地方法が示されており、実施主体、実施対象、実施手段が整理され、市場関係者と一丸となった取組の整理が行われている。

No.61 【指摘】	再整備にあたり長期的な維持管理コストにかかる財源見通しが立てられていない。
内容	新青果棟への移転を契機に、当該整備コストを踏まえた使用料の改定は行われているものの、整備時のインシャルコストのみの算定であった。今後発生する、長期的な保全費（投下資本の維持管理費）が加味されていない。指摘1で述べたように、計画に対して取扱高が下振れ傾向にあるなどにあり、保全費が発生する時期において、市場会計や事業者の事業継続に影響を与える可能性がある。
改善事項	水産棟の再整備も含め、財源負担について、市場関係者と協議を行い、市場会計や事業者の事業継続に十分配慮した最適な施設整備を計画する必要がある。 使用料収入そのものも生産流通構造の変化に左右されることから、計画段階から複数の中長期的なシナリオに対応できる施設整備と、それに応じた財源（使用料収入、企業債発行収入、補助金、一般会計繰入金）などの条件設定を行い、持続可能な市場運営を図るため、長期的な財政運営の見通し（定量的な情報）を逐次算定できる体制を早急に構築すべきである。

現状も踏まえつつ、今後 50 年程度利用することを想定した施設整備とすることが肝要である。

取扱高の減少や市場関係者の減少など悲観的なシナリオが続く場合には、整備した後のリノベーションが図られるようにしておく必要があると考える。例えば、施設の空調について、全館集中管理とするか、一括管理とするかが考えられる。利用が変化した場合にも柔軟な対応ができるよう、今後の状況を予測し、設備ごとの更新周期や在り方を検討しておくべきである。

新施設の整備によって、機械装置が新調されることによる作業の生産性が高まるなど事業環境が良化しているものの、これまでの青果と水産物を1つの場所で管理しているものが2つの場所に分かれることになるため、事務処理機能や監視委託業務などで運営費用が増加するものもある。新施設の稼働にあたって、経費の最小化に留意が必要である。

No.62 【指摘】	滞留債権について事務処理要領が想定していないケースが存在する。
内容	利用に際しての保証金(歳計外現金)を入手することは、与信管理の意義がある。使用料等の滞納者で当該保証金が充当された時点で債権回収に支障が生じているが、滞納期間が長く、実質的に多額の貸倒(不納欠損)が生じる者が5者存在している。また、これまで、高松市中央卸売市場使用料等滞納整理事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)に基づき、処分や調停、訴訟等の法的措置を行っていない。相手方の「失踪」により通知や事情聴取ができない事態について、事務処理要領には定められていない。
改善事項	債権管理上は、滞納債権が膨れ上がる前に利用者(債務者)へ定期的な訪問・督促を実施するとともに、滞留状況を踏まえた退去ルールを周知すべきである。使用料の徴収は、営利事業を営む市場関係者が相手方の大半であり、取組み如何で収納率の改善が見込まれると考えられる。債権回収の実績やノウハウを有する債権回収室からの指導を受けるほか、共同で債権回収を行うなどの取組を強化し、合わせて、市場管理課内の事務処理要領の改定を適時に行うべきである。

No.63 【意見】	請求書(インボイス)発行事務を改善することが望ましい。																					
内容	毎月発生する電気代や2か月ごとの水道代・海水代について、約 150 者の配賦・計算、納付書及びインボイスの発行を行っている。当該作業は手作業による業務が多く、生産性が低い状況にある。そのため、毎月約 53 時間(8人日)、標準給与換算で約 20 万円が生じている。 大まかな事務フロー、作業工数及び想定人件費は以下のとおり。 <table><tr><th>項目</th><th>工数</th><th>人件費</th></tr><tr><td>1. 検針の実施</td><td>約 30 時間</td><td>112,050 円</td></tr><tr><td>2. 電力会社等からの請求書受領・確認</td><td>約3時間</td><td>11,205 円</td></tr><tr><td>3. Excel シートによる各社への使用料の算定</td><td>約9時間</td><td>33,615 円</td></tr><tr><td>4. 徴収決裁・調定</td><td>約1時間</td><td>3,735 円</td></tr><tr><td>5. 納付書の作成・郵送(財務会計システムへの入力)</td><td>約5時間</td><td>18,675 円</td></tr><tr><td>6. インボイス作成・郵送(5とは別に、財務会計システムへの入力)</td><td>約5時間</td><td>18,675 円</td></tr></table>	項目	工数	人件費	1. 検針の実施	約 30 時間	112,050 円	2. 電力会社等からの請求書受領・確認	約3時間	11,205 円	3. Excel シートによる各社への使用料の算定	約9時間	33,615 円	4. 徴収決裁・調定	約1時間	3,735 円	5. 納付書の作成・郵送(財務会計システムへの入力)	約5時間	18,675 円	6. インボイス作成・郵送(5とは別に、財務会計システムへの入力)	約5時間	18,675 円
項目	工数	人件費																				
1. 検針の実施	約 30 時間	112,050 円																				
2. 電力会社等からの請求書受領・確認	約3時間	11,205 円																				
3. Excel シートによる各社への使用料の算定	約9時間	33,615 円																				
4. 徴収決裁・調定	約1時間	3,735 円																				
5. 納付書の作成・郵送(財務会計システムへの入力)	約5時間	18,675 円																				
6. インボイス作成・郵送(5とは別に、財務会計システムへの入力)	約5時間	18,675 円																				
	※人件費は、行政評価で採用している標準給与額 7,527 千円／人を労働																					

	時間 2,015 時間で除した単価@3,735 円を採用。
改善事項	請求書発行事務について、スマートメータや RPA※の導入等を検討し、事務コストの効率化を図ることが望ましい。 ※RPA:Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション):業務の自動化のこと。

No.64 【意見】	本来の用途とは異なる使用をしている事業者が存在する。
内容	使用料を支払っているものの、市場附帯エリアの本来の用途として活動実態のない入居者が存在していた。
改善事項	現行の市場は受益者負担割合 75%を目標としている施設であり、経費の一部は公費負担で賄われている施設である。当該事項を念頭に、本来市場が担うべき役割に寄与するものに対しての利用許可を行う必要がある。活動実態のない利用では、本来の機能を有さず、市場全体のイメージに影響を与えかねないため、市場施設利用基準に適さない場合の定義を定め、周知し、適正な利用が図られるべきである。また、新水産棟の余剰地などにおいても、適正な利用を促すためのルールを提示することが望ましい。

No.65 【意見】	公会計情報を利活用することが望ましい。
内容	市においては、平成 20 年から公会計(総務省基準モデル)を採用し、平成 28 年度以降、統一的な基準による公会計による財務書類を作成している。市場特別会計においても、固定資産台帳及び公会計の財務書類の作成がなされているものの、当該財務書類に基づく運営状況の検討が所管課にて行われていない。 令和 4 年度財務書類(監査時点における直近のもの)で経常費用から経常収益を差し引いた行政コストがプラスとなっており、使用料等により経費が賄われていない状況にある。
改善事項	統一的な基準による地方公会計の財務書類を積極的に活用すべきである。予算・決算にはない情報として、資産負債の財政状態や運営状況等を定量的に把握することができ、中長期的な運営シナリオである経営戦略の改定の材料として活用すべきである。また、再整備に併せて市場会計の経営状況を的確に把握し、情報の透明性を充実させる観点から地方公営企業法を適用することが望ましい。

青果棟及び水産物棟の再整備費用を集計すると、病院事業に近い資産規模にある。情報開示の充実を図り経営基盤を強化するといった観点から、公営企業会計の適用を検討すべきである。

【下水事業会計や病院事業会計の有形固定資産の状況】

令和5年度末（単位：千円）	病院事業	下水道事業
有形固定資産取得価額（建設仮勘定含む）	26,481,030	243,597,350
有形固定資産減価償却累計額	△13,244,026	△80,593,093